

令和 7 年第 1 回定例会

嬬恋村議会會議録

令和 7 年 3 月 4 日 開会

令和 7 年 3 月 14 日 閉会

嬬恋村議会

令和7年第1回嬬恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○諮問第1号の上程、説明	14
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○日程の変更について	28
○発委第1号及び発委第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	28
○発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案調査について	36
○日程の変更について	36

○議案第3号～議案第9号の一括上程、説明	37
○日程の変更について	46
○議案第10号～議案第16号の一括上程、説明、質疑	46
○予算審査特別委員会の設置、付託について	75
○議案第17号の上程、説明	76
○議案第18号の上程、説明	76
○議案第19号の上程、説明	77
○議案第20号の上程、説明	77
○議案第21号の上程、説明	78
○議案第22号の上程、説明	78
○議案第23号の上程、説明	79
○議案第24号の上程、説明	79
○議案第25号の上程、説明	79
○議案第26号の上程、説明	80
○議案第27号の上程、説明	80
○議案第28号の上程、説明	81
○議案第29号の上程、説明	81
○議案第30号の上程、説明	82
○請願書、陳情書等の委員会付託について	82
○議員派遣の件について	83
○休会について	83
○散会の宣告	84

第 2 号 (3月10日)

○議事日程	85
○本日の会議に付した事件	85
○出席議員	86
○欠席議員	86
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	86
○事務局職員出席者	86

○開議の宣告	87
○議事日程の報告	87
○答申第1号の採決	87
○令和6年度嬬恋村各会計補正予算についての質疑、一括討論、採決	88
○日程の追加	93
○議案の撤回について	94
○日程の追加	95
○議案第31号の上程、説明、委員会付託	95
○予算審査特別委員会報告についての一括討論、採決	99
○議案第17号の質疑、討論、採決	104
○議案第18号の質疑、討論、採決	104
○議案第19号の質疑、討論、採決	105
○議案第20号の質疑、討論、採決	106
○議案第21号の質疑、討論、採決	106
○議案第22号の質疑、討論、採決	107
○議案第23号の質疑、討論、採決	108
○議案第24号の質疑、討論、採決	108
○議案第25号の質疑、討論、採決	109
○議案第26号の質疑、討論、採決	110
○議案第27号の質疑、討論、採決	110
○議案第28号の質疑、討論、採決	111
○議案第29号の質疑、討論、採決	111
○議案第30号の質疑、討論、採決	112
○休会について	116
○散会の宣告	116

第 3 号 (3月13日)

○議事日程	117
○本日の会議に付した事件	117
○出席議員	117

○欠席議員	117
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	117
○事務局職員出席者	118
○開議の宣告	119
○議事日程の報告	119
○請願書、陳情書等の審査報告について	119
○一般質問	121
伊 東 正 吾 君	121
土 屋 幸 雄 君	131
下 谷 彰 一 君	146
大 野 克 美 君	163
○延会について	175
○延会の宣告	176

第 4 号 (3月14日)

○議事日程	177
○本日の会議に付した事件	177
○出席議員	177
○欠席議員	177
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	177
○事務局職員出席者	178
○開議の宣告	179
○議事日程の報告	179
○一般質問	179
伊 藤 洋 子 君	179
黒 岩 智 未 君	195
土 屋 哲 夫 君	208
大久保 守 君	221
黒 岩 敏 行 君	235
松 本 幸 君	245

石 野 時 久 君	2 6 1
○閉会中の継続審査申出について	2 7 6
○閉議及び閉会の宣告	2 7 7
○署名議員	2 7 9

令和7年第1回定例村議会

(第1号)

令和7年第1回嬬恋村議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和7年3月4日（火）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 承認第 1号 嬌恋村職員の給与に関する条例の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 2号 嬌恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 8 承認第 3号 嬌恋村議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 9 承認第 4号 嬌恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 10 承認第 5号 嬌恋村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 11 承認第 6号 令和6年度嬌恋村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について
- 日程第 12 承認第 7号 令和6年度嬌恋村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について
- 日程第 13 発委第 1号 嬌恋村議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 14 発委第 2号 嬌恋村議会会議規則の一部改正について
- 日程第 15 発委第 3号 嬌恋村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 1号 嬌恋村カスタマーハラスメント防止条例の制定について
- 日程第 17 議案第 2号 工事請負契約の変更について
- 日程第 18 議案第 3号 令和6年度嬌恋村一般会計補正予算（第8号）について

- 日程第 19 議案第 4 号 令和 6 年度嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 20 議案第 5 号 令和 6 年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 21 議案第 6 号 令和 6 年度嬬恋村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 22 議案第 7 号 令和 6 年度嬬恋村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 23 議案第 8 号 令和 6 年度嬬恋村上水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 24 議案第 9 号 令和 6 年度嬬恋村下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 25 議案第 10 号 令和 7 年度嬬恋村一般会計予算について
- 日程第 26 議案第 11 号 令和 7 年度嬬恋村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 12 号 令和 7 年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 13 号 令和 7 年度嬬恋村介護保険特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 14 号 令和 7 年度嬬恋村簡易水道事業会計予算について
- 日程第 30 議案第 15 号 令和 7 年度嬬恋村上水道事業会計予算について
- 日程第 31 議案第 16 号 令和 7 年度嬬恋村下水道事業会計予算について
- 日程第 32 議案第 17 号 嬰恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 33 議案第 18 号 嬢恋村職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 34 議案第 19 号 嬢恋村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 35 議案第 20 号 嬢恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 36 議案第 21 号 嬢恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 37 議案第 22 号 嬢恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 38 議案第 23 号 嬢恋村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 39 議案第 24 号 嬢恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 40 議案第 25 号 嬢恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 41 議案第 26 号 嬢恋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第42 議案第27号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第43 議案第28号 サーラ嬬恋設置及び管理に関する条例の制定について
日程第44 議案第29号 嬢恋村公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第45 議案第30号 嬢恋村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
日程第46 請願書、陳情書等の委員会付託について
日程第47 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	黒 岩 智 未 君	2番	土 屋 哲 夫 君
3番	伊 東 正 吾 君	4番	下 谷 彰 一 君
5番	黒 岩 敏 行 君	6番	石 野 時 久 君
7番	佐 藤 鈴 江 君	8番	土 屋 幸 雄 君
9番	松 本 幸 君	10番	伊 藤 洋 子 君
11番	大久保 守 君	12番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	黒 岩 彰 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	佐 藤 幸 光 君
会計管理者兼 税務会計課長	宮 崎 由美子 君	未来創造課長	熊 川 明 弘 君
交流推進課長	小 林 千 速 君	住 民 課 長	望 月 浩 二 君
健康福祉課長	黒 岩 孝 義 君	建 設 課 長	黒 岩 建五郎 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上下水道課長	黒 岩 治 信 君
観光商工課長	竹 渕 幹 雄 君	教育委員会 事 務 局 長	滝 沢 勇 司 君

事務局職員出席者

議会事務局長　　目　黒　康　子　　書　　記　　横　沢　右　京

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和7年第1回嬬恋村村議会定例会は成立いたしました。
よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、3番、伊東正吾議員、4番、下谷彰一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月14日までの11日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（佐藤鈴江君）　日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査報告書12月から2月分まで定期監査の結果についてを受理しましたので、配付のとおり報告します。

また、本職において決定した議員派遣の結果並びに12月定例会以後の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

最後に、2月25日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

土屋委員長。

〔議会運営委員長　土屋幸雄君登壇〕

○議会運営委員長（土屋幸雄君）　議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、2月25日、委員会を開催し、当局から村長、副村長、総務課長の出席により、令和7年第1回議会定例会の運営について協議をいたしました。

第1回議会定例会の会期は3月4日から14日までの11日間とし、一般質問の通告期限は10日前午前10時までと決定をいたしました。

提出予定案件は、諮問1、承認7件、議案30件です。そのほかに、議会運営委員会発委の案件が3件であります。主な内容といたしましては、各会計の令和6年度補正予算並びに令和7年度当初予算、村条例の制定及び一部改正、工事請負契約の変更についてなどが提案される予定となっております。

また、当局から、提出議案並びに議題となっている案件の説明を行いたいとの要望があり、4日の全員協議会において行うことと決定をいたしました。

なお、令和7年度予算の審査については、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月5日から6日に行うことと決定をいたしました。

今回、請願、陳情書等については、陳情1件、要望1件の提出がありました。協議の結果、請願、陳情文書表配付のとおり付託することと決定をいたしました。

各常任委員会並びに特別委員会は3月10日に開催することと決定をいたしました。

また、一般質問について、これまでと同様に一問一答方式で行うことと決定をいたしました。

た。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐藤鈴江君）　日程第4、行政報告を行います。

村長から、行政報告を行うための発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　議長の許可を得ましたので、3月定例議会における行政報告をさせていただきます。

まず冒頭に、激動する世界と日本、情勢について一言触れさせていただきたいと思ってい

ます。

ロシアとウクライナの紛争が2022年2月24日、ちょうど3年前ちょっとでございますけれども、紛争が発生しております。現在も国際秩序が大きく揺れております。あわせて、2023年10月7日に始まりましたイスラエルとパレスチナの紛争でございます。ここに来て昨年の秋、アメリカにおける政権交代、トランプ大統領が就任なされまして、現在は関税問題、これと国際経済、この在り方について議論が行われております。国際秩序がダイナミックに変化する中でございますけれども、我が国にも、また我が市町村、我が嬬恋村にも影響があるものだと思っておりますので、注意深く動向を確認していかなければと思っております。

また国内におきましては、昨年の1月1日午後4時10分でございますが、能登半島地震があつて、まだ復旧復興の途上でございます。現在も岩手県大船渡市におきましては、山林火災が約2,100ヘクタールが燃えたということでございます。避難指示が出ておつて約4,600名の方が避難をしておるという状況でございます。

また公共施設高度成長時代に造りました流域下水道、公共下水道あるいは水道、これらの地下施設につきまして、埼玉県の八潮市道路陥没事故が発生いたしました。流域下水道事業で流域面積、流域人口は、埼玉県12市の市町でございまして、影響を受ける方が120万人という被害が発生しておるところでございます。地下に埋まったものが首都圏直下地震、あるいは南海トラフ地震等がございますので、公共施設の地下にある諸施設につきましては、水

道法も改正され、4月からは厚生労働省から国土交通省に移管されるということでございます。

我が村におきましても、流域下水道はございませんが、公共下水道、農業集落排水事業、あるいは水道上下水、簡水とございます。これらについては、中長期に一気にはできませんので、中長期の計画をしつかり練って、しつかりとした対応を取っていく必要があると思っておるところでございます。

また、これらの自然災害におかれまして、亡くなられました皆様方に心よりご冥福を申し上げますとともに、現在も避難をなされている皆様には心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

嬬恋村の大きな経済動向について触れさせていただきます。

ご存じのようにバブル経済の頃には、嬬恋村もリゾート法の指定を受けて大規模な開発が行われたところでございます。しかしながら、バブル崩壊後におきましては、第3セクターの廃止、あるいは指定管理制度の活用等によりまして、ほぼそれらの整理はできてきておると思っております。

また、その後にはリーマンショックがあって、デフレからの脱却ということで、失われた30年がございました。失われた30年の間には、土地は借りるんじやなくて返済するということであります。高度成長で二桁成長、給料も上がり土地も上がるんであれば、借金のほうが得だったわけでございますが、金利のない世界、失われた30年が過ぎようとしております。

この間、我が村では財政再建ということで、平成19年6月15日に成立いたしました地方自治法財政健全化法によりまして、我が村はイエローでレッドに近いという指定も受けましたが、今日ではそれは回復したところでございます。

財政再建を果たして、当時は村長給料30%、議員の給料20%、職員の給料10%カットというような時代もありました。各種団体につきましても、補助金のカットをご指導いただいて、今日を迎えております。現在は財政は一応健全な状態が続いていると思っておるところでございます。

その後は、学校の再編ということで少子高齢化に対しまして、いち早く学校の再編を行つてまいりました。あわせまして、教育費の無償化、憲法26条第2項にうたわれております「義務教育は、これを無償とする。」という文言がございますが、これを実践するべく教育費の無償化に努めてきたところでございます。学校給食費につきましては、現在、日本では国会で議論をされておりますが、小学生につきましては、来年度から国のほうで学校給食費

を無償にするという方向で、今日衆議院では議決されるかと思われますけれども、我が村では給食費の無償化、保育費の無償化、それから統合によりまして、遠くなる子供たちのために通学費の無償化、これも行ってきたところでございます。また医療費の無償化につきましても、高校生までは、医療費は無償化ということで取り組んできたところでございます。

その後におきまして、大きな変化というと何といつても令和元年に起きました台風19号、令和元年東日本台風でございました。また平成27年に成立しました大規模災害復興法の適用、昭和36年に制定されました激甚災害法等の指定を受けまして、国のほうからの支援をいただきました。約270億円の資金をご指導いただきまして、復旧復興に努めてきたところでございます。ほぼ、一巡してきておると思っておりますけれども、関連するまだ嬬恋橋、もうすぐ通行が可能になると思われますが、現在も片側通行ということでご不便を村民の皆様におかけしておりますけれども、もうすぐもうじき完成すると復旧すると信じておるところでございます。

これは大きな嬬恋の動向が変化ダイナミックにしておりましたが、今日では最も重要なことは、議会のご承認を賜りました債務負担行為、3年間にわたります債務負担行為で現在建設中でありますサーラ嬬恋の建設でございます。投資的な経費を今回の予算、来年度予算につきましても、投資的な経費はカットを大分させていただいておるところでございますが、これらにつきましては、議会のほうで議運のほうでもお決めいただきました令和7年度の予算編成の特別委員会のほうにおきまして、議員の皆様のご意見を賜りながらしっかりと対応してまいりたいと思っております。あわせて、説明責任もしっかりと果たしてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただけたらと思っております。

村では現在、平成29年に公共施設再編計画、あわせて平成31年に公共施設再編個別計画ということで、公共施設再編計画を行っております。以前から議会にも報告、平成26年、7年頃から報告もさせていただいておりますが、人口減少、少子高齢化に伴いまして、保健センターの併設をしましょう、また広域消防本部の嬬恋村分署につきましては、有利な起債が当然認められますので、これらのものも統合して建設しましょう、コンパクトにまとめましょうというお話をさせていただいておるところでございます。

なお、今後につきましては、第5次嬬恋村総合計画が平成23年から令和2年、あわせて、まち・ひと・しごと創生総合戦略、平成27年から令和元年とあったわけですが、1年ずれておりましたので、第6次嬬恋村総合計画、令和元年度に統一をさせていただきました。現在、第2期のまち・ひと・しごと総合戦略を令和元年度から第6次嬬恋村総合計画と併せて取り

組んでおるところでございます。

ちょうど5年を経過してきておりますので、議会のほうには、また全員協議会において今後の総合計画等の在り方について、説明をさせていただけたらと思っております。

あわせまして、今後嬬恋村どうあるべきかということでございますが、現在は議会のほうにも報告させていただいておりますが、副村長を中心として、全体を考えるグランドデザイン計画をしっかりとつくろうと、また議会の皆様におかれましても既にPFIの勉強、あるいは公共施設再編に伴いまして川場村の視察等もなさっておるということでございます。ぜひとも一致協力をいたしまして、嬬恋村の将来のしっかりととしたグランドデザインをつくっていただき、私たちの次の世代にしっかりと引き継いでいけたらと考えておるところでございます。

あわせまして、嬬恋村の最も重要なこれから課題の一つであります上信自動車道でございますが、令和6年度、本年度3月31日までの予算補正が決まりまして、合計132億9,400万円の上信自動車道の令和6年度予算、これは補正が決まったということで確定でございます。来年度につきましても、しっかりと国のほうへお願いをし、一日も早い上信自動車道の全線開通をしっかりと目指してまいりたい。この基本的な資金については、国・県のご指導をいただいて造るものでございます。現在の予定では、令和11年度までに渋川から鎌原までが全線開通予定でございます。

また、仮称嬬恋バイパスにつきましては、県ともしっかりと連携を取りながら今進めておるところでございますが、そう遠くない時期に整備区間の格上げにお願いを今要請しておるところでございます。県のほうにおいても、群馬県の道路の中で最も重要な路線は、上信自動車道だというふうにはっきりと明示していただいております。県の県土整備部の地域計画をご覧になっていただければ分かるとおり、しっかりと上信自動車道の位置づけがなされておるところでございます。

この上信自動車道の在り方に併せて、グランドデザインの在り方、そして村の財政もしっかりと確認すること、財政の中ででき得れば、PFI、PPP、民間の資金を活用してできればいいと思っておるところでございます。

しっかりととしたグランドデザインを議員の皆様共々、公共施設再編計画特別委員会もございますので、しっかりと議論を進められたらと思っております。また各地域の皆様、また特にキャベツの輸送に関わりになりますJA農協の関係の皆様方、産業に関わりがあります観光関係の皆様、商工会の皆様方ともしっかりと意見を確認しながらグランドデザインをつく

れたらと思っておるところでございます。

今後も全くこれは約ということで、推定でございます。推定の部分も多いわけでございますが、長野原嬬恋バイパスインター関係が、令和元年3月29日に整備区間の指定を受けました。以降、5億円、5億円、5億円、9億円、9億円と予算はついてきておりますが、今後は具体的に用地買収費、あるいは工事費が追加されるものと思っております。今後、長野原嬬恋バイパスでは全くのざっくりでございますけれども350億円、嬬恋バイパスで350億円、田代から鳥居峠までの間、約300億円ぐらいの国・県のお金が投資されるであろうと想定されております。

人件費の高騰、資材の高騰等も含めまして、予算の確保をしっかりとしながら、吾妻の東バイパス、東バイパス2の区間も令和11年度には完成予定でございますので、予算をしっかりと確保すれば、集中的に嬬恋から長野に向かっての工事は進捗するものと思っております。

ぜひとも地域の皆さんとしっかりとお願いはお願いでし、そしてまた嬬恋村の未来の将来の在り方をしっかりと皆さんと共に検討を加えてまいりたいと思っております。

村内の産業動向の方向性についてお話をさせてもらいたいと思います。

第1次産業、夏秋キャベツは日本一、54年間全国一ということでございます。名実ともに先人の作ったキャベツ日本一の村だと思っております。今後においてもしっかりと生産体制を整え、環境保全型農業を推進し、有害鳥獣対策も国・県とも連携し、さらには農業の憲法であります昨年年6月に成立いたしました食料・農業・農村基本法、これをしっかりと踏まえて生産者が再生産できる、消費者に理解を得た価格の取得、これを目指して議員の皆様共々、しっかりとお願いをすべきところにはお願いをしてまいりたい、そして人間誰もが毎日口から物を食べなければ生きていけません。エネルギーであります。食料の安全こそ、カロリーベースでやっぱり50%は先進国であれば、カロリーベースで50%の食料自給率があるためにもこそ、嬬恋のキャベツもしっかりと生産できる体制を維持してまいれたらと思っております。

第2次産業の関係でございますが、第2次産業の皆さんには、台風の復旧復興では大変お世話になりました。それ以降につきましても、嬬恋村ではほぼ毎年でございます、風水害被害が出ております。議会の承認も得まして、工事をその都度その都度やっておりますけれども、県のほうのご指導もいただきまして、小規模土地改良事業等含めて細かいところにも手の届く復旧事業を重ねてまいりました。

今後におきましては、先ほど申しました上信自動車道、直接我が村の第2次産業は関わる

ところは少ない、もちろんメインは関われないかもしれませんけれども、関連いたします村道、あるいはアクセス道路がございますので、これらについてもまだまだやるべき課題は第2次産業にもあると、また建物につきましては公共施設の再編計画がございますので、これからもあると思っております。それらをしっかりと見据えて地域づくりができたらと思っております。

第3次産業でございますが、現在24年度、前年でございますが3,687万人の外国人が日本に訪れております。経済効果として、売上げベース8兆1,000億円、対前年で53%増と言わっております。

ご存じのように去年の12月には3,470万人が日本に訪れております。なおかつ月例統計で25年、今年1月でございますが、さらに310万人増えまして3,780万人ということでございます。あわせまして、オーバーツーリズムという話も現在、非常に大きな政策課題と国全体ではなっておるところでございます。

我が村におきましても、第3次産業、全体を見ますと、まだまだ厳しい状況が続いておりますが、浅間高原地区のホテル等についても、大分外国人の方の入村、観光客が訪れるような状況が続いております。

また、パルコール嬬恋スキー場におきましても、東南アジアからの観光客が増えておるという状況でございます。第3次産業につきましては、近隣いたします軽井沢町、あるいは草津町、日本を代表する観光地もございますので、そことも連携することは連携しながら我が村のリーディング産業に、基幹産業は農業、リーディング産業は観光ということで、一步一步前に進められるような政策を展開していけたらと思っております。

国・県の予算の話をさせていただきます。

国会のほうでは皆さんご存じのように、今日衆議院議員で来年度予算が成立するやに報道されておるところでございます。115兆5,400億円ということで、ざっくり115兆円の予算編成であります。

群馬県のほうも県議会のほうで議論されておりますが8,078億円でございます。我が村につきましては、今後議会の特別委員会のほうに提案をさせていただいてしっかりと議論を進めたいと思っておりますが、よろしくお願いをしたいと思っております。

中でも、サーラ嬬恋につきましては、3年間でざっくり25億円ということで、議会の承認を得まして、債務負担行為で予算を執行しておるところでございます。これは完成すれば、また次のステップの嬬恋村役場等の公共施設再編に向けて中長期の、また先ほど冒頭に申し

ましたように地下の施設であります下水道事業、水道事業等も含めて、中長期のしっかりととした青写真をつくっていけたらとこのように思っておるところでございます。

少子高齢化社会という現実がございます。現在、昨年の1年間で嬬恋村に生まれた子供は48名でございます。嬬恋村で昨年1年間でお亡くなりになった方が145名でございます。48名生まれて145名がお亡くなりになったという、こういう現実もございます。国内の出生者数に関しては、過日総務省からも発表されました、毎年90万人の人口が減少しておるという現実がございます。国内全体では約でございますが、生まれた数が72万人、お亡くなりになられた方が161万人ということで、90万人減少、90万人が10年続きますと900万人、約1,000万人の人口減少が続いているという状況でございます。合計特殊出生率を見ても、これから日本国の人団はどんどん増える状況にはございません。やっぱり国立社会保障・人口問題研究所の統計を見ましても、2050年には吾妻郡の人口は2万7,000人、吾妻郡全体の人口が2万7,000人になると推定されておるところでございます。吾妻郡6町村を見ても比較してもらえば分かるわけでございますが、嬬恋よりもまだまだもっと急速に高齢化の進んでいる自治体があるわけでございます。これらに対応するべくもろもろの建物の集約あるいは中長期のしっかりととした青写真の策定が重要な政策課題だと思っております。

このような嬬恋村の現状が今日あるわけでございますが、今後も関係人口の創出、これにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。現在、移住者が浅間高原には年間に約130世帯ぐらい、平均年齢が40歳代、そして今、浅間高原には現在850世帯、今超えていると思われますが、移住・定住者が増加傾向にあります。また、旧村の地域、旧地域におきましては、やっぱり人口減少が進んでおるという現実もございます。

いずれにいたしましても、関係人口をしっかりと創出して少子化時代、高齢化社会、これに対応するべく関係人口の創出にしっかりと努めてまいりたいと思っております。

大きな目標として、ウエルビーイングだと思っております。精神的にも肉体的にも社会的にも人々が良好な状態、ウエルビーイングを幸福度と言ってもいいかもしれません。ここに住む人々がウエルビーイングの社会、これを目指していくように議会の皆様とともに情報共有しながら、しっかりと議論をして村民の幸せのために今後もしっかりと努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

なお、私の主な今までの日程、それから今後の私の公務につきましては、ホームページにて公表しておりますので、ご覧になつていただけたらと思っております。

今後も議会の皆様との連携、地域との連携、各種団体との連携、そして村民が一体となつ

て未来への嬬恋村をしっかりと構築する、こういう1年にしていけたらと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げ、私の行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） これで行政報告は終わりました。

◎諮問第1号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松本幸議員の退場を求めます。

〔9番 松本 幸君退席〕

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由を申し上げます。

現委員であります坂口次郎氏が、令和7年6月30日をもちまして任期満了となりますので、後任者の推薦について法務大臣から依頼がありました。つきましては、諮問のとおり、松本源氏、嬬恋村田代1205番地の12、昭和34年1月20日生まれ、66歳を推薦いたしたく議会に諮問をさせていただくものであります。当該候補者は、広く社会の実情に通じ、人権問題に対しましてもよき理解者であるとともに、その信望には非常に厚いものがあります。年々複雑、多様化する人権問題の相談役、指導者として、当村にとっての必要な人材であると考えます。人柄、健康面にも極めて良好で適任者と認められますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会のご意見をいただき、法務大臣に推薦したいと考えますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。本案については、全員協議会で意見調整し、再開日に答申したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、本案は全員協議会で意見調整し、再開日に答申することといたします。

松本幸議員の入場をお願いします。

[9番 松本 幸君復席]

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君）　日程第6、承認第1号　嬬恋村職員の給与に関する条例の一部改正の専決処分の承認について、本案について当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君）　承認第1号　嬬恋村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）が可決成立したことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、令和6年12月17日に当該条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。慎重なるご審議を賜りまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君）　総務課長。

[総務課長 佐藤幸光君登壇]

○総務課長（佐藤幸光君）　承認第1号　嬬恋村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、詳細説明をさせていただきます。

大変申し訳ありません、資料がちょっと欠落しております、説明したい部分が抜けておりました。昨年の12月の全員協議会の中で専決予定ということで説明させていただいた資料を基に説明をしたいと思いますので、今、12月の全協の資料を発信させていただきます。申し訳ありません。後ほど、欠落した部分については、差し替えで提出を至急したいと思いますので、申し訳ありませんがご了承いただきたいと思います。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、期末手当ということで第23条です。こちらは現行100分の122.5だったものが、100分の127.5ということで、0.5か月分の増額ということになります。その下、第24条、勤勉手当ですけれども、こちらも100分の102.5が100分の107.5ということで0.5上げるということで、両方合わせまして0.1か月、現行これまで4.5か月だったものを4.6か月に増額をするという内容でございます。それからその次のページ、表でいきますと6ページ、7ページ、これが現行だったものなんですが、ちょっとページがおかしいんですが、その次の2ページ、3ページ、こちらのほうが改正後の給料表ということで、若干増額をしております。

以上です。大変申し訳ありませんが、後ほど資料のほうは整えたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 本案についてこれより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第7、承認第2号 嬢恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 承認第2号 嫩恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）が可決成立したことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、令和6年12月17日に当該条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

[総務課長 佐藤幸光君登壇]

○総務課長（佐藤幸光君） 承認第2号 嫩恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、詳細説明をさせていただきます。

そうすれば、最後の新旧対照表のほう、ご覧いただきたいと思います。

現行、期末手当が100分の225から100分の235ということで、0.1か月増額をするというものです。

その下の第2条関係とございますけれども、こちらのほうは100分の235だったものを100分の230に減額をするという内容ですけれども、4.6か月ということで調整をするというもので、今年の4月1日以降については、今度上げ過ぎになりますので、上げ過ぎにならないように0.5か月、年間で落とすというような内容になっております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案についてこれより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） この特別職については12月17日以降、報酬審議会等開かれたりしたんでしょうか。1点お聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えします。

報酬審議会には諮っておりません。恒例ですけれども、人事院勧告についてはそういうところで諮っておらず、周辺の動向等を見極めて今回は準じたという形で提案をさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、承認第2号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第8、承認第3号 嫁恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第3号 嫁恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）が可決成立したことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、令

和6年12月17日当該条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでござります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議をいただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 承認第3号 嫩恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、詳細説明をさせていただきます。

最終ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

期末手当です。100分の225を100分の235ということで、0.1か月分増額をするという内容になります。先ほどの特別職と内容的には全く同じでございます。

年間4.5か月の一時金を4.6か月に上げるという内容になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案についてこれより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、承認第3号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君）　日程第9、承認第4号　嬬恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　承認第4号　嬬恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）が可決成立したことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、令和6年12月17日当該条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君）　総務課長。

〔総務課長　佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君）　承認第4号　嬬恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、詳細説明をさせていただきます。

5ページ目の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、今回の人事院勧告には関係のない部分になりますけれども、第2条のアンダーラインが引いてあるところ、現行が「期末手当及び期末手当を」ということで、これは誤記であったと、前回誤った改正をしてしまったということで、今回「期末手当及び勤勉手当」に訂正をさせていただくというものが1つございます。大変申し訳ありませんでした。

それから、その下です。

10条、期末手当の基礎額に100分の122.5を乗じたというところを100分の127.5を乗じたということで、0.05か月を増額するというものです。

ここには記載してありませんけれども、そのほかに勤勉手当もございまして、ほかの一般職員と同様に4.5か月を4.6か月に増額をするという内容になりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案についてこれより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第10、承認第5号 嫩恋村職員の寒冷地手当に関する条例の一部

改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第5号 嫩恋村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）が可決成立したことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、令和6年12月17日に当該条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。慎重なるご審議をいただきまして、ご

承認賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 承認第5号 嫁恋村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、詳細説明をさせていただきます。

最終ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず現行ですが、世帯主である職員で扶養親族のある職員の場合、これが1万7,800円だったものを1万9,800円に増額するというものです。

それから、世帯主である職員で、その他扶養親族のいない職員の場合、現行1万200円を1万1,400円に増額するというものです。

それから世帯主ではない職員、これにつきましては、7,360円を8,200円に増額するという内容になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案についてこれより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、承認第5号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第11、承認第6号 令和6年度嫁恋村一般会計補正予算（第6号）

の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 承認第6号 令和6年度嬬恋村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認につきまして、提案理由を説明させていただきます。

一般会計補正予算（第6号）は、補正額4,180万4,000円を追加し、歳入歳出総額を93億5,238万2,000円とするものでございます。

内容としましては、国策による低所得世帯支援給付金事業の実施に当たり、緊急に予算の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことから、嬬恋村一般会計補正予算（第6号）の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

[総務課長 佐藤幸光君登壇]

○総務課長（佐藤幸光君） 承認第6号 令和6年度嬬恋村一般会計補正予算の内容について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,180万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億5,238万2,000円とするものでございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございますが、15款の国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,692万4,000円の増額でございます。

それから19款の繰入金ですが、財政調整基金繰入金488万円です。

続きまして6ページの歳出をご覧いただきたいと思います。

3款民生費、低所得世帯支援給付金（非課税世帯）支給事業となっております。総額で4,180万4,000円。内訳ですが、18節の負担金、補助及び交付金ですが、低所得世帯支援給付金（非課税）ということで3,600万円、それから（こども加算）ということで400万円です。

その他80万4,000円につきましては、郵送費それからシステムの改修委託料というような

ことになっております。

私のほうから以上ですが、住民課長のほうから進捗状況等の説明をしていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） そうしましたら、私のほうから承認第6号 嫁恋村一般会計補正予算（第6号）の専決処分に係る事業の進捗について説明をさせていただきます。

国による令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、低所得世帯支援枠を活用した給付金の支給事業となります。

まず基準日ですが、令和6年12月13日となっておりまして、住民登録があり令和6年度の住民税が非課税の世帯へ1世帯当たり3万円を、また当該非課税世帯に18歳以下、これまで末年齢になりますが、お子さんのいる場合は子供1人当たり2万円を加算して給付するというものであります。

嫁恋村では、対象世帯数が775世帯となっておりまして、こども加算については28世帯59名が対象となっております。このこども加算については、令和6年12月31日までに生まれた子供を対象とさせていただいております。

支給状況につきましては、1月28日に対象となる世帯へプッシュ型で申請によらない方法でこちらから給付金を支給いついつしますという形の文書を送付させていただいております。2月28日に非課税世帯分746世帯、金額で2,238万円、こども加算につきましては、対象の全世帯分、金額で118万円が既に給付済みとなっております。また、口座情報等が分からぬ世帯がありますので、それにつきましては、今現在申請をいただいている世帯12世帯分を3月10日に給付する予定となっております。申請期限を令和7年3月10日とさせていただいております。

以上が事業の進捗状況となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案についてこれより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第12、承認第7号 令和6年度嬬恋村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第7号 令和6年度嬬恋村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認につきまして、提案理由を説明させていただきます。

一般会計補正予算（第7号）は、補正額4,288万9,000円を追加し、歳入歳出総額を93億9,527万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、国策による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、燃料購入費補助事業を実施するに当たり、緊急に予算の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことから、嬬恋村一般会計補正予算（第7号）の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 承認第7号 令和6年度嬬恋村一般会計補正予算（第7号）につ

いて、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,288万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億9,527万1,000円とするものでございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございますが、15款の国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（補正予算分）ということで4,136万9,000円でございます。

19款の繰入金、財政調整基金繰入金152万円です。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思います。

歳出ですが、2款の総務費、燃料購入費助成事業4,288万9,000円でございます。内訳ですが、18節の負担金、補助及び交付金で給付費として4,100万円です。

その他188万9,000円につきましては、郵送等の事務費になります。

私のほうから以上ですが、未来創造課長のほうから進捗状況について報告をしていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） それでは、私のほうから物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしました燃料購入費助成事業について、現在の進捗状況をご説明させていただきます。

本事業につきましては、額面1,000円の券を1世帯10枚、合計1万円分の燃料購入券の交付となっております。交付対象者は1月1日現在、住民登録のある世帯主としまして、対象世帯数は4,031世帯となっておりまして、2月13日特定記録郵便にて発送をさせていただきました。

この燃料購入券によりまして、ガソリン、軽油、灯油を購入することができます。村内18か所のスタンド等で使用可能となっておりまして、使用期限を令和7年3月31日として、年度内の事業完結とさせていただきました。現在、発券額が4,031万円のうち1割弱の370万円ほどの支払い状況となっております。

以上、ご説明とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 本案についてこれより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私はこの予算について、12月議会のときにも賛成の表明をしたわけなんですけれども、欲を言えばということで、今後への期待として意見を述べさせていただきます。

国のほうのあれで、人勧とかで先ほどの採決したように職員の寒冷地手当が増額されました。私はそれに賛成するときにやはり同じ嬬恋村、寒いところに住んでいる村民にも手厚いことをしてほしいということで要望しておきましたが、1世帯1万円ということで、頂いた方々はそれでももらわないよりは助かるというふうに言っていましたけれども、先ほどの寒冷地手当との比較で言えば全然低い金額なので、やはり村の財政が厳しいのが理由のようですが、例えは近隣の草津町はふるさと納税から4,000万円を補填して1人1万円の商品券、長野原町はつなぐカンパニーの何かで商品券をやっぱり1人1万円で6回か7回目の1万円給付になっているので、そういうところでは、村が今財政が厳しいというので、村民もしようがないかなと思っているけれども、そこら辺ではやっぱり他町村との比較でとても低かったので、喜んではいるけれども、行政としては財政をきちんとして村民にそういうときに厚い手当ができるようにしていただくことを要望しておきます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、承認第7号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎日程の変更について

○議長（佐藤鈴江君）　日程第13、発委第1号　嬬恋村議会委員会条例の一部改正について及び日程第14、発委第2号　嬬恋村議会会議規則の一部改正については関連がありますので、この際、日程を変更して、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君）　異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎発委第1号及び発委第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君）　日程第13及び日程第14を一括議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、土屋議員。

〔議会運営委員長　土屋幸雄君登壇〕

○議会運営委員長（土屋幸雄君）　発委第1号　嬬恋村議会委員会条例の一部改正について及び発委第2号　嬬恋村議会会議規則の一部改正について、提出理由を説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年に成立したことに伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応するための改正をするものでございます。

初めに、発委第1号の主な改正点は議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うものであります。

次に、発委第2号の主な改正点は、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君）　本案についてこれより質疑を行います。

初めに、発委第1号　嬬恋村議会委員会条例の一部改正について、ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号 嬢恋村議会会議規則の一部改正について、ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第15、発委第3号 嬢恋村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、土屋幸雄議員。

[議会運営委員長 土屋幸雄君登壇]

○議会運営委員長（土屋幸雄君） 発委第3号 嫦恋村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

個人情報保護に関する法律施行規則の一部改正に伴い、規定の整備の必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。よろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案についてこれより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第16、議案第1号 嫂恋村カスタマーハラスメント防止条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第1号 嫂恋村カスタマーハラスメント防止条例の制定につきま

して、提案理由を申し上げます。

昨年12月本議会におきまして、1番、黒岩智未議員から一般質問がございました。カスタマーハラスメント防止条例の提案でございました。答弁で私もお金もかかるわけでもないし、やるべきことをやりましょうという答弁をさせていただきました。

現在、カスタマーハラスメント条例につきましては、東京都は既に制定されております。群馬県についても群馬県議会で規定するという情報もございます。カスタマーハラスメントを防止し、事業者が安心して事業を営むことができるよう基本的な事項を定め、住みよい村づくりと村の発展に資することを目的に本案を提出するものでございます。

詳細については担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議をいただきましてご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第1号 嫦恋村カスタマーハラスメント防止条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

そうすれば、案をご覧いただきたいと思います。上のほうから順次説明をさせていただきます。

第1条、まず目的ですが、この条例は顧客等によるカスタマーハラスメントが就業者に精神的または身体的な苦痛を与え、さらには業務の停滞を招くなどの影響を及ぼすことから、カスタマーハラスメントを防止し、事業者が安心して事業を営むことができるよう基本的な事項を定め、もって住みよい村づくりと村の発展に資することを目的とするとなっております。

第2条、定義でございますが、この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）号、顧客等については、事業者より商品、サービス等を受ける者又は事業者の業務に関係する者でございます。

（2）号としまして、事業者ですが、村内で顧客等に商品、サービス等を提供する事業を行う法人、団体（国や地方公共団体を含む。）又は個人となっております。

（3）号、就業者でございますが、事業者の業務に従事する者としております。

（4）号、カスタマーハラスメントとは、就業者に対する顧客等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超えるもので、精神的又は身体的な苦痛を与えるなど、就業環境を害す

るものとしております。

第3条が基本理念でございますが、顧客等、事業者及び就業者は、カスタマーハラスメントの防止に努めるものとするとしております。

第2項ですが、カスタマーハラスメントの防止対策は、事業者及び就業者に対する顧客等の権利を不当に妨げるものであってはならないとしております。

第4条、村の責務でございますが、村はカスタマーハラスメントの防止対策について事業者及び就業者への啓発を行い、必要な情報を提供するものとするとしております。

第5条、顧客等の責務についてでございますが、顧客等はカスタマーハラスメントを理解し、カスタマーハラスメントを行ってはならないとしております。

第6条は、事業者の責務でございますが、事業者は、カスタマーハラスメントの防止対策に努めなければならない。

第2項としまして、事業者は、就業者がカスタマーハラスメントを受けた際は、受けた就業者に配慮し適切な措置を講じなければならない。

第3項ですが、事業者は、カスタマーハラスメントにより就業環境が害された際は、適切な措置を講じなければならないとしております。

第7条は就業者の責務でございますが、就業者は、自らの言動によりカスタマーハラスメントを生じさせないよう、注意を払わなければならぬとしております。

次のページになりますけれども、第8条は関係機関との連携でございます。カスタマーハラスメントの防止対策においては、必要に応じて関係機関が連携を密にして取り組むものとするとしています。

第9条は委任でございます。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定めるとしております。

附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するとしております。

内容は以上ですが、内容的に罰則規定、それから何かあったときの審査委員会等の設置はこの条例には盛り込んでおりません。あくまで抑止効果を狙った内容としてまとめたものでございまして、今後運用していく中で必要に応じて改正を加えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案についてこれより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 第8条なんですかけれども、やはり私もこの条例、そういうことが起こり得るので、つくることには反対ではないんですけれども、特に役場以外にも地域のいろんな商店とかストアとか、そういうところがすごく関わりがあると思うので、ここに必要に応じて関係機関が連携を密にして取り組むものとするというと、そういう協議会というか何かそういうものも村が責任を持って進めていくのかどうか、その辺はどのような方法で啓発活動をして取組をしていくのか、ちょっとこれでは見えないので説明していただければと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えします。

第8条の必要に応じて関係機関が連携を密にしてという部分だと思いますが、こちらにつきましては、具体的にどこというものは今ないんですが、国の機関であったり県の機関であったり、またはいろんな各種団体、そういったところといろんな問題を協議して、解決をしていくという連携が今後考えられるんじゃないかということでございますので、今後運用していく中で、これは充実していかなければいけないと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今の質問で総務課長から答弁がありましたけれども、やはり窓口というとこの辺だと銀行とか金融機関とかもありますし、協議をしていくというんで、そういう困りごとがあったときには、どこにどのように連絡したらいいとかそういう方法とかもあったほうがいいと思うので、協議会というかそういう連携機関を設けたほうがいいなという思いがありますので、その辺を今後の要望として、賛成したいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） 黒岩智未です。よろしくお願いします。

先ほど村長からもありましたように、12月自分のほうから一般質問させていただいた件なんですが、まだ3か月しかたっていないのに、早々の決断いただきありがとうございます。

先ほど、総務課長からも運用しながらということで進めていければということをお聞きしましたけれども、もちろん今までなかったことですので、運用しながらいろいろ改善点も出てくることだと思いますので、運用しつつ駄目なところ、いいところを見極めながら、いいものにしていっていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第17、議案第2号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第2号 工事請負契約の変更につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年嬬恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

[建設課長 黒岩建五郎君登壇]

○建設課長（黒岩建五郎君） それでは、議案第2号 工事請負契約の変更につきまして、詳細説明をさせていただきます。

1、工事名、令和5年度村道大横川北山線、のり面補修工事。

2、施行箇所、嬬恋村大字大笹地内。

3、履行期限、令和7年3月21日。

4、契約金額、変更前、金4,889万5,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（金444万5,000円）。変更後、金5,313万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（金483万円）。423万5,000円の増額となります。

5、請負業者、群馬県吾妻郡嬬恋村大字芦生田410-2、上坂建設株式会社、代表取締役、上坂真理。

施行箇所につきましては、国道144号、長井川原から北山へ向かう右側ののり面の補修工事となります。工事概要についてですが、既設のブロック積みにおける亀裂の発生、転石や落石が確認され、車の通行に支障を来すおそれが生じていることから、のり面の補修と落石防護柵工を行う工事になります。

工事の内容ですが、既設のブロック積みに地山補強土工として、格子状の受圧板と鉄筋挿入、グラウト注入により地山と一体化させ、のり面の安定を図る工法として、それぞれ受圧板91枚、鉄筋挿入91本、落石防護網として既設の防護柵の山側にH=4.0メートルの落石防護柵網を、L=45メートルを設置する工事となります。

今回の主な変更内容としまして、鉄筋挿入に当たり削工を行いグラウト剤注入するんすけれども、地山に空域がありグラウト剤が思うように充填できないため、グラウト注入を確実にするため、ロックボルトパッカーを追加施工することに伴う増額によるものです。以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案調査について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程第18、議案第3号から日程第45、議案第30号の各議案につきまして、本日、提案説明をさせていただき、議案の審議は中日10日に行うこととし、本日から9日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程第18から日程第45までの議案は議案提出のみとし、本日から9日まで議案調査といたします。

◎日程の変更について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程第18から日程第24までは、いずれも令和6年度補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第18から日程第24までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第3号～議案第9号の一括上程、説明

○議長（佐藤鈴江君）　日程第18から日程第24までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　議案第3号　令和6年度嬬恋村一般会計補正予算（第8号）から議案第9号までの各特別会計、企業会計補正予算について提出をさせていただきましたが、私のほうからは議案第3号　嬬恋村一般会計補正予算（第8号）の概要を説明させていただき、詳細及び各特別会計、企業会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

一般会計では、歳入歳出予算から1億1,456万7,000円を減額し、総額92億8,070万4,000円とするものでございます。

まず、歳入では、村税をはじめ国・県支出金、地方交付税などについて、事業の確定や見込額を基にそれぞれ補正をさせていただきました。今回の歳入歳出の最終的な調整としまして、財政調整基金の繰入金を4億3,950万5,000円減額し、補正後の繰入額を2億3,564万円とさせていただきました。

歳出では、事業費確定などにより、不足額及び不用額について、それぞれ補正させていただきました。減額した主な事業は、地域おこし協力隊運営事業で3,265万8,000円の減額、逆に土木費の道路除雪事業を7,000万円の増額としました。

続いて、繰越明許費になりますが、年度末までに事業の完了が見込めないものについて、地方自治法第213条第1項の規定により、予算の特別措置として行うものでありますが、詳細につきましては、第2表に示しておりますとおり13事業、合計4億4,163万3,000円を繰り越して実施するものでございます。

本補正予算の概要は以上となります。大変雑駁ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君）　初めに、議案第3号　令和6年度嬬恋村一般会計補正予算（第8号）について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第3号 令和6年度嬬恋村一般会計補正予算（第8号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,456万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,070万4,000円とするものでございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。

第2表の繰越明許費でございます。ご覧のとおり上の鎌原観音堂周辺整備事業から一番下の村道災害復旧事業まで、全13事業ございます。合計金額で右下にございます4億4,163万3,000円を新年度に繰越しをして事業を執行していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思います。

第3表の地方債補正でございます。まず、1の防災対策事業債120万円の新規追加でございます。こちらは、Jアラートのアンテナの設置及び屋内配線工事の費用の一部になります。

2としまして、辺地債から一番最後の緊急浚渫推進事業債までございますけれども、各事業の実績に応じまして増減をしております。

まず、辺地対策事業債につきましては、主に村道の補修工事になります。それから緊急防災・減災事業債1,800万円になりますけれども、こちらは袋倉地区のポンプの車庫、それから駐車場の舗装工事になります。

その下、緊急自然災害防止対策事業債ですけれども、こちらは農林振興課の治山事業の県の負担金、それから農林振興課の急傾斜地の崩壊対策事業の負担金になります。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。

まず、村税の中の固定資産税、半分から上のほうになりますけれども9,500万円の追加をして9億6,801万3,000円とするものでございます。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと思います。

11款地方交付税でございます。普通交付税としまして3億4,132万2,000円の追加、それから特別交付税のほう3,000万円の追加を計上させていただきました。

続きまして、15ページをご覧いただきたいと思います。

19款の繰入金でございます。財政調整基金の繰入金です。

こちらにつきましては、今回の補正のプラスマイナスで歳出のほうが大分落ちたというこ

とと、歳入の増加ということで4億3,950万5,000円を減額するという内容になっております。

続きまして、21ページをご覧いただきたいと思います。

歳出でございます。

2款の総務費。まず、ふるさと納税管理運営事業、こちらが3,250万円の減額ということで、実績見込みに応じて減額をしております。その下、地域おこし協力隊の運営事業3,265万8,000円の減額、こちらにつきましても隊員の人数等、実績に応じて見込みとして減額をしております。

続きまして、29ページをご覧いただきたいと思います。

3款の民生費ですけれども、右下にございます障害者（児）介護給付・訓練等給付費です。数字は次のページにいきますけれども3,296万1,000円の増額でございます。こちらは、給付費の増額になります。

続きまして、37ページをご覧いただきたいと思います。

6款農林水産業費です。県営事業の負担金1,340万円の追加でございます。

それから、続きまして45ページをご覧いただきたいと思います。

8款の土木費です。道路除雪事業、こちらのほうが当初6,200万円でしたけれども、今回7,000万円の追加させていただいて総額1億3,210万7,000円とするものでございます。

続きまして、47ページをご覧いただきたいと思います。

10款教育費です。スクールバスの運営事業ですけれども、こちらのほうが実績見込みで1,300万円の減額とさせていただきました。

大分雑駁で申し訳ないんですが、以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第4号 令和6年度嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

[住民課長 望月浩二君登壇]

○住民課長（望月浩二君） 議案第4号 令和6年度嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、説明をさせていただきます。

事業勘定では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,577万7,000円とするものです。

診療所勘定では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,804万6,000円とするものであります。

それでは、主な予算科目について説明をさせていただきます。

5ページをお願いします。

歳入の第1款国民健康保険税ですが、補正額マイナス1,861万6,000円とするものです。

現在の保険税調定額及び収納状況等から減額と見込んでおります。

その下段、繰入金及び繰越金では、令和5年度決算に基づく繰越金を全額歳入として受け入れることで基金からの繰入金を減額するものであります。

6ページをお願いします。

歳出ですが、第6款保健事業費では、特定健康診査に係る機器の借上料を計上しております。

第7款基金積立金では、預金利息が利率が上がりまして、受け取り利息が増えることに伴う増額となっております。

次に、診療所勘定です。歳出の不用額を減額することに伴い、一般会計からの繰入金も同額減額するというものです。

大変雑駁ではありますが、令和6年度嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第5号 令和6年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） 議案第5号 令和6年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,407万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,404万7,000円とするものであります。

主な予算科目について説明させていただきます。

5ページをお願いします。

第1款保険料ですが、1,196万8,000円を増額し1億5,806万円とするものです。保険料の直近の調定状況、収入状況から見て増額を見込んでおります。

6ページです。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料分の納付金額が不足することが予測されているため、増額補正とするものであります。

大変雑駁ではありますが、令和6年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第6号 令和6年度嬬恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 黒岩孝義君登壇〕

○健康福祉課長（黒岩孝義君） それでは、議案第6号 令和6年度嬬恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,359万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,606万3,000円とするものでございます。

歳入歳出とも、主に決算見込みによる補正予算となっております。

3ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

歳入になりますが、第1款保険料、補正額4,272万円7,000円の増、第3款国庫支出金2,506万円8,000円の減、第4款支払基金交付金2,750万2,000円の減、第5款県支出金1,500万4,000円の減、第6款財産収入10万7,000円の増、第8款繰入金5,302万3,000円の減、第9款繰越金5,417万円の増額、歳入補正額合計が2,359万3,000円の減額を見込んでいます。

4ページをご覧ください。

歳出になりますが、第1款総務費、補正額80万円の減、第2款保険給付費2,450万円の減、第5款保健福祉事業費160万円の増、第6款基金積立金10万7,000円の増となり、歳出補正額合計2,359万3,000円の減額となっております。

歳入につきましては、保険料収入の増額と給付費の決算見込みに伴う国からの負担金となるものが、減額の理由となっております。

8ページをご覧ください。

歳出になりますが、第1款総務費、第3項介護認定審査会費になりますが、認定調査等費について、実績見込みにより80万円の減額となっております。

その下の第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費については、決算見込みにより1,500万円の減額となります。

10ページになりますが、第2項介護予防サービス等諸費50万円の増、次の11ページになりますが、第6項特定入居者介護サービス等費1,000万円の減額についても、実績見込みによるものの補正となります。

次の12ページから14ページになりますが、上段の第4款地域支援事業費については、財源更正の補正が主なものとなっております。

14ページをご覧ください。

第5款保健福祉事業費、第1項保健福祉事業費になりますが、紙おむつ支給事業及び高齢者温泉保養事業について、実績見込みにより160万円の増額補正となっております。

以上で、令和6年度介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第7号 令和6年度嬬恋村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） それでは、議案第7号 令和6年度嬬恋村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出ですが、第2条の収入のところをご覧ください。

第1款簡易水道事業収益が82万7,000円の減となっております。次の支出ですが、第1款簡易水道事業費用としまして、同じく82万7,000円の減額となります。

それから、第3条の資本的収入及び支出ですが、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額49,095千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,379千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

まず、第1款資本的収入ですが940万円の減額、第1款資本的支出が811万6,000円の減となります。

続きまして、第4条企業債ですが、企業債の「限度額を56,400千円」を「限度額50,000千円」に改めます。

2ページをご覧ください。

令和6年度予算明細書になります。

収益的収入及び支出ですが、まず収入のほうですが、第1款の簡易水道事業収益、第1節の簡易水道料金を252万7,000円を減額させていただきます。加入金につきましては、170万

円の増額。

支出ですが、第1款の簡易水道事業費用としまして、第1節の修繕費を施設の修繕費としまして、今後見込みがない100万円を減額とさせてもらいます。配水及び給水費としまして、1節の修繕費を100万円の減、材料費につきましては300万円の増となります。これは量水器の購入費が当初予算で建設改良費のほうに組み込まれていましたので、管理の変更に伴いまして、こちらのほうへ振り替えることとさせていただき、増額となっております。総係費の手当につきましては、人事異動等に伴う人件費の増となります。それから光熱水費につきましては、電気料金が200万円の減額とさせていただいております。これは本年度バラギのスキー場がこちらの水道のポンプを使わなかったため、使用料が減ったということで減額となっております。

それから印刷製本費につきましては、メーター交換の連絡票と印刷物が増加したことに伴い12万3,000円の増額とさせていただいております。

続きまして、3ページをご覧ください。

資本的収入及び支出ですが、まず収入のほうが、1の県の補助金、対象事業が工事が減額となったことに伴いまして、補助金のほうも300万円の減額となります。

企業債につきましても、工事費が減額したことに伴いまして640万円の減額となっております。

支出ですが、資本的支出の1節の機械及び装置ということで、先ほどの量水器の分が収益的のほうに回させていただいた分とあと不用額が出た分を811万6,000円減額とさせていただいております。

以上で、簡易水道事業の補正予算について説明とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第8号 令和6年度嬬恋村上水道事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） 議案第8号 令和6年度嬬恋村上水道事業会計補正予算（第2号）について、説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出ですが、第1款の水道事業費用につきまして、補正予定額が45万円の増となります。資本的収入及び支出ですが、第3条の不足する額については条文のとおりの変更となりますので、よろしくお願いします。

収入のほうですが、資本的収入及び支出ですが、第1款の資本的収入が2,000万円の減額、第1款の資本的支出につきましても2,000万円の減額となります。

詳細については、2ページをご覧ください。

予算の明細書になります。

まず収益的収入及び支出ですが、水道事業費用としまして、1節の通信運搬費が45万円の増となります。これは郵送代の値上がりと今年度滞納整理の通知を多く出させていただいた分もありまして、増額とさせていただきました。

資本的収入及び支出ですが、資本的収入の1節建設改良工事の財源に充てるということで起債なんですが2,000万円の減となっております。それに伴いまして、支出のほうも建設改良の構築物を2,000万円の減とさせていただいております。これにつきましては、県が行っている県道の大笹・応桑線の道路改良工事に伴う配水管の布設替え工事を予定していましたが、6年度の予算を組む段階でどこまで工事ができるか確定していなかったために、予算を確保していましたが、6年度の工期内で工事が終わりましたので、今年度行わないということで減額となっております。

以上、上水道の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 続きまして、議案第9号 令和6年度嬬恋村下水道事業会計補正予算（第4号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） 議案第9号 令和6年度嬬恋村下水道事業会計補正予算（第4号）について、説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出ですが、まず支出となります、第1款公共下水道事業費用が4万円の増額、第2款農業集落排水事業費用が86万5,000円の増額となります。合計で90万5,000円の増となります。

続きまして、資本的収入及び支出となります、第3条の条文につきましては、ご覧のとおり改めさせていただきます。

まず、収入のほうですが、第4款特定地域生活排水事業資本的収入としまして192万7,000円の減、合計が192万7,000円の減となります。

支出ですが、第1款の公共下水道事業資本的支出としまして79万6,000円の減額となります。

次のページへいってもらいまして、第2款の農業集落排水事業資本的支出としまして36万2,000円の減となります。

第4款特定地域生活排水事業資本的支出は389万円の減額となり、合計が504万8,000円の減額となります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、人件費、職員給与費を53万9,000円の増額となります。

詳細については3ページをご覧ください。

予算明細書のまず収益的収入及び支出ですが、公共下水道事業費用の手当としまして、4万円の増額、これは人事異動等に伴いまして、児童手当に対応した増額となります。

それから農業集落排水事業費用としまして、1節の法定福利費につきましても、人事異動に伴います増額の計上となります。

1の特別損失としましては、過年度還付金としまして32万6,000円の増額とさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、収入は特定地域生活排水事業資本としまして1節の国庫補助金が144万5,000円の減、同じく県の補助金が48万2,000円の減額となっております。

支出のほうですが、公共下水道事業資本的支出としまして、工事請負金額が79万6,000円の減、これは下水道取り出し工事の3件分を見込みがないということで、減額とさせていただいております。

農業集落排水事業資本的支出として1節の工事請負費、これも同じく36万2,000円の減額としまして、取り出しの工事の減額に伴い見込みがないということで、減額とさせていただきます。

特定地域生活排水事業資本的支出としまして、工事請負費用、これは浄化槽になりますが389万円減額、これも当初、前回の補正で増設の予定をしていたんですが、相談があった方々が本年度やらないということになりましたので、その分減額とさせていただきます。

以上で、下水道事業の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） それでは、ここで休憩に入りたいと思います。

午後1時から再開させていただきたいと思います。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時 58分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

◎日程の変更について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程第25から日程第31までは、いずれも令和7年度予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第25から日程第31までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第10号～議案第16号の一括上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君） 日程第25から日程第31までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第10号 令和7年度一般会計予算案について、提案理由を説明させていただきます。

令和7年度嬬恋村一般会計の予算総額は84億9,300万円で、予算規模は令和6年度当初予算に比べて、200万円の減となります。

まず、主な歳入についてでございますが、村税全般では、前年比約1億円増の17億6,463万3,000円を計上いたしました。増額の主な要因につきましては、コロナウイルス感染症が終息し、経済活動が活発化していることなどから固定資産税、個人住民税を増額としており

ます。

地方交付税につきましては、国から示されている地方財政対策等を参考に前年とほぼ同額の25億600万円としております。地方交付税に代わる財源であります臨時財政対策債は国策により年々減少してきましたが、令和7年度はゼロとなりました。

また、財政調整基金からの繰入れでございますが、前年比1億6,607万9,000円減の4億9,226万9,000円を取り崩すこととしております。

村債につきましては7億610万円を計上しております。

主なものは、サーラ嬬恋建設事業に充当するための一般事業債で5億7,000万円を計上しております。

続きまして、歳出でございますが、予算編成における柱の一つに優先順位に基づく予算配分を掲げてますが、令和6年度に引き続きサーラ嬬恋建設事業が主要事業となりますので、他の事業は予算の減額を行い、可能な限り先送りを行うという考え方で編成をしております。サーラ嬬恋建設事業やスクールバス運営事業の増額により、教育費は前年比6,100万円増といたしましたが、その反面、土木費をはじめとするほとんどの事業で前年比減額としております。世界情勢や円安の影響により、あらゆる物価が高騰しており、今後も上昇が見込まれております。

一方で、歳入における使用料、負担金などは上げることが困難な状況であり、財政状況の悪化は避けられないと思われます。今まで以上に歳出の削減を進めると共に、基金の積立てが必要と考えております。

なお、一般会計の詳細及び議案第11号から議案第16号までの各特別会計、企業会計については各担当課長から説明をさせていただきます。

本予算に基づき各事業を効果的に執行することにより、豊かな暮らしと全村民が健康で活躍できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。議会の皆様、村民の皆様のご理解とご協力を心よりお願いを申し上げます。

大変雑駁ではありますが、予算概要の一端としてのご説明を申し上げました。

慎重なるご審議をいただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 最初に、議案第10号 令和7年度嬬恋村一般会計予算について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第10号 令和7年度嬬恋村一般会計予算の詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ84億9,300万円とするものでございます。

それから、順次、表の説明をしたいと思います。

まず1ページ、歳入でございます。

村税ですが17億6,463万3,000円でございます。内訳につきましては、村民税から入湯税まで表のとおりでございます。

続いて、地方譲与税でございますが、地方揮発油譲与税2,800万円、自動車重量譲与税9,200万円、森林環境譲与税1,661万3,000円、合計で1億3,661万3,000円でございます。

利子割交付金につきましては90万円、配当割800万円、株式等譲渡所得割交付金500万円、法人事業税交付金2,200万円、地方消費税交付金2億2,000万円、ゴルフ場利用税交付金1,000万円、自動車税環境性能割交付金2,000万円を計上させていただきました。

その次のページになります。

地方特例交付金440万円、地方交付税25億600万円、交通安全対策特別交付金270万円、分担金及び負担金1,536万1,000円、使用料及び手数料5,384万円、国庫支出金4億9,417万9,000円、県支出金4億7,936万1,000円、財産収入8,155万8,000円、それから寄附金4億円、これはふるさと納税でございます。

次の3ページになります。

繰入金ですが、基金の繰入金14億8,056万9,000円でございます。

続いて諸収入ですが、合計で8,178万6,000円、村債ですけれども7億610万円ということで、歳入合計は84億9,300万円でございます。

続いて、歳出、4ページになります。

議会費が7,692万7,000円、総務費14億8,132万2,000円、民生費が13億8,953万7,000円、衛生費が6億9,714万9,000円、労働費は今年度はございません。前年までは150万円でした。それから農林水産業費6億5,718万円、商工費が1億5,406万1,000円。

次のページ、5ページになりますけれども、土木費が7億291万9,000円、消防費が3億3,045万円、教育費が21億8,932万5,000円です。そのうち、社会教育費、こちらのほうがサーラ嬬恋の建設事業等ございまして13億6,040万6,000円でございます。

災害復旧費につきましては60万2,000円、それから公債費、これは起債の償還になりますけれども8億352万8,000円、予備費は例年と同額ですが1,000万円でございます。

続いて、6ページ、第2表の債務負担行為です。

こちらは、まず農業近代化資金の利子補給金ということで、8年度以降返済が終わるまで可能性があるということで、借入残高の0.5%以内ということで予定をしております。続いて、スーパーL資金利子補給金、こちらについても令和8年度以降の完済するまでということになりますが、借入残高の0.2%以内です。最後、小口資金の利子補給金、こちらも令和8年度以降についての返済に対応した利子補給として、借入残高の0.64%以内という限度額で設定をさせていただきました。

続いて、7ページ、第3表の地方債でございます。

辺地対策事業債、こちらが3,590万円、こちらは大横川・北山線のり面補修工事に対する起債になります。

それから過疎地域自立促進特別事業、こちらは令和8年度まで過疎債のソフト分については、毎年3,500万円を上限に借りられるというのですが、当初2,480万円を予定しております。

それから緊急防災・減災事業債4,150万円、緊急自然災害防止対策事業債1,400万円、一般事業債、こちらがサーラ嬬恋の財源としまして、過疎債がないということで、それに代わる起債を一般事業債で充てたいということで5億7,000万円でございます。

それから一般会計出資債1,990万円ですが、こちらは下水道事業のほうに繰り出しをしておりますけれども、一般財源の現金部分を減らすために、こちらのほうも繰出金を起債ができるという制度がございまして、こちらのほうも借入れを予定しております。

続いて、歳入の詳細に移りたいと思います。

まず10ページをご覧いただきたいと思います。主なものを紹介したいと思います。

まず、村税、個人住民税ですが、こちらは5億4,099万3,000円ということで、前年比約3,600万円ほどの増を見込んでおります。

それから、中段の固定資産税でございますけれども、9億3,684万円ということで、前年比6,382万7,000円増ということで見込んでおります。

あとは、さほど前年比の大きいところはございませんので、省略をさせていただきます。

それから16ページの15款国庫支出金ですが、こちらもまずは民生費で2億5,790万円、こちらは5,300万円の増になっております。

ちょっと飛ばさせていただきまして、23ページの繰入金の説明をさせていただきます。

まず、財政調整基金の繰入金でございます。こちらが今回の歳入歳出の不足分を財政調整

基金を取り崩すということなんですが、今年度につきましては4億9,226万9,000円を当初予算で崩すというような予定をしております。前年比ですと1億6,607万9,000円の減ということになっております。

それから、振興開発基金の繰入金ですが4億500万円ということで、前年比4億円増の繰入れを予定しております。こちらの使途としましては、公共工事に充てるということで、建設課のほうの工事関係に充当を予定しております。

それから、愛する嬬恋基金ですが、こちらは2億円ということで4億円の寄附金を受け入れまして、2億円を事業費に活用するという考え方でございます。前年比は4,000万円の減でございます。

それから、文化会館の建設基金の繰入金でございますが、こちらのほうも端数のほうはそのまま残しまして、大きい数字の3億8,300万円をほぼ全額になりますけれども、取崩しをしてサーラ嬬恋の建設事業に充てるということで計上させていただいております。

森林環境譲与税の基金繰入金ですが、こちらは今年度はもう基金のほうは残高がないということで、繰入れがゼロになっております。

歳入につきましては、以上とさせていただきます。

そうすれば、続いて歳出のほうに移りたいと思います。

まず29ページから議会費のほう、ありますけれども、こちらのほうは細かい数字の動きはありますけれども、ほぼ前年同様となっております。

そうすれば、あと各課の主立った事業を説明していきたいと思います。

まず、総務課のほうですけれども、前回お配りさせてもらった資料を基に説明させていただきます。

まず、総務課のほうでは、各地区の要望把握、対応管理ということで、地区活動補助事業等合わせて2,799万9,000円ということです。

それから情報政策推進事業ですけれども、こちらのほうが8,949万3,000円ということで、国の進める基幹システムの標準準拠システムということで8,949万3,000円を追加しております。

それから、災害対策の充実ということで県衛星回線の負担金、こちらが2,698万7,000円です。それから消防ポンプ、こちらは第7分団のポンプ車の購入ですけれども、3,910万1,000円を計上させていただいております。

それから、今年の7月に参議院議員選挙がございますけれども、こちらは100%の国から

の交付がありますけれども862万3,000円でございます。

そうすれば、続きまして、税務会計課の主な事業でございます。

村税滞納徴収事業ということで204万1,000円、こちらはシステムのほうの使用料になります。それから、村税の賦課徴収事業5,848万7,000円ですが、こちらは固定資産評価替えに伴う鑑定委託料の増額によりまして、昨年より760万8,000円ほど増額になっております。

続いて未来創造課の関係、総務費の中の関係になりますけれども、主なものはふるさと納税の管理運営事業、こちらが1億8,470万1,000円、こちらは特産品の購入や送料などの費用になります。

それから地域おこし協力隊の運営事業1億378万4,000円ですが、こちらについては業務委託料の減ということで、人数の減によるものでございます。

それから、今年度は委託統計調査事業ということでありますけれども、国勢調査が今年度行われるということで490万7,000円、前年比242万9,000円ほど増えております。

続きまして、交流推進課ですけれども、国際交流事業として679万7,000円、こちらは前年比ほぼ倍の316万4,000円の増になっております。こちらは、会計年度任用職員等の増、それからイベント費用については若干減額をしております。

続きまして、ジオパークの推進事業ですけれども1,397万2,000円ということで、こちらも447万円9,000円、前年よりは減額をしております。

それから集落支援員（専任）の運営事業、こちらが1,253万9,000円です。こちらにつきましては、会計年度任用職員の増によりまして430万9,000円増額になっております。

続きまして、健康福祉課、第3款になりますけれども、大きいところは介護保険事業ということで、介護保険への繰出金ですけれども、1億3,100万2,000円ということで、前年比では893万3,000円の減額になっております。

それから、障害者（児）介護給付・訓練等給付費事業ということで2億5,590万8,000円です。こちらにつきましては、前年比で3,858万5,000円の増額になっております。理由としましては、システムの標準化によるシステム使用料の増ということあります。

それから児童手当等の支給事業、こちらが1億5,324万5,000円、前年比で2,774万1,000円の増となっております。支給対象者の改正に伴う増ということあります。

それから、西吾妻福祉病院の一部事務組合の負担金、こちらが1億94万7,000円ということで前年からは3万円低いということで、ほぼ昨年と同額になっております。

続きまして、住民課に移ります。

住民課のほうの主な大きいものは、後期高齢者医療事業ということでこちらは繰出金になりますけれども、1億9,686万4,000円の繰り出します。前年比で845万9,000円ほど増えております。

続いて、西吾妻環境衛生施設組合負担金、ごみ焼却場の関係ですが2億2,563万円ということで、前年比では679万7,000円の減になっております。

それから、西吾妻衛生施設組合、衛生センターですが、こちらは4,796万4,000円の負担金です。前年比では306万2,000円の減となっております。

それから吾妻環境施設組合の負担金、大柏木に造る計画の件ですが1,256万3,000円の負担金です。前年比で212万3,000円の増になっております。

続いて、建設課の関係でございます。

主なものは、まず小規模農村整備事業ということで1億140万円、前年比ですと3,010万円の減になっております。工事料の減ということになります。

続いて、多面的機能支払交付金事業、こちらが1億313万7,000円ということで、前年並みでございます。

それから、国土調査事業、こちらが2,471万4,000円、こちらが前年比211万8,000円の減です。

続いて、村道の維持管理事業1億1,412万8,000円ということで、前年比3,227万7,000円の減でございます。

続いて、公共下水道事業への繰出金、こちらについては1億6,623万8,000円ということで前年比で1,015万3,000円ほど増加をしております。

以上が建設課の農林水産業費と土木費でございました。

今度、観光商工課、7款になります。

7款では主なものが観光振興事業で4,253万6,000円、前年比で1,147万6,000円の増となっております。内容的には、着ぐるみの制作等で増額となっております。

それから、マラソン大会の補助事業ということで950万円ですが、800万円のtotoの交付金が受けられれば、実質150万円の負担金ということになります。歳出予算では、取りあえず950万円になっております。

それから、嬬恋スキー場の管理事業ですが、193万5,000円ということで、前年比ですと263万円ほど減になっております。こちらは国有地の使用面積が減少をして、その分安くなつたという内容になっております。

続きまして、6款農林振興課になります。

こちらにつきましては、主なものが嬬恋農業のイメージアップ事業1,500万円ということです、前年比では200万円ほど減額をしております。

それから、「野菜王国・ぐんま」強化対策総合事業1,210万7,000円、昨年よりも392万8,000円ほど増額をしておりますけれども、こちらは県の補助事業で100%事業ということです、村の負担金はない事業になります。

それから、有害鳥獣対策事業3,979万4,000円です。

前年比で131万円ほど増になっております。こちらについては、会計年度任用職員の増に伴うものでございます。

それから、農林振興課の林業関係につきましては、事業の見直しを行いまして、統合したり廃止をしたりということで動きがございますけれども、総額については全体的には減額ということになっております。

林業振興の管理事業が1,965万6,000円です。前年比にしますと1,371万6,000円の増となっていますけれども、ほかの事業加えているということでございます。

そうすれば、最後になりますけれども10款の教育費、教育委員会の関係になります。

まず、大きいのがスクールバスの運営事業です。2億2,430万1,000円ということで989万9,000円、前年よりも増額とさせていただきました。運行委託料の増額になります。

それから給食センターの運営事業1億3,461万4,000円です。こちらも前年比360万8,000円の増ということで、理由としましては、会計年度任用職員の増ということになります。

それから、大きいところで新嬬恋会館建設事業、サーラ嬬恋建設事業になりますけれども、12億1,438万4,000円です。前年比で9,725万1,000円の増ということになっております。

それから、あとは資料館の運営事業、こちらが3,060万4,000円、前年比で570万2,000円ほど増額しております。

それから鎌原観音堂の周辺整備事業1,030万4,000円ですが、こちらについては1,495万2,000円の減額ということになっております。

内容的には、鎌原遺跡の測量業務委託、重機借上料の減ということになっております。

以上でございます。全体では84億9,300万円のうちの財源の内訳でございますが、国の補助金、こちらが5億3,727万4,000円、県の補助金が4億4,262万4,000円。それから起債のほうですが7億610万円、その他分担金、使用料、基金の繰入れ等で13億766万3,000円です。

一般財源、税収なり基金の繰入れ、その他一般財源になるものですが54億9,933万9,000

円でございます。

今回の予算編成方針の中では、15%カットということがありましたけれども、一般財源で15%カットということを目標にしたわけですけれども、結果的には6年度が一般財源53億9,288万1,000円でしたので、逆に1億645万8,000円増えたということで、パーセントで言いますと1.97%逆に増加をしてしまったというような状況になっております。いろんな要因はございますけれども、結果的には減らすことができなかったということでございますので、簡単ですが、以上詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第11号 令和7年度嬬恋村国民健康保険特別会計予算について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） 議案第11号 令和7年度嬬恋村国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

事業勘定では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,850万7,000円とし、診療所勘定では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,267万6,000円とするものであります。主な科目について説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

第1款国民健康保険税ですが、対前年3,275万1,000円の減で4億2,391万1,000円を見込んでおります。理由としましては、被保険者数の減少が1つ、それと国における税制改正の一環として国保税の負荷限度額の引き上げ、これに伴います軽減判定所得の引上げがあります。これによりまして、軽減を受ける被保険者が増えるということで減額を見込んでおります。

7ページをご覧ください。

第6款、第2項、第1目基金繰入金でありますが1億2,452万2,000円です。これは、歳入が歳出必要額に満たないため、基金を取り崩し繰り入れるものであります。

要因としましては、12ページの下段から13ページの上段、中段をご覧ください。

歳出予算の国民健康保険事業費納付金でありますが、国の激変緩和措置が終了したことにより6億円を超える納付金の額となっていることが主な要因であります。平成30年度から令和5年度までの激変緩和措置を受けていたときの納付金の平均額が5億3,600万円です。令和6年度、令和7年度の納付金の額の平均が6億3,900万円と1億円以上の増額となってい

ることが要因となっております。

13ページの下段からの保健事業費です。

特定健康診査をはじめ、前年とほぼ同様の予算となっておりますが、令和7年度では特定健診の未受診者対策、これに取組を強化しようということで、保健事業費全体で前年よりも338万8,000円の増額としております。

続きまして、診療所勘定です。

指定管理者制度に基づき、昨年度から新たな指定管理期間の2年度目となります。

20ページをお願いします。

総務費では、運転資金の貸付金、これが1,500万円ですが、昨年度令和6年度に貸付けを行い、返還につきましては、5年間の指定管理の満了時に返還していただくということになっておりますので、それにより減額となっております。

医療費ですが、耐用年数を経過した医療機械の更新を予定しております。血液の検査装置になります。そのための130万円ということで計上させていただきました。この130万円に対しまして、補助金が3分の1あります。これにつきましては、国民健康保険の事業勘定で受入れをして、そこから診療所勘定へ繰り出すという形になっております。

以上、雑駁ではありますが、令和7年度嬬恋村国民健康保険特別会計予算について説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第12号 令和7年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計予算について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） 議案第12号 令和7年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計予算について、説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,182万3,000円とするものであります。

主な科目について説明をさせていただきます。

5ページをお願いします。

第1款保険料であります。対前年383万9,000円の増の1億4,993万1,000円を見込んでおります。被保険者数が増加するものと見込んでおります。

第2款広域連合の支出金であります。

国保から後期高齢者へ移行される被保険者数のうち、人間ドックを受診される方が多い傾

向にあります。ドック受診者数の増加を見込み、広域連合から1人当たり2万円の補助、100人分を計上させていただいております。

6ページをお願いいたします。

中段の第5款諸収入ですが、高齢者健康診査に係る経費に対して群馬県後期高齢者広域連合から負担金として、歳入を見るものとなっております。

8ページをお願いします。

第1款総務費では、主に保険料の徴収に係る経費などを計上しております。

第2款後期高齢者広域連合納付金1億9,682万5,000円ですが、内訳としましては、事務費負担金分、これが696万4,000円、保険料の負担金分として1億5,018万3,000円、それと保険基盤安定負担金分として3,967万8,000円となっております。

最後10ページをお願いいたします。

第4款保健事業費ですが、高齢者の健康診査に係る事業に係る経費を計上しております。

高齢者は受診意識が高いことから、若干の増額を見込んでおります。

以上、簡単ではありますが、令和7年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第13号 令和7年度嬬恋村介護保険特別会計予算について、詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 黒岩孝義君登壇〕

○健康福祉課長（黒岩孝義君） それでは、議案第13号 令和7年度嬬恋村介護保険特別会計予算について、説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億8,480万円と定めるものであります。

それでは、4ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書となっております。

初めに、歳入ですが、第1款保険料2億1,965万9,000円、前年比3,541万1,000円の増になります。

第3款国庫支出金2億1,879万円、前年比562万1,000円の減。

第4款支払基金交付金2億3,909万7,000円、前年比1,024万6,000円の減。

第5款県支出金1億3,292万7,000円、前年比423万5,000円の減。

第6款財産収入80万9,000円、前年比73万9,000円の増。

第8款繰入金1億6,851万4,000円、前年比1,213万7,000円の減。

第9款繰越金1000円、前年と同額となっております。

第10款諸収入500万3,000円、こちらも前年と同額となっております。

歳入の合計ですが9億8,480万円、前年比391万1,000円の増額となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。

歳出になります。

第1款総務費1,407万円、前年比71万4,000円の増。

第2款保険給付費8億5,262万円、前年比4,018万円の減。

第4款地域支援事業費8,583万9,000円、前年比3,360万3,000円の増。

第5款保健福祉事業費2,866万円1,000円、前年比903万7,000円の増。

第6款基金積立金81万円、前年比73万9,000円の増。

第7款予備費200万円、前年と同額となっております。

第8款諸支出金80万円、前年比2,000円の減額となっております。

歳出合計9億8,480万円、前年比は歳入と同額の391万1,000円の増額となっております。

歳入の主なものの説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

第1款保険料になりますが、前年度につきましては、介護保険事業計画の見直しにより介護保険料が見込みでの算出となっておったことから、今年度については確定させていただきましたので、保険料については算出したため前年度と比較すると増額となっております。

第3款国庫支出金、次ページの第4款支払基金交付金、第5款県支出金になりますが、こちらにつきましては、介護給付費、地域支援事業費における国・県等の支出金になりますが、介護給付費については、給付費の減額により収入についても減額、地域支援事業費分については事業費が増額となったため、収入増となりました。

8ページをご覧ください。

第8款繰入金につきましては、第1項一般会計繰入金合計で1億3,100万2,000円につきましては、一般会計からの法定繰入分を計上させていただきました。

また第2項の基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金としまして3,751万2,000円を介護給付費準備基金より繰り入れるものであります。

次に、歳出の主なものについて、説明をさせていただきます。

10ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費については、第12節委託料において、介護保険制度の所得基準の変更に伴うシステム改修費の増額が主な原因となっております。

第2項徴税費及び11ページの第3項介護認定審査会費については、昨年度と事業内容はほぼ同じであるため、大きな増減はありません。

12ページ、下段から16ページの上段になりますが、こちらにつきましては、保険給付費となっております。

令和6年度の実績を鑑みて、令和7年度については全体で約4,000万円の減額となっております。

主な減額として、12ページになりますが、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費の第1目居宅介護サービス給付費から第3目施設介護サービス介護費については今年度の実績により減額で計上させていただいております。

16ページをご覧ください。

下の段になりますが、第4款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業費、第4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費が2,629万7,000円の増額となっておりますが、こちらにつきましては、地域包括支援センターの職員人件費の部分を計上したことによる増額となっております。

19ページをご覧ください。

第5目の任意事業費になりますが、説明の最後の二重丸になりますが、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等の助成事業になりますが、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームになりますが、こちらの低所得者の認知症の高齢者がグループホームに入所できず、ショートステイや施設入所等により、入所できないということがありますので、家賃の補助を行うことで、適切な施設利用ができるようにするための事業で446万4,000円を計上させていただきました。

20ページをご覧ください。

第8目認知症総合支援事業費になりますが、中ほどの二重丸になりますが、認知症総合支援事業において、認知症の人やその家族の支援ニーズに地域でチームとして対応することのできるチームオレンジというものを立ち上げる取組を実施することとなっております。

24ページをご覧ください。

第5款保健福祉事業費、第1項保健福祉事業費になりますが、高齢者温泉保養事業については、前年度当初予算より792万円の増額となりました。高齢者の健康、衛生及び福祉の増

進を目的として実施している事業になりますが、利用者が年々増加している事業となっております。

その下の介護人材資格取得支援事業になりますが、介護事業所で働く人材不足であったり、資格を取得するに当たって、費用がかかるということから人材不足と言われているところでありますが、村内事業所に勤務する方を確保するために、この事業を実施しようとするものであります。

以上、簡単にはなりますが、令和7年度介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第14号 令和7年度嬬恋村簡易水道事業会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） それでは、議案第14号 令和7年度嬬恋村簡易水道事業会計予算について、詳細説明を行います。

まず第2条ですが、業務の予定量は、次のとおりとするということで、（4）番の建設改良費としまして、今年度は1億8,640万円を予定しております。

収益的収入及び支出ですが、第1款簡易水道事業収益としまして1億6,133万円、支出としまして、第1款簡易水道事業費用としまして、同じく1億6,133万円、資本的収入及び支出ですが、収入ですが、資本的収入合計が2億2,185万円、支出ですが、第1款の資本的支出は2億6,223万円となります。

資本的収入と支出の差につきましては、第4条の条文でありますとおり補填させていただくこととします。

次のページをお願いします。

企業債としまして、第5条、起債の目的は、簡易水道事業債としまして、限度額は1億7,450万円とします。

第6条の一時借入金の限度額は1億5,000万円とします。

第7条の予定支出の各項目の経費の金額の流用ということで、流用ができるのは、（1）番にある営業費用と営業外費用と特別損失の中での流用のみとなります。

続きまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、（1）番、職員の給与費としまして、今年度7年度は1,588万3,000円としております。

第9条の他会計からの補助金ということで、一般会計から補助金を受ける額は9,021万2,000円とします。

続きまして、詳細についてですが4ページをお願いします。

令和7年度嬬恋村簡易水道事業会計予算明細書ということで、まず収益的収入及び支出ですが、収入、第1款の簡易水道事業収益としまして、1項1目の1節簡易水道料金は6,705万円となります。これは給水料金の過去5年間の推計を考慮して計算しています。この中にはメーターの使用料も入っております。

それから、簡易水道の加入金は100万円見ております。

それから2項の営業外収益ということで、2項2目の1節補助金ということで、生活環境創生交付金ということで、これは昨年までのデジタル田園都市国家構想補助金が名前が変わりましてこの補助金ということで、後ほど支出のほうで対象事業のほうは説明させていただきます。

それから、他会計の補助金ということで1節の一般会計からの補助金を4,976万2,000円予定しております。

それから、7目の1節で消費税及び地方消費税還付金ということで1,683万8,000円ということで、給水収益等、預かる消費税よりも建設改良費で支出が大きいため還付がされることとなるということで計上させていただきました。

次のページの支出ですが、1款の簡易水道事業費用としまして、1項の営業費用、1目の原水及び浄水費ということで、15の委託料としまして417万8,000円ということで、備考欄にあるとおり各業務の委託をお願いしております。まず、主なものとしては配水池の掃除、清掃業務を110万円、それから減圧弁、フロート弁の点検ということで、隔年で実施しておりますので、7年度実施する年となりますので126万5,000円を予定しております。

それから16の手数料としまして253万5,000円、通常の水質検査以外にPFA検査等の検査を19か所の簡水で1か所5万円の計算で計上しております。

それから19の修繕費としましては、管の修繕等、施設の配水池の修繕と減菌機とかの修繕で198万円、薬品費としまして110万9,000円、これは塩素消毒の塩素を予定しております。

それから2目の配水及び給水費ということで、15の委託料ということで、管理委託料24万円、それからメーターの検針業務の委託が184万8,000円、それから残留塩素検針業務ということで61万円を予定しております。

それから、19の修繕費としまして、漏水の修理代が440万円、それから減圧弁等ボルタ

ップ等が故障した場合の修理費が88万円、メーターの交換業務を見ておりますので、これが388万1,000円ということです。

それから、材料費としまして2,433万4,000円、これは管理用の材料、量水器が1,208万5,000円、スマートメーター955万9,000円ですが、これが先ほど補助金の対象で500軒分を見ております。これは大笹地区を予定しています、この半分が補助対象の一部となっております。取付け、ランニングコストの3年分まで全て見てある金額となっております。

次のページ、6ページをお願いします。

4の総係費としましては4,700万円、主に人件費となります。

それから12節は電気料金ということで施設の電気料646万8,000円見ております。

15の委託料で1,741万4,000円、まず経営戦略の策定業務、見直し業務を610万円で予定しております。次に、生活環境創生交付金関連業務としまして先ほどの補助金の対象が407万3,000円ということで、内容的にはスマートメーターの管理に関連した料金システムの改修費用が90万円ほど、それから漏水場所の実績を電子化して今のG I Sへ搭載する経費としまして190万円、それから人口衛生とA I を使った漏水リスク管理の診断に170万円、それで漏水リスクを算定したところの漏水の音聴調査費用で150万円、これ全て50%補償で先ほどの補助金を見ております。

5目の減価償却費としまして6,116万2,000円ということになっております。

それから企業債利息が567万円ということです。

続きまして、7ページにいきまして、資本的収入及び支出ということで収入、1款の資本的収入ですが、まず1の補助金及び負担金ということで、県の補助金が600万円、これは施設補助金ということで今井の配水池の築造工事に充てる予定でいます。

それから3目の工事負担金といたしまして90万円、これは万座簡易水道の令和3年に完成したポンプ井の築造工事で周辺整備事業がまだ済んでいませんので、それを行う予定でいます。

それから、2項の企業債としまして1億7,450万円、6項の1節で一般会計からの補助金を4,045万円を予定しております。

それから資本的支出ですが、1項建設改良費で1節構築物ということで1億8,640万円、これは今井の配水池築造工事とそれに伴う配水管の布設替え、それから中原山梨の簡易水道の布設替え工事、それから、大笹のシバラ地区の村中の配水管の布設替えが終わりましたので、舗装の復旧工事、それから先ほど申し上げた万座のポンプ井の整備工事、それから各配

水池のフェンスの工事を見ております。

2項の1節企業債償還金が7,563万円となっております。

9ページでお願いします。

給与費の明細になりますが、昨年度より人件費の職員1人増で見ておりますので、増額となっております。

11ページの令和7年度の予定貸借対照表を見ていただきたいと思います。

細かい説明は省かせていただきますが、7年度末の資産の合計が14億5,990万250円ということあります。

各財務諸表につきましては、経費の算定方法等ありますが、それにつきましては後ほど詳しいことはご覧いただきたいと思います。

以上で、簡易水道事業の予算の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第15号 令和7年度嬬恋村上水道事業会計予算について、詳細説明を求める。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） それでは、議案第15号 令和7年度嬬恋村上水道事業会計予算について、説明をさせていただきます。

まず第2条ですが、業務の予定量としましては、ご覧のとおりで、（4）の建設改良費としまして、7年度は1億3,420万円を予定しております。

続きまして、収益的収入及び支出ですが、まず収入は第1款水道事業収益としまして1億8,757万8,000円、支出としまして第1款水道事業費用としまして1億8,757万8,000円、それから資本的収入及び支出ですが、まず第1款の資本的収入は1億3,420万円、第1款の資本的支出が1億6,643万円となります。これにつきましても、収入と支出の差につきましては第4条にあるとおり補填をさせていただくこととさせていただきます。

次のページをお願いします。

第5条の企業債についてですが、起債の目的としましては、上水道事業、限度額につきましては1億1,430万円とさせていただきます。

続きまして、第6条の一時借入金は1億円と定めさせていただきます。

第7条の経費の金額を流用することができるということで（1）の営業費用と営業外費用と特別損失の間での流用を可能とします。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、（1）の職員給与費としまして、本年度は3,577万2,000円とさせていただきます。

第9条の他会計からの補助金ということで、一般会計から補助を受ける金額は2,020万円とします。

そして3ページについて説明させていただきます。

令和7年度嬬恋村上水道事業会計予算明細書ということで、まず収益的収入及び支出ですが、まず、収入、1款の水道事業収益、1項の営業収益、1目給水収益としまして、1節の水道料金は1億7,141万3,000円とさせていただきます。

これも簡易水道と同様過去5年間の推移を考慮して計算しています。これにもメーター使用料は含まれております。

加入金については60万円ということです。

2項の営業外費用ということで4節有価証券利息ということで簡易水道で運用をしている分の利息となります。

それから、他会計から補助金ということで30万円、これは一般会計から基準外繰入れということで児童手当の分を繰入れをさせていただいております。

それから、4目の1節で補助金ということで、これも262万3,000円生活環境創生交付金ということで簡易水道同様、交付金を頂く事業をさせていただきます。

それから、長期前受戻入金としまして551万8,000円、それから6目の消費税ですが、簡易水道と同様、工事費が多いということで還付金を551万4,000円を見込んでおります。

続きまして、4ページをご覧ください。

支出になりますが、まず、水道事業費用としまして、1項の営業費用、1目の配水及び給水費ということで、まず人件費はご覧のとおりとなります。

それから10番の備消耗品費ということで料金システムの関連備品を1,098万9,000円見ているんですが、本来プリンター、パソコン、圧着機等リースで借りているんですが、5年間リース料払うよりも、リース料一括で5年分払ったほうが120万円ほど効果があるということが分かりましたので、7年度で一括して5年分を支払うということにして1,098万9,000円を計上しております。

それから電気料金、12の光熱水費として27万4,000円、印刷製本費として100万円となります。

それから15の委託料なんですが、2,314万9,000円ということで計上してあるんですが、

まず経営戦略の策定業務が610万円、それから生活環境創生交付金の関連業務としまして524万7,000円なんですが、中身としましては、先ほどの簡易水道と同じく漏水の実績の電子化、それから先ほどの人口衛星とA Iによる漏水リスク診断を、それからそれに伴う漏水調査、それを簡易水道と案分して計上させてもらって、これも半分2分の1の補助を計算しております。

それから委託料の中の一番下、その他委託料としましてはゴールデンウイーク等、業者指定工事店に当番を委託している分、それから水道の草刈り業務委託、それから配水池の清掃、各施設の伐採業務等を合わせてその他委託というふうにしてあります。

それから16の手数料につきましては、同じく水質検査それから産廃の処分の手数料となります。

それから使用料につきましては、公営企業会計システムの使用料、それから19の修繕費の2,619万1,000円につきましては、管路の修繕と機械修繕、それから量水器の交換費となっています。

それから23の路面復旧費としましては、漏水修理で掘削した場所の舗装の復旧等になります。

それから動力費ということで396万円、これはポンプ場のポンプの動力費ということになります。

5ページにいってもらいまして、材料費ということで管理用材料代550万円、定期交換の量水器が1,510万3,000円ということになります。

それから主なものとしましては、4の減価償却費が4,629万3,000円ということになります。

営業外費用としまして、企業債の利息、それが339万円となります。

次のページにいってもらって6ページにいっていただきまして、資本的収入及び支出ですが、1款の資本的収入の2項企業債ということで1億1,430万円見ております。

それから他会計出資金ということで、先ほど一般会計の予算の説明にありました出資金ということで、建設改良工事の基幹管路の工事に充てられる分ということで、一般会計から出資をしていただくということになります。

それから、支出ですが、1款の資本的支出、1項の建設改良費としまして、前回の全員協議会でも説明させていただきました大口径の修理及びその他第2リバー内の配水管の布設替え工事設計委託を予定して1億3,420万円を計上しております。

それから2項の企業債償還金としまして3,223万円を計上しております。

それから8ページへお願いします。

給与明細ということで比較で前年度よりも1人増ということで計上しておりますので、こちらも増額となっております。

それから10ページの予定貸借対照表の一番最後をご覧ください。

本年度の資産の合計が20億7,257万1,062円ということを予定しております。

その他、財務諸表等につきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、上水道事業の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第16号 令和7年度嬬恋村下水道事業会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） それでは、議案第16号 令和7年度嬬恋村下水道事業会計予算について、説明をさせていただきます。

まず、第2条の業務の予定量としましては、（1）の公共下水道事業としまして主な建設改良工事としましては、下水道の管更生工事を予定しております。

（2）の農業集落排水事業につきましては、マンホールポンプ更新工事、（3）の個別排水事業につきましては、これは管理のみでありますので、ご覧の件数を管理しております。

（4）の特定地域生活排水事業としましては、主な建設改良工事は公共浄化槽設置工事の15基を予定しております。

収益的収入及び支出ですが、まず収入につきましては、まず第1款の公共下水道事業収益としまして2億7,932万6,000円、第2款の農業集落排水事業収益としまして1億9,515万円となっています。これは、農業集落排水事業の中には、浄化槽の使用料も入っております。

合計が4億7,447万6,000円となります。

次のページへいっていただきたいと思います。

支出ですが、第1款の公共下水道事業費用としまして2億7,932万6,000円、第2款の農業集落排水事業費用としまして1億9,515万円となります。これも農業集落排水事業の中には浄化槽関連の費用も入っております。合計で4億7,447万6,000円ということになります。

続きまして、資本的収入及び支出ですが、まず資本的収入ですが、第1款の公共下水道事業資本的収入としまして3,567万7,000円、第2款の農業集落排水事業資本的収入としまし

て、2,785万1,000円、合計が6,352万8,000円。

支出ですが、第1款の公共下水道事業資本的支出としまして、1億4,235万4,000円、第2款の農業集落排水事業資本的支出は9,090万8,000円、合計が2億3,326万2,000円。資本的収入と支出の差につきましては、第4条の条文のとおり補填をすることとさせていただきます。

そして次のページにいってもらいまして、第5条の企業債につきまして、起債の目的といたしまして、下水道事業債、限度額は1,810万円とさせていただきます。

第6条の一時借入金の限度額は1億円、第7条の流用できる項目としましては、（1）公共下水道事業費用の営業費用と営業外費用と特別損失、（2）が農業集落排水事業費用の営業費用と営業外費用と特別損失となります。

それから議会の議決を経なければ流用できない経費としまして、（1）の職員給与費としまして2,972万円となります。

他会計からの補助金ということで、一般会計から補助金を受ける額は2億5,728万9,000円となります。

詳細につきましては、8ページをお願いします。

令和7年度の嬬恋村下水道事業会計予算の明細書ということで、収益的収入及び支出ですが、まず収入の第11款ということで、公共下水道事業収益、1項の営業収益、1目の下水道使用料ということで、1節の下水道使用料ということで6,180万円、これも水道同様5年間の実績と動向を考慮して計算しております。

それから2項の営業外収益としまして、主なものとしましては3目の他会計補助金としまして、1他会計補助金で一般会計から1億3,606万2,000円。国庫補助金としまして780万円となります。長期前受金戻入が7,356万2,000円となります。そしてご覧のとおりの内容となっております。

それから12款ということで、農業集落排水事業収益の1項の営業収益の農業集落排水使用料ということで4,280万円ということで、これも同様な計算で算出してあります。

それから、営業外収益としまして、他会計の補助金ということで一般会計から6,709万7,000円ということになります。それから5目の4節です。補助金が3,083万円ということで県の補助金から負担金等が入っています。

それから、9ページへいっていただきまして、13款の浄化槽個別排水事業収益ということで浄化槽の事業になります。

営業収益としまして、1節の浄化槽の使用料が259万円で2項の営業外収益としまして、1節で他会計補助金、一般会計からの補助金ということで366万円となります。

続きまして、14款の特定地域生活排水事業収益、これにつきましても浄化槽の事業になりますが、まず1項の営業収益としまして、1節浄化槽使用料が1,410万円、それから2項の営業外収益ということで、1節の他会計補助金ということで、一般会計から1,901万5,000円の補助金となっております。それから、長期前受金戻入については657万4,000円となります。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思います。

支出の明細なんですが、15の公共下水道事業費用としまして、1の営業費用の1の管渠費としまして、光熱水費が504万円、これは主にマンホールポンプ等の費用になります。

それから、15の委託料としまして493万7,000円ということで、これにつきましてもマンホールポンプ等の点検等の委託になります。

19の修繕費としましては、管渠の修繕費を350万円予定しております。

それから、その下の3目処理場費としまして、光熱水費としまして582万円、電気料、水道料となります。

15の委託料ですが2,792万1,000円ということで、主なものとしましては、処理場の管理業務の委託料としまして2,183万5,000円を予定しております。

7目の総係費としまして3,777万8,000円ということで、主に人件費になります。

総係費の15の委託料なんですが、総額で2,321万円ということで、まず経営戦略の策定業務ということで、これも水道と同じく60万円、各地区のメーターの検針の委託をお願いしています。それから下から3段目のストックマネジメント計画策定業務ということで1,560万円を見ておりますが、これは県・国の補助事業ということで処理場内の電気設備等の更新計画をこの計画で策定しまして、それに基づいた修繕等については国庫の補助金が2分の1出るということでこの計画を策定することに、この計画自体にも2分の1の補助が入ることになります。

それから11ページのほうにいってもらいまして、8目の1節の減価償却費ということで1億7,246万4,000円を見ております。

それから2項の営業外費用ということで企業債の利息が1,641万5,000円ということになります。

その下16款農業集落排水事業費用ということで、まず営業費用ということで1目の管渠費

ということで、光熱水費が312万円、それから委託料としましてマンホールポンプの点検、それから管渠の調査業務委託となっております。

それから処理場費としましては、光熱水費が1,137万円、15の委託料としまして2,191万7,000円ということで、ここでも3段目の処理場維持管理委託業務といたしまして1,629万9,000円を見ております。

それから19節の修繕費としまして、処理場内の修繕費としましては、管理業務以外の修繕が出た場合の300万円を予定しております。

12ページへいっていただきたいと思います。

これも総係費としまして、まず人件費につきましては、職員2人分ということで計上しております。

15の委託料ということで420万円、これも経営戦略の策定、それから控除メーターの検針業務ということで予定しております。

8目の1節の減価償却としましては7,385万5,000円を予定しております。

それから2項の営業外費用としまして、1節の企業債の利息が447万円ということになります。

17款個別排水事業費用ということで1項の営業費用、4目の浄化槽費としまして主なものとしましては、15の委託料が157万7,000円ということで、浄化槽の保守点検管理、16の手数料としまして208万7,000円ということで汚泥の引抜業務ということになります。

13ページにいっていただきまして、まず8目の減価償却ということで151万3,000円を見ております。

18款ということで、特定地域生活排水事業費用ということで、これも浄化槽になりますが、1項の営業費用、4目の浄化槽費ということで主なものとしましては、委託料が先ほどと同じく1,041万6,000円ということで浄化槽の保守、管理委託業務、それから手数料の1,391万1,000円につきましては、汚泥の引き抜きと検査料金、修繕費につきましては、浄化槽の修繕ということになります。

8目の1節の減価償却費ということで1,078万1,000円となります。

左にいきまして2項の営業外費用ということで、企業債の利息が91万円となっております。続きまして、14ページお願いします。

資本的収入及び支出ということで、収入なんですが、公共下水道事業資本的収入ということで、企業債が500万円、一般会計からの補助金としまして、3,017万6,000円、受益者の分

担金としまして50万1,000円となります。

それから、20款の農業集落排水事業資本的収入としまして、これも企業債が350万円ということで、一般会計からの補助金につきましては合計で71万円、負担金で50万1,000円となります。

21款の個別排水事業資本的収入としましては、一般会計からの補助金としましては56万9,000円となります。

それから22款の特定地域生活排水事業資本的収入としましては、こちらも企業債で960万円と国庫の補助金が827万2,000円、県の補助金につきましては319万8,000円ということで、これは浄化槽の設置に関する補助金になります。

これに伴いまして8の負担金等ということで、受益者分担金が150万1,000円となっております。

16ページの支出についてですが、23款の公共下水道事業の資本的支出につきましては、主なものとしましては、工事の負担請負費ということで、ますの設置工事、取り出しの工事と冒頭で申し上げた管更生工を見て703万4,000円となります。2項の企業債償還金ということで1億3,522万円となっております。

24款の農業集落排水事業の資本的支出として、建設改良費としまして工事の請負費として555万8,000円、これはますの取り出し工事を5件、計上しております。企業債の償還金としまして、5,357万円となります。

25款の個別排水事業の資本的支出としましては、企業債の償還金のみで173万円となります。

それから26款の特定地域生活排水事業の資本的支出ですが、1項の建設改良費、これは浄化槽の設置事業ということで、工事請負費として2,261万円となっております。冒頭で申し上げた15基、最終年になりますのでちょっと多めに15基を見ております。次の企業債償還金としまして、734万円を見ております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

職員の給与の明細になりますが、公共下水道につきましては、昨年同様2名となっております。農業集落排水事業につきましても2名で同じということになります。

そして20ページの予定貸借対象表をお願いします。

一番下の7年度末の資産の予定の合計額が62億5,646万9,398円となります。その他財務諸表等につきましては後ほどご覧いただければと思います。

以上で、下水道事業についての説明を終わりにさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、令和7年度予算に関する当局の説明は終わりました。

ただいまから総括質疑を行います。

質疑は令和7年度予算に関する総括的質疑に限り行います。

通告により10番、伊藤洋子議員の質疑を認めます。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 令和7年度予算に対する総括質疑をさせていただきます。

現在極めて厳しい財政状況になっていることを当局議会はしっかりと認識し、このために村民生活が脅かされることがないよう、行政運営することを求める立場で質問いたします。

1つ、昨年12月3日の予算編成方針の説明文に令和7年度末において、資金繰りができるか心配されるところであると赤の字で書かれています。

まず、この真意について当局の説明を求めます。

本来、村民の命、暮らしを守り、安心して暮らせるように努めることが村の仕事であるのに、先ほどの言葉は行政を担う立場として無責任です。

令和元年に起きた台風19号のように、村にとって大変なことが起った場合でも、乗り越えられる方策があるのかどうか私はとても心配です。その方策についても説明していただければと思います。

同じく12月3日の資料の2、基本方針、7つの柱の一つ、計画重視の事業実施（場当たり的な事業実施を避け、計画立案に時間をかける）と書かれています。この点については、これまでの事業について、補助金があるから行うのではなく村にとって必要な事業を考えてから、補助金や工期を探るようにと議会側が何度も指摘してきたことです。

このことについて、村長の意気込みを聞かせてください。

3つ目、同じく12月3日の資料の他町村との比較表に物件費の状況、6、委託料についてですが、ほかの項目は各自治体の人口及び予算規模に比例しているのに、委託料は嬬恋村が一番多くなっています。以前、議会でも委託料について安易に委託せず、職員が対応できなかいかという意見が出されたこともあります。その点について、今後検討する考えがあるのかどうかお答えください。

4つ目、令和7年度予算編成における3つの村の一番目に挙げている財政悪化を最小限に抑える（基金残高の確保）については、当局の思いは分かりますが、先日も説明があったように物価高騰の影響は村行政にもかかってきています。

どのように取り組むのか、庁舎内での意思統一は図られたのかお聞かせください。これは当初の説明では、村長は全体の予算を15%カットと職員に申しつけていると言いましたが、結果、物価高騰でマイナス200万円しかできなかつたわけですけれども、その辺でまさしく今後さらに財政が厳しくなると思います。村長は先ほど行政報告で、財政は健全であると言ったときに私はとても驚きました。その点について、説明をお聞かせください。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君）　村長。

[村長　熊川　栄君登壇]

○村長（熊川　栄君）　伊藤洋子議員の総括質疑に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、第1点でございますが、令和7年度予算編成方針の中に令和7年度末において資金繰りができるか心配されるところであると書かれているが、この真意について説明を求めるとの件につきまして、お答えをいたします。

昨年12月3日の全員協議会において、令和7年度予算編成方針について説明させていただきましたが、資料にも記載したとおり、職員向け抜粋と明記した資料を説明させていただいたところでございます。

これは財政状況が悪化している状況を全職員に認識してもらうことと、その取組を議会にも共有していただくため、編集せずに説明をさせていただいたというのが真意でございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、台風19号のときのように、乗り越えられるのかとの件でございますが、その際は災害復旧のため、国・県からの多くの支援がありました。大規模災害復興法並びに激甚災害法等の適用を受けたということでございます。財政難に対しての支援ではありませんが、財政健全化の取組が必要と考えております。

次に2点目、基本方針7つの柱の一つに計画重視の事業実施、場当たり的な事業実施を避け計画立案に時間をかけると書かれているが、村長の意気込みを聞きたいとの件であります。費用対効果を慎重に判断することが重要と考えております。初期投資でありますイニシャルコストが継続的にかかる費用でありますランニングコストの精査に時間をかけていきたいと考えております。

次に、3点目でございますが、他町村と比較して委託料が多いが職員ができないのかとの件についてでございますが、確かに令和5年度決算では7億8,000万円と高額でした。この内訳としては、スクールバス運営委託料が1億6,000万円、除雪の委託料が1億3,000万円、

サーラ嬢恋の設計委託料が1億円、このほか健康診断や予防接種の委託、各種施設、電算システム関係の保守管理委託など多くあります。

職員ができる業務はかなり限定的になりますが、なるべく職員が行うことを中心に取り組んでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

最後に4点目でございますが、予算編成方針の一つ、財政悪化を最小限に抑える基金残高の確保については、物価高騰の影響によりどのように取り組むのか、庁舎内で意思疎通を図ったのかとの件でございますが、これまでと同様に事業を実施した場合、単純に支出が増加することになります。事業自体の廃止や休止を考えていかないと基金への積立てはできないと考えております。職員にも将来を見据えた事業の在り方を検討するよう、意思統一を図っていきたいと考えております。

以上、伊藤洋子議員の総括質疑に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員、再質問があれば許可をします。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 1番についてですけれども、これは、全職員に単なる本当に大変だという、その表示だけをしたということで、実際には村長としてはまだそうでもないと思っているのかどうか、ちょっと予算書を見ると私はすごく厳しさを感じているんですけども、その点について、先ほども言いましたけれども、村長は財政は健全であると行政報告で言いましたが、本当にそうかどうか、私は納得いかないんですけども、その点については今後、議会での審査にかかっていると思うんですけども、再度お聞きしたいのと、それから台風19号は確かに激甚災害を受けたけれども、例えで挙げましたけれども、いろんなことが起こったときに基金を使うというのが財政法の中でも言われているけれども、そういう対応ができる余裕が令和7年度にあるのかどうか、例えで風邪が流行ったとか、そっちは国保で対応ですけれども、何か起こったときに借金ができる余裕があるのかどうか、その辺で村民生活を壊さないようにできるかどうか、まず1番についてお願い……。全部言ったほうがいいですか。

○議長（佐藤鈴江君） 再々質問までです。

○10番（伊藤洋子君） じゃ、全部の項目について再質問をします。

次の計画重視については、村長は今後、費用対効果等を考えるということでは、一番期待するのが、サーラ嬢恋ですけれども、その辺のサーラ嬢恋に対しても本当に費用対効果が望

めるようなことで職員と話合いをしているかどうか確認いたします。

次に、3番目はこれはいろいろスクールバスとか職員ではできない点が多かったというのを納得いきますけれども、例えば総合計画とかいろんな基本構想、あとこれからグランドデザイン、ぜひそういうのは職員、村を知っている職員でやれるところはやっていただきたいということを要望しますが、それに応えられるかどうかお願いいたします。

それから、この基金残高の確保ですが、かなり令和7年度は厳しいようですが、村長は議会のたびに説明責任を果たす、財政規律を守ると言ってきたんですけども、このような財政になってしまった村長としての反省とかはないのかどうか、その点についてお聞きいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君）　村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　伊藤洋子議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目、財政の資金繰りができるのかという再質問でございました。現状では、財政資金は、財政調整基金が少ないという意味で、非常時で大きな災害等が出ると今現在が10億円ぐらいでございます。その他の基金全部入れると今40億ぐらい、1月末現在で41億だったと思います。今朝、確認しましたが、全体入れますとあるわけでございまして、流用することも可能かと思っておりますので、通常ベースの案件であれば、何とか対応できるのかなと現状では考えておるところでございます。

これは第2点目のご質問であります。何か起ったときの対応ということと関連は当然するわけでございますので、何とか緊急時、財政調整基金等含めて、対応は通常の状況であれば対応できるのかなと思っております。他の基金も併せてということで意味を含めて、何とか対応できると考えております。

それから、費用対効果等の話でございますが、サーラ嬢恋の運営、これがちゃんとできるのかというお話をございました。

お金をかける以上は、やはりサーラ嬢恋の運営協議会、教育長を中心にして現在慎重に協議をさせていただいております。他の諸施設のケーススタディもしておって、この施設ではこれだけの費用を徴収して、これだけの管理をしているというケーススタディもしておるようでございます。しっかりと運営形態を当然今後も取ってまいりたい、そしてまた必要な管理運営上の費用、かかるものについて、またご負担をいただくところについてもしっか

りと利用者に対しまして、説明を果たさせていただいてご理解をいただいて運営に取り組んでまいりたいと思っております。

この件につきましては、またいずれ全員協議会等で説明があるかと思っています。

第3点目で委託料が多いという話でございますけれども、今後も先ほど委託料の数字の話をさせてもらいましたが、できる限り職員でできることは当然職員がするということだと私も思っております。

職員には研修をしっかりと今後もしていただき、スキルアップをしていただき特に最近はＩＣＴ、あるいはデジタルトランスフォーメーション、こちらのスキルアップを図っていく必要があるであろう、併せてデジタル庁からやる基幹系の21システムが総務課予算編成の報告にもありましたとおり、相当お金がかかるわけでございますが、これらについても全職員にしっかりとスキルアップの研修は継続的に行ってまいりたい、こう思っておるところでございます。

予算編成、最後に財政悪化、将来の見通しの大局的な話でございますが、今まで財政規律は守ってきたつもりでございます。

今後も地方自治体財政健全化法、これらをしっかりと守りながら村民の負託に応えられるよう、またお金のかかることにつきましては議会、各種団体、地域の皆さん、さらに村民の意見もしっかりと確認しながらしっかりと対応してまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員、再質問を許可します。

○10番（伊藤洋子君） 先ほど、最後のところで、私はこういう財政になった責任は感じないのかということでありましたけれども、村長としては守ってきたつもりであるということでは反省がないというふうに捉えていいのかなと思いますけれども、先ほど財政健全化法とかつて言いましたけれども、やはり一番基本に考えるのが、財政法に沿ってやるならば、地方交付税等、村の自主財源の中でどう一番よりよい行政を行うかだと思いますけれども、その辺でこういうふうに厳しくなったということに対する村長としては、再度聞きますけれども、反省はないんでしょうか。財政規律を守るといつも議会ごとには確かに言ってきたけれども、それだったらこんなふうにならなかつたんじゃないかと、私としては考えますけれども、いかがでしょうか。これで最後の質問にします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 財政規律、先ほど言いましたように地方自治体財政健全化法という法律も基準があるわけでありまして、それにしっかりと対応して取り組んできてると思っております。

また、今回サーラ嬬恋という大きな資金が必要であります。個人の家庭でも自分が家を建てようと思ったら、2,000万、3,000万の借金をして、家を建てると。それには35年の返済計画を立てて借金をして建てるというのが普通のサラリーマンでございます。

そう意味からしまして、嬬恋村においても今回はふだんかからないお金でありますサーラ嬬恋という文化施設を造ろうということで、議会の皆様のご承認も得まして、そして予算編成をして、また地域の皆さんとの声も確認しながら、特に文化協会の皆様の意見も確認しながらやってきたと、個人の家計でももし家を造ろうと思えば、大きなお金がかかる、それには計画的に借金をして計画的に返済をする、例えば今回のサーラ嬬恋については今までなかつたお金が債務負担行為を入れて23億円かかるわけでございます。それについてはそれなりの種錢をためて、そして有効な基金を使って、さらには一番最も有利な起債であります過疎債を最大限活用して、そして24億円、25億円の中のうちの8億円はちゃんと国が負担していただけだと、こういう計画で取り組んできたということでございます。

決して財政を無視してではなくて、財政をしっかりと規律を守って取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

平成16年、18年、19年当時の我が村のワースト11位というようなマスコミに出た状況の財政状況ではないということは、確信を持って村民にも皆さんにもお伝えできると思っております。今後もしっかりと規律を守っていくのが当然だと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で総括質疑を終わります。

◎予算審査特別委員会の設置、付託について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りします。議案第10号から議案第16号については、議員12名全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第16号については、議員12名全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第32、議案第17号 嫩恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第17号 嫩恋村小口資金融資促進条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

群馬県小口資金融資促進制度要綱による借換制度が継続される一部改正に伴い、嫩恋村におきましても前述の改正に準ずるべく、本条例を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第33、議案第18号 嫩恋村職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第18号 嫩恋村職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告による国の給与法の一部改正に準じ、当該条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひをいたします。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君）　日程第34、議案第19号　嬬恋村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　議案第19号　嬬恋村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告による国の給与法の一部改正に準じ、当該条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君）　日程第35、議案第20号　嬬恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　議案第20号　嬬恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告による国家公務員に関する法律の一部改正に準じ、当該条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君）　日程第36、議案第21号　嬬恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　議案第21号　嬬恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告による嬬恋村職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、当該条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君）　日程第37、議案第22号　嬬恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　議案第22号　嬬恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告による国家公務員に関する法律の一部改正に準じ、当該条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君）　日程第38、議案第23号　嬬恋村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　議案第23号　嬬恋村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告による国家公務員法に関する法律の一部改正に準じ、当該条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君）　日程第39、議案第24号　嬬恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　議案第24号　嬬恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告による国家公務員に関する法律の一部改正に準じ、当該条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君）　日程第40、議案第25号　嬬恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各

種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第25号 嬢恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

特別職、非常勤職員に該当するサーラ嬢恋運営協議会委員について、条例の一部を改正し、報酬の支払い及び費用弁償を行えるよう改正しようとするものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第41、議案第26号 嬢恋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第26号 嬢恋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）において栄養士法（昭和22年法律第245号）が改正されたことに伴いまして、嬢恋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第42、議案第27号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整理についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第27号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理につきまして、提案理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、関係条例の一部を改正する必要が生じたため本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第43、議案第28号 サーラ嬬恋設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第28号 サーラ嬬恋設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

サーラ嬬恋は公の施設の設置に該当するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項に基づき、施設の設置及び管理に関する事項を条例で定める必要があることから本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第44、議案第29号 嬢恋村公民館設置及び管理に関する条例の

一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第29号 嬢恋村公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項の規定に基づき、公民館の所在地について修正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第45、議案第30号 嬢恋村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第30号 嬢恋村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地方公務員法第26条の6第1項の規定に基づき、嬢恋村職員の配偶者同行休業に関する条例を新たに制定したいため、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第46、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第47、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員派遣をすることに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣については、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、9日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、明日から9日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時03分

令和7年第1回定例村議会

(第2号)

令和7年第1回嬬恋村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和7年3月10日（月）午前10時00分開議

- 日程第 1 答申第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）について
- 日程第 2 令和6年度嬬恋村各会計補正予算について
- 日程第 3 予算審査特別委員会報告について
- 日程第 4 議案第17号 嬌恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第18号 嬌恋村職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第19号 嬌恋村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第20号 嬌恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第21号 嬌恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第22号 嬌恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第23号 嬌恋村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第24号 嬌恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第25号 嬌恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第26号 嬌恋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第27号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第15 議案第28号 サーラ嬬恋設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第29号 嬌恋村公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第30号 嬌恋村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程第 17まで同じ

議案の撤回について

議案第 31号 令和 7 年度嬬恋村一般会計予算について

出席議員（12名）

1番	黒 岩 智 未 君	2番	土 屋 哲 夫 君
3番	伊 東 正 吾 君	4番	下 谷 彰 一 君
5番	黒 岩 敏 行 君	6番	石 野 時 久 君
7番	佐 藤 鈴 江 君	8番	土 屋 幸 雄 君
9番	松 本 幸 君	10番	伊 藤 洋 子 君
11番	大久保 守 君	12番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	黒 岩 彰 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	佐 藤 幸 光 君
会計管理者兼 税務会計課長	宮 崎 由美子 君	未来創造課長	熊 川 明 弘 君
交流推進課長	小 林 千 速 君	住 民 課 長	望 月 浩 二 君
健康福祉課長	黒 岩 孝 義 君	建 設 課 長	黒 岩 建五郎 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上下水道課長	黒 岩 治 信 君
観光商工課長	竹 渕 幹 雄 君	教育委員会 事務局長	滝 沢 勇 司 君

事務局職員出席者

議会事務局長 目 黒 康 子 書 記 横 沢 右 京

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

これより議会を再開させていただきます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和7年第1回嬬恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎答申第1号の採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、答申第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松本幸さんの退場を求めます。

〔9番 松本 幸君退場〕

○議長（佐藤鈴江君） 本案については、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、答申第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）については、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

松本幸議員の入場をお願いします。

〔9番 松本 幸君入場〕

◎令和6年度嬬恋村各会計補正予算についての質疑、一括討論、採決

○議長（佐藤鈴江君）　日程第2、令和6年度嬬恋村各会計補正予算についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

議事整理の都合により、質疑は一般会計補正予算から順次行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君）　異議なしと認めます。

それでは、嬬恋村一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君）　19ページの過疎山村振興・地域振興事業、マイナス375万円になっているんですけども、この予算はどのような事業をしていて、なぜこれだけお金のほうがマイナスになったのかの質問をします。

何点か質問していいですか。2点ほどでいいですか、それとも一個一個でしょうか。

○議長（佐藤鈴江君）　全部で3回なので。

○10番（伊藤洋子君）　違う、ほかの点でも質問したいんだけれども、何点まで質問、今やっていいですか。

○議長（佐藤鈴江君）　何点質問する予定でしょうか。

○10番（伊藤洋子君）　4点。

○議長（佐藤鈴江君）　じゃ、一遍にしてください。

○10番（伊藤洋子君）　次に、30ページですけれども、下の学童保育所運営事業についてですけれども、昨年にいろいろ人員配置の表を見たときに、学童保育に人が配置されていないので、ちょっと指摘させていただいたことがありますけれども、これでいくと、2,632万9,000円というので予算組んでいるんですけども、このお金というのは、次のページがおやつ代が入っているけれども、どのような使い方がされていて、マイナス40万円になったのかというのを説明していただきたいと思います。

次に、33ページですけれども、委託料の中のリサイクル委託事業が、予算組んだのが全てマイナスになっているわけですけれども、ふだん私たちがごみ収集所に出している再利用分の新聞とか段ボールとか、そういうものの事業というのは、この中に入っていたなかつたのかどうかを1点お聞きします。

次に、36ページですけれども、新規就農者育成総合対策事業も予算が全然使われていなかつたわけですけれども、どのような事業に取り組んで、結果こんなふうになつたという事業内容はどうなつてあるか、説明願います。

以上4点お願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 最初に、未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤洋子議員の1点目のご質問にお答えさせていただきます。

この減額につきましては、ウェルネスリトリート事業に係る経費となっております。デジタル田園都市国家構想交付金の採択に伴いまして、可能な限りそちらの事業のほうに振り替えたものでございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

学童保育運営事業ですが、総額2,632万9,000円を2,592万9,000円とするものになりますが、今回の補正は、おやつ代を実績に応じて、年度末を推計して40万円ぐらい余りそういうので、この分を補正減とさせていただきました。

人員配置については、東西2人ずつは、常時職員を置いて運営するということになります。予算の内容とすると、人件費だとか需用費だとか、施設の管理費関係で総額ということになります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） ただいまの3点目の質問であります33ページ、リサイクル回収事業でありますが、当初これは、容器包装プラスチックの回収を実施しようと組んでおりましたが、費用対効果を考えたことと、あともう一つ、大柏木に建設予定の吾妻環境施設組合、

その事業が統合が令和12年ということありますので、一旦ここで見送りとさせていただいております。

通常のリサイクルについては、負担金の中で西吾妻環境衛生施設組合のほうで見ておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

新規就農者育成総合対策事業でございますが、この字のとおり、新規就農の方に年間150万円の融資といいますか、支援をするというような事業でございます。

この中にいろいろ規定があるんですけれども、1人の方は、前年度の収入が、もうけ過ぎちゃって600万円を超えたというような所得があった方、それなので、できませんでした。もう一人の方は、就農に至らなかったということで、補助することができなかつたということです。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかに。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 先ほどの学童保育のことでは、おやつ代のと分かって、あと、通常東西に2人分ずつというと、それは配置図になかったというのは、臨時さんだからとか、会計年度職員だったはずかなと思いながら。

それと、もう少し、常時2人受け入れられるなら、もっとそういうことをやっていますよというので、子育て支援がこの部分でもされているというのが知られていて、ちゃんと配置するようにはできなかつたんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

東西2人ずつ配置しているということで、休み等もあるので代替の職員も用意しながら、受入れには支障がないように体制を整えていくということで、いろいろ周知も今後、もし足りないようでしたら、図っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で一般会計補正予算（第8号）の質疑を

終わります。

次に、嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を終わります。

次に、嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、嬬恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で嬬恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、嬬恋村簡易水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で嬬恋村簡易水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、嬬恋村上水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で嬬恋村上水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、嬬恋村下水道事業会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で嬬恋村下水道事業会計補正予算（第4号）の質疑を終わります。

号) の質疑を終わります。

お諮りいたします。各会計補正予算について、一括で討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

各会計補正予算について、一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

順次採決を行います。

最初に、議案第3号 令和6年度嬬恋村一般会計補正予算（第8号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和6年度嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和6年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和6年度嬬恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和6年度嬬恋村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和6年度嬬恋村上水道事業会計補正予算（第2号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和6年度嬬恋村下水道事業会計補正予算（第4号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（佐藤鈴江君） お諮りします。村長から議案の撤回について、別紙のとおり提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、日程に追加することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、追加日程第1を議題とすることに決定いたしました。

◎議案の撤回について

○議長（佐藤鈴江君） 当局より、嬬恋村議会会議規則第19条第1項の規定により提出されました議案第10号 令和7年度嬬恋村一般会計予算の撤回について、当局の説明を求めます。村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第10号 令和7年度嬬恋村一般会計予算につきまして、議案の撤回理由を説明させていただきます。

ただいま開会中の3月定例会におきまして、議案第10号として提案させていただいたところであります、このたび内容を一部修正の上、改めて提案させていただきたいと存じますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、令和7年度嬬恋村一般会計予算の撤回については可決されました。

◎日程の追加

○議長（佐藤鈴江君） お諮りします。村長から、令和7年度嬬恋村一般会計予算が別紙のとおり提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、追加日程第2を議題とすることに決定いたしました。

◎議案第31号の上程、説明、委員会付託

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第2、議案第31号 令和7年度嬬恋村一般会計予算について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第31号 令和7年度嬬恋村一般会計予算について、提案理由を説明させていただきます。

本3月定例会におきまして、議案第10号 令和7年度嬬恋村一般会計予算として提案させていただいたところですが、このたび内容を一部修正いたしまして、議案第31号として改めて提案させていただくものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億1,300万円とするものでございます。前年比で8,200万円の減としております。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

[総務課長 佐藤幸光君登壇]

○総務課長（佐藤幸光君） それでは、議案第31号の詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億1,300万円とするものでございます。

23ページをご覧いただきたいと思います。

下のほう、19款の繰入金です。まず、1の財政調整基金繰入金、これは今回、減額に伴いまして調整をした額ですが、4億4,263万8,000円です。10号と比べますと、4,963万1,000円の減額となっております。

続いて、7、振興開発基金繰入金3億9,700万円、こちらも10号と比べますと、800万円減額しております。

繰入金全体では、5,763万1,000円を減額しまして、14億2,293万8,000円とするものでございます。

続きまして、32ページをご覧いただきたいと思います。

歳出ですが、2款の総務費、右下の地区活動助成事業です。こちらのほうは、次のページにわたりますけれども、18節の負担金補助及び交付金で100万円を減いたしまして、6万6,000円とさせていただきました。

続きまして、38ページをご覧いただきたいと思います。

同じく2款総務費、右下の庁内消耗品管理事業ですが、需用費で事務用消耗品代がございますけれども、こちらも10万円削減させていただきまして、92万円とさせていただきました。

続いて、43ページをご覧いただきたいと思います。

同じく2款総務費ですが、中ほどの過疎山村振興・地域振興事業でございますが、こちらのほうは、逆に600万円ほど増額させていただきまして、650万3,000円とさせていただきました。こちらについては、この後説明しますが、ウェルネスリトリート事業の廃止に伴いまして、こちらのほう、人件費、業務委託料のほうを追加をさせていただいております。すみません、人件費じゃなくて委託の関係ですね、失礼しました。

続いて、48ページをお願いいたします。

同じく2款総務費ですが、右下の地域交流事業です。こちらにつきましては、次のページになりますが、10節の需用費で備品購入代10万円があったんですが、こちらのほうを削減させていただきまして、合計で144万円とさせていただきました。

同じく49ページの中ほどに、10号のときは、電気自動車充電サービス事業ということで201万2,000円の記載がございましたけれども、こちらのほうは廃止するということで、全文・全額削除したため、記載がなくなっております。

続きまして、54ページをご覧いただきたいと思います。

同じく2款総務費ですが、右下の地域交流センター管理事業です。こちらのほうに工事費として、ドッグランの設置工事78万円という記載があったんですが、こちらのほうも工事と金額と両方削除しましたので、今記載はありませんが、375万円ということで、10号では453万円だったんですが、78万円の減額をさせていただいています。

続いて、58ページをご覧いただきたいと思います。

同じく2款総務費、中ほどにシンガポール事務所派遣事業ということで記載がありますけれども、こちらのほう、3月いっぱいで事業のほうを終了ということにさせていただくことになったわけですが、それから引継ぎ、引っ越し等を見込みまして、2か月分の滞在費だけ計上させていただきました。

ということで、当初は1,561万2,000円だったんですが、1,286万円を減額しまして、275万2,000円計上をさせていただきました。

それから、下のほうに嬬恋村企業版関係人口創出事業とございますが、この事業の下に、議案第10号ではウェルネスリトリート事業3,768万8,000円という項目がございました。こちらのほうも全文・全額削除いたしましたので、今記載はありません。

続きまして、60ページをご覧いただきたいと思います。

60ページ、同じく2款総務費ですが、上のほう、顧問弁護士委託事業とございますが、この線の上になりますけれども、職員研修等負担金、その下に第10号では、つまごい祭り700万円、それから賀詞交換会15万4,000円という記載がございましたが、こちらも両方とも削除いたしましたので、今記載がございません。

続いて、64ページをご覧いただきたいと思います。

同じく2款の総務費、中ほどに税務管理事業がございます。こちらも655万5,000円ですが、需用費のところで23万5,000円ほど減額をさせていただきました。内容につきましては、公用車1台を廃車にして台数を減らすということで、車検ですとか保険、役務費の手数料、自賠責保険等減額をさせていただいて、合計で23万5,000円の減額をさせていただきました。

続いて、80ページをご覧いただきたいと思います。

80ページは、3款の民生費です。上のほうに、いきいきセンター管理事業がございますけれども、こちら、10号では456万9,000円ございましたけれども、422万2,000円を減額させていただきました。内容は、いきいきセンターを解体しないということになった関係で、村営住宅の改修事業等を行わないということで400万円、それから光熱費を減額したもので

ございます。

続きまして、120ページをご覧いただきたいと思います。

120ページは、6款の農林水産業費になります。中ほどの林業振興管理事業ですが、10号では1,965万6,000円ということでしたが、595万4,000円を削減しまして、1,370万2,000円とするものでございます。内容については、次の121ページになりますが、委託料、つまごい祭りをしないということに伴いまして、同時に木育キャラバンということを開催してきたわけですが、こちらについても休止ということで、木育キャラバンが125万4,000円の減額、それから林地台帳システム保守改修業務委託、こちらが280万円だったものを、改修のほうは先送りということで、230万円ほど減額をさせていただきました。それから、18節で森林整備補助金200万円とありますが、こちらは10号では440万円でしたので、240万円を減額させていただきました。

続いて、129ページをご覧いただきたいと思います。

7款の商工費です。上のほうの観光振興事業でございますが、こちらのほうは52万5,000円を減額させていただきまして、4,201万1,000円といたしました。内容につきましては、旅費の費用弁償、こちらの減額、それから、委託のほうにアドバイザー委託料ということでありましたけれども、こちらも削減をさせていただきました。

続きまして、130ページをご覧いただきたいと思います。

同じく7款商工費で、右下、愛妻の村づくり事業です。こちらが82万1,000円を減額させていただいて、308万1,000円とするものです。内容は、キャベチューというイベントを休止するということに伴いまして、キャベツ大使の費用弁償、それからポスター等の印刷代、イベント用消耗品の減額ということになっております。

続きまして、136ページをご覧いただきたいと思います。

8款の土木費です。中ほどより上の機械維持管理事業です。こちらは280万円を減額しまして、3,162万4,000円とするものです。内容としましては、13節の機械リース費、こちらのほう、車両1台のリースを取りやめるというもので、1,010万3,000円とするものです。

続きまして、144ページをご覧いただきたいと思います。

9款の消防費です。一番上の消防施設整備事業です。こちらが184万8,000円を減額して、3,725万3,000円とするものです。内訳は、14節の工事費、今2つほど記載がありますが、もう一つ10号のときには、乾燥塔の移設工事180万4,800円があったんですが、こちらのほうも、いきいきセンターの解体工事の取りやめに伴いまして、いきいきセンターの隣にあり

ます乾燥塔もそのまま壊さないということで、工事費がなくなったものです。

続きまして、179ページをお願いいたします。

10款の教育費です。中ほどの新婦恋会館建設事業です。こちらは800万円を減額しまして、12億638万4,000円とするものです。内容は、いきいきセンターの解体工事、こちら500万円を見込んでいましたが、その減額と、それから、それに伴いまして、駐車場の舗装、区画線等の工事の面積が減少するということで、300万円を減額です。両方で800万円の減額というふうになっております。

続きまして、190ページをご覧いただきたいと思います。

12款の公債費、中ほどの公債利子支出でございます。こちらは、22節の中に財政融資ということで書いてありますが、こちらを9万9,000円増額させていただいて、全体では2,304万6,000円とするものです。こちらは、予算を100万円単位で調整するということで、9万9,000円を端数調整ということで計上させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上、変更した部分について説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ここで休憩いたします。

10時45分から予算審査特別委員会を行います。よろしくお願ひいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時04分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

◎予算審査特別委員会報告についての一括討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、予算審査特別委員会報告についてを議題といたします。

令和7年度各会計予算は、本定例会第1日に予算審査特別委員会に付託し、審査願っておりましたが、審査が終了し、別紙配付のとおり予算審査特別委員会審査報告が提出されております。

お諮りいたします。本件に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項により省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。また、委員長報告に対する質疑も、全議員が委員でありましたので、省略いたします。

それでは、一括討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、令和7年度予算に対する討論をさせていただきます。

私は、一般会計予算、介護保険特別会計予算に反対、ほかの会計に賛成の立場で討論を行います。

反対理由として、まず1点は、村長が村の財政の状況に対する認識が曖昧で、予算を決めることに一貫した姿勢がないことです。

昨年12月議会において、来年度予算の説明時には、村の財政の厳しさを基金残高の状況、今後の借金の状況などを示し、15%カットを目途に予算を組むよう指示しているという説明をしましたが、この3月議会初日の行政報告では、現在財政は健全であると表明しました。私は一瞬、とても驚きました。そして、今回の議会初日に提案された令和7年度予算について説明を行い、ご承認いただきたいと話していました。

5日より始まった予算審査特別委員会で委員より、この予算ではという否定の発言が出されると、翌日には再提案する予定の予算案がテーブルの上に置いてあり、二度目の驚きとなりました。

当日提案された予算案は、昨年より各課長とのヒアリングを行い、物価高騰でなかなか削減できない現実に苦慮しながら、長い時間をかけて作成したものと思っています。その予算案を予算審査特別委員会の途中、審議を終えないうちに翌日に提案するということは、議会の会議の進め方として許されるのでしょうか。そして、村民に関わる事業を村当局が一晩で決めていいものでしょうか。

このようなことから考えると、村長の予算に対する考え方の重さを感じることができません。予算は、その年度の村行政の姿勢を示されるものです。もっと真剣に審議してほしいと思います。

2点目として、先ほども少し触れましたが、村民等が関わる予算、今回の修正でいえば聞く活動助成事業、この点については、地区の皆さんからは、何年かかって言ってもなかなか予算をくれないという声が多く聞かれます。

また、つまごい祭り補助事業、つまごい祭りは多くの人たちが楽しみにしており、お店で買物をして、子供たちもしばらくぶりに同級生と会ったりして喜んでいる、そして花火も楽しみにしている、そういう事業です。それを村民にも一言も相談もせず、一晩で決めてしまって本当にいいのか疑問です。

いきいきセンター管理事業は、私は残されて安心ですが、関わっている人たちからは、当局の動きに翻弄されているような気がするという声も聞かれました。

愛妻の村づくり事業、これは今回、令和7年度はたしか20回目になると思うんですけれども、それも相談しないで一晩で決めてしまっている。また、賀詞交換会では、村長は昨年の場で、来年はサーラ嬌恋でと挨拶で話していました。そういう対外的な点でも、もっと関係者との話し合いが必要だと思います。

今日提案された予算案が、事前にもっと、当局含めて職員、課長さんたちが、きちんと話し合っている必要があったと思います。その点を言うのは、村長は常日頃より、村は村民との協働でつくり上げていくもの、説明責任を果たすと話しているからです。

介護保険特別会計については、数字上は問題ないと思いますが、かねてより予防策として認知症対策を求めています。社会的にも世界的にも認知症は深刻な問題になっております。

その対策を今後、予算組みの中に求めたいと思います。

最後に、要望を話させていただきます。

先ほどの各事業は、当面の間という説明でした。その期間を具体的に示せるのは、いつになるのでしょうか。例えばいきいきセンター管理事業、現状維持できるようになり、よかつたと思うこともありますが、今までは手直しが必要な部分もあります。長い期間になるようでしたら、その点の配慮も必要です。

次に、つまごい祭りについてです。

これまで、先ほども述べましたけれども、夏の楽しみの一つとして行われてきて、来年度は何回目になるのか、今記憶しておりませんけれども、とても大きな村民にとってのお祭りだと思います。子供たちが友達同士で、いろいろな露天商を巡り、ショーや花火を見るなど、とても楽しそうでした。大人も久しぶりに会う人たちと楽しそうにしている様子、他町村からも来ていただき花火を見る、そして別荘の方、観光客も来てくれる大きなお祭り

です。

このお祭りを、ぜひみんなで知恵を出し合って、何とか実施していただきたいと思います。こんなときこそ、村民の皆さんに力を貸していただくのもいいのではないか。ご一考いただこうと強くお願ひいたします。

特別会計について、一言申し上げます。

国民健康保険会計、介護保険会計、後期高齢者保険会計は、村民の命と暮らしに関わる大事な事業です。国の改正の影響がありますが、安心して暮らせる村づくりのために引き続き努めてくれることをお願い申し上げて、私の討論といたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

については、委員長報告順に採決を行います。

最初に、議案第31号 令和7年度嬬恋村一般会計予算について、委員長報告は可決されました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第31号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和7年度嬬恋村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は可決されました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第11号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 令和7年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可決されました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第12号は原案どおり可決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 令和7年度嬬恋村介護保険特別会計予算について、委員長報告は可決であります。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第13号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 令和7年度嬬恋村簡易水道事業会計予算について、委員長報告は可決であります。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第14号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 令和7年度嬬恋村上水道事業会計予算について、委員長報告は可決であります。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第15号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 令和7年度嬬恋村下水道事業会計予算について、委員長報告は可決であります。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第16号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

○村長（熊川 栄君） ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、議案第17号から日程第17、議案第30号については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、各議案について順次、質疑、討論、採決を行います。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、日程第4、議案第17号 嫩恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、議案第18号 嫩恋村職員の給与に関する条例の一部改正に

についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第6、議案第19号 嫁恋村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第7、議案第20号 嫩恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第8、議案第21号 嫩恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第9、議案第22号 嫁恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君）　日程第10、議案第23号　嬬恋村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君）　ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君）　ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君）　起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君）　日程第11、議案第24号　嬬恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君）　ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第12、議案第25号 嬬恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君）　日程第13、議案第26号　嬬恋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君）　ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君）　ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君）　起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君）　日程第14、議案第27号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君）　ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君）　ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第15、議案第28号 サーラ嬬恋設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第16、議案第29号 嬢恋村公民館設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第17、議案第30号 嬉恋村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 一応確認なんですか、この条例のあれば、シンガポールの事業とセットでやっているものと思われますので、このシンガポールの関係が、職員が撤退するのに3か月ぐらいかかるのでしょうか。そこまでの効力というような受け止め方でよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

[総務課長 佐藤幸光君登壇]

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの松本幸議員のご質問にお答えします。

言われるとおり、当初予算で廃止をすることになったということで、必要はないことにな

るんですが、引継ぎ、それから引っ越し等で、一月、二月かかる可能性があるということで、その間にシンガポールのほうに配偶者のほうが行きたいという要望がもしあれば、行かせてやりたいということがございまして、必要ないか、あるいは行くことになるかということが、まだ予定として分からぬわけですけれども、お二人は新婚でございますので、人生を左右するようなことにもなりかねませんので、この条例は制定をさせていただければありがたいなと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

11番、大久保保守議員。

○11番（大久保 守君） 松本議員と同趣旨の質疑なんですけれども、この条例をなぜ出すという話になると、さっきの話になるんですけれども、郡内でもそんなに、こういう条例を持っているところはないと思うんですけれども、なぜ一職員のためにこれをつくるのか、どういう考えなんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

[総務課長 佐藤幸光君登壇]

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えします。

これ、あんまり例がないことだとは思うんですが、上のほうの地方公務員法の中で認められている制度であります、その中では、各市町村で条例を定めることで配偶者同行休業が行えるということになっているということで、今回、村でも条例をつくる必要があるということで提案をさせていただきました。

結果的に、先ほども言いましたが、必要がない、なくなる可能性もあるんですが、もしかしたら半月と一月とか、同行休業を申請される可能性があるということで、できればご承認いただきたいということで、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

11番、大久保議員。

○11番（大久保 守君） 総務課長の気持ちはよく分かるんですけども、じゃ例え、その職員から行きたいからという申込みがなければ、これはつくらなかつたんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

[総務課長 佐藤幸光君登壇]

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えします。

本人から申請があったということで、法律のほうを調べさせていただいて、条例の制定が

必要だというふうに判断をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、この法律というか条例は、地方公務員法にもうたわれているので、そんな問題ないとは思うんですけれども、それよりもこの条例を見ると、3年以内、3年を超えない範囲というと、やっぱり今回予算審議の中で、4月までぐらいになるかもしれないというそういう中で、いろいろ問題視されますけれども、それよりも一応、当初予算上は予算が組まれていたわけですから、それで、この職員の権利を私、認めることはいいと思うんです。ただそのときに、この条例を見ると、例えば何か月前とか何日前とかに申請しなさいとか、そういうものがうたわれていないと、後に残される職員の働き方が大変になるというのがあるから、もう少し申請は何日前とか、あとは、当局はその代替措置をきちんとして、残された職員も気持ちよく送り出せるような体制を取る気持ちがあったのかどうか、その辺についてお聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えします。

これは、申請は年明けぐらいですかね、早めに出されております。そんなことで、いろんな考え方方が協議の中ではあったわけですけれども、クレアとの関係もありますし、2人の生活の関係もありますし、いろいろ考えた中で、同行休業を認めようというふうに判断を一旦はしたわけです。

いろんなことがあって、今に至ってはいますけれども、条例だけは取りあえず、使う使わないは別として、通していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今、私の質問の仕方がまずかったんでしょうか。やはり申請を、例えば1か月前とか何かにしないと、残された職員の体制をつくることができないから、そういう事前申請の期日を入れる考えがあるのかというのと、それから、残されたことに対しては、臨時職員でもどなたでも入れて、ちゃんと対応するということも、規則か何かにうたう気持ちがあったのかどうかをお聞きしたんですけれども。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 答弁漏れがありまして、大変申し訳ありません。

そのとおり、職員不足という中で、また1人減員ということですので、影響は非常にあるんですが、法律で認められている権利でもございますので、その辺は人事異動の中で対応せざるを得ないということで考えておりますので、全く問題ないというわけではありませんので、その辺はこれから、今人事のほうも検討している中ですけれども、何とかしなきゃいけないという、そういう状況でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 確認をしたいと思います。

今回、シンガポールのこの件で、暫定的に職員を派遣する可能性があるということで、条例を立てるということでございますけれども、今後また、ずっとこういう可能性があるのか、そのために条例をしていくのか、また暫定的に、その人がもし行かなくなりや条例を取り消すとか、そのほうは、どちらのほうでしていくのかを伺いたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの土屋幸雄議員のご質問にお答えします。

必要がないという場合でも、条例を即廃止をするというのも現実的ではないかと思います。条例だけは制定をしておいても、その都度、認める認めないというのは、その時々の判断になりますので、条例の制定があるからということで、すぐに配偶者同行休業を認めるということではございませんので、これが制定されても、今後において支障が出るようなことはないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、この条例は制定してもいいという考えです。

ただ、先ほどから質疑でも言いましたけれども、同じ地方公務員であって、例えば同行で

きるというほうだけを保障するのではなく、残された職員のほうもちゃんと体制を取るということが当局の在り方だと思いますので、その点が条例か規則か、今条例は決まっちゃうかもしれない、規則といろいろな組合との協議等で、細則については決めていただくことを要望しておきます。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。議事の都合により、12日まで休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、明日から12日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午前11時41分

令和7年第1回定例村議会

(第3号)

令和7年第1回嬬恋村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和7年3月13日(木)午後1時01分開議

日程第 1 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
12番	大野克美君		

欠席議員(1名)

11番 大久保守君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	黒岩彰君
教育長	地田功一君	総務課長	佐藤幸光君
会計管理者兼税務会計課長	宮崎由美子君	未来創造課長	熊川明弘君
交流推進課長	小林千速君	住民課長	望月浩二君
健康福祉課長	黒岩孝義君	建設課長	黒岩建五郎君
農林振興課長	横沢貴博君	上下水道課長	黒岩治信君
観光商工課長	竹渕幹雄君	教育委員会事務局長	滝沢勇司君

事務局職員出席者

議会事務局長　　目　黒　康　子　　書　　記　　横　沢　右　京

開議 午後 1時01分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、こんにちは。

本日は傍聴、大変ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回嬬恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に、陳情書1件を所管の委員会に付託し、審査願つておりましたが、審査が終了しましたので、ただいまから委員長報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

4番、下谷彰一議員、よろしくお願ひします。

〔4番 下谷彰一君登壇〕

○4番（下谷彰一君） 委員の下谷でございますが、今日、委員長さんと副委員長さんが共にちょっと所用がございまして、私が委員長報告を代読をさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

総務文教常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、3月10日委員会を開催し、陳情書1件についての審議を行いました。

委員会には、委員6名と副議長、当局からは、村長、副村長、教育長、関係課長の出席を得て開会をいたしました。

陳情は、ハラスマントから職員を守る群馬県民の会、上田寿江氏から提出された、陳情第1号「政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書」について、審査を行いました。

陳情の趣旨としては、昨年12月定例会において、政党機関誌の庁内勧誘行為の実態調査を求める陳情が嬬恋村議会において採択されず、アンケート調査が行われていないことから3項目について陳情がありました。

1項目は、議員による職員への政党機関誌の庁内勧誘行為は、庁舎内において原則禁止を確認すること。

2項目は、議員が庁舎内で政党機関誌勧誘を希望する場合は、行政の許可証を必ず申請することを義務づけること。

3項目は、政党機関誌の勧誘行為について、議員から許可証の申請があり、行政が同勧誘行為の許可不許可の判断をする際は、政党機関誌の勧誘行為に伴う職員の声をアンケート等を通して収集し、判断材料とすること。

以上、3項目について陳情をするものです。

総務課長から、嬬恋村庁舎管理規則について、個人や団体が物品の販売や勧誘等の行為をする場合は、事前に庁舎管理者の許可を得る必要があることについて説明がありました。

委員会では、職場で該当の購読者がいるか確認した上で、当局が規則を遵守し、庁舎管理規則に従うべきとの観点から審査を行った結果、全員一致で不採択となりました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書に

について、委員長報告のとおり不採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、本案は総務文教常任委員長の報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、一般質問を行います。

3番、伊東正吾議員ほか10名から一般質問の通告がありました。順次発言を許可します。

◇ 伊 東 正 吾 君

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、3番、伊東正吾議員の一般質問を許可します。

3番、伊東正吾議員。

〔3番 伊東正吾君登壇〕

○3番（伊東正吾君） 議長より許可を得ましたので、発表させていただきたいと思います。

せんだっての全体会議で、ある議員が村長に言及した場面がありました。村長のよく言わ
れる、「議員の方々に信任いただいたので」のくだりです。議会での案件に対する執行権は
村長にあります。民主主義議会である限り誰もが知ることです。

ただ、同じ賛成でも反対意見にも真摯に向き合い、聞く耳を持たなければなりません。そ
の場で論破することの意味は大きいと思いますが、もし私が村長ならば、可決した事柄であ
っても、執行に当たり、これでよいのか、村民に不利益はないだろうかと心配でならないと
思います。

さて、議員になった初年度の議会のことです。鎌原観音堂周辺の整備の件です。村長は減
給、業者変更などの事柄があったわけですが、事業内容の変更もほぼなく、賛成多数で可決
いたしました。私の心の中では、なぜなのでいっぱいでした。

指定管理者募集の在り方。

そして今回は、あさまのいぶきの件です。私も指定業者指定に対して賛成票を投じた一人

ですが、案件取下げ、再提出、多くの意見や批判がありました。私の議場でのやり取りの中で、業者指定であり事業内容は別ですよねと念を押しましたが、その後漏れ伝わる進行状況は私の思いとは違い、その際に配られた資料どおりに進んでいるように感じられます。せめて、進捗を議員団に知らせるという義務を怠っているのではないですか。

全体協議会の場でのやり取りを含め取下げた案件ですよ、実際には不手際が多々あったのも事実だと感じています。募集の仕方や応募資格、プレゼンテーションの在り方について、個人的には駄目出しをすればよかったと思っている次第です。今後の募集に関して関係者は慎重に慎重を重ねて進めるようにするべきです。

反対意見の大きさ。

さらにはサーラ嬢恋の件です。財政を圧迫するような事業ですが、本当に必要だったのですか。事あるごとにやり玉に上がるのですが、村長は議会にて可決された案件を、肃々と進めているとお答えいただくのではないかでしょうか。決して反対意見があったことを忘れないでいただきたい。設計変更は途中でもできるはずです。事業費だけが増加して、村政を圧迫する事業を村民は否定的に見ているのをお分かりですか。事あるごとに、各議員からは削減案が続々と提示されますが、どのような思いで聞いているのですか。

役所側としたら、可決した案件ですよ。何を言ってるのと言われそうですが、その思考こそが議会軽視なる言葉に当てはまるのではないかですか。村民のために一生懸命に立案計画をしたものに対して、各議員は早々反対をしないと思います。諸悪の根源はここだと言わんばかりの所業の本当に行政マンなのですか。昭和から平成、令和と時代は目まぐるしく変化しています。私たちも、そして村長をはじめ役所の方々も変化すべきであり、アンモナイトやシーラカンスと言われないようにしていただきたいものです。融和という耳触りのよい言葉で危険な状態を招いていることに気づかなければ、議会軽視どころか議会崩壊に至ります。

予算決定の難しさ。

また、今回の予算を見てみると、村長は15%減などと、随分きつい方針を打ち出していました。ところがどうですか、前年度よりも200万円のマイナスの予算計上と役所の運営と、金銭感覚はどうなっているのですか。村長がとんでもないのか、職員に危機感がないのかどちらですか。どちらにせよ、役所全体の意識レベルの低さが如実に表れた予算です。削るべきところは多々あったはずです。村民の方々への優しさですか、いや違うでしょう。現在は令和であり昭和ではないのですよ。今を生きるものとして、責任を持って綿密な予算組みを望むのは、決して私だけではないはずです。

るべき姿を求めて。

今回、私の一般質問に対して異論がある方はないはずです。いや、あつたらおかしい。議会を形成する議長を筆頭に各議員、村長、副村長、各課長、小さなデモクラシーです。この小さなデモクラシーを実践する村に、真の意味で昇華させなければなりません。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊東正吾議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、第1点目が指定管理者募集の在り方について、第2点目は反対意見の大切さ、第3点目が予算決定の難しさ、第4点目があるべき姿を求めての4点でございました。

私のほうから、まず、指定管理者の募集の在り方につきまして、私からお答えをさせていただきたいと思います。

第1点目でございますが、伊東議員のご指摘のとおり、みんなのことはみんなで話し合つて決めることが民主主義であり、反対意見にも真摯に向き合い、聞く耳を持つことは重要であると認識しております。少数意見の尊重、これは民主主義の原則であると思っております。貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

ご質問の指定管理者募集の在り方につきましては、質問の相手が副村長及び担当課長となっておりますので、まず、この質問につきまして、担当課長よりご答弁をさせていただきます。

まず、そのご答弁の終了後に、2点目、3点目、4点目につきまして、私のほうから、また再度お答えをさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） そうしましたら、伊東正吾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問のあさまのいぶきに関する件でございますが、進捗状況の報告は、説明責任を果たす上からも重要であると認識しておるところでございます。

このような観点から、3月5日に開催されました全員協議会におきまして、嬬恋村農産物

等直売所運営協議会の報告についてとして、ご説明をさせていただいたところでございます。

伊東議員ご指摘のとおり、定期的な議会への報告を行うことで、議員の皆様が状況を把握しやすくなるよう努めてまいる所存でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

また、伊東議員ご指摘の不手際があったという点でございますが、ご意見、批判は真摯に受け止め、必要な改善を実施すべく取り組んでまいる所存でございます。

今後の公募に関しましては、最新の注意を払い取り組んで参ります。ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 第2点目の大好きな項目でございました反対意見の大切さについてのご質問でございました。伊東正吾議員のご質問にお答えをいたします。

サーラ嬬恋建設事業につきまして、いろいろな段階において、多くの村民、各種団体、議員の皆様にご意見等を伺って現在に至っております。

最初にサーラ嬬恋の必要性につきましては、建築基準法による耐震診断の結果、C判定の結果であり、建物劣化度についてはD判定でありました。これは早急に何らかの対応をする必要があるという診断で、対人補強の場合、数億円の費用が必要となることやバリアフリー やアスベストの問題などにより、建て替えを行う方向で住民検討会、議会等で説明が行われてきました。

また、場所につきましても、旧嬬恋会館は防災の拠点として東部地区の避難所となっており、三原地区からも強い要望があったわけでございます。署名入りで508名の請願書も提出されておりました。

次に、工事途中での設計変更につきましては、工事が発注され請負業者と請負契約が締結され、工事途中で契約変更を行う場合、発注者、請負者の協議の下、変更契約されます。工事の進捗状況により、手戻りが出るような変更につきましては発注者の責任となります。また、補助金等を充当して行う事業は、当初の目的に達しない場合は、補助金返還や補助金変更申請を行ってもらう補助金もありますので、途中での取下げは、群馬県や関係省庁にご迷惑をかけることにもつながります。また、それまでに投資した経費が無駄になってしまうこともあります。変更を行うタイミングは早々に精査の下、実施する必要があります。

現工事での工事費の大幅な増額につながる要因は、現在のところ出ておりませんが、サー

ラ嬬恋の建設工事費は多額の費用を要しておりますので、伊東正吾議員のご指摘のとおり、いろいろなご意見等には真摯に向き合い、丁寧に対応して経費の節減につなげるよう、鋭意努力を行っていきたいと考えております。

続きまして、新年度予算編成で役所全体の意識レベルの低さが如実に表れた予算と思うが、どのように考えているかのご質問でございますが、新年度予算編成方針では、前年比15%減という厳しい方針を打ち出しながら、当初予算案は僅か200万円の減のことであり、もっと緻密な予算組みを考えるべきとのご意見をいただきました。この点につきましては、ご指摘のとおりと考えております。

毎年数億円の財政調整基金を取崩して収支を合わせてきており、さらにサーラ嬬恋建設事業において12億円が必要となることから、将来を考え、大幅に歳出を削減しなければならないということで、15%削減を掲げたわけでございます。結果的には大胆な削減ができずに、前年比でほぼ同額という予算案を提示することになりました。令和8年度以降においても、厳しい予算組みが見込まれておりますので、本村を継続していくために歳入と歳出の在り方を早急に検討してまいりたいと考えております。

第4点目でございます。小さなデモクラシーを実践する村に、眞の意味で昇華させなければならないというご指摘でございました。

最後に、あるべき姿を求めてについてでございますが、伊東議員のご意見と同じく、多数決や少数意見の尊重などにより、より民主的な行政を執行するべく取り組んでまいる所存でございますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます。

書いてある中のほとんどが否定されずに飲み込んでもらった、もしくは理解していただいたというふうに感じております。ただ、指定業者の募集の部分、私賛成したもんとしては、あまり言いにくいですけれども、本来ならもっと公明正大にやっていただきたかった。というのは、指定された業者さんが何だかの形で携わられてた方だったりしたという事実を副村長ご存じですか。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

[副村長 黒岩 彰君登壇]

○副村長（黒岩 彰君） 伊東正吾議員の質問にお答えいたします。

そのあたりのことは、把握しておりました。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 把握されていたという言葉の中に、選定した以上、これは仕方ないのかなと、先に進まなかんのかなというふうな思いが僕の中で渦巻いているわけですけれども、分かってて何で選定するのと、これはみんなが思うことやと思います。

例えば、情報を人よりも早く、状態を人より早く知り得る役職にありながら、応募するほうも応募するほうかも分からんけれども、それを選定するという意味合いでは、どのような観点で、どのような思いで選ばれたかというところを教えてください。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まずは、伊東正吾議員におかれましては、プロポーザルでのあさまのいぶきの選任を認めいただきまして、賛成いただきましてありがとうございました。

それと、あさまのいぶきに関しましては、2月5日の利用者の会議を開催いたしまして、通常であればスクール形式で行われると想定されておりました会ですが、これはグループ討論という形で、10人ぐらいのグループを5つほどつくりまして、利用者の皆様の意見を、できるだけ多くの意見を賜ったというふうに感じております。

その後、2月25日の運営協議会におかれまして、その旨説明をし、3月5日の全協で説明をさせていただいたと、このように思っております。

また、先ほど農林振興課長も答弁されましたが、伊東正吾議員のご質問等々、たくさん承りましたけれども、我々も反省すべきは反省し、改善すべきは改善しという気持ちで、この後も取り組んでまいりたいと思いますので、そのような考え方があるということをご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうと言えへんぐらい論点違うんやけれども。論点は、なぜ選んだかというような部分を知りたかったんですけども。これ1社しか出ていなかったから、仕方なく選んだのかというようなところなんですけれども、そこが知りたかった。そういう立場でありながらということを分かってて選んだ、非常に罪深い行為やと僕は思っています。

例えば、僕がいろんなことをここで知って、俺やると手を挙げたら、ちょっと待てよ、やめておけよとなるでしょう。そういうような部分の論点、論点というところが知りたかったわけで、それが分からなければ反省もへったくれもない、どこを反省して改善するかというところも分かっていない。そういうふうに受け止めてしまうのは私なんですけれども。さっきの論点違っている、置き換えます、ほかのものに。

じゃ、どのようなところを注意して、次からは選ぶのかというところを教えてください。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） 伊東正吾議員のご質問にお答えさせていただきます。

この件は、12月の議会でも説明をさせていただきましたが、やはり伊東議員のおっしゃるとおり、やはり我々の中でも、例えば公募する期間が短かった、その辺のことは重々承知の上です。そのあたりも含めて、その辺の反省材料はしっかり反省材料として受け止めて、今後の改善に努めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 単刀直入にお答えいただいたわけですけれども、例えば資格審査であるとか、預けるにはふさわしくない。例えば資産調査であるとか、いろんな多岐にわたって調査してほしいところはありました。

それから、プレゼンの内容ですけれども、プレゼンしたところに僕は同席していなかったから分からぬんですけども、それをある程度の人間で決めてしまうというようなことで、12月の議会の中で、全体協議会の中でも、かなりヒートアップしたような場面があったと思います。そのヒートアップした部分で、村長、取下げ一旦はやったというようなことも、そのヒートアップしたのが原因だったのかなと僕は思っていますが、そのような案件に対して、通す議員も悪かったのかも分かんない。でも、それを優しさと取るのか、いい加減と取るのかというのは、当局の思い方次第でしようけれども、村民はどのように捉えているかというと、僕はちょっとはっきり分からぬですけれども。

公正さという部分、物すごく重視していただきたい。そうじゃなきゃ、さっき言われた資格審査の件も含めて、グレーゾーンもしくは黒という部分で動いていただいているんでは、行政マンとして僕は失格やと思います。僕の言っていることが、もし、君言い過ぎだらうとか、そこ間違っているよというような部分があったら、全課長に対してでも、何か言っていただ

きたい。担当じゃなくったってというふうに思っていますけれども、その点の公正さというような部分を、しっかりと頑張っていただきたいというふうに思っております。

次、移っていいですか。

○議長（佐藤鈴江君） はい、どうぞ。

○3番（伊東正吾君） 反対意見の大切さというような部分で、村長、サーラ嬢恋を僕、例に挙げたわけですけれども、耐震というような部分で、それは誰もが知る事実であって、耐震強度は足らないというのは事実あったと思います。ただ、財政を圧迫するというのは現実であって、その現実に対して、どのように対処するかというような部分が大切だったんかなというふうに思うんですけども。

今回、予算の部分でかなり削ってくれて、ありがとうございますかんのかなというふうな思いはありますけれども、これも僕はちょっと腑に落ちやんとこがあります。というのは、全協2日間あったわけですけれども、総務半分終わったところで、次の朝、2日目の朝に削る部分の冊子頂きました。黄色だったかな確か、黄色でここ削ります、緑だったかな、で削りますというような冊子を頂いたわけですけれども、それというのは、初日に意見があつたところを集約、もしくは拡大解釈して削った部分がたくさんあった。各課長が2か月も3か月もかかって、職員が頑張って作ったもんに対して、一晩でころっと変わるようなもん出してくんna、僕は言いたかった。これは本当に一晩でころっと変わる。その変わった真意、もしくは変えるというような思いは、どこでどういうふうなことでそうなったのかというのを村長教えてください。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの伊東正吾議員のご質問にお答えしたいと思います。

確かに言われるように、時間をかけてつくった予算書を一晩で六千数百万削ったというのは、最初がどうだったのかという批判は当然あろうかと思います。やはり言われるように当初15%と言っておきながら、たった200万じゃないかということで、いろいろ事情はあるんですけども、言い訳はとてもできないというふうに思っております。

そんな中で、総務費の予算審査の途中でしたけれども、もうこれは全員招集をかけて、もう一度今夜中に削るところを考えようという結果で、一晩でやったのが安易には安易なんですが、そういう短時間の中で各課が10万であったり、数百万であったりしましたけれども、一応職員なりに時間のない中で、節減をしようという意識改革をしたということで、結果的

には、そんな簡単に決めていいのかということだと思いますけれども、一応そういった気持ちで見直したということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 総務課長、ありがとうございました。

簡単に決めていいのかとまさしくそういう思いです。一晩で六千何百万だったかな、変わったというような部分は、本当簡単に変えてくれてどうなってんの、クエスチョンマークが頭の中に点点点というような部分でした。

その中にひとつ僕合点がいかんかったんは、つまごい祭りの部分。ほかの議員さんで、なくなってもいいよというような方もみえましたけれども、僕の観点から言うと、この村の一番のイベント、この村の民の集える場所というのをなくしてくれたなど、寂しい思いもあります。

それから、次の日にグランドデザインの話がかなり出ました。そこでコンサルを入れる入れないというような部分もかなり出ました、お話の中で。自分たちの将来自分たちで決めようよというようなことも話に出たはずです。でも、多分これって削られてないよね。それを僕は、汗をかこうよとあのとき言ったはずです。汗かく気あるんかおまえら、というような部分でお話しさせていただいたというふうに僕は思っているんですけども。

最終的に村長の15%という言葉は暴走だったのか、それともこの文章を一般質問中にあるように、各課長さんたちのだらしなさというか、やる気のなさ、これどっちなん、お答えください、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊東議員のご質問にお答えをさせていただきます。

各課長も、議員の皆様方から、もう一步踏み込んで削減せいという予算の案件も、それなりに慎重に一晩で削ったということで、みんなが一致結束して、一つの目標に向かってできることをやったということでございます。

また、今後どうあるべきかということで、今グランドデザインのお話もございましたが、中長期にしっかりと、何でもかんでも委託すると言うんじゃなくて、自分で汗をかくというのは当然だと思っております。

我々求められるのは、やっぱり社会の動向の確認をしっかりとすることあるいは政策の情報収集力を高めることあるいは補助事業とか国・県のどういうことに趣を置いた政策が展開世

の中がされているかの情報も収集するあるいは政策を立案する能力、こういうものもしっかりとお互いが勉強し、切磋琢磨しながら、もっともっと磨く必要があるということは十二分に私も感じております。

今後におきましても、職員研修を限られて時間でございますが、しっかりと研修もみんなでして、そして情報収集能力、政策立案能力、そして自分たちで、まず自分たちでも考えるという状況を庁内にはしっかりと形を整えて、そういう面でしっかりと対応してまいりたいと、こういうふうに思っております。

限られた人材でございますので、各々が、全ての担当が自分の仕事を全て持っておりますので、プラスアルファ、横の横断、縦の組織、横の組織を連携しながら、そういうことで、情報収集能力、政策立案能力、そして自分たちが将来も考えるというスタイルをつくってまいりたい、こう思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 村長、ありがとうございます。

私の一般質問、数字やパネル等々、情報ない精神論的なところでお願いしているわけですが、けれども、村長、ほとんど僕の思いを網羅していただいたのかなというふうに思っております。

ただ、本当にやる気見せてくれよというような部分です。僕の目から見ると、まだまだというような部分が多々あるかなというふうに思っております。言葉悪いけど許してね。村民の言葉から一部利用させてもらうと、たるんどるやないか、まだまだやれるやろ、何やつとんねん、というような言葉が僕のところへ聞こえてきています。皆さんには頑張っていただきたい、決して能力が劣っているわけではないと思います。能力ある人たち、ここに座っている価値のある人たち、そういうふうな思いに村民になってもらえるよう、努力していただきたいと思います。

それで最後です。小さなデモクラシーなんていうような言葉を使いましたけれども、この村は、村のこの議会というのは、決して大きな議会じやありません。議員11名、ここに座つておりますが、課長の数も部長とか課長とかというわけじやなしに、課長だけ座つていただいているということで、小さなデモクラシーです。小さなデモクラシーだからできること、行えること、頑張ってやろうじやないですか、皆さんも協力をよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、3番、伊東正吾議員の一般質問を終わります。

◇ 土屋幸雄君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、8番、土屋幸雄議員の一般質問を許可します。

〔8番 土屋幸雄君登壇〕

○8番（土屋幸雄君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、鎌原観音堂の今後の取組方について質問をさせていただきます。

鎌原観音堂を核とした周辺整備計画により、地域交流センターの増改築、食事処水車の改修、郷土資料館の増築、農作物直売所の建設、またテラスの整備、南側の立木の伐採等、またガーデニングの整備等が行われてきています。また郷土資料館では地域計画が作成され、現在も発掘調査等が進められています。

しかし、今後どのように進んでいくのかよく見えてはきていません。生死を分けた階段の見える化の整備はいつになるのかも分かりませんし、核となるはずの鎌原観音堂及び観音堂奉仕会については何の対策もなく、予算づけも行われてこないのはなぜでしょうか。このまま対策なしで終わってしまうのかを、まずお伺いをいたします。

また、当初計画では、どのようなコンセプトとスケジュール感があって、鎌原観音堂の整備を進めてきたのでしょうか。そして、その結果どのような場所と、この場所はなったのかをお聞きいたします。

この土地は言うまでもなく、今から241年前の天明3年の浅間山の大噴火により寛大な被害を受け、そこから復興を成し遂げた土地であり、それだけではなく、当時の様子や被害に遭った方々の教訓を今もなお口伝え（口伝）で行っている土地でございます。

日本、世界でも稀有な地でもあると私は思っております。この地に根づいている伝承、各種の行事等を未来にわたり残し続けていくために、また、鎌原観音堂奉仕会の活動が先細りなく続けられていけるような有効なる事業とか施策がありましたら、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。これは要望をいたしますので、明快な答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、東部こども園を核とした子育て、高齢者支援共生広場の整備について、質問をさせていただきます。

子育て世代のお母さんからよく言われているのは、嬬恋村には子供を気軽に遊ばせる場所

が少なく、ほかの市町村の遊ばせる場所のあるところに連れていっているとの声がよく聞こえてきます。

そこで私なりに考えてみました。そしたら、旧鎌原小学校校舎を改修して、現在は保育園と幼稚園の機能を持った東部こども園として有効されております。しかし、現在利用されてるのは、広大な敷地の中で園舎と園庭の一部です。具体的には、プールを改修したゲートボール場と園で使われていない園庭の一部をグラウンドゴルフの練習場として利用されますが、残りの大部分は職員の駐車場となっています。また、残りの多くの土地は利用されずに荒れ放題になっております。浅間山側の山林の中には、旧鎌原小学校105年の記念事業で学校周辺の環境整備事業で整えられた、みどりの広場、あずまや、タイル張りの歩道、また西側には敷地内を流れる清川などがありますが、土手の木は横を通る道に出てきており、全く整備はされておりません。

そこでもう一度利用できる場所を再利用して、校庭内で駐車場となっている場所に芝などを張ったり、林の中の手入れをし、必要があれば滑り台などの用具を設置し、また、使われていない体育館をフィットネスなどの何らかの方法で利用していただき、この場所が東部こども園を核とした子育て支援の広場として活用して、また老人と一緒に過ごせる場所として活躍していくことはどうでしょうか。

子供連れの親子が一日中楽しく過ごすことができ、高齢者などのいろいろな世代が刺激し合えるような共生の場とし、大勢の人の居場所としての役割を持っていけるような空間となる場として整備していくことを提案いたします。また、ほかに村としての考えがあればお伺いをいたします。

また、この場所が整備されていけば、いろいろな面に対しも新たな活用ができ、移住の人口の多様化により都会で生活している子育て世代に対して、広大なこの浅間高原の自然の中での子育てを実感できる場所となりうるのではないかでしょうか。

また、その一つの例として、活躍方法として東部こども園で子供を一時的に預かる保育園留学制度などを取り入れ、一、二週間ぐらいの体験入園をしてもらうことはどうでしょうか。また、そのために、村が宿泊施設を用意して親子と共に滞在してもらい、親はリモートで働き、子供は園へ通うというようなことも考えられるのではないかでしょうか。

東部こども園の保育園留学制度の取入れについての考え方も併せてお伺いいたします。

以上、明快な答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 土屋幸雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問は大きく分けまして、第1点目が鎌原観音堂の今後の取組について、第2点目が東部こども園を核とした子育て、高齢者支援共生広場の整備についての質問でございました。

第1点目の質問につきまして私のほうから、第2点目の質問につきましては教育長のほうからお答えをさせていただきます。

それでは、土屋議員のご質問にお答えをいたします。

議員の言われる天明3年の浅間山噴火からの災害と復興の教訓を、世代を超えて語り継いでいく幾通りもの活動は、昨年の内閣府、国土交通省の所在するNIPPON防災資産の全国百数十件の事例の中から、優良認定11件のうちの一つとして認定されました。

このように、全国からこの歴史災害の継承活動に注目がなされていることに対して、また、それを担ってくださる地元地区の関係各位に敬意を払わせていただきます。

さて、ご質問の鎌原地区発掘調査の観音堂石段等の施設整備化を含めた今後のスケジュール感について、お答えをいたします。

同事業は、令和3年度より文化庁と群馬県の指導と補助金を頂きながら進めてきております。4年目を迎えた令和6年度の発掘調査も調査をもって、その成果を報告書にまとめる作業、国指定史跡への具申、申請を行う準備に向けて動き出しているところでございます。

具体的には、令和7年度の当初予算に報告書作成の準備費用や用地の測量図作成などの予算を盛り込ませてもらっております。その先の文化庁への具申を予定しております。国指定の史跡化とその先の保存活用の検討の段階を経て、石段、延命寺、引湯道跡の整備計画の具現というスケジュールを予定し、階段ごとに歩んでおるところでございます。

また、鎌原観音堂周辺整備につきましては、令和元年より地方創生拠点整備交付金を活用しながら整備を進めてまいりました。当該エリアは鎌原観音堂をはじめ、日本ジオパーク認定の浅間山北麓ジオパークの拠点であり、ジオパークの情報発信施設の地域交流センターや火山災害からの復興史跡を展示する郷土資料館の集客施設、また、多品目野菜等を販売する農産物等直売所を整備することによりまして、地方版総合戦略に掲げた基本目標の一つ、仕事づくりに、本村の基幹産業である農業と観光の振興、雇用の確保及びエリアへの集客力向上に取り組んでまいりました。

本年度のサイン整備によりまして、新たな回遊動線が生まれ、各施設への誘導することに

より、滞在時間の延長につなげ、消費拡大に寄与する場所になることをお願いしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

第2点目につきましては、教育長のほうからお答えをさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 土屋幸雄議員の2つ目のご質問、東部こども園を核とした子育て、高齢者支援共生広場の整備について、お答えいたします。

東部こども園につきましては、平成28年に旧東部幼稚園、鎌原幼稚園、東部保育所が統合して、旧鎌原小学校を改修して開園した施設となります。

現在の利用形態としては、土屋議員のご説明のとおり、園舎南側は保護者が子供たちを送迎時に使うスペースと職員の駐車場として利用されています。また、残りの体育館南側の部分は、地区老人クラブによるグラウンドゴルフ場とそのときに利用する駐車場となっております。

村道脇にあるみどりの広場につきましては、こども園PTAや老人クラブの皆さんに協力いただき、年数回ではありますが草刈りを行っております。また、子供たちの園外学習、自然体験の場として、そり乗り、木の実拾い、お花見、不整地を利用した体力づくりの場として、大変有意義に利用させていただいております。

広場内にある東屋、太鼓橋につきましては、老朽化が進んできているので、補修を行う計画となっております。また、ご指摘のあった清川につきましては、幼稚園児や保育園児が近寄ることの危険性もあることから、通常は水を流していない状態になっていますが、刈り払い等も行い、今後活用できるよう検討していきたいというふうに思っております。

体育館につきましては、東部こども園の施設として位置づけられており、雨天時には子供たちの遊び場として活用され、運動会等の練習などでも利用をさせていただいております。

保育園留学の提案でありますが、保育士の不足、財政的な課題もありますので、今後事業についての勉強会あるいは先進地の取組など注視していきたいというふうに考えております。

以上で、土屋幸雄議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） まだ、答弁がちょっとされていないところがあるような気がするんですけども。奉仕会の活動の先細りの事業の施策とか、そういうのが答弁なされていないと思うんですけども、その辺はどうなっているんですか。

施策を考えてくださいという要望をいたしていきますということなんだけれども、そのところの部分が、ちょっと抜けていると思うんだけれども、まずそこを答えていただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 奉仕会に対する要望というのは、奉仕会の活動に対する補助金を出せと言う趣旨……

○8番（土屋幸雄君） 事業が施策的であるのか、取り組んでいくと要望しますということなんだけれども、何か施策があつたらお答えをしていただきたいと思います。

○村長（熊川 栄君） ちょっと、要望というその趣旨がちょっと分からなくて、誠に申し訳ございません。

奉仕会が一生懸命やっているので、その活動に対して補助金を出せという趣旨でしょうか。

○8番（土屋幸雄君） 補助金とか、何か援助ができるとか、何かそれが続けられるような活動の施策をしてくださいという質問だと思うんだけれども。

○村長（熊川 栄君） 具体的に、こういうことをやりたいのでどうでしょうというご提案等があれば、それはそれについて具体的に検討はできるものかと思っております。

現在、ご存じのように、もう文部科学省、文化庁ですね。文化庁と県の文化財の保護課のご指導もいただいて、地域計画を策定中でございます。

関館長を中心といたしまして、ここ数年やってきておりますが、今後この事業は、より具体的に調査もするし、今後どういう計画でやるかということは、ここまで11年間、ご存じのように、この計画はありますので、しっかりと今発掘調査を終わって、発掘調査ももう既に幾つかやってきておりますけれども、今後さらにこの11年間にわたって、国の指定の文化財を目指そうということで地域計画も策定中でございますので、その過程の中で地域の皆さんの意見あるいは奉仕会の皆さんのご努力しておる意見あるいは無体財産権といいますか、いろんな活動もしておりますし、そういうものも取り入れた中で、形のある文化財もあれば無形文化財も鎌原地区にはありますので、奉仕会の皆さんのお意見あるいは地域の皆さんの意見も聞きながら、地域計画の中に取り込んで、調査結果をしっかりとまとめて国の方へ文化財

指定をお願いしていきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたい。

現在進行中であるわけでございますので、その辺も含めて、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 鎌原観音堂の周辺のあれは、観音堂の災害の教育、そういうのが本当の教訓となる場所だと思うんだけれども、そういうことの取組を今まで観音堂も奉仕会の皆さんもみんなしてきているわけなんですけれども、このことに対して、上のはうは整備しているんだけれども、いろんな整備するに当たって、観音堂の奉仕会とかそういうのが、いろんなことが相談なく、いろんなことが進められていて、奉仕会の皆さんもいろんな不満とかそういうのが、私も今度奉仕会に入っていろいろ聞こえてきております。

看板の問題でも何でも、奉仕会とかそういうところを抜かしちゃって、村の主導でどんどん取り壊したり、進めたりしたりしている。そういう不信感というのも奉仕会の皆さんを持っているということも認識をしていただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 不信感のないように、しっかりと区の役員さんの皆さんあるいは奉仕会の皆さん、また文化活動をなさっている皆さん、多くの方々の意見をしっかりと地域の意見を確認しながら、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

また、文化財の中心の施設でもあるわけでございます。嬬恋の歴史の中でも、また日本の火山災害の中でも、象徴的な災害と復興の歴史がある地区であるということで、国土交通省内閣府にも認定もいただきました。

今後は、県指定の文化財ではなく、国指定の文化財をみんなで情報収集、そしてしっかりとプロジェクトチームを組んで、そして、将来は必ず国指定の文化財の認定を目指してまいりたい。そのためには、地元の皆さんとの意見をしっかりと吸収しながら、進めてまいりたい。

何回も申しますが、今地域計画を策定中でございますので、その地域計画の中に教育委員会を中心に、しっかりと中に入れさせて取り組んでまいりたい、こう思いますので、よろしくお願ひをいたします。

付け加えて言うならば、鎌原インターチェンジもできてくるわけでございますので、そういうアクセス道路の問題も含めてあるいは有料道路もあるわけで、軽井沢から万座へ行く道

の有料道路も含めたところでもあるとあるいは草津へ行く拠点でもあるということもありますので、いろんな産業面も含めて拠点施設の位置づけをしっかりとしながら、拠点整備をしっかりと取り組んでまいりたい、こう思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長、地域計画は策定済みに認定されたわけですね、策定中ではないので、答弁……

○村長（熊川 栄君） すみません。地域計画は認定を受けて、今後さらに11年間の計画をつくるという予定だと思いますが、教育委員会からお答えさせます。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 土屋幸雄議員のご質問にお答えさせていただきます。

地域計画の振興状況については、6年7月に国の認定を受けました。この後、地域計画の中にも掲載されておりますが、鎌原地区の国指定の文化財指定を申請、令和7年度ですかね、にさせていただいて、国指定を待つという段階になっていくと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 浅間山は暮らしや多くの命を一瞬のうちに飲み込んだという、怖いという印象だけではないと思います。六里ヶ原の大自然という美しい、そして時には恐ろしいということを、そのことを学べるのが鎌原観音堂だと私は思っております。

こういった災害の継承を続けていくことの、その防災の場所とか何かとそういう場所に初めは、議会も北海道に視察に行ったり十勝岳行ったりして、そういう場所になるかと私は思っていたら、いつの間にかみんな直売所とか、みんな別々の方向性が観音堂が表に全然出でていないのが私は現状だと思っています。

それぞれみんな違う方向性の直売所、食堂とか、資料館は造成したんだけれども、あと交流センターとかあるんだけれども、その直結が自然災害を伝えていくような、そういうことの方針とか、そういうのが今全然うたわれていないような気がするんだけれども。私が聞いたのは、この場所がどのような場所になったかというのを質問したわけなんだけれども、どのような場所になったのかが、まだ見えていないと思うんですけれども。どういう場所になったと思いますか、村は。今いろいろ整備をしてきて。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 私からも先ほどもお話をさせていただきましたが、火山災害における日本の有史以来の最大の災害であったと、火山におきまして有史以来。それに基づきまして、先ほど申しました、日本の災害の関係で11地区にも選ばれたというようなこともあります。さらにはイタリアのポンペイ、あそこもテレビでもよっしう出るところで、世界的な遺産で、世界に認定を受けたユネスコ認定の世界遺産、まさにベスビオ火山に埋もれた地区であります。

そういう意味で、今までの整備の関係でございますが、長年にわたりましてあそこは民有地でございましたが、本当に地元の皆さんの土地、相当な規模の地代を支払いをさせてきておったわけでございますけれども、金利マイナス金利の時代で、失われた30年と言われる中でございますので、ぜひとも将来にわたっては必要な土地なので買わせていただきたいということで、あそこの土地、地主さんにもお買い求めをさせていただきました。

さらには、何回も地元の皆さんの意見も当然お聞きしながら、当局のほうについても、文化財の皆さん方あるいは奉仕会の皆さんにも当然意見を聞いて、その中で、例えばございますけれども、地方創生の拠点整備交付金ですか、合計金額で4億3,000万円も国のほうのご指導もいただきまして、あそこを整備してきたと、何とか活性化しようということで、それを残そうと、その遺産を、歴史遺産を残そうということで、文化財を国指定の文化財を目指して今現在取り組んでおるところでございますが、発掘調査をして、さらに後世に残るものをしっかりと整備していこうということで、取り組んできたという経緯があるわけでございます。

今後におきましても、まだまだ十分だと思っておりませんので、また地元の皆さんの意見も聞きながら、いずれにしても最終目標の一つであります国指定の文化財の認定を受けるべく、さらに努めてまいりたい。

また、あそこは交流センターにしようということで、昔の作業場を今の交流センターに改修したし、また昔の食堂については、またこれも指定管理でございますが、あそこを水車小屋ということで、協力をいただいて運営をしていただいているわけでございます。また今回も指定管理で、直売所につきましても、今まで前任の渋沢さんの方も大変なご尽力をいただきました。

今後もいろいろ経緯はあったわけでございますけれども、新しい指定管理者が決まりましたので、みんなで力を合わせて、あそこの地区を、お客様が来て滞留できる、滞在できる、少なくとも2時間ぐらいは周遊できるゾーンにしようということで、整備してきた経緯もご

ざいますので、ご理解をいただきたいと思っております。

今後、先ほど来何回も言ってますけれども、しっかりと地域の皆さんのお意見も聞きながら、環境整備も努めてまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、地域の皆さんのお意見も当然しっかりと受け止めて前に進んでまいりたい、こう思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） いろんな災害が起きております。それでいろんなことを伝えるための、災害の怖さというのを伝えるのをいろいろ説明している場所もあると思いますけれども、やっぱり災害というのは、昔から、災害は忘れた頃にやってくるということがありますけれども、それは災害を忘れたから、災害がまたやってくるということもあるんだと思うんです。

口伝えでやっぱりそういうことを伝えていく場所のその人に対しても、いろんな政策とか何かが補助できればという質問をある程度していると思うんだけれども。そういう施策のことに対して、1回も答弁をしていない。この場所は、ただ交流センター直したとかそういうような説明ばかりだと思うんだけれども。

本来は災害の拠点となるような、そういう目玉なものを掲げなきや、ただ整備しただけでは、今まで口伝えで鎌原地区の住民たちが伝えてきた、そういうことは240年も続いているんですよ。だからこのことが途絶えれば、災害は忘れた頃にやってくる、これを何年かのうちにして、その災害の恐ろしさを伝えることがもしなくなれば、忘れられちゃうんだと思うんだけれども。だからこういう継承をできるための体制をつくってくれと私は言っているんですけど、そういうことはできないんですか。

教育委員会も、いろんな文化庁だとか、あるんだと思うんだけれども、いろんな何かの方法があると思うんだけれども、そういう施策とはどこか調べてみたことはあるんですか。それがないとすれば、これから調べてもらって、そういう伝承を伝えられる、災害の恐ろしさを伝える、そういうことを伝えることができる何かがあれば、いいんだと思うんだけれども。

そういうことを考えて、ちょっと調べていただきたいと思うんだけれども、施策としてあれば、お願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇]

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 土屋幸雄議員のご質問にお答えさせていただきます。

直接、それに結びつく事業とは言えないかもしれないですが、今資料館では、その語り継ぎコーナーの拡充ということで、今まで奉仕会の皆さんとの和讃のビデオなどの放映を行ったりしておりました。

そういうのを拡充するということで、語り継ぎコーナーを設置するということで、宥弁の木像を頂いたんですが、その関係の展示だとか、延命寺の門柱の石のレプリカを展示するということで、以前も下のほうあったんですが、上の上部のところは集落内にあって、その部分もレプリカで作成して、それがくつつくというようなところも展示するということで、計画しています。

それと、防災資産の認定地ということで、国のほうで認められたんですが、その認定書の展示等行って、その語り継ぎの活動などを皆さんに知っていただけるというように、事業を行っていきたいと思います。

それと、国指定の文化財の指定の関係ですが、この石段、延命寺、あと引湯道ですか、そのところを文化財指定していきたいということなんですが、災害と復興ということをテーマにして、文化財の指定を申請していきたいということで伺っておりますので、すみませんが、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 答弁しているのが、今している地域計画とか、そんなようなことの答弁しかしていないんだけれども、本当の基は、観音堂の言い伝えとか、そういうのが伝承できるようなことを何かしてくれと私は質問していると思うんだけれども、長く伝えられるためのことを、そういうことが出てこない。

地域計画が何十年これからかかっていけば、もう私たちは見ることもないと思うんで、15年、20年もたっちゃ、私たちはもう今観音堂で奉仕会で活動している皆さんもみんな亡くなるということだと思うんだけれども。

先のことは分かりませんけれども、いずれにしろこの場所は、防災の拠点とか何かのそういう目玉をやっぱり日本のポンペイだ、ポンペイだとか打ち上げて、そういうふうにしていきましょうということだと思うんだけれども、そのほかのことがちょっと見てこないやね、やっぱりいろんなことを聞いていると。

ぜひとも、抽象的な、ここに館長さんがいれば一問一答しやすかったんだけれども、館長さんはここにいないし、いろんなことを聞けねー、分からねーやね。してるのは館長さんがしてることで。

だけど、それは絶やしちゃいけねーことだと思う私は。口で口伝で伝えること。災害の恐ろしさを伝えてるわけだよ、その当事者がみんな。ぜひとも、そういうことを答弁してくださいよ、それをやるとかやらないとか、ほかのことをただ逃げ道にしているきりで、肝心なことの答弁をしてください。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 土屋幸雄議員のご質問にお答えします。

ちょっとずれちやうかも知れませんが、私が着任したときから、鎌原観音堂については大きな目標というか、がありまして、その階段の見える化というところで、何回か議会でも取り上げていただいたところです。

なかなかあがが進まないという歯がゆさというか、あるんですが、地域計画ができあがり、その中にもその階段の見える化、いわゆる土屋議員のおっしゃる、そこはなぜ階段なのかというようなところを考えますと、教育現場においても、そこを起点とした安全教育あるいは火山学習を含む防災減災教育、そういったところに行き着くのかなというふうに思います。

やはり大きな、最終的な着地点は、あの階段の見える化だというふうには考えています。ただ、1年、2年というような、なかなかそういう早期の実施ということは言えませんけれども、着実に進んでいるのかなというふうに思っています。

そして、単にそれだけでなく、この間、鎌原観音堂石段の物語ができましたので、ああいったものもやはり教材としたりあるいはその物語というようなところで、子供はもちろん、広く村民はもちろんですが、伝えていけるような、そういう地道な教育活動や学習を進めていけるようにしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 階段の見える化は前から言っておりますけれども、これも長野原町の住民センターに史跡がガラス張りで見えている、こういうことが嬬恋村においても、そういうことがすぐにできないというのが歯がゆい気はするんですけども、しっかりと精査して、今後はそういうことを整備していくことを、ちょっと要望して、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、こども園の園庭の整備ということで、質問させていただきます。

タブレットのほうに、ちょっと横に図面を送ってもらいたいと思うんだけれども、あると思うんですけども、そこをご覧になっていただきたいと思います。

ご覧のとおり、東部こども園が使用しているのは、黒い線で囲っている場所だけでございます。これを見ますと、ほとんどのところがただの荒れ地とか、何も使用されていない場所でございます。

これだけの広大な場所を東部こども園があるんだから、子育ての場所の、子供たちが遊べる宝庫で遊べる場所に、私はしてほしいということで、今回これを質問しているんですけども。

この現在グラウンドのところに芝生でもまいたり、そうするとグラウンドゴルフだってできると思うんですけども。それでこの中に、林の中に木もあるし、夏は涼しいし、東屋でもあればそこで親子がむすび食べたり、座ったり休憩できるし、それあとは子供たちがこの傾斜地も、道の内側に傾斜地もあるから、その自然を利用した砂遊びの場とか、それとあと東部、西側に清川というのが、川が昔から流れています。これは、この鎌原に小学校ができたとき、鎌原中の皆さんおてんまでみんな奉仕作業で造った場所です。あの東屋もみどりの広場も。

こういうところを、今鎌原の私たちの子育て世代の人たちにも、これ奉仕作業で突貫工事で、みんなおてんまでして環境づくりというのをやりました。それで今聞いていますと、使われているのが僅かで、昔の園庭整備した地区の人が整備したところが荒れ放題になって、嘆いている人が私たちの世代にまだ生きています。そういう知っている人もいるわけです。

だから、ここを東部こども園を核にして、子供の遊び場所、それあとゲートボール場とか、体育館もあり、グラウンドゴルフ場もすれば、高齢者と子供の集いの場とか、いずれにしても、環境整備をぜひやるということは、お答えいただけなかつたんだけれども、その意気込みは、教育長は、この管理は教育委員会が管理しているんですか、こども園、保育所があるんだけれども。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇]

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 土屋幸雄議員のご質問にお答えさせていただきます。

東部こども園の施設内は、教育委員会のほうで管理させていただいているんですが、今園庭として黒で囲ってある部分にフェンスが張ってあって、施設と外側を境にしているんですが、その園庭の東側の狭いほうのほうは、子供の送迎の送り迎えの保護者用の駐車場と教員

の駐車場ということで使われています。

こここの平成元年と書いてある付近ですが、ここを今グラウンドゴルフで予約表なんかを見ると、12月と1月を抜いた月、週に三、四回ですか、グラウンドゴルフで予約を受けて使っていただいているというような状態になっています。

ただ、ちょっと清川のほうは、今木とか生えたりして、ちょっと荒れているような状態なんで、ここはちょっと刈り払い等をして、きれいにして管理していきたいと思います。すみません、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 西側の清川なんですけれども、私たち子育ての頃は、ここでマスつかみをしたり、水遊びしたり、鎌原小学校の生徒たちが本当に遊んだ場所でございます。私たちもみんなそこでマス漁したり、子供たちに食わしたり。

だけど、今の子供たちは、こんな水遊びをする学校の敷地内に川が流れているなんてそんなようはないと思うんです。こういうことも売り文句にして、何かにしていけば、それで園庭を、遊んでいる場所を子供たちの遊ぶ場所に、親子で遊べる場所に、ちょっと金をかけなくともそれなりにしていけば、できると思います。する気があれば、すぐにでもできると私は思っています。大金かけなくても、今のところを再生していけばいいんだもん。だから、そういう考えは、教育委員会さんのほうは、全然考えることはないですか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 土屋幸雄議員のご質問にお答えさせていただきます。

清川については、非常に流れも緩かったり、そういう子供たちが遊べるような造りになっているということで、施設見たことあるんですけども。通常の段階だと、水流していると、いろいろ園児だとか小さい子もいるんで、危険な状態もあるということで、水が流れていないう状態で、荒れたりしているような状態なんですけれども、木だとか草だとか、そういうのは刈り払って、水を流さない分でもそこで遊べるような場所になればなと思いますので、今後ちょっと計画していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 清川ばかりじゃなくて、やっぱり園全体を有効活用するための、そういうことをやるという考えにはならない。

本当は、嬬恋運動公園みたいな、ああいう広い芝生の生えたところを開放してもらえば、

一番いいことだと。それが今、村が厳しいということでござりますんで、私もいろいろ考えてみたら、ここがいっぱい空いているから、こども園もあるし、幼稚園もあるし、それで大人たち、高齢者たちも今いる、そういう場の寄り所の場所をつくってほしいという要望をしているわけだと思うんだけれども。

全体を教育委員会が管轄をしているということであれば、教育委員会がうまく考えれば、やってできないことはないんだと思うんだけれども、いかがですか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 土屋幸雄議員のご質問にお答えいたします。

スペース的には大変広くて、ほかのところにやっぱりない、そういう魅力もありますし、芝生も含めてどんなふうな整備ができるのかあるいは何ができる、そういう何ていうか、スペースと言うか、このスペースではこんなことができるとかという、そういうようなことを総合的に考える必要があるんだろうなと思います。

進めるに当たっては、やはりこれだけの広さですので、管理というんですか、が一番のポイントになるかなと思います。

やはり、第一は安全・安心であるということですので、このスペースを安全・安心なそういう場所にするために、何をしたらいいのか、何が必要なのか。そういうことを、やっぱりしっかりと考えた上で、着手するということが必要なのかなと思います。

議員のおっしゃるとおり、そのスペースについては、今お聞きして分かったんですが、いろいろな意味で、魅力を創出できる場所になっているんだろうなというふうに思います。特に東屋ですか、あそこの辺のところは、鎌原小学校時代、何回かやはり行かせたことがあります、子供たちが休み時間等については、あの当時は、間が校庭で一切車等が入って来なかつたり、不審者も含めて、そういうふうな対策というのはあったのかなというふうに思います。

そういうことも含めて、やっぱり慎重に考える必要があるかなというふうに思います。されど魅力的なところだということについては、自負していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） ぜひとも検討して、こんな広大な土地を遊ばせておくのはもったいない、現在も使用されておるところでございますので、みんなが楽しく過ごせる、親子が過ご

して、高齢者も一緒に過ごせる場所、東部こども園を核とした立派なそういう環境整備が整っていれば、また、先ほども申しましたけれども、保育留学とか、そういうのももし考えれば、北海道で、何町だっけかな、保育留学で、このすばらしい遊び場のある広々したところで保育入園をして、体験して、移住をしたという実績もあると思います。

だから、そういうことも子育ての世代を増やすための、そういう施策も考えによっては、本当に保育園もこども園も充実していけば、いろんな施策をしていけば、いろんなそういう面もプラスになるんだと思うよ。魅力ある場所に、ここを一大の魅力ある場所に、ぜひとも考えて、教育委員会もしっかりと考えていただきたいと思うんですけれども。

それで、これを取り組まないで、もしこれを駄目にすれば、本当にいろんなことに対しても、子育て世代は今多様化していますよ、いろんなことが。やっぱりこれを整備したから、また新しいことができた、子育て世代のために、こういうこともしていますということが発信できるようなこともしていかなきや、人口なんか増えないですよ、本当に子供だって、いろんなことでも。

若い人に住んでもらえるようなことを、対策をソフト面、ハード面はいろんな金とか給食費とかそういうのは無料化になっているんですけども、こういうソフト面の環境づくりというのは大事だと思うんですけども。

あともう一つ、健康福祉課長に今聞きますけれども、やっぱり高齢者とどうですか、子供たちの触れ合いの場とか、そういうのは。健康福祉課長の答弁をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 黒岩孝義君登壇〕

○健康福祉課長（黒岩孝義君） ただいまの土屋幸雄議員のご質問になりますが、高齢者と子供の交流ということですが、今にこにこ広場、地域子育て支援拠点として、改善センターにこにこ広場というところがありまして、そこで農協のほうでやっているミニデイ各地区の公民館を使った、人数で言うと10人いくかいかないぐらいの利用者さんなんですが、そういった高齢者を集めたミニデイサービスということを今やっている事業がありまして、その利用者さんが改善センターのほうに、年2回なんですかけれども、イベントがあるときに、そういうところに農協の職員のほうで、その高齢者を連れて、改善センターのほうで交流をやっているということを実施しております。

ちょっと自分は見ていないんですけども、反響を聞くと、かなり交流をすることがお年寄りにも子供にも、かなりいい影響を与えてるということは聞いておりますので、この辺

は引き続きやっていきたいと思っております。

それ以外に、社会福祉協議会のほうで、まだ実証しているらしいんですけども、土曜日なんですが、子供を集めていろいろな製作活動をやら、そういったレクリエーション的なことをやりながら、例えばお昼のときにデイサービスに通っている高齢者の方に配膳等をして、交流を図っているというようなことを、今実証しているようです。

ただ、まだ事業化するには、いろいろ課題があるようですので、そういったことも村として援助できることはしながら、連携してやっていければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 先ほどの社会福祉協議会でも、一時預かりとかそういうことも社会福祉協議会でやっているということを、私は知りました。

だから、そういうこともやっぱり、こども園という幼稚園から園児からいる場所があるわけで、こういうところである程度そういうことは集約して、保育士さんも今いないんだと言っていますけれども、充実するにはやっぱり保育士さんも人数を増やさなきやできねえことだと思うんだけれども、こういうことはこういう場所で、一堂にできるということが、本当に発信できていけば、子育ての支援の本当のいい環境づくりになるんだと思うんですけれども。

そういうことも踏まえまして、ぜひとも、こういう方法を、子供たちと高齢者の共生の場となるような、そういう場所になることを、ぜひともこれから推進していってもらいたいと思います。

要望して終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、8番、土屋幸雄議員の一般質問を終わります。

◇ 下 谷 彰 一 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、4番、下谷彰一議員の一般質問を許可します。

4番、下谷彰一議員。

〔4番 下谷彰一君登壇〕

○4番（下谷彰一君） 議長から一般質問の許可をいただきましたので、まず最初に基金残高の対策と今後の財政健全化の取組について、質問をさせていただきます。

令和7年度の嬬恋村一般会計歳入歳出予算は、当局が提案した予算案を一旦取下げ、修正後再提出するなど紆余曲折がありましたが、今定例会中に成立することができました。

この予算が今後第6次、今、今度は後期になるんですけれども、嬬恋村総合計画の「高原に抱かれた美しい希望の里嬬恋村」、これの実現に大いに活用されることを期待を申しております。

さて、村長は常々、予算編成の考え方について「入るを量りて出でるを為す」とよく説明をしています。これは簡単に言えば、収入に合わせた支出を考える。収入の額を計算して、それに応じて支出の計画を立てる。こういうことの意味であるわけでございますけれども、予算編成には、財政規律をしっかりと守った取組が重要であり、私もすばらしい言葉だなとうふうに感じています。

ところが、今回の当初予算を見ると、それとは逆に、支出に合わせて収入を考えた予算編成になっているように、私は見受けております。

当初の令和7年度一般会計予算の説明では、先ほどの同僚議員からもありましたように、前年度マイナス15%の予算編成とのことでした。さすがに、サーラ嬬恋が2か年継続の建設工事であって、それもやむを得ないだろうなと、そんなふうに思っておったんですが、しかし、提案された一般会計予算の歳入を見ると、文化会館建設繰入金から3億8,300万円は、これは当初の目的どおりでございますので、これについては問題がないんですが、そのほかに、財政調整基金と振興開発基金を合わせて8億3,963万円が一般会計に繰り入れられておりました。

さらに、それでは足りずに、一般事業債、これは借金の起債ですけれども、5億7,000万円の起債を起こし、予算の帳尻を合わせたと、そういうものになっておりました。これにより、財政調整基金は基金残高が大幅に減少しましたし、振興開発基金も3億9,700万円を繰り出しております。

いずれにしても、令和7年度予算は、このような厳しい財政状況の中での編成となりました。しかし、このような状況になることは、令和6年度の予算編成時から既に当局では分かっていたはずです。このままでは、逆に令和8年度の予算編成はさらに厳しく、場合によつては予算が組めない状況に陥ることも予想をされます。

しかしながら、そうした厳しい財政状況であっても村民福祉の向上のため、必要な財政支

出はしていかなければなりません。

そうした中で、本村が最優先に取り組むべき課題は、財政を健全化することです。そこで、今後どのようにして基金残高の確保や村の財政健全化を図っていくお考えなのか、質問をいたします。

まず1点目、財政調整基金は、分かりやすく言えば、一般家庭で言えば貯金です。現在、本村のこの貯金の基金の残高は、一体どのくらいあるんでしょうか。

2点目、振興開発基金、この基金は、太平洋クラブに砂塚村有地を賃貸借する際の5億円を元に基金として積み立てたものです。この基金の残高についてもお尋ねをいたします。

次に、起債関係については、一般事業債は、過疎債のように交付税措置のない真水の借金です。そこで、この5億7,000万円の起債は、何年で償還をして、どのくらいの利息を払うことになるのか、質問をいたします。

4番目といたしまして、2月の全員協議会で、当局よりサーラ嬬恋建設工事の関係予算の計上は今年度、要するに令和7年度で終わるんで、令和8年度からは、当初予定をした12億1,600万円、これの工事費が、他の事業に使えるということの説明をしていただきました。

そこで、そんなことはないと思うんですけれども、過疎債について質問をいたします。例えば、サーラ嬬恋の総工事費が25億円だとした場合、過疎債発行額が10億3,500万円の場合、その70%の7億2,492万円、これは先ほど申し上げたように、地方交付税に参入をされてくるということになると思うんですけれども、そうなると残りの17億7,508万円、これは一般会計からの持ち出しになるのか、この辺をお伺いをしたいと思います。

次に、今後の予算執行等で財政基金健全化ということでお尋ねをしますけれども、5番目といたしまして、新年度予算では、財政難で地域の皆さんからの工事等の要望が縮減、もしくは先送りされた事業が多数あると思います。それだけに、予算が成立したからということで、令和7年度の予算執行が重要になってきます。やりくりの中で、こうした工事についてしっかりと対応し、少しでも村民の期待に応える努力が必要だと思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

6番目といたしまして、令和7年度の予算編成方針では、行政執行を経営と考えるとあります。役場職員は、究極のセールスマンです。職員自らが知り合いにふるさと納税をお願いしたり、本村のPRなどをして知名度を上げてもらうことも大切です。村長の得意なトップセールス、それだけではなくて、お互いに情報を共有してオールつまごいで、この厳しい財政状況に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

7番目といたしまして、少子高齢化時代を迎え、令和7年度から本村の未来への計画、これを検討していく時期にきていると思います。既に役場庁舎建設のための基金も創設されました。上信自動車道も鎌原までの用地交渉が始まり、田代までの整備区間の格上げが目の前になってきています。それだけに、現在の本村の優先課題はそれらに対応するために、将来を見据えて財政の健全化を図ることです。村長、今でこそ「入るを量りて出するを為す」、そのときだと考えます。そこで、今後の財政健全化に対するお考えを質問をいたします。

次に、建設中のサーラ嬬恋の管理運営について伺います。

現在、施設は今年の8月末の完成を目指し建設中です。この施設には283席、これは可動式が204席で手動が78ありますけれども、そうしたものを備えた大ホールや図書館、調理室が併設され、災害時には避難場所にも使えるサークル活動室や和室も有しています。

さて、2月17日の全員協議会に、サーラ嬬恋設置及び管理に関する条例（案）が提案をされました。しかし、名称を「嬬恋会館」から「サーラ嬬恋」に、設置の位置を「三原691番地」から「三原679の1番地」に変更するというものが主であり、この条例の設置、施設設置の目的すら記されていませんでした。嬬恋村文化協会や三原区からも請願書が出された中で建設された施設ですが、当局のこの施設に対する関心のなさにがっかりしたところであります。

さて、サーラ嬬恋は25億円、予定ですけれども、かけて建設する嬬恋村の大型プロジェクトであります。そのためには文化協会はもちろん、多くの村民に利用していただける施設でなければなりません。そこで、当局のやる気に期待をしているところであります。そこで、サーラ嬬恋の管理運営について、4点質問いたします。

村長は、旧嬬恋会館は年間1万7,100人の利用があったと説明をしてくれたことがあります。そこで、そのときももちろん村民の利用は無料だと思うんですけれども、電気や暖房代は徴収をしたんだと思います。その代金は年間どのくらいの収入があったんでしょうか。また、今年9月のオープンから来年の年度末まで、どのくらいの利用者を予定をしているのか。見たら予算書、私の見落としかもしれないんですが、予算書に雑入に収入を見込んでいないが、どのくらいの人数を見込んでいるのか、お伺いをいたします。

2番目、令和7年度予算によると、サーラ嬬恋の年間維持管理費が9月から3月までの7か月間、この7か月間で1,454万円が計上されています。年間だと、事務局長の説明だと約1,900万円かかりますとのことでした。これだと単純に考えて10年たつと、2億弱の管理費がかかってしまう、そういうことになります。そこで、これを少しでも減らす対策、こうし

たものについては考えておられるのか、まずお伺いをいたします。

次に、3番目といたしまして、今回提案をされたサーラ嬢恋設置及び管理に関する条例の第3条2項に業務ということで、演劇、音楽、舞踊等の芸術文化事業の実施に関することということが記載をされました。こうした主催する事業を積極的に行い、収益を上げる努力を維持するべきだと私も思います。今後ぜひ進めていただきたいと思いますけれども、具体的にどのような事業を考えているのか、お尋ねをいたします。

最後に、定住自立圏の中心市であります上田市には、サントミューゼという大型の文化施設があります。そこの館長さんはとても優秀な方で、建設に伴い採用された民間の人だそうです。

そこで、サーラ嬢恋の運営管理が始まるのは、9月からか10月からか分かりませんけれども、始まるわけで、4月の人事異動で、職員などを上田市に派遣して、ノウハウを学ばせていただくようなことも検討するべきではないんでしょうか。また、もしそれができないことであれば、経験がある人を地域おこし協力隊の隊員として募集をして、対応を検討していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 下谷彰一議員の一般質問に対しまして、お答えをさせていただきます。大きく分けまして、第1問目が基金残高の対策と今後の財政健全化の取組について、もう1点がサーラ嬢恋の維持管理、費用についてでございました。

私のほうからは、基金残高の対策と今後の財政健全化の取組についてをお答えをさせていただきまして、サーラ嬢恋につきましては、教育委員会が中心で、現在執り行っていますので、教育委員会のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

それでは初めに、財政状況についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、現在の基金残高はどのくらいあるのかとのご質問でございますが、令和6年度3月補正予算の時点での基金残高ですが、財政調整基金は11億4,200万円、そして令和7年度予算において4億4,200万円を取り崩す予算でありますので、現時点の予算上の残高は7億円になります。しかしながら、令和6年度決算による余剰金を積み立てることになりますので、7億円よりは若干増える見込みであります。

この他、目的基金の中に、振興開発基金がございます。令和6年度末時点で14億円でございますが、令和7年度予算において4億円を取り崩すことになっておりますので、残高は10億円になります。また、文化会館建設基金は、令和7年度に全額の3億8,300万円を取り崩すことになっております。

一般会計ではこのほかに、少額の基金が8基金ございますが、令和7年度予算時点での残高合計は約17億3,000万円であります。また、特別会計の基金でございますが、令和7年度予算の時点では、国民健康保険準備基金が3億3,600万円、国保直営診療所施設整備基金が400万円、介護給付費準備基金が3億7,000万円であります。

以上、一般会計及び特別会計の基金の総額は24億4,000万円という状況でございます。

続きまして、2点目の、振興開発基金の残高につきましては、先ほどのとおりでございますが、下谷議員のご存じのとおり、太平洋クラブに村有地を賃貸借契約をすることになった際、昭和48年に創設された基金でございます。

次に、3点目でございますが、サーラ嬬恋建設事業の財源として一般事業債5億7,000万円の起債を予定しているが、返済期間と利息はどのくらいになるのかとのご質問でございました。

借入れは令和8年5月を予定しております、その時点の金利によりますが、現時点では15年返済、据置期間3年を予定しております。現在金利が上昇傾向にありますが、仮に1.0%の場合には5,200万円、1.5%の場合には7,900万円の見込みでございます。

次に、4点目でございますが、サーラ嬬恋建設事業を25億円とした場合、過疎債の70%が地方交付税として算入されるが、このほかは一般会計からの持ち出しという解釈でよいのかとのご質問がありました。

考え方はそのとおりでありますが、令和5年度の嬬恋会館解体工事においても過疎債1億5,200万円を借り入れておりますので、令和6年度の10億3,560万円と合わせまして、合計11億8,760万円となります。この70%に当たる8億3,132万円が地方交付税として入ってきますので、残り16億6,868万円が持ち出しどなります。

続きまして、5点目でございますが、財政難で地域の皆さんからの工事等の要望が縮減、もしくは先送りされることになるけれども、少しでも村民の期待に応えていく考えはあるのかとのご質問でございました。

影響を最小限にとどめる地域経済を維持しなくてはならないと考えておりますが、当面の間、投資的な経費につきましては、縮減せざるを得ないと考えております。

次に、6点目でございますが、予算編成方針の一つに行政執行を経営として考えるとあるが、オールつまごいで財政の健全化を進めるべきとのご意見をいただきました。

税収の伸びが期待できない中では、ふるさと納税を増やす努力が大変重要と考えております。担当課だけではなく、全職員にも本村の返礼品を周知し、知り合いに宣伝していただくよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、7点目でございますが、村の最優先課題として「入るを量りて出するを為す」という言葉を今こそ実践すべきとのご意見をいただきました。

これまでもその考え方で進めてまいりましたが、歳入の増加が見込めない状況においては、物価や各種負担金の上昇が続いている中で、さらなる事業費の縮減、先送りが必要になると考えております。いずれにいたしましても、厳しい財政事情でございますので、来年度以降も財政規律をしっかりと守ること、中長期の財政健全化計画をしっかりと確認しながら、進めていくということだと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、次の項目については教育委員会のほうからお答えさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 続きまして、下谷彰一議員の2つ目のご質問、サーラ嬢恋の今後の維持管理についてについて答弁させていただきます。

まず初めに、1の旧嬢恋会館運営時の歳入についてですが、コロナウイルスの影響を受ける前として、平成29年から令和元年の3年間の平均として約40万でした。また、令和7年度の収入は、年度途中からですが、14節使用料及び手数料にて約50万円見込んでおります。

どのくらいの利用者を予定しているかにつきましては、コロナ前の平成30年度で10月以降約8,000人となっていることから、この数字プラスアルファを見込んでおります。

現時点では、大きなイベント等はまだ未定でありますので計上しておりませんが、4月よりホームページや広報への掲載、チラシなどの配布についても行っていきたいと考えています。

2つ目、サーラ嬢恋の維持管理費の削減についてです。

令和7年度のサーラ嬢恋の維持管理費として、年度途中からの経費と仮事務所の費用として1,454万5,000円を計上していますが、1年間の経費として実施設計時の試算としまして約1,900万円を見込んでおります。

この金額については、電気、ガス、上下水道の光熱費が約6割で、残り4割が電気、空調、

給排水、エレベーター、舞台設備等の補修委託費用となっております。実際運用が始まらないと分からぬ部分が多くありますので、運用後はしっかりとデータ収集を行い、分析・検証を行い、光熱費、保守委託費の削減につなげたいと思います。

また、他の経費についても、職員が行えるものについては直営で行い、維持管理費の節約に鋭意努力を行いたいと思います。

続いて3つ目、講演、音楽、舞踊等の芸術文化事業の具体的な事業についてですが、サーラ嬢恋運営委員会での意見として、先進地の視察先では、年間で入場料を取るコンサート等をしている事例があるので、そのような町村を参考に、イベントの企画をしたらどうかという意見や、定住自立圏でのサントミューゼとの連携により、毎年定期コンサートが行われていますが、この連携について拡大し、新たなイベントにつなげていければどうかや、村内に定住されている音楽や芸術関係者の皆さんにご協力をいただいたらどうか、などの意見もありました。これらの意見について検討を行い、取り組んでいきたいと思います。

最後に4つ目になります。サーラ嬢恋の運営に当たり、専門的な人材の配置についてということですが、開館に当たり、下谷議員のご意見のとおり、施設運営管理や図書館司書などの専門的知識を持った人的配置は、必要であると考えますので、新年度に入れば会計年度任用職員の募集や地域おこし協力隊担当課と調整等を図っていきたいと考えます。

施設運営に当たり、分からぬ点が多くあると思いますが、いろいろな関係の皆様からご意見を伺いながら、村民の皆様が充実した利用ができるよう、誠意努力していきたいと考えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。細かい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

その中でも、最初に質問させていただいた財政調整基金、これについては当初11億4,200万あって、残りが約7億というようなお答えをいただいております。

これは、総務課長にお聞きしたほうがいいと思うんですけれども、令和元年の台風19号のような大型災害が来て、通常の予算をどうしても組んでいかなくちゃならない、その場合に財政調整基金は、先ほど申し上げたように、村の貯金です。この貯金はどのくらい必要になるとお考えですか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの下谷彰一議員の質問にお答えします。

台風19号のときは、特別交付税ということで7億円強ですか、あったと思います。通常ですと、大体3億数千万というところなんですが、その年は、災害に当たって国のほうから特別交付税が倍来たということで対応できたと思います。

通常財政調整基金は、運転資金として一時的に使ったりするわけですけれども、いろんな支払いがある中で、9月の償還、それから2月の償還、それから年度末にいろんな事業が終わって、工事等の支払いがあるというところでは、一時的に10億円ぐらい必要になるときがあるというふうに、税務会計課のほうが詳しいかと思うんですが、運転資金とすれば10億円ぐらいはないと、資金ショートするというんですかね、という可能性があると考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 令和元年の19号の話をさせてもらったんですけれども、総務課長から、この年は7億円交付されてきたと、これは激甚災害に指定されたから来たんだという、そういう解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですが、激甚災害とは、また国が直轄で災害復旧を行うとかいうことにつながると思います。急に災害復旧等の費用として、特別に7億円ぐらい来たというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

大体10億円ぐらいというご説明をいただいたんですけれども、ご承知のように9月議会の決算で初めて額が決定するということで、その2分の1は財務省の規定により財政調整基金に積みなさいと、そういうようなこともあるんですけれども、それを見込んだ10億円ということなんでしょうか。もし税務課長さんのほうがよろしければ、税務課長さんでも結構なんですが、お答えをいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、先ほど村長のほうから7億円と

いう残高見込みというふうに言わせてもらったんですが、今年の5月末をもって歳入超過と事業費の余りが、歳出予算の余りが出ますので、それを9月の決算で余剰金の半分以上は、財政調整基金に積まなければならぬととなっておりますので、その辺が数千万あるのか1億を超えるのか分かりませんが、それを見込むと7億円以上は残高が増えるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） いずれにしても、財政調整基金は村の貯金ですので、あればあるほどいいに決まっていますし、やはり先ほど総務課長の答弁だと10億円は必要だということなんですが、それを目途にぜひ予算執行して、村長もそうですけれども、いただきたいということと併せてその次の年の歳入にもこの交付税は使っていくんだと、そのところを忘れないために私は最低でも15億は必要だというふうに思っておるんですけれども、これについてはまだどうなるか分からぬので、一つの目標としてお願いをしたいと思います。

次に、振興開発基金、これについてですけれども、当初太平洋クラブからは10億円頂いて、そのうちの5億円は開発基金ということで、一般会計に繰り入れて使用して、残りの5億円を今回あるように財政調整基金ということで、これは歴代村長さんも虎の子ということで、全然使わないでいたと。これだけ大きな額で、現在8基金で17億円あるという説明を村長からいただきましたけれども、この中には千代田区休養村の建物を壊すための費用、こうしたものも全部含まれていての17億のはずなんです。

そこで本来、振興開発基金として使えるのは5億円、この5億円から昨年500万円、今年合わせれば4億1,000万円繰り出しているわけです。これについては、総務課長どんな見解になりますか。

これは、取りあえず財政調整基金とは違う、変わりはないと思うんですけども、それとは違うんで、これは返すとすれば一番最後でいいやという、そういうお考えなんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えします。

太平洋クラブとの賃貸借契約をする際に、10億円ということで5億円が振興開発基金、もう5億円が土地開発基金ということで創設されたと思います。

その当時は、定額基金ということで、使ったらまた戻し入れをして、その額を保たなければいけないという条例だったんですけども、今はそこをなくして、悪く言えば、崩しっぱ

なしでも構わないというような条例にはなっておりまます。

ただ、そういうわけにいきませんので、1億9,000万というのが千代田区から預かった解体のための基金です。そういったものも含まれておりますので、むやみに財政調整基金に変わって崩すということは、これは特定目的基金でありますので、また額を増やすようにしていくというのが基本的な考え方になると思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 踏み倒すようなことはないと思いますけれども、資金に余裕ができたら、歴代の村長さんが温めてきた虎の子なんで、ぜひまた繰入れを検討していただきたい、そんなふうに思います。

次に、基金関連でもう一つ、今回収支費用のバランスが、合わせるのが大変だという中で、一般事業債ということで5億7,000万円、これを借上げをしていて、先ほど村長のご答弁によりますと、3年据え置いて15年で1.5%で運用をした場合、約8,000万円利息がかかりますよということです。

先ほど申し上げたように、村民需要がどんどん需要が高まっていく中で、村としてもなかなか断り切れなかったり、いろんな関係があると、どうしても歳入不足が生じてくると思います。もちろん財政当局も、むやみに一般単独債を借りているわけではないと思いますけれども、やむを得ず借りる場合は仕方がないんですが、今後の基金については、起債については、何とか普通の優位な起債に変更できるような、そんな努力をしていただきたいと思うんですが、これは財政課長として、総務課長いかがでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですが、できれば交付税措置のある起債をしたいところなんですが、今回は公民館という施設の建設においては、有利な交付税措置がある起債というのがなくて、今回5億7,000万、全く交付税措置がない一般の借入れになりました。

これは本来であれば、借りないほうがいいわけですけれども、これを借りないと、先ほど17億円強の残高、一般会計の残高になるというふうに言いましたけれども、それから5億7,000万円を引くと11億6,000万ぐらいに減ってしまうわけです。ですからこれは、もうやむを得ない起債ということで、今回計上させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 私もその状況はよく分かるつもりでいますけれども、ないからむやみに、銀行行って金借りてくれればいいやという、そのような考えでなくて、あくまでも先ほど申し上げたように、有利な起債をご検討いただきたい、そんなふうに思います。

なお、2月の一番最初のときに、私がもし聞き間違えていなければ、村長のほうが、たまたま答弁をいただいたと思うんですが、令和7年度に12億を使っちゃうと、これは令和8年度になると普通の事業に使えると。確かに8年度になれば建設の工事はなくなります。建設工事はなくなるんですけども、国から交付金とか補助金とかで12億来るわけでもないのに、これは使えるのかな、そういうふうに思ったんですが、村長その辺どうですか。言った記憶がもしあれば、訂正をしていただければと思うんですが。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ちょっと申し訳ない。質問の趣旨が分からない、12億が、どういう趣旨ですか。質問の趣旨、ごめんなさい。

○4番（下谷彰一君） サーラの後期分というか、令和8年度分の工事費が12億何がし、あつたんです、工事費が。

○村長（熊川 栄君） 令和7年度で。

○4番（下谷彰一君） 7年度で、それでこれは7年度だけで、来年からはこの12億円はそつくり違う事業に使えますよという、そういう説明だったんです。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 違う事業に使えるというより、その事業は来年度はもう工事、要は7年度で12億は完成しますから、来年度はこの12億というのはなくなりますよという、こういう意味であります。

ちょっと補足させてもらいますと、今年度の予算も投資的経費については、相当な金額を削減しております。一般会計のちょうど質問をいただいておりますが、大久保議員からも質問いただいておりますが。

例えば、建設関係ですと1億8,000万ぐらいカットしています。上下水道関係でも数千万カットしています。農林振興課も相当カットしています。それから観光商工課も相当カットしています。いわゆる投資的な経費をカットするしか方法はない、義務的経費は払わなくち

やならんあるいは機関委任事務、下谷議員ご存じのとおり、国が決めて介護保険、村が独自でできるというのはほとんどございません。後期高齢者もほとんど医療関係もございません。あるいは子供手当も同じです。

したがって、機関委任事務については、我々はそれを削除するというわけにはいかん、ただし国からも補填されると。

例えばの例で言いますと、参議院議員選挙があれば選挙費用は全部国が持ります。嬬恋村の議会選挙をやれば嬬恋村が持ります。と同じように、国がこれをやりなさいと法律で決まったこと、機関委任事務については国が当然補填すると、こういうことがあります。そういうところは歳入もありますから、当然いいんですけども、我々が勝手にカットすることはできんと、こういうことでございます。

したがいまして、義務的経費ではなくて、投資的な経費については、相当金額を令和7年度ではカットしておるという現実がありますので、ご理解いただきたい。

その投資的経費というのが、ざっくり今回12億に集約していますので、サーラ嬬恋に。したがって来年度はもっと余裕ができる。ただし、今総務課長が言ったように、財政調整基金の6億円ぐらいがどうしても、6億、7億がありますから、12億のうちの6億ぐらいは、やっぱりしっかりと規律を守りながら、来年度予算もしっかりと、ふんどしを締めて予算編成をしていく必要があると、こういう意味でございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございました。

ちょっと村長が義務的経費というお話をさせてもらったんですけども、嬬恋村は約33%、3分の1は義務的経費なんです。それで残りの、これは令和6年度なんですけども、投資的経費、これが大体23%、この中にはサーラの第1期分のやつも入っているんですけども、あわせて令和6年度当初では約19億円がこの投資的経費で、今度は12億にある程度集約しているんで、もっと率は下がると思うんですけども。どうしても払わなければならぬお金、これがもうかなり一般の予算の中を締めてきているということで、もう予算が硬直化しているところにあると思います。

こうしたものを含めて、ちょっと時間がないんで飛ばしますけれども、先ほど申し上げたように、これからしっかりと財政の健全化を図っていかないと、嬬恋村も将来はこの嬬恋会館と同じく、この庁舎自体ももう避難所として使えないほど、もう耐力度がないわけですから、これ建て替えていかなくちゃならない。そのときになって、じゃお金がありません、

また25億、うん十億かかるなんて25億かかっちゃうんですよ、また起債ですよ。こうなる状態を回避するためにも、やはり未来に向けた計画をというふうに申し上げたんですけれども、これはある面で副村長もグランドデザインをしっかり検討してもらっていますし、それでいいんですけども、ぜひその計画を今からスタートさせていかないと、間に合わねんじゃねんかなと、そんなふうに思って質問をさせてもらっているんですが。

この1番目の中で、健全化の対策として、村長あるいは総務課長さん、財政当局がお考えがあるとすれば、私が申し上げたいのは質問でも言ったように、オールつまごいでオール職員でできることはもう既にできるとすれば、ふるさと納税しかないはずなんです。それで同僚の土屋議員とかも言っていますとおり、じゃ新たな宿泊税とかそうした導入も考える時期に来ているはずなんです。こうしたものを含めて、収入を上げる手だて、これについてしっかりとした方向性、これは副村長であれ、村長、総務課長、どなたでも結構ですけれども、村のある程度の決意的なものがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君）　　村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　　まず、中長期公共施設再編計画は、平成29年に公共施設再編計画を策定しました。そして令和3年には個別公共施設再編計画、個別計画をつくりました。役場は既に来年度完成予定になっております。ところが役場はまだまだ全然その状況にございません。これから5年後になるのか7年後になるのかと、こう思っています。

それと、建設計画に書いてあるとおり、よく読んでもらえば、この計画は中長期で40年間を対象に、財政計画も中長期で考えた計画にしなさいよと、公共施設再編計画はなっておりますので、ぜひともそれはもう一度確認をしっかりお互いがして、我々もそう、当局もそう、財政担当もそう、また議員の皆様方にも、ぜひともその辺をご理解をまずいただきたいと思っています。

それと、耐震計画、耐震しなさいよと建築基準法上3.11大震災があった後、全て国が公共施設に対して耐震計画を診断をしなさいと、その過程の中で役場と嬬恋会館は、先ほど答弁させていただきましたが、耐震診断でDだった。これは建て替えをするか耐震工事をしなさいよという過程の中で、嬬恋会館、嬬恋役場については、これは何も3億、4億かけて耐震補強する設計から調査をして、3億、4億かけるんなら、やっぱり建て替えをしましょうということで計画はなってきて、議会の承認も得て、その後個別施設計画ができて今日あるという状況でございます。

したがいまして、財政計画についても毎年5億円ですか、40年間今後かかっていきますよという計画になっています。ですから、そういう意味で、そこにはそこなりの財政計画が入っていますが、今の現状、この遅れを見ますと、ここで改めてしっかりととした要らないものはつくらない、コンパクトに集約する、逆に拠点だけはどうしてもつくるべきものあるいは先ほど土屋議員からお話をありました防災の拠点のここの鎌原のこういうものもある、こういうものをしっかりと精査して、中長期の財政計画とビジョンと財政計画も含めた形のものをやっていく必要がある。

それと特にここに来て大きな問題になっているのが、ご存じのように八潮市の今回の流域下水道の問題でございます。これは何も八潮市だけじゃございません。群馬県でもそう、我が村でもそうです。上水道も水道法が改正されました。これは能登半島地震があったから改正されてんです。地下にある下水道も同じです。上下水道課もこれから大変だなと思っています。有収率の今我が村の水道は、一番必要なのは8月14日午後7時に……。

○議長（佐藤鈴江君）　村長、答弁短く、財政計画について、収入をどう図っていくかという質問だと思いますので。

○村長（熊川 栄君）　ということで、分かりました。

しっかりと、中長期の計画はそうなっていますので、財政計画もしっかりと、議員の皆さんのお意見も聞きながら、当然財政計画もしっかりと取り入れた形で取り組んでまいりたい、こう思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君）　4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君）　あと10分しかないんですけども、これ言おうか言わないかちょっと迷ったんですけども、2月19日の読売新聞に島根県に大田市という石見銀山があるところの市が、人口が3万5,000人で石見銀山があるところの市が、新庁舎の財源確保のために4月から市長が在任中30%、副市長が15%、教育長が10%、353人いる正職員は役職に応じて2%から7%、5年間給料をカットすると、それで年間で約5,500万円ほど集めるんだそうですけれども、庁舎を造るために、これを4月からそれを始めるんだそうです。

今回の財政規律の中で言おうとしたのは、こういうようなことを嬬恋村が村長をはじめみんなここにいる幹部の職員の皆さんも、給料をカットされてきた世代なんで、今度またこれで庁舎の基金をつくって、これでまた足んなくなつて、また給料カットされるようじゃ困るなと思って、今回これを言わせてもらったんですけども。

こうしたことのないように財政規律をしっかりと守っていただきたいということと、あと最

後いろいろあるんですけども、最後に25億円かけて造ったサーラのことなんですかけども、多くの村民は、一体あんなでっかい建物何に使うんだいということなんです。それだけに、それを管理運営する側は、しっかりととしたスタンスで村民に説明をしたり、村民が利用しやすい施設にしておかないと、何だこの施設はと、高いばっかりじゃねえかと。そういう中で、サントミューゼの支配人さんの話とかをさせてもらっているんですけども。村長、その辺は人事権は村長にあるわけですけども、そうしたもので、サントミューゼのようなところに職員を派遣をして、ノウハウを習得させて、今回のサーラ嬬恋の運営に当たってもらうよう、そんなようなお考えがあるのかどうかだけ教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君）　村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　サントミューゼ、上田市で定住自立圏ということで153億円で1,800人マクロで使えるホールと、下谷議員もご存じのとおり、今群馬交響楽団があそこの専属の契約を結ばれたようでございます。つい先日もそんな話が。そこから定住自立圏の加入する市町村に対して、現在ではそこで超有名なピアニストの演奏を関連する自治体、つまり我々も参加していますから、我々の村にもということで、年1回コンサートをしていただいています。その今、下谷議員のご指摘のとおり、相当優秀な人材があそこにいるということもあります。我々も今その名刺交換もしたり、担当が交流していますので、それはそれで今後引き継いで、我々のほうの関連の定住自立圏の自治体に協力しますという約束をいただいてもおりますので、それはそれで継続させてもらいたいと思っています。

そのほかに、今嬬恋村内別荘地内に、相当な芸術家あるいは美術家あるいは写真家、あとキャベツ大使の中にも相当優秀な方もいらっしゃいます。ただいまつる子さん、林家つる子さんが今そちらに来ているんですけども、今はもう真打になられまして、つい先日はＮＨＫに日曜日朝晩で2回出ました。それから4チャンネルの日曜日も出ていますし、真打になりました。そこで講演していますが、もう先ほど行ったら満杯でありました。ああいう方もキャベツ大使でいらっしゃって、何か今度ホールができるらしいですねというような話もあります。

そういうキャベツ大使とか、そういう関わりのある人もたくさんいらっしゃるので、そういう人のサポート、ネットワークもつくりたいと、こう思っています。

いずれにせよ、マンパワーは重要だと思っていますので、貴重なご指摘いただきましたから、検討は必ずしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

ぜひ、検討していただきて、せっかく造った施設なんで、村民の皆さんのが喜んで使ってもらえるような、そういう施設にしていただきたいなど、そんなふうに思います。

最後に、教育委員会にお尋ねをしたいんですけれども、どうしても維持費が10年で約2億もかかっちゃう、そうしたものが果たして何もしないで嬬恋会館のようなままの状態の中で、本当に村民の理解が得られるんだろうか、非常に疑問を持ってています。40万円や70万円収入があったところで、約2,000万円の維持費というのは賄い切れないわけです。そういう中で、やっぱりしっかり汗をかいて、職員もしっかり頑張ってやっているんだというところを村民に理解をいただくような施策、そういう施策をしっかりしていく必要があるんだろうと、そんなふうに思います。

もう造ってしまってある施設ですので、どうせ造ったんだから活用していきましょう。私も議会としても、恐らくそれは、もう本気で何とか応援をしていかなくちゃならないというふうに思っています。

ただつい最近、中之条のツインプラザなんかも、外側のカバーが取れて、ようやく外壁工事が何か分からぬんですけれども終わったんです。施設を造るとランニングコストだけではなくて、何年かすると必ずそういう大きな大規模改修、そうしたものが学校、教育長そうだと思うんですけども、そういうものが必ず入ってくるんです。そうしたものもしっかり視野に入れた中での運営をすることをお願いをして、これは答弁もちろん結構ですので、以上で、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、4番、下谷彰一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は、15時45分から再開をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時45分

○議長（佐藤鈴江君） 再開させていただきます。

◇ 大野克美君

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員の一般質問を許可します。

[12番 大野克美君登壇]

○12番（大野克美君） 議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

結構前の同僚の議員とか、いろいろ、なるたけだぶらないようにしたいと思います。

嬬恋村の財政危機について。嬬恋村の財政危機について質問させていただきます。

財政危機になった大きな原因は、サーラ嬬恋の建設にあったと思います。通常大きな建物を建てるときは起債を使います。嬬恋村では小学校とか中学校あるいは運動場などを造るときに使います。

今回のサーラ嬬恋では、総額25億円のお金を使いました。嬬恋村は過疎債という利率のわりと有利な起債を使いましたが、使える限度が限られていました。使える限度額が14億円、先ほどもいろいろありましたけれども、この前後もあったので、これらの差額は自分で積み立ててきた基金を使うことで解決してきました。

家庭で例えると、普通預金も定期預金もほとんど使い切ってしまったことになります。この結果何が起こったかというと、嬬恋村の役場が造れなくなりました。学校とか運動場をつくるときは、国が起債を発行して、頭金を用意できれば、残りの基金は交付金という形で戻ってきます。役場を建て終える場合は、全額自分で使わなければなりません。役場は耐用年数を過ぎているため、早急に建て替えることが求められています。

このほか、ここからですけれども、村の重要なインフラを整備するため、例えばごみの集積場とか、これも嬬恋村のサーラ嬬恋と同じくらいのお金がかかるのかも知れません。また古くなった、上水道、簡易水道の配管の取替えとか、道路、橋、農場の整備とか、必要がなくなってきた村の公共施設の撤去とか、これらも大きな金額を必要とします。

このための頭金は、何としても積み立てていく必要があります。嬬恋村の財政危機の本質は、ここにかかります。インフラ設備の頭金を生み出す力がないことに原因があります。村長はいつも議会で、先ほどありましたけれども、「入るを量りて出するを為す、無い袖は振れぬ」と言ってきました。村長は4期、18年の行政を行ってきました。

村長に質問です。

「入るを量りて」のところで、どうして、頭金になる財源がどうして集められなかつたの

かと思います。また、政治は結果責任であるといつも述べてきました。自主財源を伸ばせなかつた、この責任をどういうふうに考えているか。

また、総務課長に質問です。

自主財源の増加と交付税の関連について説明してください。

その次、現在嬬恋村では、農業、観光の分野でも人手不足の状況です。これを解決するには、外国人の人たちの力を借りなければなりません。嬬恋村以外でも、外国人が多く働いている市町村が増えています。これに伴い、外国人がらみの犯罪も増加しております。村でも、例えば5月から10月まで働いた外国人が、今度農家の仕事が終えたら、観光とか飲食、クリーニングで働くことができるよう、今まで知事とか県議さん、農林省に陳情してきました。この結果、外国人が農業以外にも働くことができるようになりました。このことによつて、外国人が嬬恋村に定住できるようになります。外国人が定住できるようになると、犯罪との絡みに注意を払うことが必要となってきます。

そこで、村長以下関連の課長に質問します。

村長に質問です。

嬬恋村が働く外国人にとっても、受け入れる人にとっても、お互いが幸せを感じができる村になる、外国人を受け入れるモデルケースになる覚悟はありますか。

農林課長に質問です。

農家で働く外国人の特定技能ビザをどのように変更するのですか。これは今現状で分かっている程度でいいです。

次、交流推進課長に質問です。

外国人が定住できるための日本語レベルN2とかN3を取得するための準備は、どう進めていますか。

続いて、これは同じ交流推進課長でいいんですけども、定住するために外国人がどういうボランティアなどに参加する項目とか、そういうのが何かありますか、そのための支援とか考えていますか。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 大野克美議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問の要点は2点ございました。嬬恋村の財政危機について。もう一点は、外国人の受入れのモデル村についてでございました。

私のほうからは、大局的なお話、お答えをさせていただきまして、詳細部分につきましては、大野議員ご指摘のとおり、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、まず第1点目でございます。初めに、無い袖は振れぬと言いながら自主財源を伸ばせなかつた責任をどう思つておられるかとの質問でございますが、これまで基金残高は増加傾向にありましたが、近年の災害復旧事業や投資的経費の増加に伴い、基金残高が減少に転じました。

歳入の減少と歳出の増加という相反する状況が続く中で、嬬恋会館の建て替え工事が想像以上に高額となつたことが、財政状況を一層悪化させることになったと思っております。今後は歳出の削減に努め、基金残高を増やす努力が急務であると考えておりますので、今後ともご指導をお願いしたいと思います。

ご質問にありました自主財源と増加と交付税の関係につきましては、総務課長から後ほどお答えをさせていただきます。

もう1点の質問の大局部的なお話を私のほうからお答えをさせていただきます。

昨年の12月議会でもお答えをさせていただいてきましたとおり、外国人材の受入れは本村の持続可能な発展にとって、欠くことのできない課題であると認識しております。受け入れるものと働くものとがお互いに幸せを感じ、ワイン・ワインの関係を築くためには、雇うものと雇われるもののみならず、地域社会全体の協力と共生の意識が必要となってくると考えております。

外国人材から選ばれる村になるべく取組を着実に進め、多様な文化と共に成長できる努力をしてまいる所存でありますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひをいたします。

各課長へのご質問につきましては、担当課長より順次お答えをさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） それでは、私のほうから自主財源の増加と交付税の関係について、説明をさせていただきます。

まず、地方交付税も自主財源として、自主的な判断で使用できる財源でありますので、質

問の意図が違っていましたら再度お答えをしたいと思います。

私のほうから税収と地方交付税の関係ということで、説明をさせていただきます。

軽井沢町のように財政力の高い自治体は不交付団体と言いまして、地方交付税の交付はございませんが、ほとんどの市町村では交付を受けております。地方交付税は普通交付税と特別交付税の2つに分けられますけれども、普通交付税の配分が94%、特別交付税の配分が残り6%と決まっております。

一般的に税収が1億円増えた場合、普通交付税は75%の7,500万が減額をされます。逆に税収が1億円減った場合は、7,500万円増額となります。結果的には、税収が1億円増えても相対的には2,500万しか増えないということになりますし、逆に1億円減ったとしても2,500万しか減らないというようなことにもなりますので、また違っていたら質問いたきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 大野議員のご質問にお答えをいたします。

議員がお尋ねの外国人の在留資格変更についてでございますが、特定技能に係る分野の変更という前提で、ご答弁させていただきます。

議員もご承知のとおり、特定技能制度は、特定産業16分野の業務に従事するものでございます。したがいまして、各分野ごとの資格が必要となっております。一つの方法として分野を変更するには、複数分野の資格を取得する方法等が考えられるところでございます。しかし、この方法では資格試験や費用面における外国の方々の負担が大きく、実現性が低いと、そんなふうに考えているところでございます。

他方各分野での従事先の変更は現状での可能でございまして、本村におきましても嬬恋キヤベツ振興事業協同組合様のように、夏は本村のキヤベツ農家で従事していた方が、冬は宮崎県や富山県の農家で従事するなど、年間を通した産地間連携の取組を実施しているところでございます。

大野議員ご提案のようなグリーンシーズンは農業、ホワイトシーズンは宿泊業等への従事という在留資格の変更につきましては、基本的に前述のとおり、複数の資格が必要となるわけでございますが、送り出し機関において、あらかじめ特定技能の農業分野とビルクリーニング、外食、宿泊分野の2つの資格を取得した上で来日させて、農業シーズンと冬季のシ

ズンのローテーション管理を行うと、そのような取組がなされるとの情報も伝え聞いておるところでございますので、今後の展開に期待したいというふうに思っておるところでございます。よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

〔交流推進課長 小林千速君登壇〕

○交流推進課長（小林千速君） 大野克美議員のご質問にお答えをさせていただきます。

外国人が定住できるための日本語N2、N3を取得するための準備についてになりますが、外国人の方々が嬬恋に定住し、地域社会の一員として共に暮らしていくためには、日本語能力の向上、日常生活に必要なコミュニケーション能力を身につけることは、非常に重要であると考えております。

その上で、令和5年度から嬬恋村国際交流協会におきまして、日本語教室を開催してまいりました。教室の内容につきましては、日本語能力試験合格を目指すグループと、日常生活や社会活動で必要とされるコミュニケーション能力を身につけるためのグループの目的別に分けて、2つのグループで実施をいたしました。

来年度に向けましては、村内関係団体等から日本語教室に対するご意見やご要望も伺っております。それを踏まえて、より多くの方々が参加しやすい日時の設定や、教室の内容についても現在検討しております。

また、講師の募集も行いまして、体制が整えば実施回数を増やし、できるだけ多くの外国人の方々のご要望にお応えできるように、日本語教室の充実に努めていきたいと考えております。

次に、定住する外国人が参加できるボランティアとそれに対する支援金についてのお尋ねについてですけれども、嬬恋村に定住する外国人の皆さんのが地域のボランティア活動に参加することは、地域のコミュニティーの活性化、防災安全対策の強化、相互理解の促進等において重要な意義があると考えております。

その上で、参加いただけるボランティアとしますと、各行政区において行われているコミュニティー活動や嬬恋村国際交流協会で行っている各種事業などに参加いただくことが可能かと考えております。

ボランティア参加者に対する支援につきましては、現在、現状では支援金による支援の予定等はないんですけども、嬬恋村国際交流協会において実施している日本語教室による日本語学習支援、あと相互理解と連携を深めることができる交流イベントの開催などによりま

して、外国人の方が村内の生活が円滑に行えるよう、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、大野克美議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野議員。

○12番（大野克美君） 再質問に入りますけれども、今村長の答えの中で、私が質問したのは、なぜその頭金になる自主財源を増やせなかつたのかという中で、台風があつたり、サークル嬢恋の猛压があつて、遅れたりしているという感じなんですけれども。

私がちょっと自分の反省も込めてなんですけれども、先ほどの中で、これから嬢恋を中心長期的に考えると、非常にお金のかかることがこれから増えてくるんですよ。役場のこととか、今テレビでやっている下水道とかあるいは上水もそうなんですけれども。

例えば、大体上水なんかだと大体25億円ぐらいかけているし、下水道だと恐らく5、60億円、決算書を見るとそのくらいかけているんですよ。あれを入れ替えるとなると、あと5年とか10年後に入れ替えるとなると、上水道の25億円は今度また入れ替えるとなると、100億円くらいになってくるかも分からぬし、下水道の今まで五、六十億円かけたお金は200億円くらいになってくるかも分からぬと。そうすると、これをやるのに、全部政府で出してくれと言っても、政府だって今お金がないですよ。そうすると、そういう料金を上げるとあるいは負担金はある程度頭金は出してくれとかということになると、これ相当な費用ですよ、考えると。それあとは、先ほど……。

○議長（佐藤鈴江君） 大野議員、質問は。

○12番（大野克美君） 質問は、だから多少の収入が上がったとかそういうことではないんです。入るを量りてという村長が、その頭が切り替わっていない、そういうふうに私は、もっとその入るを量りてというところに時間をセールスだとか、トップセールスとか、そういうことに最大の力を注げなければいけないんですけれども、村長、自分でこの入るを量りて、その自主財源を上げるために、自分の活動とか、そういうものを十分使っていると、村長、思います。収入を上げるための。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 村の収入は基本的には村税、税収でありますけれども、村長が村税を上げるためにと一生懸命努力して税金が上がるんであれば、さらに努力はしなくちゃならん

とは当然思っています。

道路について、固定資産税を上げる方法というのは、上信自動車道がしっかりと青写真ができるここと、そして、東西にわたる大笛・北軽井沢線、これがしっかりと整備すると、やっぱり平米100円上がると何億か固定資産は増えるのかなと思って、私はいます。

そういう意味で、基幹的な道路がちゃんと整備、ある程度されることによって、また、県のほうでは一応大笛・北軽井沢線については、歩道をつけるという計画になっておりますので、その辺が整備されると、平米100円上がれば、ある程度の固定資産は増えるのかなと。

あとは、お金を使うというか、事業をするについては、先ほどは地方創生拠点整備交付金で鎌原地区で4億3,000万というお話をさせてもらいました。また、スマートシティについては、3,000万ずつ3年間ということで、総務省からご指導いただいたとかあるいは、例えば多面的機能支払交付金、多少多く、毎年年間2,800万、大笛地区が大体毎年2,700万、干俣地区が毎年2,500万、鎌原地区が500万前後ですか、今井地区が900万ぐらい、これは農村振興地域についての直接支払基金ということで、毎年ちゃんとした事業を計画し、そしてそれを執行して、その計画を執行した決算書もつけて写真もつけて行けば、それだけのものが毎年来るということあります。田代につきましては、区長さんが中心でその事業をやっておりますので、毎年それをしっかりと、お金を毎年使っておるということあります。

そういうことで、入るを量りてということは、国の制度で活用できるものにつきましては、全面的に国のほうにご指導いただいて、パイプをしっかりと活用して、国のお金をご指導いただきたいと、このように思っています。

またあるいは、交付金もそうだと思います。補助金もそうだと思います。しっかりとその辺は学ばせていただいて、国・県の制度を活用してまいりたいなと思っています。

固定資産につきましては、しっかりとしたプランをつくる、そしてそれを執行することによって、評価額が上がるのかなと思っています。その他個人営業で、どれだけ増やすかというのは、やっぱり先ほど答弁をちょっとさせてもらいましたが、ふるさと納税をみんなで一生懸命やろうとは思っています。

さらには、過日議会でちょっとお話をさせてもらいましたけれども、入湯税を上げようということで、群馬県の温泉協会から要請も受けておりますので、23町村はみんなでそれを検討しようというふうには思っています。

それから、昨年の議会で宿泊税の件が土屋幸雄議員さんだったと思いますが、一般質問がありました。長野県では県の宿泊税を検討するというふうに、今動いておるようあります。

我が村も入湯税あるいは宿泊税については、特に軽井沢さんあるいは草津町さんの動向も確認しながら、真剣に考えていきたいと、こう思っています。

また、観光協会長とも、今一生懸命今議論を始めておりますので、本当にできるのかできないのか、近隣の状況はどうなのか、嬬恋村だけが先に先行して宿泊税を上げたらどういう影響が出るのか、この辺もしっかり確認しながら、税収の増加について努めてまいりたい、こう思いますので、ご理解いただきたいと思います。

大変失礼しました。土屋哲夫議員さんに昨年の12月議会で宿泊税のご質問をいただきました。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野議員。

○12番（大野克美君） 村長の話聞いていると、確かに自動車が出て、固定資産税上がるかも分からぬけれども、これもう何年かかるの、これから10年ぐらい先のことを言っているんだよね。

だけどいつも私が10年、20年ぐらい、いつもこの質問しているのは、自主財源がある程度上げたりする、つまりその方法は、軽井沢を見ると分かるんですけども、軽井沢が60億、70億ぐらいあって固定資産、それでうちの場合は9億じゃないですか、それだと自主財源というと村民税とかそういうものですよ、これは人口が増えてそれで上がるかあるいは農家の人がすけれども、観光とか農業から上がる、そういうことによって自主財源が上がるんですよ。

だから、この自主財源を上げる方法は、軽井沢からの人口をこちらにいかに、嬬恋に磁石で呼び寄せて、ここの通過人口というか立ち寄り人口を増やさないと、恐らく増えないと思いますよ。村長それについて、軽井沢からこう引っ張る人口、それで嬬恋村で、まあいいよポンペイのあそこの鎌原でもいいし、ほかでもいいしあるいはどこかでそばを食べたとか、そういうその人口が、昼間の人口が交流人口と言っていいか、それが増えない限り固定資産税、私は増える方法がないと見るけれども。村長はどう考える。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○12番（大野克美君） さっき言った宿泊税とかあるいは細かいことを言ったけれども、それじゃ間に合わないよ。それは何億になるかも分からぬけれども、せめて10億ぐらい……。

○議長（佐藤鈴江君） 今、答弁しますので。

○村長（熊川 栄君） 軽井沢から何でもっとお客様を呼べないのか、それは自主財源の増加に

つながるというご指摘でございましたが、固定資産税につきましては、やはり土地が上がるということが基本であります。土地が上がらないと固定資産上がりませんので。建物と土地の固定資産ということになるわけであります。

それには、人が単純に移動する、入ってくるだけだとなかなか厳しいと。やっぱり不動産という財産が、資産がやっぱり上がるような施策が着実に前に進まないと固定資産なかなか上がらないなど、こんなふうに思っています。

群馬県の公示価格、土地につきましては現実、本当に今現状で売買される単価、それから国土交通省の公示価格の評価の公示価格あるいは相続税に関わります路線価格評価、こういうふうに評価の方法は幾つかあるわけでありますけれども、固定資産は固定資産の評価委員会で、固定資産の価格ということで公認会計士の評価を得て、そして固定資産税の評価を決めるわけですが、基本的にはやはり固定資産が上がる、それには基本的なインフラが整備されるあるいは道路関係が環境が整う、こういう作業がないと上がらないと、このように思っています。

そういう意味で、何回も言いますが、軽井沢から人がうんとくれば、一言では必ずしも固定資産税は上がらないと、こういうふうに思っています。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野議員。

○12番（大野克美君） 私は、今村長言ったところにちょっと反対なのは、固定資産税が上がるには全体で上がるんや上がんないと言ってるけれども、最近の例でじゃ言いますけれども、名前出していいのかどうか分かんないけれども、NOT A HOTELさんなんか見ていると、嬬恋村がいいからというので、最初3棟ぐらいの別荘を、大体250平米から300平米ぐらいのところをやったら、NOT A HOTELさんは稼働率が94%で、日本で一番いいんだよね。それで、最初4棟ぐらい建てるつもりだったんだけれども、あんまり客が入ってくるんで、私が聞いたら、14棟ぐらい今年増やしたいと言っているんだよね。そうすると、そのある一定の地域の中にすごくいいものをつくってくれるようなホテルが出たりすると、そうするとそこで固定資産税が上がるんですよ。

それで、軽井沢なんかでも、割と高いところに家が建って、それでそういう高い人が買ってくれるような別荘を建てるとき、固定資産税が。だから、ある不動産の知り合いの業者だけれども、大野さんの何千万のじゃ全然売れないですよと、軽井沢ブランドで名前がついているから、3億、4億とか、そういうようないいものを建てれば固定資産税、その人が買ってくれますよと。

だから、村長が言ってるように、どこかの全体が上がんないと固定資産税が上がんないなんて言うことは、それは私はちょっと違うと。どこかのいいところが来れば、その人がお金をかければ不動産が上がるんです。村長それをどう思う。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 単純に人の移動じゃなくて、投資をすると言うことで業者が入ると言ふことであれば、これは大歓迎であります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 大野議員。

○12番（大野克美君） 分かりました。

それでぜひ村長にお願いなんですけれども、そういう誘致をそういう別荘じゃないけれども、そういう高い人たちが投資をして、こっちへ来てくれる、この融資に対して、非常にぜひ村長の馬力のあるところで、いろんなところを回ってみたりして、それをやってもらいたいと、そういうところに今度自分でトップセールスで、そういういいものを建ててくれる、そういう人たちに、トップセールスでこれから時間を費やしたいとか、そういう気持ちはありますか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 可能な限りデベロップメント、我が村に既に関わりのある大手の不動産会社もございますし、また別荘開発をしておる立派な管理会社もありますし、軽井沢の駅前の動向、地価の動向等もすごく上がっているという話も聞いていますし、それからホテルの傾向も最近ちょっと変わってきて、日本の風のホテルということで、日本の軽井沢のある企業が中心に始まってきたところが、またヨーロッパ風のホテルもいいというような話もありますし、インターナショナルなホテルについては、国内相当あちらこちらの観光地に対して、不動産投資をするという状況もありますから、情報収集はしっかり努めて、我が村にとって、また村民のためになることであるんならば、情報収集とまたその辺に対するアプローチもしてみたいと思っております。情報収集にまずしっかり努めて進めたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野議員。

○12番（大野克美君） 大体その方向性とか、さっき言った、トップセールスをかけて、いい人たちが来ると幾ら言ってても行動しないと、そんなことは駄目ですよ。

そう言えば今回の中で、そんな話も出たっていうんで、いつの間にか終えちゃうんですよ。そこで村長、こういう提案なんですけれども、そういう固定資産税が入るところに、じゃ私は今月は何回トップセールスをしたとか、そういう時間とか、そういうのを今後議会に固定資産税が上がるような方向でトップセールスをしたとか、そういう時間を自分はつくったとそういうことを村長報告できる。やってもらえます。忘れちゃうから。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほど大野議員が某企業の名前を言いましたが、そのトップともお会いはさせてもらって、現場も確認させていただいております。村内にも幾つかの事業が来たりあるいは群馬県の紹介で来ている企業もございます。確定しないところでうかつな発言できませんので今はできませんが、1つでも2つでも決まってくれるといいなと、いい企業が世界的なホテルが一つでもこの辺にできて、景観も損なわずにできるといいな、環境も守って、多くの外国人が来てくださるといいなという気持ちもありますので、今ある情報については、また前に進む状況であって、確実であれば議会の皆さんにもご報告できるようにしてまいりたいと思っています。

それと、状況をやっぱりインバウンドに応じて、今どういう状況なのか、観光行政がどうなのか、ハード面で、いわゆる企業がしっかりと投資をする意向があるのかどうか、こういう調査はできると思いますので、しっかり調査をしながら、またそういうところがあれば、足を運んで交渉はしてみたい、情報は収集してみたい、こう思っておりますので、よろしくお願いをします。

もし、アタックができれば、また議会のほうにも報告をさせてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○12番（大野克美君） じゃ村長、もう最後ですから、これに関して要望だけ言っておきましと、ぜひこういう会議が何か終えちゃうと、ああそんな何か話あったなということで、もう次の行動に移れなくなってくるんですよ。だから、ノルマとして自分はトップセールスを今月は、分かんないけれども、5件回ってみたとか、情報を仕入れて、そういうところにこの固定資産税が上がるような方法で、トップセールスをしたっていう、そういうことを、ぜひ私たちに報告してください。私たちも頑張りますけれども。でないと頭を切り替えるないと、そんな話したっていうんで、いつの間にか尻切れとんぼになって駄目です。

だから、企業はそういうことを必ずミーティングが始まる前に、今年はうちだったらホテ

ルをどういうふうにセールスしたら、何時間セールスしたってみんなやっているわけですよ。だから、そういうことをやっていかないともう頭の記憶ですっ飛んじやうから、そういうのをベンチマークというんですけれども、そういう必ず会議が始まるとき、私は4月は何日そういうトップセールスをかけた、そういうことをしたというその報告をぜひしてください。要望です。できるというならもうここで断言してください。回りますと、自分で。言われたんで、もしできれば。

○議長（佐藤鈴江君） 答弁はいいですか。

○12番（大野克美君） まあ正確に、目標で5件くらい回りたいとそういうふうに言ってくれれば、一番いいけれども。できます。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 誰でももちろん仕事があるわけあります、誰でもがスケジュールはつたりするわけでございます。

私が不動産会社で営業担当で、どんどん回れていってことであるなら、幾らでも回りますが、その他の仕事もありますので、合間を見てとは何なんですが、情報収集をしっかり努めて、今ある村内に来ておる情報も確認して、また軽井沢周辺については、いろいろな話を耳にしますので、そういうところからツテを伝わって、いい企業があるのであれば、ぜひともお願いをしてまいりたいと、こう思います。

また、それについての接触があれば、公にできるものにつきましては、議会にも報告してまいりたいと。ただ、なかなか公になかなか具体的にならんとできないわけでありますので、その辺の情報管理については、しっかり情報管理しながら対応してまいりたい、こう思います。よろしくお願ひします。

○12番（大野克美君） それで、この件に関して要望2で、今度は答えなくていいです。

村長見ると、本当に一生懸命やってくれているのありがたいんですが、台風のときでも。だけど、一番何ていうかな、大事なところは、役職、村長幾つも持っているでしょう。幾つ持ってるか分からぬけれども、ぜひこの固定資産税を上げるための時間の割り振りを考えてもらって、それで、あんまり必要でない役職は、あんまり極力削っていただきたい。

だから、私もいろんなことを頼まれるけれども、今は主要にしているのは3つしかやってないんですよ。幾ら頼まれてもほかのことは参加できないと、でないと神経がずれちゃうから。

だけど、村にとって一番は、やっぱりこの固定資産税を上げることだね、自主財源。だから、そこに集中するために、ほかの仕事はできたら、要望ですけれども、できる限り断って、固定資産税が上がらないような活動はしないと、極端ですけれども、もうそういうふうにそのための仕事が役に立つならばそれはやると、でもそれ以外のいわゆる議会の顔見せやと言ふんですけれども、顔見せやで会議にばかり参加している人を会議やというんですけれども、忙しく動いているんですけれども、固定資産税上がんないですよ、固定資産税が上がる活動はやる、そういう役職はやる、それ以外は断る、これは要望です。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、12番、大野克美議員の一般質問を終わります。

○12番（大野克美君） 外国人のモデル、大体今聞きましたので、農林課長、私が仕入れている情報だと、ある程度農家が終えたら今まで全部同じ業種で、例えば北海道や南のあっちに行くとか、そういうことだった。だけど今度は、ビザを変更すれば、変えられる、資格を、それでかかるのがどうも、正しいのかどうか分からぬけれども7万円ぐらいでやってくれるような情報を見ているんで、あとでこれ調べておいてください。

それで、ボランティアの、交流課長、外国のいい人が来てくれて定住して、それでいい村のボランティアしてくれて、じゃ冬のときここにいれば雪かきしてくれるとかしてくれる。そういうこともぜひ考えておいてほしいんです。参加できる。それで、日本語をぜひ、N2、N3ができるように積極的にそういう方法を強めてください。要望でいいです。それで終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、12番、大野克美議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

本日は、これにて延会することに決定しました。

なお、次の本会議は、明日3月14日午前10時から開きますので、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日は、これにて延会をします。

大変お疲れさまでした。

延会 午後 4時27分

令和7年第1回定例村議会

(第4号)

令和7年第1回嬬恋村議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和7年3月14日（金）午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
11番	大久保守君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	黒岩彰君
教育長	地田功一君	総務課長	佐藤幸光君
会計管理者兼税務会計課長	宮崎由美子君	未来創造課長	熊川明弘君
交流推進課長	小林千速君	住民課長	望月浩二君
健康福祉課長	黒岩孝義君	建設課長	黒岩建五郎君
農林振興課長	横沢貴博君	上下水道課長	黒岩治信君
観光商工課長	竹渕幹雄君	教育委員会事務局長	滝沢勇司君

事務局職員出席者

議会事務局長　　目　黒　康　子　　書　　記　　横　沢　右　京

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回嬬恋村議会定例会を再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎一般質問

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、10番、伊藤洋子議員の一般質問を許可します。

10番、伊藤洋子議員。

〔10番 伊藤洋子君登壇〕

○10番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

3月議会は、令和7年度予算を決めるなどを議案として行われ、議会中日の10日、予算は賛成多数で当局の提案どおりに決まりました。私は、厳しい財政を理由に、各地区の地区活動助成事業の削減、つまごい祭りを休止するなど、村民に関わる予算を関係者に相談をせずに決めたことを指摘したところです。

予算は決まりましたが、今後も、村民の福祉向上、村民に寄り添う村政、公正な行政を求

めるとともに村民が主人公の村政を目指す立場で質問をいたします。

まず初めに、指定管理者制度についてです。

昨年の12月議会において、農産物直売所「あさまのいぶき」の指定管理者の選定がされました。質疑のときに、当局の議案に対し、議員から、公募前に指定管理者が決まっていたのではないかとか、農産物直売所なのにカフェスペースが広過ぎて、農産物を置く場所があるのかなどの意見が多く出されて、一旦、取下げになった経緯があります。

そこで、今回は、今後、このようなことにならないように、指定管理者制度を補充する観点から幾つか提案する立場で質問をします。同時に、農産物直売所の設置目的が果たされ、より発展していくことを願っております。

1点目として、まず、指摘しておくことは、今回の公募は、指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に反していました。規則第2条によると、公募は村の広報紙への掲載、インターネットの利用、その他広く一般に周知することのできる方法によるとなっていますが、その行為はされていませんでした。

それで、黒点ですが、この点について、当局の考え方と、今後、改善する考え方があるのか、お答えください。また、今回、公募をする前に、幾つかの業者に声がけをしたようですが、それも条例の第5条に反することになりますので、改めることを求めることがあります。このことについて、考え方をお聞かせください。

もう1点は、公募の期間について、施行規則に追加を求める。

理由は、今回、前指定管理者が営業を取りやめることを知らないうちに、10月27日まで営業していたわけですけれども、そのうちに公募を10月15日から11月15日の1か月間という期間、実際には、半月しかなかったと思います。応募を検討し、事業計画を作成するには一定の期間を必要とします。規則に応募期間を追加することに対しての考え方をお聞かせください。

②、次は、協定書についてです。

第9章、指定期間満了以前の指定取消し等についてお聞きします。

この件について、協定書には、村による指定取消しの場合と指定管理者の都合による取消しの場合があり、双方で協議して措置を決めことになっています。

今回の指定管理者が契約期間の途中で指定を取りやめたことに対して、違約金を課さないのかという声もありました。それについては、仕様書の14、事業の継続が困難になった場合の措置等の（1）に、この場合、村において生じた損害は、指定管理者が賠償するものとす

ると記されています。この点について、村は前指定管理者にどのような措置をしたのか教えてください。

③自主事業についてお聞きします。

今回の指定管理者選定時に、この点についても様々な意見が出されたところです。協定書43条1番に、「指定管理者は本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用により、自主事業ができるものとする」となっており、3番に、「村及び指定管理者は、自主事業をするに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする」になっています。ということは、12月議会に提案された自主事業の案、図面を含めて村が認めていたものだったということでしょうか。お答えください。

私は、協定書の43条1番の「本業務の実施を妨げない範囲」を村が具体的に決めて、公募の内容に記すことを提案します。この点について、考えをお聞かせください。

次に、教職員の働き方について。

2月26日付の上毛新聞に、県内公立小・中・高において、教師の欠員が埋められず、教員不足43人生じているという記事がありました。教師の長時間労働や不足状況などがマスコミでも報道されている中、子供たちが通う教育現場の状態が心配になります。嬬恋村の現状を知り、よりよい対策ができるなどを願う立場で質問いたします。

教師不足の内訳は、市町村立学校で37人とあり、病休や早期退職の背景には、業務の増加や多様化、複雑化があると見られると載っていました。県教育長は、教員不足は多忙化と負のループをつくっていて、一緒に改善を図ることが必要と話されています。

そこで、すいません、ここ、「3点お尋ねいたします」に入れてください。

①現在、村内小・中学校で、何らかの理由で担任不在のクラスは生じているのでしょうか。生じているとしたら、どのような対応策を講じていますか。お答えください。

②県教育長が話されたように、教師の多忙化・長時間労働は深刻です。そのような中、村立学校の教職員の残業・過密労働実態を把握されていますか。例えば、1つ、勤務時間内に翌日の授業準備の時間がどれだけ取れているのか。2、勤務時間内に法定の休み時間45分を取れているのかなど、実態が分かっていましたら教えてください。また、その保障には、補助員などの配置が必要と思いますが、十分配置されているのでしょうか。教えてください。

③働き方の詳細を把握するために、教職員のアンケートを行うことを提案しますが、いかがでしょうか。お答えください。

以上です。今日は、答えやすいように、黒丸で質問内容をしましたので、ぜひ、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、第1点目は、「あさまのいぶき」の指定管理者制度についてのご質問でございました。第2点目が教職員の働き方についてでございました。

第1点目につきまして、私のほうから冒頭お答えをさせていただき、担当課長から詳細説明、お答えをさせていただきます。第2点目につきましては、教育長のほうからお答えをさせていただきます。

それでは、まず、第1点目の冒頭のほうにつきまして、私からお答えをさせていただきます。

農産物直売所「あさまのいぶき」の指定管理者選定に関して、現在の運営体制や手続の問題点の指摘をいただき、今後の改善策の提案に関する内容であり、具体的には、公募手続の透明性と適正化について、続いて、指定取消しに関する措置について、その次が、自主事業に関する協定書の内容についてなどのご質問があります。内容が細部にわたっておりますので、担当の農林振興課長よりご答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

[農林振興課長 横沢貴博君登壇]

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えを申し上げます。

伊藤洋子議員のご質問は、広報紙への記載がなかったことが施行規則に反しているとのご指摘かと存じます。今回の公募につきましては、ご指摘のとおり、広報つまごいへの掲載がされておりませんでした。本件に関しましては深く反省するとともに、ご指摘は真摯に受け止めさせていただきまして、今後におきましては施行規則を遵守し、このようなことが二度と起こらないよう細心の注意を払って進めてまいる所存でございます。よろしくお願ひを申し上げます。

次に、公募前において、幾つかの業者に声がけをしたことが条例に反するというようなご

指摘をいただきました。本件に関しまして、役場のほうとして公募前に声がけをするようなことはなかったと、私のほうでは認識しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

続きまして、公募の期間についてでございますが、施行規則への追加を求められておられる件について、この件については、類似案件の募集期間等を調査させていただきまして、それで検討させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、指定期間満了以前の指定取消し等について、村は前指定管理者にどのような措置をしたのかについてお答えを申し上げます。

令和2年7月13日付にて、前指定管理者でございます有限会社卸売センターサンエイ様と締結しました農産物等直売所指定管理に関する協定書第9章、指定期間満了以前の指定の取消しには、議員がおっしゃるように、甲による指定の取消しと乙による指定の取消し、それと、不可抗力による指定の取消しというようなことがそれぞれ規定をされております。

本件は、その協定書の第37条、乙による指定の取消しの申出の第1項に、乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとするとの規定の1号から3号までのうち、第3号に規定されるその他、乙が必要と認めるときの規定による申出がございました。同協定書第36条、甲による指定の取消し、第1項、「甲は嬬恋村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その指定を取り消し又は期間を定めて本業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができるものとする」の規定が、これも1号から5号までございまして、第4号に規定されます自らの責めに帰すべき事由により、乙から本協定締結の解除の申出があったときの規定による指定管理者からの解除の申出と認めさせていただき、同条第2項に規定されております事項について、乙と協議し、指定の取消しを決定したところでございます。長くて、ちょっと分かりづらいかもしませんが、整理させていただきますと、第3条に規定された乙からの申出があり、第36条の規定によって乙との協議を経て、取消しの決定に至ったと、これが伊藤議員のおっしゃられる措置ということでございます。よろしくお願ひを申し上げます。

それと、もう一つ、令和2年7月13日付、嬬恋村農産物等直売所指定管理業務仕様書の12として、事業の継続が困難となった場合の措置等（1）として、指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合、村は指定管理者の指定を取り消す等の措置を取ることとする。この場合、村に生じた損害は指定管理者が賠償するものとするとの規定がございます。指定管理者の責めに帰すべき事由、つまり、指定管理者が責められるべき

理由や落ち度があった場合は、例えば、従業員の故意または過失によって、建物やその設備が汚損した場合等は考えられると思いますけれども、本件につきましては、建物やその設備に汚損等認められておりませんので、損害の発生はなく、賠償の必要はないものと考えているところでございます。

続きまして、自主事業についてのご質問でございます。

協定書第43条第2項に規定されているとおり、指定管理者は本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができるものでございます。その場合においては、村に対し事業計画書を提出し、事前に村の承諾を受けなくてはならない。この場合において、村と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとするとの規定のとおり、昨年12月議会での議決後におきまして、指定管理者様と協議を実施しました。その協議後に事業計画書の提出を受けたところでございます。議員ご指摘の12月議会においてお示しした資料は、指定管理者の候補者の選考に係るプレゼンの資料でございまして、協定書に規定する事業計画とは異なるものと解しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、最後の質問でございます。

本業務の実施を妨げない範囲を具体的に公募内容に記すことについてどうかということです。

協定書で規定する妨げない範囲というのは、通常、社会通念上、許せる範囲であるということをうたっているとも認識しておりますが、公募の段階では、どのような方が応募していただけるか、どのような予想ができないことから、妨げない範囲を具体的に示すことは非常に難しいと思っております。しかし、類似の案件等を調査し、この辺も調べさせていただきまして、検討させていただきたいと、かように思っている次第でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 続きまして、伊藤洋子議員の2つ目のご質問、教職員の働き方についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、近年の教育事情は教員不足と教師の多忙化、長時間労働が深刻、かつ、問題となっており、その改善が強く求められているところです。教育は、教職員がゆとりを持って自ら学び、子供たち一人一人と向き合う時間を確保することにより、より豊か

な学びを届けることができるものと確信しております。

さて、ご質問の1つ目、担任不在のクラスの件ですが、実は、本村においても令和7年、本年に入ってからですが、1月14日より、1学級に不在が生じております。理由は、怪我による病気休暇となります。対応については、病気休暇補助教員の申請をしているところですが、残念ながら、現在に至ってもまだ補充はされておりません。校内組織における特配や教務主任、教頭やマイタウンティーチャー等で補っているところあります。この対象学級は2学級編制の学年であるため、学習内容や学習進度については、同学年の担任が核となり、同步調にて進めております。

次に、2つ目、勤務状況の把握についてですが、勤務状況の詳細把握については、県教委が提供しております在校等時間記録ファイルにより行っております。月例報告を地教委、県教委に提出するとともに、時間外勤務等に課題や問題のある教職員については、所属長がその原因を検証し、改善を図ることとなっています。

ちなみに、本村の学校における勤務状況の実態例ですが、繁忙期をはじめ、校種や個人差等により一律ではありませんが、例えば、翌日の授業準備については、中学校では多くを授業のない空き時間に、小学校においては多くを放課後において、いずれも1時間から2時間程度となっているのが現状です。もちろん、それに間に合わない、十分でない場合等については残業となることもあります。休憩時間については、常に子供たちが活動していることから、なかなか定められた時間にしっかりと取るということはできないのが現状です。この休憩時間については、多くの学校が2交代制や3交代制といった取りやすい方法を工夫するよう努めているところです。また、保障、補完が可能となる補助員の配置については、多くの学校にあまり違いはないと思われますが、本村においても、残念ながら十分とは言えない状況を考えます。もちろん、本村では、マイタウンティーチャーや支援員等、人的配置へのご理解をいただき、本当に手厚い配慮をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

最後に、3つ目になりますが、働き方の詳細把握のための教職員へのアンケートの件ですが、方法の一つではあると思います。状況や必要に応じては実施も考えていかなくてはならないというふうに考えますが、状況把握については、前段でもご説明をさせていただいたおり、まずは在校等時間記録ファイル、このさらなる活用に努めたいと思います。

加えて、各学校で現在も行われているところですが、人事評価の面談による聞き取りやストレスチェックの活用、日常における教職員の様子に応じた言葉がけや聞き取り等の意図的・積極的な取組に努めていきたいと考えます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 答えていただいたことには、ありがとうございますけれども、やっぱり、この村の広報紙への掲載、それから、一般に周知すること、これは、真摯に受け止めて、今後、二度とないようにしますということでしたけれども、それがやっぱり一番問題だったので、本当に二度とないようにしていただくということは、強く要望します。というのは、前指定管理者のときも、村の方々があまり知らない中で決まっていったということで、村民の方々は、あれ、いつ決まったんだいとか、何も見ていなかったなというのがあって、私が前回も希望して、1枚だけ折り込みをしていただいた記憶をしておりますので、前回の経験が生かされていなかったということで、本当に、村はこの点については、規則違反をしたということでは強く反省していただきたいと思います。質問は、これについては結構です。

次のことですけれども、業者に声がけをしたようですというのは、今、農林課長はないと言わされましたけれども、実は、私に2件ほど入ってきたんですよ、耳に。だから、ちょっと、今、この場で言うのは、個人的なことも言うようになるから言わないんですけども、そういうことがあったということで、2人ほど聞いておりますので、やはりそれは、条例に反することになりますので、あくまでも公募でやる。それで、公募で見つからなかったり、適当な者がいないときには、初めて、こう、いろいろ声をかけたりするというふうになってますので、その点は、今、ここで言っても、何か変なふうになるのは嫌なので言いませんけれども、2件ほど聞きました。そのことでは、きちんと当局にお話をしておきたいと思いますし、この点についても強く注意していただきたいと思います。

それで、ここについてでお聞きします。

これが質問になりますけれども、どこにも村内業者だけと決まっていないと思うんですけども、村として、例えば、村内でどうしてもいないときに、村外、例えば、全国公募、ネット上とか何かで公募する気持ちがあるのか、ないのか、1点お聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えいたします。

伊藤議員がおっしゃるように、村で公募させていただいて、それで、ない場合については、それは広げてもいいと思いますけれども、まずは、村内の方でそういう方がいらっしゃれば

ということで、進めさせていただいているところでございます。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） ありがとうございます。

というのは、いろいろな過疎地とかの山の中でも、ある程度、有名な方がやっているそば屋とか喫茶店とか、そういうところには、結構、山奥でこんなところに来るのというのでも来ていて、繁盛しているという例もテレビ等でよく見ますので、その点も、ぜひ、当局のほうで考えて、あの場所に人が来ていただけるという目的を忘れないで、今後、検討していくだくことを要望しておきます。

次に、規則に応募期間を追加することに対する考え方は、類似団体とかいろいろ見て、検討していくことですけれども、これは、やはり、なければいけないと思います。今回のように、実際に半月しかなかったというところでは、応募できる状態にはなっていないと思うので、村当局が本当に公募をする気持ちがあるのかどうかというのを疑わしく思います。これは、ぜひ、それで、長期間設ければ、またいろいろの方が応募しやすいと思いますので、この点は、次回の公募のときには、ぜひ、お願いいいたします。①番については、これで終わりにします。

次に、協定書の第9章、指定期間満了以前のことについて、仕様書の14、ここにも書きましたけれども、損害は指定管理者が賠償するものとすると、それで、先ほどの課長さんの答弁では、実質的な責めはなかった、建物も壊れていないし、そういう意味で責めがなかったから違約金はなしと言うんですけれども、逆に、村長がいつもおっしゃっています。ここは、公の施設、村民の財産です。その財産を5年間という期間、その方に指定管理をお願いしているわけです。村があそこ、1億2,000万ほどもかけて造った、20万以上の工事は、みんな村の持ち出し、そういう施設ですから、村民としては、自分はやれないけれども、随分優遇されているねというのが、村民の大きな気持ちです。ですから、これも私は、実質な損害はないけれども、村の施設を今回の場合、12月から3月まで営業しなかったというところでは、多くの観光客にも、何というんでしょう、がっかりさせたというか、寄る場所が1つなくなったというところでは、目には見えないけれども、大きな損失になっていると思いますので、そういう実質じゃないけれども、村の施設が無駄に放置されていたという点についての違約金というか、損害を考えないのかどうかをお聞かせください。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えを申し上げます。

先ほど、答弁したとおりでございますし、伊藤議員が、今、おっしゃっていただいたとおりなんですかけれども、観光客の皆様に違約金というのも、それも弾きようがありませんし、何でいうんでしょうか、そもそも、冬季の人が寄らないということが原因で、今回の事案が発生しているものでありますので、そこに違約金を前指定管理者に求めるということは、ちょっとできないかなと思っています。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、村は予算を立てるときの3本柱の中に、費用対効果、経営的感覚、私はあんまり経営感覚は好きではないんですけども、でも、村民の財産を大事にするというのでは、今の課長の答弁では甘いと思います。商売は、いつでも開いていることによって人が寄ってくるような、そういうものだと私は考えます。ですから、これは課長さん1人に求めても無理なので、村長に答えていただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

担当課長から説明がありましたとおり、12月から3月間、営業ができなかったということについて、損害が発生したのではないかというご指摘でございましたが、甲乙のうち、受けた指定管理者のほうが責めに帰すべき事由によって、これが停止になったのであれば、違約金等、あるいは損害等をお話をする状況になるかと思われますが、今までの経過を見ますと、指定管理者のほうに責めに帰すべき事由によって中止になったと想定はできませんので、今回は相手に対して、違約金あるいは損害賠償を請求しないということになってきておると思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 村長もそういう考えでいるなら、これ以上、お話ししてもいけないんですけども、それでは、予算を組むときの3本柱のそれぞれの課長さん、村長さん、皆さんの思いというのはどのように表されるのか、分からないように思います。村長は、常に、村有財産は村民の財産、大事に使わせていただきますと言っております。そういう意味では、私は、これは私の場合だったらそうですけれども、違約金もないと、いつでもやめられるという、逆に言えば、そういう心理も働くこともあると思うんです。だから、冬の期間はお客様も当局が答えたような、お客様も来ないしという気持ちかもしれなかつたかもしれません

い。でも、私は、商売というか、商いはそんなもんじやないと思うので、それと、村有財産を大事に扱うという意味では、村民の皆さんにも理解していただけるように使わなければ、これも村当局は口だけのものになってしまうと思います。今後、見えないけれども、その4か月間使わなかったというのでは、例えば、建物も風化してしまいます。また、その間に水回りが壊れるかもしれない、管理しなかったという点では。そういう点からも、私はこの点については、当局に今回求めておくのは、最初から違約金もあるという、責めに生じたそういう仕様書の14条にはうたっているけれども、具体的なものがないから、もう数字で1か月、2か月、3か月早くやめたらこのぐらいとか、やっぱりそれは決めておくべきだと思いますので、その点については、当局は検討していただくことを強く要望しておきます。

次に、大きな3番、自主事業についてですけれども、先ほど答えていただいたところでは、単なるプレゼンテーションだったから中身ではなかったと言いますけれども、その私たちに示されたのでは、カフェスペースがもう18席もある、自然ガイドのレンタルの商品を貸す場所をエゴマのところにやっていた。そういうところで議会が指摘して、それがなくなったり、面積が減ったわけですけれども、それを認めて、議会に選定として出してきたというのでは、当局は本当にそれを認めていたというので、先ほど、農林課長から答弁されたのでは、事業計画じゃないからと言うけれども、選定する前のプレゼンのものにそううたわっていたら、当局が本来は指摘すべきだったんじゃないかと思います。それは、設管条例にも反していたわけだから、その点についてはどうお考えですか。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えを申し上げます。

先ほどもご説明申し上げましたとおり、12月議会にご提示した時点では、指定管理者に選定をされていないわけでございまして、ですよね、12月議会でご選定いただいたわけでございます。それで、その事業計画書を出せというのは、指定管理者に対して、こういう事業計画書を出していただきたいというようなことの決めであります。それで、先ほども申し上げましたが、議会でご議決いただきましたので、その後に協議をさせていただきまして、今回、事業計画書の提出を受けたというご説明をさせていただいたとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、12月議会に示された、一番最初、私たちに示されたこの

図面、これは当局も見て、何にも指摘しないで議会に出してきたわけですよね。それは認めますよね。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） ただいまのご質問でございますけれども、それは、先ほども申し上げましたけれども、こういう内容でしたいというプレゼンの資料でございますので、それについて、これは駄目でしょうというような指摘はしておりません。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それで議会のほうは、やはり農産物直売所なら、もっと農産物を置くスペースを広くしなければいけないんじゃないのか、エゴマは設管条例にもうたわれているから、エゴマの場所をなくすのはよくないんじゃないのかという議会のほうが指摘して、指定管理者が直してきたという経緯だと思いますので、この時点では、だから村当局は、それを指摘することをしなかったと、今、認めたので、それはこれ以上話しても無理なので、やはり、よく見ないと、設管条例、いろいろ規則とか、きちんと当局もしっかりと見てやっていかないといけないということを指摘させていただきます。

それから、次に、協定書の43条、本業務の実施を妨げない範囲というところで、これも話したわけなんですけれども、これを今後、具体的にきちんとしていくというのは、この「あさまのいぶき」は、国の交付金を2つもらっております。それで、私もいろいろ調べましたけれども、そうすると、かなり変更する場合は、きちんと総務省じゃなくてどっちだ、に変更届もしなくてはいけないとか、面積、その、特例法じゃない、違反するというか、その法律によると、22条のほうにうたわれていて、面積とかいろんなこともうたわれているので、それ以上になると、村が違約金を払うようになるというのもあるので、その辺できちんとしておかなければいけないと思うので、その点の公募の内容に記すことを提案するという点では、いかがお考えでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、公募の段階ではどのようなご提案がされるかというのは、ちょっと予想できないと思います。ですので、そこで先ほども言いましたけれども、協定書で規定する妨げない範囲というのは、社会通念上、許される範囲であるというような認

識の下にやらせていただいているというご答弁のとおりでございます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 社会通念上といつても、今回、結局はカフェスペースの面積が多かったとか、そういうことで新たな指定管理者を考えざるを得なかつたので、やっぱり、本業務の実施を妨げない範囲というのをうたつていないと、次に指定管理者をやる方がどの範囲で自分はできるかなというのが分からぬと思うので、私は、村の考え方が最初からうたわれているほうがいいと思いますけれども、その点については変わらないですか、考えが。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えを申し上げます。

ただいまのご質問でございますけれども、逆に、村の考えをそこで書くことによって、応募の範囲を狭めてもらうようなことも考えられますので、今ま、社会通念上というふうな捉え方がよろしいかと思っております。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） じゃ、社会通念上というのは曖昧なので、交付金のもらう趣旨に沿わないようなこととか、いろいろ、その点でやっぱり規則とか、そういう法律にのつとつたやり方で、選定のときには当局に目を光らせてもらうしかないというふうに、今、感じておりますので、今後、よろしくお願ひします。

それから、この自主事業の件で、もう1点お聞きしますけれども、今回、指定管理者自らのお金といろいろでやるという話があったんですけども、その辺のお金のやり取りは疑うようで申し訳ないんですけども、私たちは見えないわけですよ。ちゃんと新しい指定管理者が、こうやって業者とやっているという、それがはつきり議会に示す方法を考えていきたいなと思ったんです。というのは、ちょっと年号だと分からぬんですが、おととしぐらいになるか、鎌原観音堂周辺整備でもいろいろ問題が起つて、調査したりしたんですけども、同僚の議員がその辺のお金のやり取りで、何度、この場で聞いても、何だかしつりいかないまま終わったんですけども、そういう意味で、自主事業で本当に指定管理者がちゃんとこうやっている、村のお金は1円たりとも使っていないという点の私たちに説明する手だてをどう考えているんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えを申し上げます。

村が支出したお金は決算時とか、そういうものでお示しをできるとは思いますので、それで確認をいただければと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、決算のときにその点については十分に説明責任を果たしていただきたいと思います。

この点で、もう1点ですけれども、本来の公の施設は、原状復帰の場合はその原状に戻すけれども、今回、村も認めた場合はその限りではないという、村長が認めた場合というふうになっているけれども、私は、公の施設なので、これまでの指定管理者でもこういう村長が認めた場合というので、工事を民間がやるというのは、水車さんがストーブを入れたというのは聞いておりますけれども、その点について、原状復帰というのは原則だと思うけれども、今後も、そういう民間が勝手にというか、やりたいからと工事してそのままにするというのをやるのはいいけれども、それでは次の指定管理者が、いや、ここに厨房は要らないと言わいたら、そのときにも今の現在の指定管理者さんに工事をさせるようなシステムになっていくんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えを申し上げます。

この点についても、何回かご説明差し上げたと思いますが、村長が認めたというのは、ここでこういうふうにやりたいということを認めたという、その時点をもって原状というふうに解しているというようなお答えをさせていただいたと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） ちょっと、今、仕様書か協定書か、ちょっと自分が全部記憶していないんですけども、新たな指定管理者が、それが嫌だった場合にはどうするかというのは、どこかに書いていたと思うんですけども、今現在の考えでいいです。じゃ、現在、4月からスタートする指定管理者さんはそうやってやった、次に、違う業者さんが指定管理者になったときに、いや、厨房は要らないと言ったときに、その工事の責任は、やっぱり、そうすると村になるわけですか。村長が認めて、それを原状としたことになるから。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

[農林振興課長 横沢貴博君登壇]

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えを申し上げます。

次のときにどういうふうなことになるかは、全然予想もできませんけれども、先ほど申しましたように、今、あるものを原状でございまして、それについて、この施設でお受けいただけますかというような、今後、ご提案をするようになると思います。ということは、今回がそうであったように、これは要らないと言った、その今度、指定管理者が替わった場合、その方が自費で工事をするというようになると考えております。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） しつくりしないけれども、納得はしました。

じゃ、次に、職員の働き方についてなんですかけれども、教育長さんに丁寧に答えていただきましたんですけれども、先ほど言った在校等時間記録ファイル、これは、県のほうがやっているということで捉えていいと思っていたんですけれども、それでよろしいですか、確認です。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

[教育長 地田功一君登壇]

○教育長（地田功一君） 伊藤洋子議員のご質問、お答えします。

県が提供しているファイルということで結構です。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） よろしいでしょうか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それで、今、残念ながら、村内の学校でも1クラス担任が不在というところでは、学年まで言わなかつたんですけれども、低学年の場合だとすごい不安で、本当に子供たちが安心して教育を受ける状況にないというふうにも捉えられちゃうんですけれども、今の教師不足とか、そういう現状の中では、何か大変だろうなというのは思うけれども、現場で働いている先生たちはもっと大変だと思うので、その辺で、やはり精神的な部分の病休も多いというので聞いていますので、村でもきちんと聞く耳でやるというアンケートをぜひやっていただきたいというふうに思いますけれども、その点について努めていきたいという言葉だったんですけれども、それを取ることが私は先生方にとって、教育委員会も私たちに目を向けているという、また一つの安心感にもなると思うので、ぜひ進めていただき

たいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えいたします。

アンケートというものについては、全面否定しているわけじゃなくて、必要に応じてというような言い方をさせていただきましたが、現場はご存じのとおり、いろんな意味で要求、あるいは、依頼がたくさん来ています。その中で、アンケートというのも、実は、年間幾つか来ているわけですが、さらに、さらに、そのアンケートを取って実態を知るということは、もう重要なことだと思いますけれども、日常の生活の中で、それをすることによって、また一つのさらなる負担がかかるというようなことを考えると、安易に何でもかんでもやっていいというようなものではないというふうに考えます。ただ、必要に応じてというような裏には、実は、先ほどから出ています在校等時間記録ファイル、これについては大変よくできています、毎年毎年、更新され、見直しがされて、修正されてくるわけなんですが、例えば、中身的には在校等の時間はもちろんなんですが、定刻、定時前の時間が入ったり、定刻後の時間、あるいは、時間外の状況、例えば、部活動及び主な業務内容という、そういうしたもののが書かれたり、持ち帰り等を記入する特記事項、そういういろいろがあります。そういうところを毎月毎月集計するわけですが、これは校長の端末につながっていまして、常に個人個人の状況を見ることができると。その中で必要があれば、気になることがあれば、あるいは、職員からのそういう要望等があれば、校長がそれに対応するというような体制はできているということですので、必要に応じてというようなお話ですので、現場とどんな状況かをさらに詳しく確認した上で、そういうものが必要であれば、当然、そういうものも一つの方法かなというふうに考えます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） アンケートもまた先生に負担になるというのでは、また、こう考えちゃうこともあるんですけれども、でも、先ほど言ったように、校長先生は教師だから言いくくても、教育委員会には言いやすいとか、そういう部分もあるかなと思うので、また、さらに検討していただければと思います。

それと、今、国会のほうでも教職員の給与特別措置法について話し合ったりしているんですけども、国がしようとしているのは、これ以上、残業代を出さないようなシステムにし

ようとしているので、その給特法が、もしもこれ以上悪化したら、さらに、幾ら残業しても残業代が出ないというふうになるので、本当に教師現場は大変ですし、先ほど言われたように、嬬恋村は頑張ってマイタウンとか支援員を補充していただいて、ありがたいと言っていふけれども、まだ十分ではないということでは、村当局にも、ぜひ潜在している教職員の名簿とか、もう作っていらっしゃるかもしれないんですけども、子供たちを本当にこの村で健やかに育てて、子供たちが教育を受ける権利が本当に保障されるような教育現場をつくっていくことを最後に求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で10番、伊藤洋子議員の一般質問を終わります。

◇ 黒岩智未君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、1番、黒岩智未議員の一般質問を許可します。

1番、黒岩智未議員。

〔1番 黒岩智未君登壇〕

○1番（黒岩智未君） 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

公共施設再編計画についてになります。

役場庁舎及び旧嬬恋会館が耐震基準を満たしていない状況下において、本村は、旧嬬恋会館の建て替えを先行して行い、今年、完成することになっています。

今後の取組としましては、いまだ耐震基準を満たしていない役場庁舎の耐震補強または建て替えが取り上げられる。しかしながら、サーラ嬬恋の建設費増大により、本村の財政は極めて厳しい状況に陥り、役場庁舎の耐震補強または建て替えについて、見通しが立っていないと思います。予想することが困難な大地震の発生に際して、行政は迅速に対応し、村民の命と財産を守る義務があるが、対策本部を役場庁舎内に設置することさえできないという危険な状態が続いている。

こうした状況下において、役場利用者や職員の安全をいかに守っていくのか、また、役場庁舎については、耐震補強と建て替え、どちらを想定し、その財源をいかに確保していくのか、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 黒岩智未議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

公共施設再編計画についてのご質問でございました。お答えをさせていただきます。

役場庁舎の建て替えが先送りとなる中、村民の命と財産を守る義務があるが、どのように守っていくのか、また、役場庁舎は耐震補強、建て替えのどちらを想定しているのか、また、財源をどのように確保していくのかとのご質問をいただきました。

まず、地震などで庁舎が使えなくなった場合には、別の場所に災害対策本部を設置しなければなりませんが、その際には、大前活性化センターに災害対策本部を設置することになります。平成30年1月22日に大前区と嬬恋村において、施設利用に関する協定を結んでおります。庁舎が崩壊、あるいは、その危険性が高まった際には、幹部職員をはじめ、消防、警察などの関係者は大前活性化センターに集まつていただくことを想定しております。また、住民サービスは、できる限り継続していくかなければなりませんが、吾妻郡6か町村において、災害時等における吾妻郡内町村相互の応援に関する協定を結んでおります。

災害時に考えられることとして、食料、飲料水、資機材、避難所等の提供、または、職員ボランティアの派遣が含まれております。また、窓口業務として、住民票などの発行ができなくなった場合には、郡内町村で共同調達したシステムを使用して、現在おります。例えでございますが、嬬恋村役場のシステムが使用できなくなった場合には、長野原町や草津町の役場で各種証明書等が発行できるようになっております。

しかしながら、役場庁舎は村にとって最重要拠点であり、安心できる建物をなるべく早く整備しなければならないと思っております。今後、しっかりと基金を積み立てて、中長期の観点に立って、また、皆様方のご意見を参考にしながら、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

財源につきましては、毎年の収支の中から庁舎整備基金をしっかりと積み立てていくというつもりを持っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） 村長、ご答弁ありがとうございます。

役場庁舎が使えないときは、大前の活性化センターを利用させていただくということをお聞かせしていただきました。今、現状、例えばですが、この瞬間にそういう地震が発生した場合とかもないことではないと思うんです。そうなったときに、役場に、今、皆さんいます。

課長たちも皆さんいます。この状況で、大前活性化センターに行って、すぐその対策本部を立ち上げることも困難になるとは、正直思うんですよね。最悪の場合は。そういう場合ではなかったとしても、活性化センターですぐ対策本部を立ち上げられるような機材、または資材というのは、もう活性化センターのほうに用意がされているんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、自然災害が毎年毎年発生しておる、日本列島は災害列島と言わるような状況でもあるわけでございます。1つは、今、申して議論になっておる地震でございます。もう一つは、我々、経験しました台風19号による風水害災害が大きな災害だと思っています。

そこに加えて、我が村では、気象庁が指定いたします活火山が111ございますけれども、浅間山と白根山がございます。そして、気象庁の中でいう活火山の中でも、浅間山につきましては、桜島と並んで、最も、何ていうんですか、危険性といいますか、歴史上、大変災害・防災対策も重要な火山と位置づけていただいておるところでございます。

そのうちの、今、地震があった場合は、やはり、即、大前活性化センター、なぜかというと、ご存じのように、何回もお話しさせてもらってきてますが、この施設を耐震補強、3.11がありましたので、全ての公共施設、昭和56年以前に建築基準法上、建てた建物につきましては、耐震補強をする必要があるか否かを調査しなさいよということで、特に、嬬恋会館と役場につきましては、耐震補強をするのか否か、3億円、4億円かけて補強するのか、あるいは、建て替えをするのかということで議論になりまして、その過程の中で、役場については建て替えをするということで来ました。その場合、地震については、とにかく、現状、どこに逃げるのかということになると、これは耐震して補強してございませんので、につきまして、必要に応じて大前活性化センターという話をさせてもらってきて、先ほど、説明したとおり、大前活性化センターと村で契約を結ばせていただいておるというのが現状です。

しかしながら、例えでございますが、サーラ嬬恋がもし完成した後にも、あれは災害の拠点施設でもありますので、どうなのかなという考え方、これは私が決めることじゃなくて、みんなで考えて、これは地震の場合だと思いますけれども、そういう施設も、いざというときの備えとして、風水害については、あそこは難しい。これはもう今までの経験から、それが厳しいということでございますので、地震については、それも今後は検討する価値はある

かなと思っています。私、一存で決めるつもりは毛頭ございません。関係する皆さん、消防や、あるいは自衛隊や、そういうところの意見も参考にしながら、また、地域住民の意見も参考にしながら、決めていきたいと思っております。

○議長（佐藤鈴江君）　村長。

大前活性化センターがそういう準備が整っているのかどうかという質問です。

○村長（熊川　栄君）　すみません。それについて、大前活性化センターが、現在、それについての十分な施設がそろっているかということについては、今、現状では、なかなか厳しいなと思っています。ただ、ここじゃできないという、耐震がないのでできないということなので、とりあえず、あちらに対策本部を置くという状況になっております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君）　1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君）　ありがとうございます。

サーラ嬢恋も完成するので、そちらも視野に入れながらということで、村長のご答弁いただきましたけれども、今、現状、大災害が発生したとき、地震に限って言わせてもらいますけれども、対策本部を活性化センターに設置することにはなっているけれども、何も用意はできていないということでよろしいですよね。言っておくと、そう聞こえたんですが、どうですか。

○議長（佐藤鈴江君）　村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　質問にお答えさせていただきます。

何も準備ができていないというんではなくて、水の準備、毛布の準備、あるいは、避難施設の計画はできていますので、そういう避難のもの、あるいは連絡体制、消防、警察、自衛隊、こういうところの連絡体制、こういうものについては、当然、ございます。対策本部というと、台風のときもそうだったんですが、やはり、しっかりとして、毎日、情報収集をする。また、情報連絡をする体制をつくる。あるいは、ボランティアがたくさん来るので、どうするかというような対策、これは台風19号において、経験してきている経験則もございますので、その積み重ねについて、その範囲においては、全然、準備がゼロというわけではございません。先ほど、水の話とかもさせてもらいましたが、その範囲において、経験則を踏まえた中の範囲においては、準備ができていないということではなく、会議をしたり指令を出したりする場所はないという、これは大前活性化センターにお願いすると、こういう状況

かと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） ありがとうございます。

大きな声で言っていいのか分からないような答弁をいただきましたけれども、本当に災害というのは、いつ何どき来るか分かりません。この状態のまま、今、本当にこの嬬恋村に震度6とかの地震が起きたとき、多分、我々は生命の危機にさらされます。そういう状況のまま、サーラ嬬恋の建設を先行して、役場庁舎が、今、この状態で、耐震補強もされていないまま、建て替えという方向で話が進んでいるということですけれども、これは、あと何年間、建て替えの方向で話を進めていく予定ですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 役場の庁舎の建て替えについては、耐震補強ではなく建て替えということでございますので、公共施設再編計画について計画はございます。しかしながら、その計画どおりにいっていないという、これもまた現実でございます。今後は、しっかりと何年後に役場が建て替えできるのか、どこへ建てるのか、幾らで建てるのか、お金をどうするのかと、こういう問題が当然ありますので、これらについて、目先、1年、2年の先の話ではなくて、50年後、100年後、こういうものを見据えて、しっかりととしたプランニングをする時期に来ておると、また、それも緊急を要すると、こう思っておりますので、それに従って、いつ頃、どこに建てるか、しっかりと対策本部どこに立てられるか、これも含めて、検討を加えてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） 考えてないとは思っていませんので、よろしくお願ひします。

先ほど、村長の答弁からもいただいたんですけれども、この庁舎が機能しなかった場合、草津町、隣、長野原町などで住民票など、そういうものを発行してもらえるような連携の体制も取れているということで、そういう答弁をいただきましたけれども、この庁舎が崩壊するほどのことが起きたときに、そこまで車で行けるわけがないと自分は思うんです。実際、ここ、孤立、ここだけじゃなく、大前は大前、大笛は大笛、田代は田代、三原は三原、そういうふうに孤立状態が続いてしまうと思うんですよね。当然、それが日中起きたとしたら、来庁している方々もいらっしゃいます。ここで働いている職員の方もいらっしゃいます。そういう人たちの命は常に危険にさらされています。今も常に、これからも。ですから、計画を

つくらなければいけないのは、十分、分かるんですが、正直、財源も厳しいわけです、嬬恋村は。これを補強するとか考え方をシフトするとか、そういうお考えはありますか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 当時、平成23年、3.11以降、世の中の流れで、全ての建築基準法上、昭和56年以前のものについて、パブリックの公共施設は耐震をするのか、あるいは、建て替えをするのか、その場合には計画にのっとって、区庁舎の耐震強化計画を策定すれば、それについては、国も補助金を出せますよと、こういう状況があったわけでございます。現在、もうその期限が来ましたので、公共施設再編に対する補助金は、もうこれからはもう使えない状況になっております。そういう意味で、当時、議会とも協議をした中で、3億円、4億円かけるのであれば、建て替えをしましょうという経緯でてきておりますので、早急に、今、ここですぐどうするんだ、ここで答弁を、今、求められておりますが、すぐにここで建て替えをするという答えは、ここではちょっとできない状況だと思っています。いずれにせよ、危機管理の話でございますから、議員のご指摘のとおり、浅間がバンとはねて、天明3年ぐらい起きたらどうするのか、常にそういうことも想定しながら、危機管理体制はしっかりと、また構築をしていきたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） 村長のおっしゃるとおり、災害は本当、いつ何どき起こるか分からないので、今すぐ、起きたときのためにどうするのかということを常々考えながら、やっていかなければいけないことだと自分も承知はしております。ただ、この村で暮らす人々は、全て、その役場区庁舎が耐震基準を満たしていないとか、そんなことを常々思いながら生活しているわけではありません。自分の日々の生活に精いっぱい生きています、この不況の中。そういう中で、やっぱり自分の所在地を守ってくれるのは村長だと。村長がしっかりとやってくれるから、私たちは安心して仕事ができる、生活ができる。そういうふうに思って生活をしている人が多数だと思います。村長にその責任がやっぱりあるんだと私も思います。

それで、村長はやっぱり公務が多忙なので、村を空けること多々あると思います。そういう場合に、当然、災害が発生したとしたら、その指揮者は副村長になると思うんですけども、副村長も、やっぱり、この先そういうことが起きたときは、常にどう動いてどう連絡を取ってというのは、常に考えながらおられるとは思うんですけども、一応、その副村長としてのお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

[副村長 黒岩 彰君登壇]

○副村長（黒岩 彰君） 黒岩智未議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど、村長が答弁したとおり、今のこの世の中、火山、地震、台風、予想もできない災害が起こることも重々承知しております。常日頃、やはり、村長との連携をしっかりと保ちながら、村長も、おっしゃるとおり多忙を極めています。その中で、やはり連携をしっかりと取りながら、何かあった場合にはすぐに行動できる体制、それで、ここにいる有能な課長たち、こういう以前から皆さんから言われている横の連携もしっかりと保ちながら、やはり村民の命、財産というものを守っていければいいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） 副村長、ありがとうございます。

本当、村長、副村長におかれましては、多忙を極める中、大変お忙しい中、村民のために頑張ってもらっているとは重々承知しております。ありがとうございます。ただ、しかし、先ほどから何遍も言わせてもらっているんですが、災害、これに関しましては、本当に誰にも予想ができません。やっぱり、村民の方からも言われることもあります。役場も大地震が来たら潰れるんだろうと、そういうことを聞いてこられる方もいらっしゃいます。役場庁舎も公共の施設だと思います。いつ、誰が来るも自由ですし、帰るのも自由な施設だと思っております。そういうところのケアといったらおかしいんですけども、あそこに行って、潰されても困るなとか、大げさかもしれませんよ、大げさかもしれませんんですけども、話の流れで、そういうことをやっぱりおっしゃる人もいるんですよね。何で、例えばすけれども、すみません、質問します。

サーラ嬬恋、嬬恋会館を建て替えるときに、役場を建て替えて会館の機能を一緒に抱かせて、2つを一つにするという方向性は、一切なかったんですか。

村長、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 当時は、その今の考え方はなかったと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） ありがとうございます。

公共施設再編計画は、村長から何回も説明も受けていますけれども、嬬恋村、約100ある施設を70幾つまで減らしていこう、不必要的土地は返却しようとか、その建物を減らす、集約するというのが公共施設の再編計画になっていると思うんですけども、そのちょっと、あの、一番最初を自分知りませんけれども、その会館と庁舎と両方ともどうにかしなきゃいけないとなったときに、じゃ、それを一つにすればいいという発想がなかったことに、ちょっとびっくりいたしました。ちょっとがっかりです。ただただ、その辺で生きていた一村民として、がっかりしました。どうして、そういう危機感がちょっとなさ過ぎるようだと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君）　村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　先ほど申しましたように、3.11以降について、国のほうの指針で、全て、基礎的自治体は建築基準法の基準に従って調査しなさいよということに基づいて、我が村も全ての建築物について調査をしたと、その結果について、公共施設再編計画という形で、一応、計画ができてきました。その過程の中で、嬬恋会館は嬬恋会館、建設するときについては、あれはあそこでしっかりと防災拠点としての機能もあるということもありますし、また、文化施設、社会教育の拠点でもあるということも踏まえて、どちらを先に造るかと、役場と嬬恋会館のどちらを先にやろうかということも含めて、しっかりと検討を重ねて、今まで来ておるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君）　1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君）　ありがとうございます。

到底、理解はできません、自分はですが。その再編計画を行っていくに当たって、庁舎と会館、その防災施設として、その大きなものができたとすれば、そこで皆さんが出しがら、避難してきた住民の方も同じ場所にいる。常に連携も取れる。そういうふうな発想さえなかったということは、やっぱり危機感がないとしか思えないんですよ。だから、この先、そこからさらに計画でいくと、来年度には役場庁舎が完成するような計画、当初は計画だったと思いますけれども、もう、到底、来年なんて夢のまた夢、5年後だって無理だと思います。その、じゃ、例えば、5年、6年先までこのままでいいわけないと思うんですけども、村長、どう考えますか。

○議長（佐藤鈴江君）　村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩智未議員の質問にお答えをさせてもらいます。

恐らく、今後、5年10年、議員ご指摘のとおり、役場庁舎の建設ということは、既に遅れているわけでありますので、5年先にはぱっとできるかというと、種錢をためる、基金をためるということも想定したり、最低でもこのぐらいは必要であろうかなという規模もありますので、少なくとも、もう既に遅れていますが、今後、いつ頃にできるかというと、早くして7年とか8年、あわよくば10年後ぐらいになるのかなどと、こう私は今、現状では考えております。財政規模も含めましてですね。

それと、もう1点は、今、言うように、そんなに先まで行くのなら、補強どうなんだと、危機管理上、耐震補強をしたらどうかというご意見でございました。今、ちょっと急にご質問でございましたので、今までの計画と全然異なる話で、今、ここで、私が耐震補強検討しましょうということは、ちょっとここでは述べられない状況でございますが、肃々と今の現状では、万が一地震については、大前活性化センターに対策本部はつくるという現状に現在ではなっておりませんので、それを前提に危機管理体制、地震に対応、火山に対応、あるいは、風水害に対応の対策をしっかり努めてまいりたい、こう思っております。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） ありがとうございます。

ちょっと言葉は悪いかもしませんが、こんなざっくりした計画しか立てていない行政に、我々村民は税金を払っているのかと思うと悲しくなります。ちょっと質問を総務課長にちょっとお答えしていただきたいんですけども、先ほど、村長からあったように、最短でも7年後にはどうにかということで、村長がお答えしましたけれども、総務課長的に考えまして、7年後には庁舎建て替えに着手できるとお思いですか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの黒岩智未議員のご質問にお答えしたいと思います。

これ、昨日から財政危機に直面しているということでお話ありますけれども、大きく考え方をちょっと変えないと、トンネルの出口が見えてこないということが言えるんではないかと財政担当課としては考えております。ですから、具体的に何年ということは、私も分かりませんし、歳入を増やす方法も検討しなきやいけないと思います。ですから、税収は見込めないと。歳出を削るといつても限界がありますので、考え方を大きく変えないと、トンネルの出口は見えてこないというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） 総務課長、ありがとうございます。

総務課長の答弁の中に、トンネルの出口が見えてこないという言葉がありました。それはもう、正直、事実だと思います。ただ、しかし、私はトンネルではなく、地下に潜っていっているんじゃないのかなという、そのぐらいの次元のことだと思います。実際問題、人口9,000人弱ですよね、その嬬恋村に25億円の文化会館は不釣り合いだという状況だと思います。それで、これは私の考え方ですけれども、議員は村民の皆様の声を庁舎に届けるのが仕事だと思っております。建設が始まってからではありましたけれども、今からでも削れるところは削ってもらうように頼んでくれとか、そういう話はいっぱいありました。会議のたびに、ほかの議員さんからもありましたけれども、抑えられるところはまだあるんじゃないのかとか、抑えられるところは、今からでも抑えているこうということはあったと思います。でも、一切、コンセプトを崩さずに、当初の設計どおりに進められてきていると思っております。これは、その、回っているんですか、嬬恋村は。しっかりと村民と一体となって進んでいないような気がするんですけども、村長はどんなふうに感じているか、ちょっとお答えしてください。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩議員のご質問にお答えをさせてもらっています。

私は一応、手順を踏んで、サーラ嬬恋の建設についても、建設の審議会をつくって、そして、その積み重ねによって来たと。それから、三原区については、署名入りで500人以上の方があそこに造っていただきたいという署名もあったと。文化協会の皆さんも、年間365日、1万7,000人ぐらいの方々が前嬬恋会館で活動してきたという事実もありまして、織田先生が昭和51年に嬬恋の文化の振興をということで、個人財産を投げ出して、文化協会を設立してきたという経緯の歴史もございます。そういうものの集大成の一つの区切りとして、今回、地域の意見、そして、多くの皆さんのお意見、また、台風があったので防災の拠点にせいという意見も、当時ありまして、じゃ、東部地区の風水害においては、西窪地区、門貝地区もあそこに避難しようという一時避難施設にもなっておると。そういう積み重ねの中で現在のサーラ嬬恋はあると。役場につきましては、何回も申していますが、今後、しっかりと財政規律を守り、積立てをして、そして、中長期、どこに造るのか、いつ造るのか、幾ら必要なの

か、あるいは、PFIも考えるのか考えないのか、こういうことを、まさに今、今後しっかりと早急に検討していくときに来ておると思っております。ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） ありがとうございます。

この先に向けて、役場庁舎、先ほどからも言っているんですけれども、今度、役場庁舎を建て替える方向で、今は考えられているのも分かりました。ただ、サーラの建設に関するところでも村民の意見ということで、村長もおっしゃられていきましたように、サーラのときは、多分、嬬恋会館を建て替えますか、例えばですよ、耐震補強で乗り越えますかじゃないですけれども、そういうアンケートとかという、村民にされましたか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇]

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 黒岩智未議員のご質問にお答えさせていただきます。

サーラの建設に当たっては、当局のほうで案をつくったものをパブリックコメントだとか出した中で、いろんなご意見を求めていって、計画を固めていったという形だと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） 教育委員会事務局長、ありがとうございます。

今後、今までのことは今までのこととして、あれなんですけれども、今後、そういう公共の施設を造り替えるとか、新たに建てるという場合、アンケートというのは一つの手法だと思います。そして、その結果をしっかり村民に広報なりホームページなりで知らせて、さらに、その議論の種にしていくといいますか、そういうことをしながらやっていかないと、やっぱりあんなの要らなかつたとか、こういうことしてほしいのに全然やってくれないと、やっぱり、いつの時代もそれは消えることはないと思いますけれども、その村民の声を、一人一人、直接、家に回って聞けるはずないじゃないですか。だったら、やっぱりアンケートとかをしながらいろんな声を聞くべきだと、私は思うんですけども、そういう方向で、そのアンケートに関してはですけれども考えていただけるでしょうか。お願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 質問にお答えをさせていただきます。

アンケートを十二分にやっていきたいと思います。いわゆるパブリックコメント、公共施設、大きな話でございますから、村民一人一人に聞ければいいし、また、各種団体の意見もありますので、個人からは、本来、民主主義というのは、直接民主主義が一番、私はいいと思っています。だけれども、人口が多いので代表民主制ということを取って、現在はおるわけですが、本来、今、参議院議員がボタンで賛否をパッとやるように、全村民に意見を聞くというパブリックコメント、そういう時代に来つつあると思っていて、多くの村民にABCがあれば、どれがいいかというパブリックコメント、こういうものはしっかりと対応してまいりたいと、こう思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） ありがとうございます。

今までとはやっぱり時代も大分変わってきています。皆さんの考え方も変わってきております。そういう意味からも、一部の限られた中で決めていくのは、もう時代がついてきていないというか、時代遅れ過ぎるので、本当に周りの声、子供から大人まで全ての声を大事にしていかないと成り立たないことだと思います。でも、村長のほうからそういうことを取り入れながらということで答弁いただきましたので、ありがとうございます。

それで、その庁舎に関しましては、早急に計画を進めていくというか、考え方直すというか、そういう方向で考えてもらえるということでよろしかったですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） お答えさせていただきます。

先ほど申しましたように、すぐにはできないであろうと、財政的にもですね。ただし、計画は即つくっていかないとまずいと、こう思っております。でも、お金がなくてもできること、将来の見通しをしっかりとすること、また、今、お話をありましたパブリックコメント、一人一人の意見、また、子供までの意見という意見もありましたので、貴重な発言だと思っています。できれば、なるべく多くの村民の意見を反映できる形を取りたいと、こう思います。また、地域の要望、基幹産業である農協さんにすれば、どうやって物流するのかという意見があるかもしれません。商工会にすれば、やはりインターインジに地元の業者、何とかならんかと、こういう意見もあるわけでございますので、上信自動車道の整備促進も含めて、プランニングだけは役場庁舎を含めて早急に検討を加えていく必要があると、また、いつまでにできるかということは、まだ先であると思っておりますが、そういうことで、計画だけ

はしっかりと、今、スピード感を持って対応してまいりたい、こう思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） ありがとうございます。

村長のおっしゃるように、嬬恋村は今後の50年、100年先までと考えると、やはり大人だけで考えていてもいいものを残せないと思うんですよね。将来に向けて。今の小学生とかが担っていくことになるんです。絶対にそういうときが来るんです。だったら、その子供たちの意見というもの、気持ちというもの、そこを大事にしていかないと破綻して終わってしまうと思うんですね、自分は。子供をないがしろにすれば、自分たちが年を取っていったときにしっぱ返し食らうと思うんですよ。子供の気持ちをもっと酌み取りながら、保育園でもそうです、学校でもそうです、全てのものに対して、子供たちの気持ちをもっと酌んでほしいなと思います。そこ、ちょっと約束してもらいたいんですけども。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 万葉集に山上憶良が歌っています。「銀も金も玉も何せむに勝れる宝子に及かめやも」という言葉がございます。私は、自分の今までのキャリアを踏まえても、自分が子供のときのことを思っても、やはり子供には子供の考え方があると、こう思っていますので、なるべく、政策にどれだけ反映できるか、いろんな子供の意見を聞く機会も学校では、当然、総合学習の時間もありますから、いろんな意見をいろんな形で取り入れていく、ヒアリングすることは必要だと、それは、一つのパブリックコメントの一環であるとも思いますので、尊重して、お年寄りから小さい子供さんまでのいろんな考え方を吸収しながら、村政を執行していくべきだと私は思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） ありがとうございます。

この先、嬬恋村に限らず、全国どこでもそうだと思うんですけども、子供の気持ちを大事にできない自治体は潰れていくと自分は思います。役場庁舎、これに関しては、本当に働いている職員の方は、毎日ここにいるわけです。1日の3分の1はここにいると思います。その職員の方が毎日命を脅かされるような建物で仕事をしているという、そのことを考えつつ、先に進めていってもらいたいなとお願いをしまして、自分からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で1番、黒岩智未議員の一般質問を終わります。

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。

再開は、午後12時45分から再開させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 零時42分

○議長（佐藤鈴江君） 再開します。

◇ 土屋哲夫君

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員の一般質問を許可します。

2番、土屋哲夫議員。

〔2番 土屋哲夫君登壇〕

○2番（土屋哲夫君） 議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

現在、施工中の大前地内の道路改良工事についてお伺いします。

この工事は、国道144号線とJR大前駅方面からの村道大前・細原線、役場裏通りの村道大前5号線との交差点周辺の工事であります。今まで、大型車同士がすれ違うことが難しかった国道の急なカーブや、村道との鋭角な交差点が解消され、通行しやすくなりました。しかしながら、この改良工事によって変更される新交差点は、国道中央に右折レーンが新設される上、交わる2つの村道の幅員が異なるため、変則の四差路となります。そのため、大前駅方面と役場裏通り方向へは、今までの2倍近い距離となった交差点を渡らなければなりません。自動車で横断するのも十分な注意が必要ですが、歩行者の横断には、より一層の危険が伴います。

さらに、冬の夕刻には、西窪方面からの車両に真正面から西日が当たり、周囲の視認性に支障が生じて、大変危険な状況であります。国道の線形が改良されて直線化されることにより、工事完成後は通過車両の速度がより速くなることは容易に想像され、増大する危険に

対し、さらなる交通安全対策が必要不可欠であります。

この場所は、地元住民の通行はもとより、嬬恋村社会福祉協議会が運営するデイサービスの利用者を送迎する福祉車両や農村改善センターのにこにこ広場等を利用する子供たちを乗せた車両も多く通行します。

さらに、役場裏通りは役場職員駐車場への通路となっていることから、地元住民より役場職員の方が圧倒的に利用頻度が高い現状など、そもそもの事情に鑑み、村当局も当事者として、群馬県、警察、公安委員会等に対して、信号機の設置を含め安全確保について強く要望するべきであると思います。当局のお考えを伺います。

次に、現在、嬬恋村では今後の村のあるべき姿を示すグランドデザインの策定を進めていると承知しています。嬬恋村の将来を見据えたとき、より多くの安定した自主財源を確保することが重要で、そのためには、地域の特性を生かしつつ、経済的持続可能性を追求する施策の実行が望れます。基礎的自治体が自主財源を増大させることは、一朝一夕にはいきませんが、本年2月17日に開催された全員協議会において提示された令和7年度当初予算案概要に記載された予算編成における3つの柱に挙げられていたように、行政執行を経営として考え、費用対効果や維持管理費を考慮することは、これから的地方自治体運営には欠くことのできない考え方だと考えます。

しかし、経営的な視点を取り入れることで、自治体運営が効率的になり得る反面、公共性や住民福祉への配慮を欠いて本来の使命を損なうことのないよう、公共の利益を最優先するバランスが必要であることは、議論の余地はありません。

その上で、将来的に固定資産税や村民税などの税収が期待でき、さらに、雇用機会の増加や、地域経済の活性化も期待できる投資的施策を実施するべきだと考えます。

上信自動車道の整備を見据えて、村内のインターチェンジ直近に観光振興の核となり、防災の拠点となる大型の道の駅を設置し、軽井沢と草津を訪れる通過客や、中部地方・関西地方方面からの観光客、近隣の別荘を訪れる滞在客の受け皿として機能させる。また、本村の特性を生かした工業団地を造成し、嬬恋村の特産品である高原野菜の高付加価値化や、昨今の消費態様の変化に対応して、市場競争力を強化するための野菜加工施設、稼働する大量のコンピューターの発する熱を冷却することに多額のコストをかけているIT企業のデータセンターなど、本村の特性に合った産業を集積させることなどによって、地域のブランド価値が高まり、さらなる投資や観光客の誘致につながることも期待されます。

浅間山の噴火災害の懸念はあるとはいえ、地震や水害などの天災が少ない事、冷涼な気候

であること、本村の豊かな自然がもたらす水力・太陽光・地中熱など再生可能エネルギー資源が豊かであることなど、嬬恋村のポテンシャルは、決して低くはないと考えます。当局のお考えを伺います。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋哲夫議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、国道144号線と村道大前・細原線等の道路改良工事に伴う交通安全対策について。もう1点は、自主財源増大を目指す施策についてでございます。

まず、第1点目の件でございますが、国道144号と村道大前・細原線等の道路改良工事に伴う交通安全対策について、村当局も当事者として、関係機関に対して信号機の設置を含め、安全確保について強く要望すべきと思いますが、当局の考えはとのご質問でございます。

国道144号の改良工事につきましては、地元住民も要望もいただきまして、平成28年に地域住民への事業説明会を開催、整備を進めてきたところでございます。信号機の設置につきましては、道路の線形改良に伴いまして、視認性が向上し、安全性も増すとの判断から、当初から計画には入っておりません。また、信号機設置につきましては、既にお調べになっており、ご存じかもしませんが、信号機設置の指針として定められており、必要条件全てに該当することが5つ、どれか1つに該当しなければならない択一条件が4つございます。これらに照らし合わせますと、設置は難しいのかなと考えるところでございます。

しかしながら、議員のおっしゃられますとおり、懸念事項があるのも確かでございます。本村といましても地域の安全確保の観点から、必要な対策について地元及び関係する皆様のご意見を伺いながら、関係機関と協議を行っていきたいと考えます。今後も、安全で安心して通行できる道路環境の整備も含め、地域の安全確保に努めてまいりますので、ご理解をいただけたらと思います。

続きまして、自主財源増大を目指す施策についてご提案をいただきました。まさに、土屋議員の言われることが現実のものになれば、村は発展していくものと思います。国の財政も同様ですが、プライマリーバランスを守ろうと投資的経費や住民福祉分野の予算を減らすと、地域経済や住民生活への支障が出ることになるため、全体的なバランスに配慮しながら財政収支を保っていくことが重要と考えます。何点かご提案いただいた中に、防災拠点となる大型の道の駅の設置がございました。最近は、道の駅が休息やお土産を買うための目的地にな

っていると思います。かつて、青山地区で想定しておりましたが、今後、上信自動車道の整備計画が具体化していく中で、最適な場所に設置できるよう検討してまいりたいと考えております。また、農産物加工施設のご提案もいただきましたが、上信自動車道は流通面で村を大きく発展させることができると考えております。雇用の増加や農産物の販路拡大が期待できますので、ぜひ民間主導で取り組んでいただき、また、村としても支援をしていきたいと思います。また、IT企業のデータセンターの誘致のご提案もございました。以前に、県から依頼を受けて応募したことがございます。条件としては、災害に強い場所、送電線が近くにあること、管理がしやすい場所などでしたが、本村は冷涼な気候のため、空調機器の電気代が抑えられる地域であると思っております。さらに、再生可能エネルギー資源は豊富であり、ポテンシャルは決して低くないとのご意見をいただきましたが、まさに私もそのとおりだと思っております。気候や景観を含め、あらゆる観光資源、地域資源を有効活用し、豊かな村づくりをしてまいりたいと考えております。今後とも種まきとなるような投資的施策のアイデアをいただき、その具現化にご協力をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） 村長、ありがとうございます。

まず、役場先の道路工事の件ですけれども、信号機を含めてということでお話をさせていただきましたが、村長、先ほどご案内いただいた地域住民に対する説明会、その席で信号機についての言及があったんだと記憶されている方が複数の方いらっしゃいまして、私も教えてくださいました。過日、建設課長さんにお願いして、本当のところはどうなんだと、信号機の話があったのかということを聞いていただきました。それで、そのときは、土木のほうの記録にはないんですね。記載漏れだったのか、記載をしなかったのか、今になっては分からぬんですけども、先ほど、村長おっしゃったように、警察庁が出している信号機設置の指針というもの、群馬県警、群馬県も当然、採用してございます。建設課長、申し訳ないんですが、この指針について、信号機の設置は村の所管ではないんですけども、もう少し分かりやすく説明いただければと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

[建設課長 黒岩建五郎君登壇]

○建設課長（黒岩建五郎君） ただいまの土屋哲夫議員のご質問にお答えをさせていただきま

す。

先ほどの答弁の中で、信号機の設置の指針で必要条件というものが5つということと、あと、択一条件4つあるうちの1つが当てはまっているかというようなことでございます。必要条件全てに該当することといたしまして、1点目につきましては、一方方向の場合を除き、赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の確保がされること。

2点目といたしまして、歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。

3点目、主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として300台以上であること。

4点目としまして、隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること。ただし、信号灯器を誤認するおそれがなく、交通の影響に支障を及ぼさないと認められる場合はこの限りでない。

5点目といたしまして、交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に認識できるように信号柱を設置できること。

択一条件、こちらはどれか一つに該当するということでございますけれども、1点目としまして、信号機を設置しようとする場所でその付近において、信号機の設置により抑止することができたと考えらえる人身事故が信号機の設置を検討する前の1年間に2件以上発生しており、かつ、交差点の形状、視認性、車両の速度、当該場所における物損事故の件数等から事故発生原因を調査・分析した結果、交通の安全の確保のため、他の対策により代替ができないと認められること。

2点目、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、児童公園、病院、養護老人ホーム等の付近において、生徒、児童、幼児、身体障害者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること。

3、交差点において、ピーク1時間の主道路の自動車等往復交通量及びピーク1時間の従道路の自動車流入交通量が、こちら図があるんですけれども、そちらで必要とする領域にあることというのがございます。

4点目といたしまして、歩行者の横断の需要が多いと認められ、かつ、横断しようとする道路の自動車等往復交通量が多いため、歩行者が容易に横断することができない場合にあって、直近に立体横断施設がないこと。このようになっております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

今、ご紹介いただきましたけれども、まず、必要条件5項目あるんですけれども、これ、実は、どれも当てはまるんですね。1つだけ怪しいのは、隣接信号機との距離が150メートル。今、大前駅に下る歩行者用の階段に押しボタン式の信号機ついているんですけれども、そこからの実際の距離が150メートルぎりぎりぐらいの距離なんですね。ただ、線形が変わりまして、真っすぐになったんで、より視認性がよくなつたので、これもクリアできるかと思うんです。

それで、次の採一条件のうちに1つ、これ、そもそも条件の設定がおかしくて、1番には、それ以前の1年間に2件以上の人身事故が起きなきやいけないと。人が血を流さないと信号つけないよと、そんなばかな話はないだろと思うんですね。これは、そもそもおかしい話で、ただ、次の学校、保育所、児童公園、養護老人ホーム等という文言ですけれども、先ほどもお話ししたとおり、社会福祉協議会がやっているデイサービスを利用する福祉車両、子供たちが通うにここに広場に行く車両等々は、この項目でも拾えるんじやないかと思うんですね。ですから、何とかこの信号機の設置と、フルの信号機でなくても、車両が出てきたときに感知する半感応式押しボタンつき信号機というんですか、それでも十分だと思うんで、ぜひ、村長さん、大事な大事な職員さんの身を守るという意味も含めて、県のほうに強く要請していただければと思います。

さらに、もう一つ指摘させていただきたいのは、役場の入り口の危険性なんですね。おととい、工事用の信号が取れました。私もそれ以降、何回も通っているんですが、やはり、通過車両の速度上がっています。今日の、現在では、大笹方向から来た車は、仮の舗装なんですけれども、道路の中央部を走っているんですね。完成すると、今、大笹方向から走っている車両は、もう一つ左側、歩道寄りにシフトされて、真ん中に右折レーンができるので、大笹から来ると、一番左側の歩道沿いを走行することになります。役場の出口からその工事現場方向を見ると、相変わらずカーブで見通しが利いていないんですね。左側にシフトされるので、より見づらくなつて、いきなり車がポーンと近づいてくるような感じに見えるんですね。多分、これ、今までの感覚で車を出そうとすると、それよりも速度が上がつていますから、きっと、ヒヤリハットという危険な状況がいっぱい出るんだと思うんです。現状もなんですが、この出口に安全を担保するような施設が何もない。設備が。カーブミラーですか、

車両の接近をお知らせしてくれるような設備が何もないんです。今後、これ、役場の出口にそういうものを設置するような考えはありませんか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 信号機をつけるにつきましては、今、土屋議員ご指摘のとおり、指針がございまして、必要な条件、5つの要件を全部満たしなさいと。それから、択一条件として、4項目ありますが、そのうちの一つ、必ず該当しなさいよと、それでないと信号機はつけられませんという指針でございます。そのうち、今、議員ご指摘のありました1時間に300台、これを考える前に生命・身体を考えると、こういうご指摘がありました。一理あると私も思います。それと、択一条件で子供たちが活用するにこにこ広場がある、それから、高齢者福祉関係で社会福祉デイサービスセンターもあるということあります。

提案では、半感応式の押しボタン式でどうだというご指摘もございました。この条件を見ますと、私もご指摘のとおり、今の条件のうちの議員ご指摘のとおり、2つの点はクエスチョンがあると私も思っております。実は、地域からの要望は何度かあるのかないのかという話を大前の方に何人かに、いろいろお話を来てきましたが、区からとしての正式な要請というのは、ちょっと今、現状ではございません。それと、ちょうど今のシーズンでございますが下から上がってくると、夕方になりますと、本当に全然信号が見えないという状況もあります。そういう意味で、非常に我々も慎重に検討しなくちゃならん、また、お願いすることがあれば、しなくちゃならんなど私も思って今までおりました。地域からの要望でどうなんだと言っても上がってこないので、今の状況を迎えておりますが、原則として、今の5つの条件と1つの択一条件、これには該当しないという方向で担当課長及び道路の設置をしております中之条土木事務所のほうでは、今のままではこのまま信号はつけないという形だというふうに想定されておるというお答えを先ほどさせてもらいました。

今後におきまして、事故が起こってからでは、本当に非常に危険なので、地域の要望をもう一度確認させてもらいたいのと、ここの交通量、役場の職員も全部、この裏に駐車場がありましたりしますので、もう一度、ちょっとしっかりととしたデータを、まず、我々、担当に指示しますので、確認をさせてもらいたいと私は思います。また、もう1点、地域の皆さんのご意見、ぜひとも、区の役員会等で諮っていただいて、どうなんだというお話をしていただけたらと思います。それに基づきまして、手順とすれば、長野原警察署、信号機につきましては、県の国家公安委員会でございます。中之条土木事務所ではございませんので、信号

機については、長野原の交通課長及び署長さんとも議論をまずさせてもらえたると、こんなふうに現状では思っております。

ということで、お答えとさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） 村長、役場の入り口に何もしていないのかという話をお聞きしたんですけども、それもお願いできますか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 嬢恋村役場の前でございますが、もう私が知っている限りで、追突事故が3件ございました。大きなかがはなかったんですが、特に、下からの追突というのはございませんけれども、上から下りてきて、カーブがきついということで、追突事故3件ほどございました。

もう1点は、国道に対して下りる角度、斜面がございますけれども、あそこをいじるとなると、全面改良が必要になるということもございます。国道に対して、下り口の傾斜がきつ過ぎるという基準が変更されていますので、いじるとなると相当なコストがかかると。

もう1点ですね、地主さんの関係もございまして、地主さんともいろいろ協議をした中で、もう私のうちのここの土地、これ以上、もう寄附という話は何としてもご勘弁いただきたいというお話も、会った経緯もございます。中之条土木のほうも、もう少しそこを削ればいいなという話もあったんですが、あそこがなかなか現実的には地主さんのほうも、もうこれ以上やると、うちのほうの前が全然なくなっちゃって、うちに入る駐車場もなくなるのという話がございました。また、これにつきましては、遺言でということで、先代の方がこれだけは、もうこれ以上、カットすることはちょっとな、今まで協力したからというお話もあるということで、そこのカットはなりませんでした。

役場の入り口につきましては、そういうことで、いじるとなると面に対しまして、今の斜をもっと平らにしなくちゃならないということがございますが、その辺も含めて、将来はどうするかということを検討を加える必要があると思いますけれども、そこも一つの入り口の問題の課題であることは課題であるという認識は持っております。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

何も入り口を直せという話じゃなくて、最低限、大笹方向から来る車両が分かりやすくな

るようカーブミラーでもつけませんか、道路標示、ペイントでも派手なやつをしませんか、できることをしていただければいいんだと思うんですね。村民、ここに住んでいる人は、あそこにカーブがあって、その先に今度は新しい交差点ができるというのを知っていますけれども、観光の村ですから、外から来る車両に対してもそういうことが分かりやすくなるよう、安全対策をしていただければと思います。ぜひ関係各所に当事者という意識を持つてもらって、強力に要請をしていただければありがたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

[建設課長 黒岩建五郎君登壇]

○建設課長（黒岩建五郎君） ただいまの土屋哲夫議員の質問なんですけれども、一応、今まで旧大前・細原線の下り口のところにカーブミラーがあって、それで確認していたという事実がございます。そこを改良する際に、ちょっと場所を移して、カーブミラーを設置させていただきました。また、改良後は同じような場所にカーブミラーを設置してくれという話は県にしてございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。ぜひお願いします。

次ですけれども、自主財源を増やしたいですねという質問をさせていただきました。嬬恋村では各種の計画を策定して、主要施策を実施しているところだと思いますが、例えば、第6次嬬恋村総合計画においては、基本目標が6、それに対する主要事業155、目標値を定めた成果指標を設定が99、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標が4、到達数値目標が16、数値目標設定事業が79と承知しておりますけれども、2024年3月の嬬恋村デジタル田園都市構想総合戦略ですか、ここにおいて、これは第3期の嬬恋村まち・ひと・しごと創生総合戦略ということなんですが、第2期の総合戦略の事業評価を行ったものと承知していますが、それで合っていますか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの土屋哲夫議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、総合計画、地方版総合戦略につきましては、互いに上位計画であります総合計画を基に作成させていただいておりますので、その都度、毎年、事務事業評価

という形で、職員が見直しを行っております。その双方を勘案しながら実施させていただい
て、見直しもさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） 第2期総合戦略の数値目標だとか、KPIを定めた施策、これ、第2
期だと79になっているんですが、第3期のデジ田のほうだと74ということになって、ちょ
っと数が減っているんです。途中で消えちゃったのもあるということなのかもしれないんで
すけれども、その74の施策事業についてのうち、事業評価しておりますが、そのうちのA評
価は15事業、B評価が3事業、C評価が5事業、D評価が29と。コロナ禍で評価ができな
かったものが9。それで、そもそも、目標として数値が設定していないのが13事業とい
うことでした。数値目標とかKPIをクリアした事業が21%だけ。しかも、その第2期の事業評
価を受けて策定された第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略、デジタル田園都市構想総合
戦略では、61の施策、事業がずらっと並べられていますが、新事業は3事業のみ。あとは全
部継続事業となっています。これ、ちょっとおかしくないんですか。事業評価で結果が出て
いないよとされているものが、ほとんど継続なっているわけです。これ、結果が出ない事業
を続けるより、新しい視点の新規事業といいますか、やり方を変えた、切り口を変えた施策
というほうが得策だと思いますが、数字の評価が全てではないということもできますけれど
も、そのための数値目標、KPI設定なわけですから、結果が出ない事業は廃止をする、途
中で方針を変えて、やめるということはないんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの土屋哲夫議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、評価をさせていただいて、AからDまで評価をさせていただいて
いるところでございます。これにつきましては、当然、D評価という形の評価がございま
して、随分、進捗状況悪いとか、目標に達していないという事業ではございますが、これにつ
きましては、必ずしも不必要という事業のみばかりではございません。引き続きこの事業の
推進をさせていただいて、今後も進めさせていかなければならないという事業もございます
ので、その辺を考慮いたしまして、当然、今後もまだ未達成の事業、それと、不要な事業に
つきましては、その都度、見直しさせていただいて、引き続き推進させていただきたいとい

うふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

やっぱり、数字では評価できない大事な事業ということで、生き残っているものも多いんだと思うんですけども、もう少しこういう財政の時期ですから効率を考えたりだとか、先送りできるものはというような発想で、来年度の予算編成にもあったように、また見直しというものができればありがたいなと思っております。

ところでですが、この総合計画、総合戦略、デジ田というのは、策定に当たってはコンサルタントを使っていますか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、コンサル業者を入れております。もちろん、全て丸投げという形ではなくて、当然、住民、または、職員の意見も取り入れながら、何回か検討会を開きまして、その意見を反映できるような形で、コンサル会社がまとめてあるものでございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） 何もコンサルタントを使うのが全て悪いというわけではないんじゅうけれども、何かコンサルが入るから、結局おかしなことになるんじゃないかなという気もしなくもないんですよ。この村を知っているのは、やっぱりこの村で生きている者ですから、嬬恋村の職員の皆さん、大変優秀な方ばかりですので、ぜひこの村を本当に知っている者として、ぜひコンサルタントにということではなくて、皆さんでやっていただければいいのかなという気がしております。

現在、グランドデザインの策定が進んでいると伺っています。グランドデザインなわけですから、大きな視野と長期的な視点で、この先の未来の嬬恋村の像を描くと、また、その実現に向けた具体的な計画を策定するために、多岐にわたるその要素を総合的に考慮して、できるんだと思っておりますが、やっぱりこれ、先日の全員協議会でもコンサルタントにという話がありました。まず、職員の皆さん、一番村のことをご存じの皆さんが最初につくって、その後に専門家という言い方が正しいのか分からないですけれども、コンサルタントの意見

を取り入れたり、また、そこで検証するというような、手順的にちょっと考えたほうがいいんじゃないのかと思うんですけれども、中心で行つていらっしゃる副村長さん、いかがお考えですか。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） ただいまの土屋哲夫議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

この件に関しては、伊東正吾議員からも下谷彰一議員からもご指摘をいただいております。職員はたるんでいるんじゃないのか、職員が汗をかけよと。そういう中で、職員でしっかり知恵を絞って、まず、職員としてどういう方向性で考えるのか、そんなことも考えながら、先日、村長も言つていきました一極集中、多極分散化、こんなことも含めて、作成考えていきたいと思いますが、その中でも重要性が高いものなのか重要性が低いものなのか、そして、緊急性が高いものなのか緊急性は低いのか、こんなことも含め、プライオリティも考えながらみんなで議論していきたいなというふうに思っています。職員でしっかり意見をまとめながら、そして、その上で専門家とも相談しながら進めてまいりたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

基礎的自治体が自主財源を増やすのは、たやすいことでなはいと重々承知の上でお話しさせてもらうんですけども、税収を増やすためにはという永遠のテーマのような話になってしまいますが、やっぱりこの嬬恋の村のこの特徴といいますか、持つべきものを最大限利用してということなんだと思うんですね。だから、観光と野菜で食べるんだということで、この村行くんであれば、そこに磨きをかけるしかない。観光資源を磨いて外からのお客さんを増やして、観光収入を上げて税収という話。また、キャベツ、一生懸命農家の皆さんやってくださっていますけれども、消費の形態が変わっているこの現状をやっぱり加味して、産地でキャベツを加工して、それから出荷する、あるいは、海外まで持っていくということをやっているところは、多分、まだないはずですよね。採れたてのものを、そこで新鮮なまま、次の段階に進めていく、そういうことをすれば、それはそれで、また、この強みが、嬬恋村のブランドとしての強みがより一層できるんじゃないのかということで、それをするためにも、工業団地というとイメージがちょっとでかくなり過ぎるんですけれども、そういう

ものがつくりやすくなるもの、また、そういう嬬恋のブランド力を高めるために、ある程度の優遇税制をするだとか、何とかという仕組みをつくって、産業、経済の発展に力を貸すという施策、これがグランドデザインに入れられるべきだろうと思うんですね。

これ、村長いかがですか、この考え方は。

○議長（佐藤鈴江君）　村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　嬬恋村にはポテンシャルがあると私も思っています。今、第一次産業は夏秋キャベツ、日本一のキャベツの産地だと、これは私どもじやなくて、先人の絶え間ぬ努力であります。これを私たちもしっかりと次の世代にも引き継いでいく必要があると思っています。特に、第1次産業につきましては、農水省も輸出ということを考えて、一部ですね、全部とは毛頭思っていません。少しでも輸出を考える必要のある時期に来たなと思っています。話があるのは、台湾でもあります、シンガポールもあります。あと、ドバイの話もあります。本当にできるのかできないのか、やっぱりしっかりと調査をまずして、一部でもいい、全部とは毛頭思いませんけれども、そういうことが必要だと。それと、国内の消費者に対しましては、若い、首都圏、あるいは都市部の若い夫婦は包丁を持たない。何をやると、カット野菜をみんな買うということあります。例えばですが、ベイシアさんでも1個のキャベツを6等分する。そうすると、そこに対して袋に6等分入れるんですけれども、一つはキャベツのみ、2つ目はキャベツとレタス、3番目にはキャベツとレタスのニンジン、そこにキャベツとレタスとさらに入れてというようなことで、6種類と6種類のドレッシングで消費税込みで100円、100円でやると。包丁のない家庭は、今日はこれとこれを食べると、こういう消費の動向があると。それから、カット野菜が大分、ご存じのように消費者ニーズも変わっていますので、玉で買う人も当然いるわけでございますが、カットで買う人が非常に増えているという状況もございますので、第1次産業については、輸出の面を考える、あるいは、カット野菜も、一部そういうことを地元でやって、働く場所もつくって、カット野菜も検討する価値があるのかなと思っています。

また、観光の話ですが、ポテンシャルがある。道の駅、群馬県、前もお話をどこかでさせてもらっていますが、群馬県の県道整備部では、35市町村、1か所道の駅を造りなさい。目的は2つあると。1つは、防災の拠点にしなさい。もう一つは、観光の拠点にしなさいと。情報発信をしなさいというようなあれもあります。そういう意味で、我が村ではそこに集約した形で、副村長が言ったように、一極集中の部分の必要最小限のところに、そういうものを

集中して、新たな産業を興す、また、観光の拠点にするというようなことは必要なのかなと思っています。

もう1点、やっぱり自然エネルギーは相当あると思っています。特に、地中熱についてはポテンシャルがあるということで、大久保議員のところで、またお答えさせていただきますけれども、何か嬬恋の新しいものを興すには、ポテンシャルのあるものをやるという意味であります。そういう意味で、第一次産業を守るためにもクリーンエネルギーのうち、生ごみを使った発電設備、バイオマス、あるいは、木材は村有林が1,450ヘクタールありますので、村有林の伐期の来たところからバイナリー発電、一部考える。あるいは、地下のバイナリー発電、いろいろありますが、地下にはポテンシャルがたくさんあるということもありますので、その辺も集約して中長期の産業を考える。こういう必要があると、このように思っています。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ぜひとも、これから未来の嬬恋の像を描くに当たって、稼げるものは自分で稼ぐんだと。当然、民間の力が必要ですけれども、民間に任せっきりじゃなくて、村としても仕掛けるよと。これから先、村の責任でみんなをリードするんだよというような発想が見えるようなものを、この先、ぜひ検討していただければと思います。これで終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で2番、土屋哲夫議員の一般質問を終わります。

◇ 大久保 守君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、11番、大久保守議員の一般質問を許可します。

11番、大久保守議員。

〔11番 大久保 守君登壇〕

○11番（大久保 守君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、何点かにつき質問をいたします。

まず初めに、バイナリー発電についてであります。

去る2月4日に行われました山本知事の2025年度一般会計当初予算案の発表がありました。記者会見で再生エネルギー支援策の中で、温泉地が多い群馬県では、温泉熱による発電

も有効だというふうに考えています。草津町において、未利用による温泉熱を活用し、温室効果ガスの排出が少ないバイナリー発電の導入可能性調査をさせていただきたいとの発言がありました。バイナリー発電においては、嬬恋村ではいち早い地熱発電の一つの発電方法として、勉強・研究を積み上げてきてまいりました。

バイナリー発電とは、水蒸気発電の一種で、僅か70℃ぐらいの温泉水や温水熱で蒸気を発生させ発電するものであります。日本では、潜在的発電量は原発1基を100万キロワットとすると、23基分もの発電量に当たり、大いに国策として期待されるものであります。

県には、新エネルギー財団より草津地熱発電実証試験の提案書もできているようあります。嬬恋村では地熱発電について、県の企業局とともに石津鉱山跡地にて試掘をして、温度も十分ある確認の下、スタートというときに、草津町より大ブーイングをもらい、石津での発電事業は断念いたしました。その後も村は、研究・勉強を続け、その後、吾妻川を挟んだ浅間山の熱源であるならば、とやかく言わないというようなことの中で、鹿沢地区周辺にてNEDOより100%補助金で調査をすべく書類もそろえ、村長の印だけをもらえばというところまでできていたのですが、私が村長である以上は地熱発電のちの字も言わないと発言。当選以来の公約を破ったのであります。私は、村長の政治姿勢ですから、これはこれだと思っていますが、残念でありませんでした。

そこで、あれほど嬬恋村に対し、大ブーイングを起こした草津町でのバイナリー発電に対してお尋ねいたします。

1つ目として、実証実験ということですが、どのような感情、お考えをお持ちであるかお尋ねいたします。

2番目として、温泉熱の利用等でするバイナリー発電、魅力的だと思います。再生エネルギーと呼ばれる中、今も村長のお考えは変わりませんか。お尋ねいたします。

次に、令和7年度予算について、主に一般会計についてお尋ねいたします。

当局は、初日に一般会計歳入歳出合せて84億9,300万円という予算案を提出されました。議会では、予算審査特別委員会を設置して審査をいたしました。当初、各課から出てきたものを15%カットして組み上げたいとの発言がありました。15%のカットの要因は、サーラ嬬恋の建設費を捻出するためにカットに至ったということですが、サーラ嬬恋建設費がかさむ中、議会としては、どうか工事費を縮小することを念頭に、設計の見直しや現場の見直し等をお願いしておりましたが、工事費は高くなるばかりであります、この状態を鑑み、議会としては、行事等の中でも減額できるのではないかとの議会より意見が出た一般

会計に待ったがかり、減額した予算案を組み直し、当初のものは取り下げ、新たに再提出ということになりました。

そこで、何点かにつき質問いたします。

1番目として、修正案は当局が各課に申し出て、さらなる減額を求めたものですが、特に、つまごい祭り、賀詞交歓会、キャベチュー等、大々的に金を使わなくてもできるものでないかと思いますが、どういう意図で各課をカットしたのかお尋ねいたします。

2番目として、インフラを支える土木費や上下水道、農林費のカットを見ますと、土木費は何と1億8,000万ぐらいの減額ですが、村民からの要望はきちんとできるのでしょうか。お尋ねいたします。

3番目として、シンガポールに職員を1名、昨年より派遣しております。予算では1,561万2,000円組んでおり、交通費となっておりますが、全く実態が分かりません。シンガポールの交通費は、エコノミークラスで往復25万ぐらいだと思いますが、現地での移動もあると思いますが、その内容がどうなっておるのかお尋ねいたします。

次に、最後ですが、ふるさと納税についてであります。

嬬恋村も多くの方々からふるさと納税をしていただいております。群馬県の集計では、嬬恋村は2022年、県内17位、1億4,900万円。23年、19位、1億7,200万円。24年、19位、1億7,200万円となっております。事務手数料として各事業者にどれぐらい支払っておられるのかお尋ねいたします。明快なる答弁を求めます。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保守議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

第1点目がまず、バイナリー発電についてでございました。第2点目が令和7年度予算についてでございました。令和7年度予算につきましては、1、2、3、と項目がございますので、この分は担当の課長からお答えをさせていただきます。

大きな3点目で、ふるさと納税についてでございました。この件につきましても、担当課長からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、冒頭のご質問でございました。草津町が温泉熱を活用したバイナリー発電の実証実験に着手することは、再生可能エネルギーの導入や地域資源の有効活用という観点から、大変意義のある取組であると認識しております。特に、草津町は国内屈指の湧出量を誇る温泉

地であり、バイナリー発電に適した温泉資源を有していることから、本事業の成果は嬬恋村を含む周辺地域にとっても大変重要な参考事例となると考えております。また、再生可能エネルギーの活用が求められる中、温泉熱を利用した発電は環境負荷を抑えつつ、地域に利益をもたらす取組であると認識しております。サーラ嬬恋の建設におきましても、太陽光発電設備や地中熱空調設備を検討しており、村として地域のエネルギー自給自足率の向上の可能性について、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど、土屋哲夫議員のところでもお答えをさせていただきましたが、自然エネルギーのポテンシャルは、嬬恋村はあると思っています。先ほども申しましたが、村有林の木質バイオマス発電、あるいは、生ごみを活用したバイオマス発電、これを公共施設等で使うということも、大変有意義なことだと思っておりますので、引き続きこれらの発電を地域で使えるようなシステムづくりを考えていけたらと考えております。

その他につきまして、担当課長のほうよりお答えをさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） それでは、私のほうから2点目の予算について答弁させていただきます。

令和7年度予算について、まず、つまごい祭り、それから賀詞交換会、キャベチュー等、どのような意図でカットしたかということでご質問いただきました。

歳入がこれ以上見込めない中で、歳出を削減するしかないわけでございますけれども、令和7年度はサーラ嬬恋建設事業を除いても、物価高騰、各種団体の負担金増額などで、例年と同じように、少しづつ消耗品、光熱費等を削減しただけでは全体の総額を減らすことができないという状況の中で、思い切って事業単位で休止、あるいは、廃止を行わないといけないという判断をしたものでございます。村民、あるいは、参加者が楽しみにしている行事でありますので、早期に復活できるように努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） 大久保守議員のご質問にお答えをさせていただきます。

インフラを支える土木費などの減額に当たり、村民からの要望はきちんとできるのかとの質問でございました。

昨日の下谷彰一議員の質問の中でもお答えをさせていただいたんですけれども、影響を最小限にとどめ、地域経済を維持しなくてはならないと考えておりますが、当面の間、投資的経費につきましては、縮減せざるを得ないと考えておりますと答えさせていただいております。いずれにいたしましても、予算は限られてしまいますが、その中で村民の要望にしっかりと応えていければなと考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） それでは、大久保守議員の3点目のご質問、シンガポール事務所派遣事業への計上の旅費の内訳についてご答弁させていただきます。

令和7年度予算で計上させていただきましたシンガポールへの派遣職員に係る旅費の内訳でございますが、まず、帰国時の片道の航空費としまして10万円、賃貸物件の家賃としまして1か月当たり約50万円、また、派遣職員につきましては、他の自治体の派遣職員と同様の勤務形態とさせていただきまして、出張扱いとさせていただいているところでございます。これによりまして、国家公務員等の旅費に関する法律に準じまして、出張に伴います日当宿泊料といたしまして、1日1泊当たり2万6,200円の旅費を手当てしております。本村におきましては、シンガポールへの職員を派遣するに当たりまして、現地の住居費や物価の動向を踏まえまして、適切な生活環境を確保できるよう努めてまいりました。しかしながら、近年のシンガポールにおきましての賃貸物件の家賃の高騰と円高の進行によりまして、派遣職員の生活に影響が生じないよう、こうした状況を踏まえまして、本件といたしましては可能な限り、同様にシンガポールへ派遣している他の自治体の対応状況を把握いたしまして、比較検討を行いながら対応をしてまいりました。残り2か月ではございますが、引き続き派遣職員が円滑に業務を行えるよう、適切な支援に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） あと、ふるさと納税。

○未来創造課長（熊川明弘君） 大変申し訳ございません。

続きまして、引き続きふるさと納税についてご答弁させていただきます。

事務手数料としての各事業者にどれぐらい支払っているかというご質問でございます。

ふるさと納税制度に関する事務経費につきましては、総務省のふるさと納税に係る指定制度の運用によりまして、寄附額の5割以内とすることが求められております。嬬恋村においても、この基準を遵守しまして、適正な費用管理に努めておるところでございます。

事務手数料につきましては、さとふる等をはじめとしますポータルサイトの利用料として、10サイトを利用しており、金額で約1,900万円、寄附額の11%ほどの額となっております。また、クレジットカード決済、それと、電子決済の手数料や金融機関への取扱手数料といたしまして、金額で約250万円、寄附額の1%ほどとなっております。このほか、ふるさと納税の業務を円滑に運営するため、令和5年度より中間管理事業者へ業務運営の委託をしております。主な業務内容につきましては、返礼品の管理・発送、ポータルサイトの運営や問合せの対応、また、データの管理となっておりまして、金額で1,500万円弱、寄附額の8%ほどとなっております。これら事務経費に返礼品の調達に係る費用を含めまして、費用の合計は、令和5年度決算額で約9,690万円ほどとなっておりまして、総務省の定める寄附額の5割ほどとしております。今後も寄附者の皆様に魅力ある返礼品を提供しながら、地元産業の振興と自治体行政の健全な運営を両立できるよう、効率的なふるさと納税の運用に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 各答弁ありがとうございました。

まず、1番目のバイナリー発電について質問させていただきます。

今、村長からは嬬恋村、ポテンシャル、確かにポテンシャルの高いところであると思いますが、1つは、当時、村長が初めて村長選に出たときの公約の中で、地熱発電という言葉があったわけでございます。それが、ある日突然、私が村長にいる以上は、ちの字も言わないということで、これはなくなったことになっておりますし、そのときの大ブーイングをした草津町が実証実験であります、多分、実証実験をしてよければ、多分、バイナリーの発電所ができるんじゃないかと思うんですけれども、その本当の心情ですね、隣はみんなに反対したのにバイナリー発電をする。最初からやろうと言っていた村が何もできなくなっている。そこをどうお考えなのかお聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 私が村長選に出るときに、公約の一つに地熱発電、地中熱ではございません。地熱発電をすると、したいという話をしました。その熱を使って農業の施設園芸、冬場も使えるねと。有効活用をして発電の売電もできるねというようなことでございました。その経緯がある中で、皆さん、当時の方、覚えているかと思われますが、週刊新潮によって嬬恋村、村長、熊川栄の写真と草津温泉の湯畠の写真が出まして、1週間、宙づりの週刊新潮の広告が出ました。山手線で1週間、こう大きな文字で出るということは大変なことになりました。その後、村内の皆さんから、村長、キャベツ日本一だし、環境問題でこれだけ反対があつて、あまりイメージがよくないと。キャベツを売るのについても、非常に、あまり地熱発電をイメージして騒ぐのはよくないと、こういう意見も多数ありました。断腸の思いで、自分が初当選するときの公約を撤回をさせていただきました。その後、地中熱、地熱発電につきましては、私は村長である間は、地熱発電は私は今はこれはやる状況にはないという発言も大久保議員ご指摘のとおり、させていただきました。その後、大久保議員ご指摘の、ここに書いてあるとおりでございまして、今、草津のほうから25キロ以上離れた鹿沢温泉のほうで調査をすることはいいであろうというようなことで、鹿沢温泉の観光協会の皆さんともお話をしたりして、調査をさせていただいた経緯はございます。それは、草津の温泉に影響がないと、25キロ離れているということもございまして、調査をさせていただきました。その後、私は、私が村長のうちは地熱はポテンシャルは間違いなくあると、今でも思っています。間違いなくあると思っています。ですけれども、私が村長のうちは、地熱はできないと。県の企業局があれだけの金をかけて、間違いなくここにはポテンシャルあるという調査結果も出ておるし、ぜひとも、できれば将来、次の世代ででも検討してもらえたならと思っています。バイナリーは別です。ロシアの学者バイナリーさんが発電を発明したのが温泉の熱を利用して表土に流れる温泉、これを水は100度で沸騰するけれども、アンモニアはマイナス264度で沸騰すると。バイナリー先生はマイナス264度でエネルギーを沸騰させて、それでバイナリー発電と。その熱と同じ原理で、今、バイナリー発電というと表に出た熱、地中熱の浅いところの熱を利用して発電しましようというのがバイナリー発電と通常言われております。ご指摘のように、草津のほうでは、現在、バイナリー発電をやりましょうということで、いろいろ議論されているということも承知をしております。嬬恋村でも地熱発電というのは、ちょっと私は抵抗がありますが、表面を流れるバイナリー発電、草津のほうも新エネルギー財団で、私どものほうも新エネルギー財団でいろいろ勉強してきた経緯もありますが、草津のほうは県とも協議しているんでしょうか、やるという方向で進んでおるよう

伺つておるところでございます。そういう意味で、表面にある温泉熱については、草津の動向を確認しながら、しっかり我々も検討を加えてもいいのかなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 村長の答弁ですと、熊川栄氏が村長になっている以上は、もちろん地熱発電をしないという、その代わり、バイナリーはいいよと、今、発言がありましたけれども、バイナリー発電とすれば嬬恋もやってやれないことはないと思うんですね。今、言ったとおり、沸点が低いわけですから、それなりの地中熱、あると思うんで、やる気になればできると思うんですけれども、今回、嬬恋会館で地中熱ということで、温度を出すんすけれども、この前もちょっと発言させてもらったときには、平均温度の1.5度を足したぐらいの地中熱というのが、普通の計算上のその熱だという話になれば、嬬恋は平均大体七、八度なんですね。そんなに高くないと思ったんです。あって13度ぐらいですか、そこ、1.5度だと15度ぐらいがようやく地中熱としての温度が出せるというような感じですので、冗談話じゃないんですけども、一つの部屋暖めるのに何千万もかけるよりも、FMのストーブ1つ置いておいたほうがよっぽど暖かいよなというような話を自分はさせてもらったんですけども、とにかくバイナリーであれば、村長はやってもいいというお気持ちですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） やってもいいと、明確にはここでは答えません。検討は、勉強はすると申しております。ぜひとも勉強はする必要があると思っています。それと、日本国はエネルギーのポテンシャルはある、それは地熱だと、私は思っています。ただし、私は政策的に村長に立候補したとき以来、村民に対して約束してきた経緯もありますから、私からは地熱発電はやりません、私は。公約を破って申し訳なかったんですが、これは私が村民に約束したことでございます。

それと、バイナリーにつきましては、ここでやるんだということは発言はしませんが、勉強することは悪いことではない、私の次の世代は、ぜひとも勉強はしてもらいたいなとは思っています。そこで、勉強をするということについては、今、発言はできると思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） ポテンシャル的に地熱は日本ではさっき言ったとおり、原発の23

基分ぐらいの地熱量があるというようなことで言われていますので、先々、確かにもう、こういうものを使っていかないかやいけないのかなという気がいたします。村長は、一応、バイナリーもやらないと。やらないというか、時期が来たら若い人たちにやってもらいたいという意見ですので、政治的考え方ですから、もう私も、これ以上言いませんけれども、できれば残念ながら、バイナリーぐらいやったらいかなという思いがあるわけすけれども、村長がやらないと、若い者に託すということで、これは、じゃ、終わらせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君）　村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　バイナリー発電については、やらないじゃなくて、勉強、検討はいいでしょうというお話をございます。

○11番（大久保　守君）　分かりました。

○議長（佐藤鈴江君）　11番、大久保守議員。

○11番（大久保　守君）　それでは、次に、一般の予算のほうに移らせていただきます。

総務課長に、修正案は歳入が見込めないんで、なるべく切るものを切ったという話なんですけれども、当初、議会に示した中で、15%カットするというのが200万円ぐらいしかカットできないようじや駄目じやないかというんで、議会のほうでもっと切れということで、切っていただいたわけすけれども、その当初、15%切るよということで始まった内容が切れなかつたんでしょうけれども、何で200万円ぐらいのカットしかできなかつたんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君）　総務課長。

〔総務課長　佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君）　ただいまの大久保守議員の質問にお答えしたいと思います。

12月の予算編成方針では、かなりの物価高騰、工事費、それからいろんなものを、物品購入、相当値上がりしているという中で、普通に今までの予算を踏襲して、少しずつ減らそうという中ではとても無理だということで、もう15%を目標に予算編成をしていこうという意気込みで進めたわけすけれども、結果的に、これはご指摘のとおり、達成できなかつたということで、大変申し訳なく思っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君）　11番、大久保守議員。

○11番（大久保　守君）　達成できない、確かに歳入を見ても、実際には村民税があれほど入ってくるのかとか、例えば、ふるさと納税も例年見ると2億円ぐらいしかないものが4億

円の予算見ているとか、その収入、一緒にあるのか、ちょっと、やっぱり収入をどこかで増やして、歳出を抑えるというようなことでしたんだけれども、やっぱり難しかったんでしょうけれども、その中で、いろいろ出たんですけれども、つまごい祭りだとか、賀詞交換会だとか、キャベチューだとか、またカットしているんですけれども、考えようによつては、そんなにお金をかけなくても、そういう事業ができるんじやないかとは思うんですね。例えば、賀詞交換会だって、今年は、特にサーラ嬢恋ができればあそこでやるんでしょうし、実際、建つたらやるんでしょうけれども、今回、やらないとなると、せっかくのものを造つたものが何にもないというような格好になりますし、何か、そのひとつ頭を、考えをちょっと変えれば、キャベチューだってあそこへ来た方が叫ぶだけなんでしょうから、本来だったらね。何でお金がかかるのか、それはマイクだ何だのとあるんでしょうけれども、そういうことを考えれば、そんなにお金をかけないで、やっぱりつまごい祭りなんて、特に村民が楽しみにしているというんですか、田代区だってあれだけの花火を上げられるんですから、何かそういう考えが浮かんでこないんでしょうか。お金をかけないで、何かできるというような。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですが、例えば、つまごい祭りですね、総事業費で約1,300万円です。毎年、花火代の寄附ということで600万円ほど、それから、出店料と合わせてですけれども、600万円ですね。一般財源を700万円ぐらい足して事業をしていくということです。7年度はやらないということになりますと、700万円が節約できるというような状況です。あと、賀詞交換会についても、ごく少ないと言われる額、15万円程度ですけれども、これも私もそういうふうに気持ちはございます。サーラ嬢恋が完成したら、そこで賀詞交換会とか、当然、お披露目も兼ねてやるべきじやないかというふうにも思いますけれども、今回、予算書にそれは計上はできませんでしたけれども、こういった財政危機の中で知恵を出し合って、予算をつけずにやる方法等も考えたり、それからまた、寄附金を集めでやるとか、やり方をちょっと工夫して、賀詞交換会等がまた開催できればいいかなということで、事業の在り方、キャベチューもそうですけれども、やり方を見直す中で実行をすることも検討をしていきたいというふうに考えおりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 今、課長よりお話をありましたすけれども、確かに600万円の寄附をいただければ、花火ぐらいできるんじやないかなという気はするんですけども、花

火だけだってやれば、村民の方、それなりに楽しむんじやないかと思いますし、キャベチューにしても、これは主催者は嬬恋じやないですよね。たしか違う、山名さんたちがやってい、そういうところも、そういう連絡というのは取れているんですか。今年はもうやらないよというような。

○議長（佐藤鈴江君）　観光商工課長。

〔観光商工課長　竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君）　ただいまの大久保守議員のご質問にお答えしたいと思います。

先日、議決をしていただいた7年度当初予算において、初めてキャベチューの今年度の村の予算としては削減させていただきました。このことについて、先日来、伝えたところではございます。その中でも、それ以前からも今年のキャベチューについて、どういった形で開催するかということを日本愛妻家協会さんのほうとお話をする中で、予算をかけない方法で、何らかの方法で私たちのほうでできることができれば、ぜひ、開催をしていきたいと、そういったご意見もいただいておりますので、極力協力できる、一緒に開催できるものがあれば、今年度についても予算はかけずに、できるものであればやっていきたいと思っておりますので、ぜひご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君）　11番、大久保守議員。

○11番（大久保　守君）　そうやって1つずつ潰していくは、何かお金をかけなくてもできるんじゃないかなと思いますし、よろしくお願ひいたします。また、インフラのほうなんですが、今、課長が最小限に縮減しながらでもしていきたいという、もちろん、これはそういうふうにしていかなければいけないし、一番村民の生活に直結しているのがインフラですから、各地区でああだこうだという要求も出てきたときに、それなりのお金の予備費的なものがあってできるんであればいいんでしょうけれども、これほど切っちゃうと予備費というのもないわけですよね。

○議長（佐藤鈴江君）　総務課長。

〔総務課長　佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君）　ただいまのご質問ですけれども、予備費としましては、これ例年どおり1,000万円足らずなんですが、一応、それしかございません。心配されるのは、毎年7月、8月の大雨ですね。そうすると、例年、数千万円の復旧工事費が伴います。その辺があると、また、これ影響があるんですが、その辺を踏まえて、当初予算をちょっと抑え気味にしないとというような考え方もございましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 1,000万円予備費的なものがあるというような話ですけれども、確かに課長言うとおり、7、8でとにかく想像のつかないような雨が降ることがありますし、災害があったときには弱るなという気はいたしますけれども、なるべく補正をつけてやって、村民が困らないような予算立てを、この先、補正でしていくしかないのかなと思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

次は、シンガポールのほうなんですけれども、今、聞くと、家賃が50万円ということで、出張費が出て、1日出張費が出て、その別段、住宅というのは用意はしておくんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの大久保守議員のご質問にお答えさせていただきます。

その前に、先ほど、この旅費の内訳につきまして、私の発言に訂正がございますので、お伝えさせていただきます。

先ほど、賃貸物件の家賃の高騰や円高の進行というふうに発言しましたが、これ、円安の間違いでございますので、ご訂正をよろしくお願ひいたします。

続きまして、先ほどのご質問の件ですが、賃貸物件につきましては結構な高額になっております。このシンガポールが多くの外国企業の支社とかオフィスがございまして、駐在員や外国人の労働者が住む物件の需要が非常に高くなっているところでございます。これに伴いまして、家主が高めの家賃を設定する傾向があるというふうに聞いておりますので、このような金額になっております。この職員が、当初、シンガポールに派遣されるときに、クレアの東京本部のほうにも問い合わせたところ、シンガポールは家賃が高いという形で聞いておりましたので、この金額につきましては、本件の派遣職員も女性の単身でございますので、超過勤務等により帰宅時間が遅くなることも頻繁にございます。安全性を考慮するようクレア東京本部の助言をいただきながら、本人に任せておるところでございます。これにつきまして、この家賃が高額になるということもありまして、そのほかに宿泊費等、出張手当を支給しているところでございます。これにつきましては、同じシンガポールの事務所に派遣しております富山県魚津市ともお話しさせていただいた中で、このような形になったわけですが、その後、愛知県の国際課のほうで全国に海外に派遣している自治体を対象に調査をしたところ、13団体のほうからご回答がありまして、その団体全てにおいて、宿泊料とこの手当

を支給しているというところでございますので、多少高額になっておりますが、これにつきましてはクレアからの補助金、それと、1,200万円を超えて特別交付税措置があるということを、ぜひともご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 本当に特別の特別というんですか、なかなか家賃50万円の賃貸物件というのは、自分はあんまり聞かないんですけども、そのほか出張費で2万6,700円出ているというような話ですけれども、1,200万円補助が来ているという話で、これがスタートしたところはあるんでしょうけれども、実体的に彼女は何をしているんでしょうか、職員は。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの大久保守議員のご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、6年12月4日、この前の全員協議会のほうでも説明させていただきましたが、キャベツ販路を開拓における課題解決、それと、嬬恋村のPRでインバウンド誘致について、こちらのほうで関係団体とも協力しながら、この先の嬬恋村のどういう形で推進していくかというところを課題と考えまして、クレアの業務を行いながら、そういう業務も行っているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） シンガポールについては、また同僚議員が質問するようありますので、ここら辺で止めておきますけれども、どちらかといえば、やっぱりクレアの仕事をしているのが主なのかという気がするんですけども、1,200万円の補助が来ているという中でやったという事業ですが、残念ながら、議会から何だという声があると、あつという間にやめてしまうというのも不思議なんですけれども、やめちゃっていいんでしょうか。もうやめることになっているんでしょうけれども。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの大久保守議員のご質問にお答えさせていただきます。

1年経過しまして、来年度が2年目となります。希望といたしましては、このまま可能であれば、続けさせていただきたいというところではございますが、なかなか2年の短期間ということもあります。今までやってきましたクレアの業務もやらなければならないという中で、なかなか短期間では実績を残せないということもあります。これにつきましては、業務中途の半ではございますが、今回、2か月限りで帰国するようにというふうに先方には伝えてありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） それでは、一般会計のほうはこれで終わらせていただきます。あとは、また同僚議員が質問いたしますのでお願いします。

最後に、ふるさと納税であります。

手数料50%以内ということで、こうなると相当取られている感じがするんですけれども、なぜ、こんな質問をするかというと、一番最初、ふるさと納税やったときには、村の役場自体で職員がこういう手数料とか何とかやっていたわけなんですけれども、今、たまたま、うちの長が県の町村会長ということで、こんな話だけになっちゃうのかなと思うんですけれども、せっかくなので、町村会でこういう手続をする事務、会社をつくって、この手数料を取れるようにしたら、各町村がもっとこの収入が増えるんじゃなかなと。例えば、うちが2億円だとすれば、1億円もうこの手数料でなくなっちゃうわけですから、それを少なくとも10%だ、15%にすれば、その分、またその収入が増えると思うんですけれども、何かそういうような、せっかく会長であるんであれば、各町村の長に聞いて、そういうような会社をつくって、手数料どうだ、分けてやらないかというふうなことはできないんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） ふるさと納税の仲介をやれと、町村会でパブリックにみんなで協議してどうだと、こういうご指摘、ご意見でございました。

悪い話じゃないと思いますが、現在は、テレビ等で見れば今度は楽天が参入するとか、我が自治体でも10社ぐらいが中に入って、手数料を払って、ふるさと納税の代行業務をやっていただいているということあります。可能性については、町村会ができるのかどうかは、ちょっと分かりませんが、勉強はさせてもらえたたらと思っています。勉強はさせてもらうということでおろしいでしょうか。ということで答弁をさせてもらいます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 確かにパブリックですから、できるかどうかはちょっと分からないんですけども、そのようなことでも模索していかないと、なかなかふるさと納税と格好いいことを言われても、半分はもう違う業者に流れちゃっているということですから、納めるほうはそんな50%も取られているということは考えないで、例えば、50万円すれば50万円、この寄附した団体に行っているんだろうなという気持ちでやっていると思うんですね。だから、残念ながら、こういう媒体を使わないとなかなかできないんでしょうけれども、このような50%も取られるような仕事だと、なかなかやる人、いたく人、なかなか難しいところもあるんで、冗談話になっちゃうかもしれないけれども、そんなような考えを持つのも1つかなと思って、質問させていただきました。

いろいろありましたが、以上、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で11番、大久保守議員の一般質問を終わります。

◇ 黒岩敏行君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、5番、黒岩敏行議員の一般質問を許可します。

5番、黒岩敏行議員。

〔5番 黒岩敏行君登壇〕

○5番（黒岩敏行君） 議長の許可をもらいましたので、私から2点、質問させていただきたいと思います。

昨年の3月22日付でJR東日本高崎支社から、JR吾妻線（長野原草津口・大前間）沿線地域の総合的な交通体系に関する議論の申入れがあり、群馬県、長野原町とともに、我が嬬恋村も協議への参加を表明し、およそ1年が経過いたしました。

ご存じのように、吾妻線は嬬恋村にとっては、学生の通学や運転免許を持たない方の通院など、貴重な移動手段となっておることは周知の事実であります。存続を願い、村内各駅のトイレ清掃や駅周辺の夏場の草刈り、また、冬の除雪などの維持管理や、周辺の花壇の整備など、有志の方々がボランティア活動もされています。しかしながら、NHKや日経新聞の記事によると、吾妻線の長野原草津口・大前駅間の2023年度の赤字額が4億9,400万円になったと報じられており、民間企業であるJRにとっては、容易に見過ごすことができない赤

字額となっているようです。昨年5月に行われた協議会後の新聞記事では、嬬恋村は存続を希望しているが云々とありましたが、これらの実情から先行きに不安を抱く村民も多くいらっしゃいます。

そこで、何点か質問をさせていただきます。

1つ目、協議会での協議内容の公開は可能か。もし可能であれば、今後、どのような形でその内容を広く周知するのか。

2つ目、全村民に対しての意識調査など行う考えはあるか。

3つ目、嬬恋村当局としては、今後の吾妻線の存廃をどのように考えて協議会に参加しているか。

2つ目、村有施設の有効活用についてなんですが、今年の8月に当初予算を大きく超える、およそ25億円をかけてサーラ嬬恋が予定どおりの完成を迎える運びとなりました。また、鎌原観音堂を中心とした周辺施設及び陸上トラックのタータンの張替え整備が終了した大笹の運動公園など、多額の費用をかけて完成に至った施設があります。これらの施設では維持管理にもお金がかかることとなりますが、財政事情が悪化した状況の中、今後、どのように運営をしていくかを真剣に考えなければならないのではないでしょうか。

そこで、村当局としてのお考えをお聞かせください。

1つ目として、村民の利用が優先されることと思われますが、村外の有料利用者を誘致する考えはあるのか。

2つ目、今後、村有施設を総合的に管理、運営する新たな組織の設置が必要ではないかと考えますが、村としてはどのようにお考えか。

以上、2つ答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩敏行議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして2点の質問でございました。吾妻線の今後についてが1番でございました。これは、質問の相手、担当課長と明確に書いてございますので、この分につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。

第2点目のご質問が村有施設の有効活用についてでございます。

こちらにつきまして、鎌原観音堂、あるいはサーラ嬬恋ということで、教育委員会が中心

の質問でございますので、まず、教育委員会のほうからお答えをさせていただきたいと思います。再質問のほうで質問があればお答えをさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） それでは、ただいまの黒岩敏行議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年3月21日になりますが、JR東日本高崎支社より、JR吾妻線長野原草津口・大前間沿線地域の総合的な交通体系に関する議論の申入れがございました。これに伴いまして、有識者を座長とした本村と長野原町、国、県、鉄道事業者の構成によりますJR吾妻線長野原草津口・大前間沿線地域交通検討会議が5月23日に発足いたしました。この検討会議は、発足から3回開催されておりまして、検討会議の開催の都度、閉会後に記者会見を開催しております。協議内容につきましては、翌日の新聞報道等により公開しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、2点目、全村民への意識調査につきましてですが、現在のところでは予定はしておりません。この検討会議は任意協議会でありまして、今後、仮に再構築協議会、いわゆる法定協議会へ進むことになれば、地域の方が構成員に加わるのではないかと思われております。また、吾妻線利用の8割が高校生のため、昨年の夏には高校生とその保護者の方にアンケート調査を実施させていただいておるところでございます。

続きまして、3点目でございます。

本村におきましては、検討会議の対象駅のうち3駅がございます。仮に、廃止となれば、村内から鉄道駅がなくなることになります。重要な検討会議と認識しております。検討会議への参加を了承したことによりまして、存続、また、廃止という前提を置かないで、国、県、有識者のご指導をいただきながら長野原町さんと協力して、利用者にとって利便性が向上する交通体系の検討をしていきたいというふうに考えております。ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

[教育長 地田功一君登壇]

○教育長（地田功一君） ただいまの黒岩敏行議員のご質問2つ目ですが、村有施設の有効活

用について、その1、村民の利用が優先されることと思われるが、村外の有料利用者を誘致する考えはあるのかについてお答えいたします。

最初に、サーラ嬬恋ですが、村民の利用を最優先といたしますが、より多くの村民の方へ芸術文化事業に触れていただきたいと思いますので、それらの機会を提供するために有料利用者への貸出しを行って、音楽、舞踊、演劇等の公演や教育、文化、産業などの展示などを行つていきたいというふうに考えます。

次に、嬬恋村運動公園につきましては、村民の健康増進と都市との交流を持って、地域の振興を図ることを目的として整備されました。具体的には、嬬恋中学校の体育や部活動での活用や東・西小学校、幼稚園、老人クラブなど、広く村民に活用されているところです。また、観光面では、村内の宿泊施設を利用することを条件として、有料での利用ができるようになっています。夏休み中は高校生、大学生の合宿などの利用が多い状態ですが、今後、利用率の向上につながるように、村観光協会や村内宿泊施設とも連携していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 黒岩敏行議員の最後の質問に私のほうから答弁させていただきます。

村有施設を総合的に管理する組織の設置が必要ではないかとのご質問をいただきました。大変よい考え方だと思っております。現在、運動公園は教育施設として管理していることから、経営面をあまり重視をしない形の運営になっているかと思います。サーラ嬬恋も維持管理費が懸念されている中で、利用者を増やし、使用料も増やす取組が欠かせないと考えております。現状では、人員不足の中、新たな部署の設置は難しいと思われますので、まずは、教育委員会事務局をはじめ、関係する観光商工課、交流推進課、未来創造課、健康福祉課などで連携をして、有効活用と収入を上げるためのプロジェクトチームを設置したらどうかと考えております。維持管理費の財源として、少しでも多くの収入が得られるよう取り組んでいかなければいけないと考えておりますので、今後ともご指導をいただければと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

最初の質問の協議会の内容なんですけれども、年3回行われて、その後の記者会見の内容が、翌日、新聞の報道に出ているというお答えであったと思うんですが、これ、任意ではあるんですけども、村が協議の席に着いたということで、村民の関心というのは非常に高いと思われます。広報に掲載するとか、村独自で分かりやすい方法で、親切丁寧に説明してやるというのが必要ではないかと思います。また、結果のみではなく、開催の予定なども含めて、広く周知したほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの黒岩敏行議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、本検討会議につきましては、任意の検討会議でございます。この検討会議では、次の段階で別組織をつくって、決定権のある組織を立ち上げる必要があるとの考えでございます。本検討会議につきましては、この決定権のある組織へ提出します材料づくりをするのみでございます。しかしながら、今回、実施させていただきました高校生アンケートの結果のような必要な情報につきましては、構成員の中で協議いたしまして、長野原町と足並みをそろえて公表していきたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

いろんな事情があるかと思われますが、可能な限り、公開と周知はしていっていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

じゃ、2つ目なんですけれども、住民たちの意識調査というのは行わない予定と書いてあるんですが、昨年、今、おっしゃるように、昨年の夏に高校生と保護者を中心としたアンケートが実施されているかと思われますが、なぜ、高校生だけとしたのか、また、そのアンケートの結果によって何が分かり、その結果をどのように生かすのか分かればよろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの黒岩敏行議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、このＪＲ吾妻線の利用者の8割が高校生でございます。この鉄道のほかに利用している交通手段等を調査いたしました。結果は、村のホームページ等でご確認していただけると思いますが、今後につきましては、新聞報道にありましたとおり、作業部会というのを設置いたしまして、具体的な方策を検討していきたいというふうな形で考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

今後は、作業部会というものが設置されるということなんですが、作業部会の構成とか開催の予定というのはお聞きできますか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

作業部会の構成につきましては、沿線町村、長野原町と本村、また、有識者、それとＪＲ等の少数メンバーでスタートする予定でございます。回数とか開催時期については、まだ未定という形になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

まだそういったような段階であるということで、一応、先行きは分からぬと思うんですが、流れを見てみると、任意の協議会が、今、開催されていまして、その中で作業部会というものが設置される。それが最終的に再構築協議会と呼ばれるような法定協議会への移行になるのかなという、ちょっと不安というか疑問もあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この作業部会を経まして、この検討会議の意見をまとめるという形になると思います。先ほど申し上げたとおり、今後、この決定権のある組織の立ち上げになると思いますが、そちらへの材料づくりという形の、今、現段階でございます。このまま、すぐ、この決定組織を飛び越えて、法定協議会に移行するということはございませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

少し安心しました。今、おっしゃるようにいろんな判断材料を集めているというようなお話をですが、先ほどは高校生を中心としたアンケートということだったんですが、全国的に高齢者への運転免許の返上を促していることもありますし、また、昨年、吾妻線で渋川に行つたんですが、そのときに、原町の日赤病院に通院されている方が、たまたま隣に座られて、廃線になると困るけれども、どうなるのかなみたいな、やっぱりそういったことを気になさっている方もいらっしゃいます。また、そういった高齢者を含めた一般の利用者の意見としては、どのように集約して検討するのか、また、その予定はあるのか教えてください。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの黒岩敏行議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど、ご答弁させていただきましたが、利用者の8割の高校生とその保護者の方には、アンケート調査を実施させていただいたところでございます。しかしながら、一般の利用者の方の特定というのは非常に難しくて、今後の進め方につきましては、検討会議での協議になるかというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

分かりました。今、一般の利用者の方というふうにおっしゃったんですけれども、やっぱり、なかなか利用されなくともJR吾妻線を存続させるために、赤字分を村が負担するのか、また、できるのか、そういったような不安を持たれている方もいらっしゃると思われます。ですので、可能であれば、その判断材料なりを集約する意味も含めれば、利用者とか利用者じゃないに限らず、意識調査をしてみてはどうかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

それも可能ではあるとは感じております。ただ、検討協議会が開催されている中で、隣の長野原町さんとの足並みをそろえていかなくてはならない。また、JRの事業者の方の意見も聞きながら進めていかなければならぬという中で、今のところ、独自のアンケートという形は考えておりません。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） 分かりました。

相手や周りの群馬県や長野原町というような関係性もあるかと思われますので、できるだけ村民の意見を幅広く聞いて、生かしていっていただきたいなというふうに思います。

1点目の質問の最後なんですけれども、今までの質問も踏まえてという形になるんですが、当局としては吾妻線の存続をどのように考えて参加しているのかということで、答弁を聞いていると、やっぱり存廃、どちらもという前提を置かないで、白紙の状態で臨んでいるということかと思います。であれば、昨年、実施した大前と渋川駅間を利用した運賃補助、来年度は多分、実施しないのではないかなど、一般会計の予算を見ると、ちょっと私の見落としかもしれないんですが、なかつたように感じるんでしょうけれども、もし、そうだとすれば、実施しないのはなぜでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの黒岩敏行議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年度で実施させていただきました補助事業につきましては、ふだん、電車を利用しない方々への電車利用のきっかけづくりをと考へて、試験的に実施させていただいたものでございます。6月から12月の7か月間の間、実施させていただきまして、延べ2,588回の利用がございまして、1日平均にしますと12人ほどの増加となりました。JR発表の2023年度の長野原草津口の平均の通過人数が260人と少数の中、ある程度の効果があったものと思われますが、その8割以上のお客さんが、補助金がなくても乗ったというご回答をいただいております。これに伴いまして、特定の方の利用が多いという傾向となっております。また、財源確保ができなかつたため、来年度の実施は見送らせていただいているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） いろんな事情があつてのことであるかと思われますので、致し方ないのかなと思いますが、事情を知らない方は、ちょっと後ろ向きなことと思われてしまうかと思われますので、そういう事情もしっかりと説明をしていっていただければと思いますの

で、今後ともよろしくお願ひいたします。

では、2つ目の質問で、村の村有施設で、村外利用者の誘致はどう考えるかということなんですが、教育長のお話を聞いていますと、なかなか、これ、全ての施設が村民優先、これはもう当たり前のことかと思うんですが、昨日の下谷彰一議員の教育長の答弁の中で、平成29年度から令和3年の間の平均の利用料収入が40万円ということであったと思うんですが、到底これだと維持費もままならないというような感じになるんですが、やはり、村外利用で有料の方に使用していただくというのをもう考えていかなきやいけないのかなと思うんですが、やはり、どうしてもその辺は村民優先、しようがないと思うんですけれども、何かいい方法、考える策はないでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 黒岩敏行議員のご質問にお答えさせていただきます。

村民の方については、電気代、暖房代ということで、その負担をいただくということで、今までの実績とすると40万円ぐらいだったということなんですが、これから有料で使う村外の方だとか企業の方だとか、あと、いろんなイベント関係ですか、そういうものも企画して収入も上げることも検討しながら、事業を計画していきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

やはり、村有施設であるということから、村民の利用が最優先されるというのは致し方ないかと思います。以前、運動公園にJリーグのチームが合宿に来たことがあったかと思います。子供たちを中心に村内にも活気が出たようにも思われますし、こういった利用は、当然、宿泊なんかも伴いますので、施設利用以外の経済効果も見込まれるんではないかと思われます。なかなか難しいことは思いますが、そういったものの誘致も広く求めていく。サーラ嬢恋についても、コンサートなんかをいろいろ誘致していただければと思いますので、最後の質問とダブりますが、最後の質問、総務課長のほうで何かプロジェクトチームみたいなのをつくってもというようなご答弁があったかと思うんですが、ぜひとも、なかなか財政上、新しい組織は難しいということなんですが、副村長はオリンピックのメダリストでもありますし、国民的人気の高いプロ野球の西武球団の代表までされた方なので、そういったパイプを生かしていただいて、お金がかからなくて有効、有意義にそういったイベントが開

けるような形をしていただきたいと思いますが、そういったことだけでも検討していただけないでしょうか。

副村長どうですか。村長でいいです。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） お答えをさせていただきます。

先ほど、総務課長より誘客についての府内プロジェクトチームの担当課長等、入ったものというお答えをさせていただいておりますが、再度、私にどうかというお話をいただきました。

ぜひとも、いろんな議員の皆様方から、今回の一般質問の中でも、もうちょい知恵出せやという話もございました。また、副村長からは、横の連携も取りながらというお答えもさせていただいておりますが、府内、もう少し風通しをよく、横の連携を取りながら、府内の今この管理運営についてのみんなで知恵を出し合うシステムをしっかりとつくって、また議会に報告できるよう、6月議会には報告できるように、ちょっと考えたいと、こう思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

先ほど、黒岩智未議員の質問の答弁にも、総務課長からありましたけれども、大きく考え方を変えないと駄目だと。そうしないとトンネルの出口は見えてこないということですので、村長、今、6月には説明できるようにということなので、ぜひその約束を守っていただきたいと思います。それをお願いして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で5番、黒岩敏行議員の一般質問を終わります。

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。

再開は、15時から再開をさせていただきたいと思います。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時01分

○議長（佐藤鈴江君） 再開させていただきます。

◇ 松 本 幸 君

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員の一般質問を許可します。

9番、松本幸議員。

[9番 松本 幸君登壇]

○9番（松本 幸君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、地方創生事業について。

12月定例会でも質問させていただきましたグランドデザイン策定事業の件で、いろいろなゾーンで集約して開発しようとしているのですが、目的は役場庁舎の建設を細原地区に持っていくたいがための計画なのではないかと推察したくなるのですが、いかがでしょうか。

もしも、そうであるなら、ちょっと目的を変えて検討したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、今回の全員協議会の中で、同僚議員からも出たように、まずは、自分たちで考えて計画策定してから業務委託をしているのでしょうか。先ほども答えはありましたが、まさか、丸投げしているなんてことはないでしょうね、いかがでしょうか。

このグランドデザインの策定は、今後の村の在り方を方向づける重要な案件だと思います。ゾーンで区分けして、どんなメリットがあるというのか、お答えを願います。

その次のメンバー構成は、見たら書類の中に書いてありましたので、これは省きます。

次に、シンガポール事務所派遣事業の件ですけれども、これも廃止になったことですので、取下げをします。

それで、一番下のほうなんですが、この一般質問に対してのこの回答を「検討します」という言葉で終わらせないために、毎年9月の決算議会のどこかで検討結果の回答をさせていただきたいが、いかがなものでしょうか。

以上、明快な答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 松本幸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きな質問事項2点ございました。第1点目が地方創生事業についてでございます。こちらにつきましては、副村長、村長、質問相手とございますが、副村長のほうより明快なお答えをさせていただきたいと思います。

2点目、シンガポール事務所派遣事業についてということで、ただいま、一般質問取下げというお話がございました。決算議会かどこかで結果についてしっかりと報告していただきたいという趣旨の発言がございましたが、しっかりと報告できるように努めてまいりますことをお約束申し上げます。なお、詳細については、第1問目の答弁につきまして、副村長からお答えをさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） それでは、松本幸議員の質問に、私のほうからは地方創生事業についてということで、お答えさせていただきたいと思います。

グランドデザインの策定におきましては、役場庁舎の建設のみならず、上信自動車道の完成に伴い、村内においての交通流動が将来的に大きく変化する中で、今後、村内の持続的な発展に大きな影響を持つと予想される整備予定のインターチェンジ周辺や、嬬恋村内の地域拠点の整備の在り方について、検討を行うものでございます。

職員の関与につきましては、まず、策定の業務委託をするものの、職員が策定に参加することにより、基本的な構想を検討し、併せて、専門的な知見が必要な部分について委託業者が行うということを考えております。また、ゾーンを設定することにより、地域の構造を体系的に整理し、目指すべき理想像に基づいた土地利用や開発の方向性を示すとともに、地域社会の全体のニーズを考慮しつつ、個別のニーズに対応でき、また、住民や関係団体の意見を集約しやすくなるとともに、計画策定の透明性や納得性を高めることができると考えております。

策定に当たっては、広く職員、住民、各種団体から意見を賜り、多様な視点を反映した計画とすることが重要だと考えております。とにかく、知恵を出し、汗をかいた職員と外部の有識者、アドバイザーで構成する庁内検討会や関係団体との協議、アンケートやオンラインでの意見募集等の取組を通じ、地域に根差した実効性の高いグランドデザインの策定をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

9番、松本幸議員。

○9番（松本　幸君）　先ほどの哲夫議員の質問からの質問だったかな、それで丸投げはしていませんというような未来創造課長からの回答がありましたけれども、何でいいですか、私がこの事業のまず最初に見たのが、もちろん上信道のあれですよね、コースの構想といいますか、それを中心に、そのいろいろなゾーンをつくって、開発するんですよというような意味合いの図表というか、出ていましたけれども、私、この前の全協のときにも言ったように、集約するものはやっぱり先ほど、誰かの、同僚議員で出ましたけれども、集約するものは大きなこういう公共施設、役場庁舎、あとは、本当は東部公民館、サーラ嬬恋、そういうのをどうにかしたかったわけですけれども、もう筆を下ろしちゃって、サーラ嬬恋に筆を下ろしちゃったんだから、次は役場、どこをやるか、もうそういう計画しか選択肢がないわけですね。それか、最初にあんまり俺がしゃべっちゃったらあれだけれども、サーラ嬬恋、後には子供も少なくなる学校、そういう対応の仕方とか、そういうものもやっぱり含めた中の計画というのが、私は必要じゃないかと思います。取りあえず、副村長、まとめる役でこの構想の中心になって会議を開いていると思うんですけども、ほかの課長さんの意見とか、村長の意見は最終的に聞けばいいんだから、最初から村長の意見をやっちゃうと身動き取れなくなるよね。だから、課長の意見を、うんと、その全員の課長と、あと課長補佐もいたよね、メンバーに。そのメンバーの皆さんのお意見を全部、この人はこういう考えだなというのが分かっている中の会議なんでしょうか。その辺、ちょっと伺います。

○議長（佐藤鈴江君）　副村長。

〔副村長　黒岩　彰君登壇〕

○副村長（黒岩　彰君）　松本幸議員の質問お答えさせていただきます。

松本幸議員おっしゃるとおり、いろんな議員の方々に職員がしっかり学んでいるのかと、しっかり知恵を出し合っているのかというご指摘は受けております。先ほど、土屋哲夫議員のお話の中にもあったように、我々、この役場で勤務している職員は、本当に優秀な人材だと思っております。その横の連携をしっかり保って、しっかり知恵を出し合って汗をかいて、そして、このグランドデザインの中にそれを盛り込んでいければいいのかなというふうに思っております。先ほどから言っておりますその庁舎を含め、一極集中、多極分散という言葉がありますけれども、先日の全協でも松本幸議員からもご意見をいただきました。例えば、熊野神社、あそこには逆さ杉というものもありますし、そういう文化財があります。田代にも、これ、間違っていたらすみません。吾妻山神社ですか、そういうものも文化財等々も盛

り込んだグランドデザイン、これを将来的、20年、30年、40年、50年と、この嬬恋村が続く限り、ここに繁栄できるようなものを含めたグランドデザインを考えていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 特に、このざっくばらんに言いますと、このグランドデザイン、一番、今、重要なことは何かというと、私から考えられるのは、この上信道の完成時、上信道が完成したときに、どのぐらいの車が嬬恋に果たして下りるんだろう。今まで、取りあえず長野原から下のほう、結構、上信道開通してきましたけれども、私は一個も降りたことはありません。1回、伊香保に行くときに途中下車したぐらい。そうならないような、このやっぱり施策というか、このグランドデザインというのが一番必要だと思うんですよね。その辺は、副村長どうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） 松本幸議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども私のほうから言わせてもらったんですけども、やはり、全てが全て、同時進行というわけにはこれはいかないと思います。必ずそこには重要性、そして緊急性というものがありますので、その辺のプライオリティしっかり把握した上で、やはり重要なものは重要、緊急性のあるものは緊急性という、そういう状況をしっかり見定めて進めてまいりたいとうふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 副村長、もちろん当たり前だよ、それはね。重要なものからつつくんだけれども、俺が思っている重要はそこなの。上信道が取りあえず芦生田、芦生田より下に袋倉があるよね、袋倉、芦生田、鎌原、その次はどうなるのかちょっと分からぬから、とりあえず田代まで行くわけだ。だから、どこかに何かが興味を引きやいいんだけれども、意外と今、車が走っているこの台数は多いんだけれども、目的のない走り方をしているドライバーというか、結構いると思うんですよね。どこかに行くなと思って、草津のほうへは泊まりに行くんだろうけれども、こっちのほうも意外と来るなと思っても、ただ通過して長野県側に行くだけ。だから、何かをそれを止める、ちょっと興味を引くそういうものの開発とい

うのを嬬恋のいろいろな団体ありますよね。商工会とか、あとは観光協会とか。そのいろいろなことをこれをつなげて、これ、私の案だけれども、ちょっと言わせてもらうと、今、田代では愛妻の丘が意外と車が止まる場所になっている。バスとか、夏場は。あれもだけれども、草津に行くバスが大半なんだよね。だから、あそこでれいだね、眺めて、嬬恋来てお金を落としてくれればいいんだけれども、みんな草津町のおかずになっちゃっている。それが現状なんだよね。だから、愛妻の丘プラス吾妻山神社、愛妻神社でいいよ、そういう嬬恋の神社には、全て愛妻の名前を何か使った神社に仕掛けちゃう。それと、あとは温泉も宿も。だから、特に愛妻の丘から近いのは鹿沢温泉なんだけれども、そういうところに、これ前も昔、俺言った覚えあるんだけれども、愛妻のキャンペーンとか、愛妻の何か、この夏のある1か月、2か月を何かそういうイベント的な料理でもいいや、キャベツをいっぱい使ったおいしいキャベツ料理が無料で出るとか、あとは、だから何か、その愛妻の丘とかキャベツを使ったそういう特典のあるイベントとか宿泊設定とか、そういうのを観光協会の中で、ちょっと検討してもらったり、あとはいいや、そんなようなことがあるんだけれども、いかが考えましょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） ただいまの松本幸議員の質問というよりも貴重な意見を非常にありがたく受け止めたいと思います。

今、松本幸議員がおっしゃってくれた、そのような意見、これは本当に重要な意見ですし、貴重な意見だと思っています。例えば、今、出たキャベツのおいしい料理だとか、あとは、愛妻の丘から吾妻山神社へのその連動だとか、鹿沢温泉の利用の方法だとか、これだけでも、もう3つ、4つの意見をいただきました。ありがとうございます。こうしたものを作り、今度、職員も一緒になってそういう意見を反映して考えていくながら、中には、今後、検討委員会の中には、当然、農協も入ってもらいたいと思います。また、トラック協会にも入ってもらいたいと思います。商工会、観光協会、このようなメンバーを検討委員に入ってもらって、多方面から議論をしていきたいというふうに考えております。議員おっしゃるように、この上信道がストロー状態になって、ただ嬬恋を通過するという、これを一番、我々も危惧していますので、その辺のことを真剣に考えてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） ちょっと、いろいろ考えてまとめたんだけれども、勝手な質問をしますね。

やっぱり、下から来る車は、どこで降ろしてもらえばいいかというと、万座温泉があるんだよね、でつかい。だから、芦生田とか鎌原のここだと、まあここでもいいんだけれども、もう芦生田から降ろすような何か作戦とか、あるいは、その田代から降ろす作戦、両サイドから降ろせられれば一番寄りやすいよね。あとは、鎌原。鎌原がもう、ほとんどこれから中心的な場所だよね。軽井沢からも来られるし。また、ここから草津のほうにも行けるし。だから、その辺で、この何から順番立てすればいいのかというのを、やっぱり、我々素人よりも、観光協会の優秀な皆さんとか、あとは、そういう商工会の皆さんもそう、とりあえず商工会の皆さんは、この前の要望の中にもそこの鎌原のインターの近くに何かテナント的なものを建てればなんていう要望書が出ていましたけれども、一応は受けてはあるんだけれども、じゃ、そこにこの前、委員会でも言ったんだけれども、どんな人がどんなことをして、どういうふうなものを出品したいのか、その辺がはっきり作戦が立たないと、これ、なかなか、計画のうちにならないよね。だから、早めにそういう商業的、ここにも土屋哲夫議員のうちはって商業関係でいろいろやっているよね。そういう村の中のちっちゃなこの、ちっちゃななんて言ったら失礼だけれども、お店屋さんをやっているところの中でも、こんな土産の特産物作ろうじゃないかとか。

話、ころころ変わるけれども、草津は今まで温泉まんじゅうだったよね。今は、何とかプリンとか、そんな世界だよね。それだけもう客層が変わっているわけだ。そんなようになるように、田舎じゃない田舎らしくないなというようなものを何か作れるような、そういうような発想を、とりあえず皆さんと考えの中で寄せちゃう。これ、回答でもどうでもいいけれども、どうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） 松本幸議員のご質問にお答えしたいと思います。

私も草津を歩いて、確かに温泉まんじゅうからプリン、色の変わるプリンの上に色が乗つてその色が変わるというような、そういう変わったプリンを見て、なかなか考えているなというのを見てまいりました。こういうものがやはり皆さん、この職員も含めて、意見として上がってきたものを、今度、それを計画する、それを今度、具体化する、そして実行に移していくという、そういうものを府内の中で真剣に考えていきたいというふうに思います

で、また、議員の皆さんのが意見がありましたら、その都度、意見をいただければありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 副村長を中心に、そんなような考え方でいろいろな案を出せれば、何かが生まれてくるような気がします。

それと同じ関連の事項なんですけれども、この構想検討会というやつですね。これが令和6年8月19日の日付で、前見せてもらったんですけれども、これ見ると、2024年までが上半期というか、何ていう表現だっけな、そんなような感じだよね。それで、24年以降の4年間が後期、後半の計画というような、一応段取りだと思うんですけれども、それでいいんですね。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 松本幸議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、2025から5年間、後期基本計画となっております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） じゃ、また未来創造課長で伺うんだけれども、まず最初の基本認識というところに、6つの基本目標、赤い字で「温もりに包まれた福利の村づくり」、「安定感の中にも先進性のある産業の村づくり」、このほか6項目並べてあるんだけれども、こういうものから、あと、具体策を盛り込んでいく必要がありますよね。そのためには何があるのというのが。その辺までは、まだ話は進んでいないわけでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

議員おっしゃった基本目標が6つほど策定されております。その下に、基本施策といたしまして、それぞれ項目を設けまして、今後のその目標を達成するための取組について、後期基本計画のほうに記載させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） こういう計画は、なかなか難しい人が考えたような計画なんですけれども、これはあれですか、委託事業で、こういう文章になったというような意味合いなんですか。皆さんだけが考えて、これをつくったわけじゃないよね、6項目。そこ、ちょっとお答え願えますか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

当然、まとめにつきましては、委託業者のほうが最終的にはまとめた感じになります。作成の過程につきましては、当然、職員も加わり、また、住民の代表の方も加わりながら策定させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） この事業も何らかの補助金とか出ますよね、後々。そのための、やっぱり、何ていいますか、それほど具体策じやないもので、一応、項目をまだつくって、全体像をそういう計画というようなプランに委託して、それから何々事業とか、何々交付金とか、そういうものをいただいているようなことをするというような計画なんでしょうか。どうなんでしょうか。将来。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、まず、この後期基本計画につきましては、デジ田交付金の交付金を使用して策定させていただいております。この個々の政策につきましては、事業に該当します補助金を模索しながら、または、継続した補助金を使いながら施策の執行をしていく形になっております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） どんどん補助金を使って考えてもらいたいですよ。ただね、順番。順番として、こういう、これはうちの職員が全て考えたんじゃないなというように見えるように私は感じるんだけれども、もうちょっと具体策で、例えば、「温もりに包まれた福祉の村づくり」、このためには何を該当するんだ。こういうものをこうすれば、こっちに近づくん

じやないのかとか、そういう裏話の計画というのは、まだできていないわけですね。具体策というか。どうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

基本目標のこの6つの目標に対し、ぶら下がっています施策につきまして、例えば、福祉でしたら福祉のほうの関連する計画を策定していくまして、地域の安全とか防災の関係につきましては、それぞれその目標に向かって推進していくべき計画が策定されているものでございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） もちろんそういうことだと思いますけれども、ただ、やっぱりこの一番基になるのは具体策だと思うんだよね。こういう誰が見てもそうだよな、そういうものばかり掲げていると、絵に描いた餅的な施策になっちゃうような気がするんだよね。だから、嬬恋村にとって、これはどうなの、長野原にとってどう、草津にとってどう、みんな違っていいと思うんだよ、方法が。これは全体のくくりだから。そういう方法が一番大事だから、それを、じゃ、どうするのさということを、うんと知恵を出してもらわなくちゃ駄目だよね。だから多ければ多いほど、この中だって皆さんが11人プラスアルファ、こっちは12人、こんなに知恵が、1人でやるよりはいっぱい知恵が出ると思うんだよ、いろんな意味で。だから、もちろん村長はその中のトップであるんだけれども、さっき、最初に、村長が最初に口出しちゃうと、周りから意見が出ないんじゃないのかというようなことを言わせてもらったんだけれども、だから、村長は何の会議でも、最初に村長挨拶するけれども、そんなに大したこと言わなくたっていいんだ。みんなでまとめてください、お願ひしますぐらいで。そうすると、皆さんはいろんな意見出そうという方向に変わると思うんですよね。この辺は村長にちょっと聞きたいんですけども、その辺、村長やっぱり、村長が先にガツン、これはこういう方向でぜひ頼むわ、ぜひまとめてくれや、これはいいようで一番悪いんだから、その辺、村長ありませんか。そういう経験というか、挨拶の仕方というか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 地域の全体の上信自動車道ができるという、すぐにできるわけじゃございません。

ざいませんけれども、現実、しっかりととした形が整いつつあるので、それに応じた村全体の、一番高いところは環境省の法律という法律があります。その下に来ると、林野庁の林地開発の話もあります。その下に来ると、畠になれば農村整備の予算関係もございます。災害になれば、国道の話、県道の話、道路の話、あるいは、河川の話と。いろんな法律規制がございます。また、開発するということになりますと、風致地区もありますし、景観地区もありますし、また、文化財保護法という法律もある。そういうことを全体的に考えてグランドデザインをつくっているということだと思いますが、今回、グランドデザインは副村長中心にしっかりととしたコンプライアンス、法律関係も含めて、また、担当担当が全部いますので、中心でしっかりとつくってまいるように指示をしてございます。ぜひとも、議員さんからも今回、前向きな意見が出てきておりますので、それらも十分吸収しながら、議会ともしっかりと勉強会を重ねていけたらと思っています。また、各地域、各団体、また、村民の多くの皆さんの意見も聞きながら、副村長を中心に将来の計画がハード面ではできればなど、このように思っています。

また、もう1点だけ、教育長中心にサーラ嬢恋という、これについては、運営を将来しっかりとやれという多くの村民の意見、また、議員の皆さんのお意見もございますので、これらについては、しっかりと教育長中心に運営体制をやっていこうということで、府内もしっかりとそういう対応をするべく、課長会議等を通じながら対応をしてまいりたい、こう思っています。

私がこうだという方針、基本的な方針は、私はこうしたいという話をさせてもらった後については、それを肉づけしたり何なりするのは、副村長、教育長中心にしっかりとまとめてまいりたいと、こう思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） このグランドデザインの件は、副村長が中心になって、これからも続けるということでしょう。やっぱり副村長、頭になるんであれば、下の、下のなんて言ったら変だけれども、委員の声を1日に1個は絶対聞き取るような会議をお願いしたいと思います。あと、もう1個、この会議でいいですか、関連のことで質問しても。議長。

○議長（佐藤鈴江君） はい。

○9番（松本 幸君） この会議の中で、課長会議というものがありますよね。その課長会議の中で、私は課長会議がどういうあれなのか分かりませんけれども、やっぱり伝達事項的な課長の集合体じゃ駄目だと思うんですよ。だから、その辺、今、現況はどうなんでしょうか。

こう課長が集まれば皆さんから意見が出ているのでしょうか。これは誰に、総務課長に聞こえかな。どうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの松本幸議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど、一般質問の最後のほうに、議会の結果について当局の対応を報告してもらいたいというご質問ございましたけれども、その辺から併せてお答えをさせていただきます。

まず、毎回、定例会が終わった後に、各課で議会からの意見、提案いただいたものに対して、どう対応するかというのをまず課長会議のほうで出していただいている。それを表にまとめて、次の課長会議でそれぞれの課長が報告をしています。そんなことをやっていますので、一般質問の最後の部分については、ちょっと様式を変えて、議員の皆さんにお伝えするということはできるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、今年の1月から全体的に職員を会議室に集めた朝礼というものを廃止しました。これは、一部の職員が朝礼として、毎月1回集まても全体的に共有ができないということで、郡内も朝礼をやっているのは嬬恋だけだということが分かりましたので、朝礼を廃止しました。その代わり、課長会議において、各課の課長補佐、あるいは係長が順番で書記係をすると。その書記係が詳細に会議録を作って、それを庁内の羅針盤で全職員に共有を図るというようなふうに今年から変えました。そういうことに伴いまして、先ほど、松本幸議員言われましたように、報告だけの会議ではまずいということで、そういった体制を変えることで、各課長さん方の発言の機会も、大分増えてきていると思います。そういったことで、組織の活性化、情報共有、新たな提案に対応するということで、今、組織力を上げる努力はしておりますので、その辺でご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） それじゃ、課長、あれだよね。この最後に俺がちょっと言ったこと、9月議会のときに、だから、前年度の予算を、決算審議を受けるそのときに、その年の一応、各議員から出た一般質問の回答を、だから、回答といったって全てオーケーじゃないわけだ。できるはずもないわけだ。誰々議員の言ったこの件は、まだ、今、ちょっと予算的にも難しい、ただ、何年後ぐらいにはそっちまで行けると思うとか、そういう可能性とか、だから、議員の皆さんもああいうことを前言ったんだけれども、どうなっているのかなということが

意外とあると思うんだよね。だから、そういうような結果報告といいますか、そういうことで当局は受け止めていますよというような、この回答ができれば、議員の皆さんもいろんな一般質問ができると思うんですね。だから、そんな方向で、ぜひともよろしく、それは大丈夫ですね、そういうことでね。やると言っていたんだから。

○議長（佐藤鈴江君） 答弁はいいですか。

○9番（松本 幸君） 一応、言ってもらおうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、また、今日の結果を踏まえて、次の課長会議で、松本幸議員からこういう意見があったということで、今後、対応どうするかという提案をまたさせていただきて、全課長、出席者、特別職の出席をいただいた中で、じゃ、こういうふうに進めようということで統一できれば、それに向かって進めるということを進めることとなると思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） じゃ、総務課長、そういうことでよろしくお願ひします。よろしくお願ひしますといったって、あと、数日の命になっちゃうんだけれども、そういうことで、取りあえずお願ひします。

あと、もう一つ、ちょっとはっきりさせてもらいたいなという件が1つありますて、やっぱり今回の予算決めで、あれだけいろいろなことをやって、工面していろんなことをやったんですけども、これ、やっぱり一番最初の問題は、この造る、造らないは造るに決まったわけだよね。ただ、造るに決まったんだけれども、ちょっと事業費が我々の嬬恋の器じゃないぐらいのレベルじゃないのということを各議員からも一般質問的に、ちょっとどうにかしたほうがいいんじゃないのということが、すごく毎回、毎回出たわけですね。ただ、それが出たんだけれども、何ゆえに村長はそれを聞く耳を持たなかつたのか、まず、その点を村長、答えてください。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） サーラ嬬恋が当初15億円から17億円ぐらいでないかということを想定に積立てもしてきたり、また、過疎債12億4,000万円使いましょうというようなことを話してきたり、基金のほうにつきましては、5,000万円、8,000万円、1億円、1億円という

ことで、3億3,000万円ほど積立てをし、さらに1億円、当初予算で積んで4億3,000万円だったかな、基金も積めたということでやったわけでございますが、その後、ご存じのようにウクライナからの関係が出てきたということで、資材高騰、輸入、円安も重なったということもありまして、輸入品が高騰したということで、価格上昇については100億円のものが2割、3割、4割上がったというようなことでございます。あわせて、人件費も相当上がつておるという現実もございます。そういうことで、資材高騰や人件費も相当上がったということで、当初予算、想定よりも7億円、8億円ぐらいは増えてきていたと、結果的に。この間は議会のほうの承認も得ながら、手順を踏んで、そして、運営協議会も設立して今日まできて、業者には発注も既に終わっておるという状況でございます。事業変更がちょっと極端にそういう状況変更があったということも現実でございます。見通しが甘いと言えば甘い部分もあるのかもしれません、いずれにせよ、不可抗力的なそういう現実もあったということも事実でございます。今後におきましては、しっかりと経済状況を見ながら、また、周囲の状況を確認しながら、大きなプロジェクトについては計画を立案し、財政規律を守りながら進めていくべきだと思っております。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 村長、やっぱりやるときはやらなきゃ駄目なんですよ。計画は計画、でも、ない袖は振れない。絶対に我々、嬬恋の村民9,000人ちょっと、あのサーラはいいね、よかったです、最高のものができたね、何人言っていると思いますか。あんなの造ってどうするんだ、田代の若い連中なんか、トラクターみんなで連ねてデモするべや、そんなことまで言っていますよ。そんなことに使うなら、何でこっちにも手を回してくれないのかな、あっちにはくれないのかな。もう、たらればだからいいけれども、いいんだけれども、そのぐらいの考えを持って、やっぱり決断して実行してもらいたいんです、一番は。その中で、村長に近寄れる特別職、教育長もそう、副村長ももちろんそう。ちょっと、お二人にその件について意見を聞いてもよろしいですか。

教育長、まず、そういう予定で事業費がかさんでいると、俺、教育長にも前言ったことがある。ただ、教育長はその何とか委員会でこういうことが決まりました、ああいうことが決まりました。その中で動いているからというような意味合いで俺に伝えてくれたんだと思うんですけども、何とも思わなかったんですか、その件に関して。あの忖度なしの意見言ってください。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

[教育長 地田功一君登壇]

○教育長（地田功一君） 松本幸議員のご質問にお答えします。

金額については、私もここに着任したときにも感じたことなんですが、私の生活のこれまでの中で何千万円とか何億円とかという、そういう金銭感覚というのは、まず感じられないような状況の中で、少し進んでいったというのが、まず1つです。これが決まっていく経緯については、何回もお話はしているのかなと思いますが、検討委員会という中で、まずは文化協会や、あるいは、村民、いろんな方々のこんな会館が欲しいというようなところから始まって、それが検討委員会を経て、いろいろ出ました。3階になったり2階になったり、あるいは、あそこが避難所だということがあります。そんなことで、いろいろそのためには太陽光だ、あるいは地中熱とか、いろいろ災害に備えた新しいものやら必要なもの、そういうものを、こんなものが必要だろうということで盛り込んでいった。その結果、皆さんいろいろな意見を踏襲すると、実は、こういう大きな箱物になったということです。お金については、先ほども言ったように、ちょっと金銭的な感覚というふうに言われると、そんなんでいいのかと言われるかもしれません、大変な金額がかかるなというは自分では自覚はしています。しかしながら、何かそういうふうないろいろな意見を聞く中で、また、みんなでつくり上げてきたものが結果的にそういうお金になったというようなところには、ちょっと愕然とする部分はあるんですが、この計画を肅々と進めていくことが必要なんだろうなという、自分の立場としてはそのような考えを持って進めてきたということです。決まってから、議会のある、常にこれが大きな問題になっているということは、大変自分としても大きな大変なことなんだろうなというふうに思うとともに、なかなか、やりくりをしていくというのは、多分、基本的にはできないというふうに思っていますし、であれば、少しでもそういうものを、今後、運営というところで回収をしていくような、そんな責任を持ってやっていく必要はあるんだろうなというような、そんな、今、気持ちでいます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） たならばの世界を言って、本当に申し訳ないんですけども、教育長が心底の腹をちょっと話していただけて、私的にはよかったですなど、こう思っております。だから、多分、副村長も、副村長去年からだもんね、あんまり財政的なことだってよく把握もできないような世界だったから、今回は聞かないことにします。

あと、こういうことを、やっぱり、次の何といいますか、計画に十分役立てるような結果

になれば、今回の何でいいですか、施策のちょっとしたトラブル的なものもプラスに変化するんじゃないのかなと、私、プラス思考で考えておりますので、その辺は十分よろしくお願ひいたします。

あと、来年度の予算組みだって、今年、これでようやくやつとこだよね。今年は、だってまだ基金とかいっぱいあったんだよね。それを使い出して、はたき出して、もう残りが幾ら、10億円だっけ、トータルで全部で。それも彰一議員が質問した中でも、あそこの千代田区との愛妻の何だっけ、建物、あの壊し賃だって1億ちょっと溜っているわけなんだけれども、それはそれでもう、それに使うしかないんですから、それは絶対に融通の利かない基金だよね。そういうことで、この自分たちのこの懐具合で、やっぱり行政、いろいろなことを皆さんに決めていただきたい。とにかく、基本は村民のためだからね。村民のためになれば、私はどんなことでもいい策略じゃないのかなと感じます。

あと、先ほど、どなたかの質問で、つまごい祭り、花火大会出ましたけれども、実は、田代花火大会、何で始めたかというと、あれ、最初コロナだよね。コロナの関係で村おこしの練り歩きとか、ああいうものができなくなっちゃった。また、練り歩きをすることで婦人会、若妻会の皆さんがあまりの暑さで倒れちゃう。そこまで危険な目に遭ってまでやることじゃないのかなというようなことから、じゃ、秋の涼しいときにキャベツも終わった頃に、みんなで花火大会でもやろうじゃないというような意見が出たんだよね。それで、その花火だってやっぱりお金がすごくかかるわけ。もちろん、キャベツの関係の農薬屋とか段ボール屋とか、そういう皆さんの協賛をいただく、それプラス田代の村民の協賛もいただいているんですよね。その村民の中には、こんなちっちゃい小学生までいたんです、最初。それで封筒を配られて、私、お年玉が500円あるから500円入れるとか、そんなお金の、それは大した金になるわけないよな、500円、1,000円じや。ただ、そういう気持ちの中で始まっているんですよ、ああいうものが。だから、たかが花火大会じゃないか、つまごい祭りがしなきや、いいんだ、田代へ見に来れば。田代、いっぱい愛妻の丘のほうにも車置けるし、グラウンドにもいっぱいまだ車置けますよ。だから、どんどん田代の花火大会に参加してください、出てください。ただ、花火大会というのは誰もみんなうちで見られるじゃない。現場に行かなくても。あれが一つ、いいといえばいいんだよね。こういうお祭り事でみんな集まってお祭りをするのもしていたんだろうけれども、みんな自由時間で晩飯食べて、ちょっとまたあれだな、花火が鳴り始めたなといえば、みんなで縁側のほうで、また外へ出て花火を見るというか、そういうことによって、ものすごく家庭内のこの輪といいますか、できるような気が

します。よそに出ている子供も、私、娘がいるんだけれども、娘も盆に帰ってこないで、そこに帰ってくる。土日、それを利用して里帰りするんだよね。今、そういう若い娘とか息子とかが結構多くなっています。だから、いろいろなこの利点が、いろいろなやっぱり協力を得て、それなりに成り立っているんですよね。だから、私は、絶対そういうものをそういう気持ちを大事にしてやりたいような気持ちでいるんですけども、だから、つまごい祭りも今回はしようがない、我慢してもらって、なぜかといったら、それだけのリスクをショットわけだ、要は。そういうものも村民もやっぱりある意味、感じてもらわなければ、この村の行政というものに、ちょっとあんまり無頓着な村民じや困るから、こういうのもひとつ、私は裏のその気持ちを大事にしたかったから、意見で申したわけだけれども、そんな関係があります。ただ、あんまりしゃべってもあれだから、村長……

○議長（佐藤鈴江君） 質問で。

○9番（松本 幸君） 村長、そんなような考え方で、取りあえず、田代、我々、そういう考え方でお祭りでも何でもこなそうとしているんですけども、どうでしょうか。何か意見をいただきたい。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 今のどうでしょうというの、田代の花火大会どうでしょうと、こういう意味でございますか。

○議長（佐藤鈴江君） いや、財政が厳しいということを村民に知ってもらうということはどうでしょうかということだと思います。

○村長（熊川 栄君） 財政が厳しいという現実をつまごい祭り、キャベチュー、こういうものを削除したと、こういうことは財政が非常に厳しいことであるという意味を含めて、今回、削除させていただいたということあります。ほかの議員からは、何でやめたんだという意見もございましたけれども、そういうことを村民に厳しいんだよということを認知していくためにも、今回削除と、こういうことになったという経緯でございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） そんなことで、今回はしようがない、みんなでリスクをショットで頑張らなくちゃならないわけだから、その辺で、ちょっとみんな個人個人に、ちょっと強い気持ちを持って明日に向かうというか、そんな方向でやらないと、またこれ、来年度の予算づけ

になるとすごく困ると思うから、その教訓の中で、今回は頑張っていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で9番、松本幸議員の一般質問を終わります。

◇ 石野時久君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、6番、石野時久議員の一般質問を許可します。

6番、石野時久議員。

〔6番 石野時久君登壇〕

○6番（石野時久君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

昨日の午後からずっと一般質問を続けてきて11番目ということで、皆さん、大変お疲れとは思いますけれども、今しばらくお付き合いをよろしくお願ひいたします。

大きく2つあるんですけれども、1つ目の今後の役場庁舎については、1番の黒岩議員とほぼほぼ重複しております。答弁については、簡単で結構でございますということで、質問だけはさせていただきたいと思います。また、2番目については、少し重複したというところが午前の質問であったかと思いますけれども、踏まえてでの回答で結構だと思っています。ということで、質問させていただきます。

公共施設の建て替えについては、まずは嬬恋会館、そして、その後は役場庁舎とのことで推移してまいりました。どちらも耐震補強はせずに、その資金においては建て替え時に充当するという考え方で現在に至っております。嬬恋会館については、8月の完成に向けて工事が進んでいるところであり、その後は役場ということになろうかと思いますが、現時点では、場所の選定もされておらず、資金についてもめどが立たないのが現実だと思います。

さらに、吾妻一般廃棄物処理施設の建設は避けられないことであり、その分担金も予定しなくてはなりません。そうなると、役場の建て替えについては、当分の間は実現に向けた計画を立てることは難しいと考えますが、どのようにお考えなのか、伺いたいと思います。また、長期的に建て替えが見込めないのであれば、耐震補強工事を検討する必要があるのではないでしょうか。お考えを伺います。

続きまして、小中学校の担任制と教員の働き方改革についてということでお願いします。

小中学校の学級運営については、1つの学級を1人の教員が責任を持って対応する担任と

いうスタイルがスタンダードになっていました。そんな中で、このところテレビ等で報道されたのですが、2019年頃より、自治体、学校が主体となって新しい取組として、チーム担任制や複数担任制、そして、グループ担任制など言い方は様々であるようですが、学級担任を1人に固定しないで複数の担任で担ったり、学級担任という枠組みを外して、学年全体を複数の教員で対応するというような、複数の教員がローテーションを組んで担任をするという取組を導入する学校が全国で増えてきているとのことです。この動きは、物理的にできない場合、あるいは、教員の仲が悪く、チームを組めない場合などは仕方ないですが、それ以外の場合は、時代の流れはチーム担任制、これ、代表的名称として、これにしました。にあるとのことであります。その大きな理由は、子供と保護者の考え方とニーズの多様化に対して、よほどの力量のある教員でない限り、1人でクラス全員の対応に当たるのは無理があること、そして、教員の心身の健康を守る上でも、また、生徒や保護者の満足度を多少なりとも上げるためにも、チーム担任制は止められない流れであるとの見解もあるようです。

さらに、こうした動きは教員不足や働き方改革が喫緊の課題となる中で、業務分散による教員の負担軽減を図るとともに、複数の目で子供たちを見守るということで、いじめや不登校の早期発見につながることです。

そのほかにも、小学校では学級の荒れがなくなるとか、子供と教員の相性問題の解消にもつながるようです。デメリットもあるようですが、事例もたくさんあるようです。嬬恋村でもチーム担任制について、検討をしてトライする価値はあるのではないかでしょうか。お考えを伺います。

そのほか、幾つかの質問させていただきます。

村内の中学校の各学級は、ほぼ定員割れ状態と認識しています。そのことから、教員の方の負担は、定員いっぱいから見れば、少し軽いのかなと思いますが、残業時間と仕事の自宅への持ち帰りの状態はどのようになっていますか。また、そのことについてどのようにお考えですか。

次に、全国では2023年において、激務や保護者・子供・教員同士等の人間関係などに起因した精神疾患等での退職者が過去最高だったとのことですが、嬬恋村ではそういった案件はありましたか。休職者も含めてお答えをお願いいたします。

次に、働き方改革の一環かとも思いますが、東部小だよりによりますと、あと2年で鼓笛が廃止になるとのことで、理由は、子供の人数減と楽器が不足してそろわなく、借りているということでした。このことについてお考えを伺います。また、西部小についてはどのように

にお考えですか。

次に、現在、小学校高学年では、一部の教科において、教科担任制に取り組まれているようですが、来年度からは3、4年生にも拡大することです。そのことと今後の方針についてお考えを伺います。

次に、子供たちの欠席や遅刻等の連絡方法についてですが、保護者がスマホで簡易に報告でき、教員間での共有もできるといった取組が進んでいるようですが、嬬恋村はどのような状況でしょうか。伺います。

以上について、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 6番、石野時久議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 石野時久議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

今後の役場庁舎についてのご質問でございましたが、この件につきましては、既に何人かの議員さんにもご答弁をさせていただいております。石野議員の質問の要点について、お答えを私のほうからさせていただきます。

役場の建て替えについては、当分の間は実現に向けた計画を立てることは難しいと考えるが、どう考えますかというご質問でございますが、既にお答えを、答弁をさせてきておりますとおり、なかなかすぐ立てるという状況にはございません。今までの答弁と同じでございます。しっかりと基金を積み立てる。そして、どこに建てるか、いつ建てるか、また、それについては、しっかりとパブリックコメントを取りながら決めていくというお話を、今までお答えをさせていただきましたので、そのように考えております。また、もし、すぐに建て替えが見込めないのであれば、耐震補強工事を検討する必要があるのではないかというご質問でございました。この件につきましても、先ほど、ほかの議員さんでお答えをさせていただいております。いずれにせよ、耐震の補強をすることになりますと、直接工事費も非常に数億円かかるということもございます。それから、既に、その後、当時の計画からもう既に13年経過してきておるということで、物価高騰が続く現在では、相当な費用が見込まれてくるということになると思います。あわせまして、給排水設備や電気設備などの老朽化もかなり進んでおりますので、公共施設の個別施設計画については、最終的に建て替えることにして、耐震補強はしないということになって、現在ございますので、ご理解をいただきたいと思います。私のほうからは以上でございますが、2点目の質問につきまし

ては、教育委員会のほうからお答えをさせていただきます。よろしくお願ひります。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） ただいまの石野時久議員の2つ目のご質問、小中学校の担任制と教員の働き方改革についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、社会の急激な変化や社会からの多種多様な要求、期待等を受け、教育改革が、今、求められています。そして、今、群馬県では、一人一人がエージェンシーを発揮し、自ら学びをつくり、行動し続ける自立した学習者の育成を最上位目標とする群馬県教育ビジョンが進められているところです。

さて、ご質問、まず1つ目、チーム担任制についてですが、最近、そのメリットや効果が発信されていることは承知しているところです。しかしながら、簡単に実施できるものではありません。学級編制に係る制度や職員の配置等により、その可否が決まることとなります。来年度、群馬県教育ビジョンで推奨する少人数学級編制及び弾力的学級編制について、選択可能となる対象学年は、村内3校のうち1学年のみです。実は、現在、この対象学年を弾力的学級編制、いわゆるチーム担任制を選択し、導入を検討しています。

次に、2つ目、教職員の残業時間と仕事の自宅への持ち帰り状況についてですが、校種や繁忙期、個人差等にもよりますが、基本は、残業及び持ち帰らないように努めていただいています。しかし、繁忙期、特に、学期始めや成績処理等の期間では、3時間を超える職員も確認できます。残業や自宅への持ち帰りは、極力しないことが基本であり、実現に向けては、人的配置はもちろんですが、業務削減、業務の効率化等の改革が必要と考えます。

続いて、3つ目、精神疾患による休職者や退職者についてですが、本村においては、早期退職者1名、休職からの職場復帰が1名となっています。

続いて、4つ目の鼓笛についてですが、郡内はもとより、多くの学校において活動の縮小、廃止の流れが顕著に広がっているところです。その原因として挙げられるのが、子供の減少はもちろんですが、授業日数や授業時間の確保、教育課程への位置づけの困難さ及び年間を通して膨大な練習時間、子供の多重負担、活動制限を誘発する気候の変化、指導者の減少等が挙げられます。活動の可否については、子供にとってどうあるべきかを第一に、併せて、地域性や学校規模、職員体制、子供の実態、保護者の考え方等、総合的に判断することが大切であると考えます。ちなみに、西部小学校については、当面、活動自体は継続するようですが、行進等のマーチングは行わず、演奏のみとのことあります。夏休み休業中の練習等

は、両校とも休止ということになります。

続いて、5つ目、小学校3、4年生の教科担任制についてです。

現在、小学校5、6年生では、多くの学校が教科担任制を前向きに導入する状況が見られます。実際に、本村においても、両校において教科担任制を導入しています。3、4年生における教科担任制も同じく、その効果に期待されるところです。いずれにしても、教科担任制導入の明確な狙いはもちろん、学校規模や学校課題、学年、学級の実態、教職員の数や構成等、総合的に判断することが重要と考えます。

最後に6つ目、連絡方法としてのスマホ等の活用についてです。

本村では、各学校においてスマホにインストールを行っているオクレンジャーを導入、活用しております。主な活用内容としては、議員おっしゃるとおり、欠席の連絡、特に、欠席理由や発熱情報をはじめ、簡易な文章も記入可となっております。及び学年、学級の連絡、臨時休業等の連絡、加えて、中学校においては部活動等の連絡等になります。もちろん、教職員間での共有も行っているという状況であります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

6番、石野時久議員。

○6番（石野時久君） 回答をありがとうございました。

最初の1問目は、先ほども申し上げましたように、1番の黒岩議員の回答がほぼ同じということだとは思うんですけども、その何ていうんですか、時系列的にというか、基金に対してもここからどんな目標で積み立てていって、ここから一般廃棄物の支払いのためのが始まってと。そのまた今度は、嬌恋会館の借入れに対して、ここから払いがいってという、そういう目に見える表というんですか、そういうものを提示していただければ私どもも、多分、分かりやすいんだと思うんですよね。そういうのを踏まえて、計画を練っていただきたいと思うんです。それで、こないだ吾妻の一般廃棄物のほうはもう計画というか出ましたよね。はっきりとここからではないですけれども、あれを見させていただくと、やはり、現状ですと、役場庁舎よりはそちらが先かなと私は思っています。ということは、役場庁舎については、計画でいうと、先ほど村長、黒岩議員の質問で答えていましたけれども、7年、8年、10年と言っていましたけれども、そんなことでは全然無理なんではないかと思いますけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 今後、当面、大きなお金が必要になるであろうと想定する案件で、今、石野議員がご指摘のございました吾妻郡全体のごみの焼却施設の件でございます。吾妻環境衛生施設組合の件でございます。今現在、一部事務組合も設立できまして、組織も出来上がってきております。今後、計画を練って、どのぐらいの規模で、いつまでに、どのぐらいのお金をかけて行うのか、実施するのか、また、その負担はどういう形の負担をするかと、一部事務組合で全額借りるのか、各町村別にその負担を割合を決めて負担するのかというような議論をこれから詰めていくと。いずれにいたしましても、相当なお金がかかるであろうと。ここで幾らとは、まだ当然、言えないわけでございますが、お金がかかってくる。これは、今の現在の計画では、令和12年に完成予定ということでございますので、今後、五、六年の間、その間にそういうお金がかかるというのが1つであります。

そのほか、これが一番大きいわけですが、その後に、嬬恋村役場ということになれば、いつまでに、どのぐらいのお金でどこに造るのかということになってくるかと思いますが、2億円ずつ10年やって、20億円ぐらい貯めるというような覚悟を持っていかないと、種錢をつくってしっかり貯めて、どこもそうだと思います。現実、そうだったわけです。ちゃんと大きなものを造ろうと思えば、基金をつくってしっかりとためて、そして、事業をすることだと思いますので、今後、どの程度、どのぐらいの期間、基金を積めていくかということも含めまして、公共施設再編計画もありますから、しっかりとその辺の財政計画も検討していきたい。

もう1点だけ、PFI、PPPについてですが、今後、官民連携、いろんな民間のノウハウを使ったらどうか、あるいは、クリーンエネルギー使ったらどうかという、先ほど議員さんからも提案もございましたので、その辺を全体的な計画をしっかり練って、そして、メインであります役場、いつまでに、どこへ幾らぐらいでと、こういうことを検討していきたいと、こう思います。しかし、もう少し、お金の話はもう少しごくかかるのかというものが固まってくれば、議会の皆さんにも報告をして、また意見を伺いながら進めてまいりたい、こう思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 6番、石野時久議員。

○6番（石野時久君） まだ吾妻の全体の処分場の金額等も出ていないので、出てから計画を練るということでよろしいとは思います。ただ、相当な金額かかることは目に見えていると思うんですよね。ですから、果たして、何年後に役場の庁舎ができるかということで、その

年数によって、今までにもう10年近く、多分、耐震補強しなさいと言われてからたっていると思うんですよ。補助金もなくなっているというのは理解できているんですけども、これからまた10年、15年先じゃなくちゃできないというような、もし計画を練ったときに出た場合、先ほど、午前中にありましたけれども、いつ、何があるか分からぬ状態で、ここで大勢の方が仕事をしているといったところで、果たして、その補強に使うべき金額を建て替えに回すという、それは前に決まっていることなんだとは思うんですけども、果たして、それでいいのかというところも検討しながら、計画を立てていただきたい。本当によく考えないと、ちょっと後で問題になるようなことになるんじやないかと思うんですけども、その辺も踏まえてやっていただきたいと思います。そういうことでどうでしょう。一言お願ひします。

○議長（佐藤鈴江君）　　村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　あと10年なり先ということが、少なくとも基金はためていく必要があると思っています。また、15年先となると、耐震も必要なのかなという気もしないでもございません。いずれにせよ、先ほど石野議員のご指摘のとおり、ごみ施設についての負担金がどれだけかかるか、そのほかにも、もろもろの解体費用も相当これからかかる、スキ一場の解体の話も出るであろうと思ってもおります。また、千代田区の施設については、1億8,000万円ほど預かった基金がありますから、これは問題ないだらうなと思っておりますが、もろもろの公共施設解体も相当お金がかかると。あわせて、地下に潜っているもの、何回も申していますが、これらも相当お金がかかるという、こういう現実もありますので、もう少し中長期の財政計画をしっかりと見直して、また、国ほうの補助事業、激甚化も国ほうの制度もありますので、それらもしっかりと確認して、国土強靭化5か年計画、今、国会で議論されておりますが、今後は5兆円掛ける5年というこの話が、今現在ございます。これが通らないと、また上信道の予算も確保できない、土地改良予算も確保できない、当初予算で確保していただけない状況がまだ続いているわけでございますので、これらも踏まえて、しっかりと財政計画を検討していく必要があると、こう思っておりますので、いずれ、もう少ししっかりと確認をしながら、議会にもしっかりと提示をして、また皆さんの意見も承りながら、また、パブリックコメント、何回も言いますが、村民の意見を確認しながら進めてまいりたい、こう思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君）　　6番、石野時久議員。

○6番（石野時久君） ゼひ、そういう方向でよろしくお願ひしたいと思います。分かっている範囲でも結構なんですけれども、その基金の残高から始まったり、歳入の目標というか、ある程度、現実味のある金額を積み立てるにしても、歳入を増やすものがなかなか見つからないという状態で、最低でもこのぐらいは積んでいくんだというような目標を図表にして、ゼひいただきたいと思います。それで、その吾妻の関係の金額でも決まれば、また新しく金額を入れて、その返済もこうなっていく。また、その建物を壊すにはこの辺からこういうふうにやっていくんだという、その本当に長期的なそういうものがないと、補助金があるからと、じゃ、これをやるべなんて、そんな話はもうできないと思うんですよね。なので、そこをしっかりと皆さんで共有して、いろんなことを考えていきたいと、そういうふうに思いますので、ゼひよろしくお願ひいたします。

次に、2番目の質問のほうに移らせていただきます。

チーム担任制、先ほど教育長の答弁の中で、群馬県のほうのあれでやる、1学年だけやるという説明だったんですけども、ちょっとよく分からなかつたんで、もう一回、すみませんがお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 石野議員のご質問にお答えいたします。

チーム担任制については、群馬県の教育ビジョンで、実現のためのプロジェクトというのがあるんですが、お分かりかと思いますが、国の定数は、小学校1年生から6年生までが35人学級です。中学校が40人学級と。群馬県は今のプロジェクトにより、小学校1、2年生を35人でなくて30人学級に指定しています。中学校においては35人学級です。となると、実は、本村における新1年生なんですが31人です。そうすると、30人までが1人ですが、31人になりますと、1人から上は2人配置になります。そうすると、本来ならば、それを31人ですから15人と16人というふうに分けるわけですが、これがこれまで一般的な分け方でした。ですが、群馬県は今言ったように、群馬県独自で行っていますので、基準が下がっています。となると、31人から35人までのクラスについては、本来は2つに分けるんですが、それを1つのクラスにして、分けずに2人先生がついてきますので、その2人を両方とも担任にしたりとか、あるいは、担任と副担任にするとか、そういう形にしてもよろしいというようなことに来年度からはなります。先ほど、それが選択できる学年かどうかという話ですが、今、言ったように、小学校の1、2年生と中学校の1、2、3年生のみが可能というこ

とになります。そんな中で、配置を見していくと、子供の人数を見ると、今度入ってくる、西部小になりますが、1年生においてそれが選択可能ということで、それではということで、先生方の意見を聞いたり、もちろん、保護者の方にも発信するわけですが、そういったことを経まして、先ほどから石野議員もおっしゃったように、いろいろなメリットがありますので、来年度、その1年の学年を弾力的学級編制を導入しようというふうなことで、今、進めているということです。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 6番、石野時久議員。

○6番（石野時久君） ありがとうございます。

群馬県が独自で認めていただいて、やれることがあるということでやるということでございます。先ほどから、前の午前中の質問でもあったんですけれども、教員不足があるのが問題なんで、そのチーム担任制というのは3学年とかにわたると、プラス1人欲しいとか、そういうことになると思うんですよね。それで、1人が休める体制でやるというのが主流らしいんです、今は。2学級を3人で見ると。そういうのがメインらしいんですけれども、中には、2つの学級を2人で交代しながらやるみたいな。そうすると、いろんな先生とのコミュニケーションによって、問題解決にもつながるなんていう面もあるらしいんですよ。そのことだと、ちょっと教員の方には、ちょっと負担が大きいのかなとは思うんですけれども、この教員不足を考えると、1人プラスではちょっと私も難しい面もあるなとは思うんです。ただ、その2つの学級があって、2人の担任の先生を交代でやるなんていう事例もあるようなで、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 石野議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、いろいろな方法が考えられます。ですが、いろいろな効果を考えたときに、今、言ったように子供にとってどうなのかと考えたときに、例えば、1人病気などで欠員した場合、その先生が面倒を見られるということ、これはもちろんいいことなんですが、今、子供たちがある意味、いろいろ多様的というか、なかなか先生になじめなかつたりとか、あるいは、先生が1人の子供に付きっきりで見ていると他の子に目が行かなかつたりとかといろいろあります。特に、本村において考えているのは、新しい新1年生ですので、まずは同期調で1年間を過ごす、まず、学校の生活を含め、学習等に慣れていただくために

複数の目で見たり、あるいは、子供によっては、この先生なら話できるけれども、この先生ならということもあります。そういうことも含めてやるということですので、2人制でどちらが担任というよりは、子供にとっては両方もう担任という、そういうような立場を取つていただく中で進めていきたいというふうに思います。これが2クラス、3クラス制とかというふうに、もちろん考えられますが、今、言ったように群馬県で35人となりますと36人になると2クラス、そうすると61人になると2クラス、そうなると、3クラスについては4人になりますので、いろいろな使い方というか編制の仕方というのは出てくるかなと。この辺のところは、まだ未経験なところもありますので、子供の実態や、あるいは学習の進度、あるいは、子供たちのそういういろいろな意味での課題を総合的に判断して、どんな形がいいかというのを模索していかなくてはならないというふうに考えます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 6番、石野時久議員。

○6番（石野時久君） ありがとうございます。

教育長おっしゃるように、ぜひいろいろ考えていただいて、工夫していただいて、取り組んでいただいて、全てはやっぱり子供のためになるようにということだと思うんです。それで、もしそういうことでうまくいって、教員の方々に少しでも余裕ができれば、またそれも子供のためになるということで、ぜひ努力していただきたいというふうに思います。先ほどから言っている1人プラスで回すのは大変といって、その学年に対してはそれができるということで、これを実証ということはないんですけども、やっていただいて出てきた課題等を克服して、また、それを広められるように、何か、今、事例があるのは、大体みんな自治体と学校で独自にやっていると。できるらしいんですよね。なんで、その辺も有益であれば、やはり頭に置きながら、学年を広げていくというか、方向を考えていただきたいと思うんです。小学生も大切ですし、また、先生との相性問題というのも結構大きいと思うんですね。不登校だとかそういうところにもつながったりすると思うんです。また、いじめが早期に見つけられるというのは、本当に子供のことに対しては大きなウエートがあると思うんで、ぜひ勉強しながら進めていただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、その次の教員の残業とかということで、先ほどお答えをいただいたんですけども、残業の過労死ライン、これが80時間、それで、今、目標にしているのが45時間、今後は30時間にしていくということでお出でわれるわけですけれども、平成23年では45時間以下が小学校で75.2%、中学校57.5%ということで、どうしてもやっぱり部活動のこと

で、中学校は時間が45時間以下が少なくなっているのかなというふうに思っていますけれども、前に質問させていただいたんですけれども、部活動の地域移行、そういうのもやっぱり進められれば、教員の方も減るのかなというふうに思っています。そんなところで、ちょっと質問に書いていなかったんですけれども、地域移行のほうのあれば、部活のほうの移行のほうはどんな感じで進んでいるかをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 石野議員のご質問にお答えいたします。

皆さんもご存じだと思いますが、中学校の部活動の地域移行ということで、進めていくということで、進めているわけですが、現状から申し上げますと、まだちょっと足踏み状態であります。というのは、吾妻郡で昨年度、郡内において郡としてはどんなふうに取り組んでいくかということで話合いを持ったという経緯がありますが、なかなか各地域によって、あるいは、学校規模によって、部活動の在り方がみんな違うわけです。例えば、高山中学校さんなんかでいくと、部活動自体が3種目ぐらいしかないわけです。多くの子供たちがそこに入っているということなんですが、嬬恋中学校の場合、10幾つとかありますかね。全然違う数です。そして、その部活動が成立しているわけです、今。ところが、この部活動の移行が出てきたのは、学校の中で部活動が成立しなくなっている。そういう状況が多く出てきました。そのために、その器をということで地域移行ということになりましたが、簡単にいいますと、来年度に向けて、スポーツ協会やそういった受け皿等の団体さんとも話し合っていかなくてはいけないなというふうに思うんですが、基本的には土日、週休日における部活動の、考えているのは、移行ではなくて部活連携という形を嬬恋ではちょっと今のところは考えているところです。これも今考えているところで、これから話合いをしたり、あるいは、その受け皿、あるいは、その活動場所をどこにするか、あとは、活動形態をどういうふうにするかによって変えていかなくちゃいませんが、平日の部活動については中学校で行って、週休日及び祝日等においては、地域連携あるいは地域移行というような形で、今後、進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 6番、石野時久議員。

○6番（石野時久君） ありがとうございます。

土日をどうにか教員の方じゃなく考えていくということで、前にも多分、少しお話しした

と思うんですけれども、子供がやりたい部活をできるように、ぜひ頑張っていただきたいと思います。町場だといろんなスポーツに関して、指導していただける人もたくさんいるんだと思うんですけれども、この郡のほう見ると、隣の町村と一緒にになってやってもらうといつても離れていたり、いろいろ難しい面はあるんだと思うんですけれども、他町村と何ていうんですか、合同でできるんであれば、今ない部活もやれるのかなとか、いろいろあると思うんですけれども、その辺も頭に置いて、考えていただいて、ぜひ子供たちが思っているような部活動ができるように、ぜひ整えることを検討していっていただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、先ほどの残業時間等のあれは、3時間を超える方もいるということでしたけれども、45時間を超えているようなことは、あまりないということでよろしいんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 石野議員のご質問にお答えいたします。

伊藤洋子議員のご質問の中にもありましたように、残業、要するに超過勤務ですね、これ等の把握については、在校等時間記録、このファイルによって行っています。細かいところまでちょっと言うあれはないんですが、議員おっしゃるように、80時間をまずは超えないというのが一つのものです。大きなところです。これは、労基法にかかるところです。基本は45時間を上回らないようにということなんですが、実態は、全部は言い切れませんが、例えば、7月の状況をお話ししますと、全体的にこれ、小中学校一緒にしてありますが、中学校のほうがちょっとやはり超過勤務が多くなりますが、45時間以下は75%です。それで、45時間を超えるところで60時間までが15.8%、それで、60時間越え80時間までは行きませんが、が9.1%、大体、あの4月とか成績をまとめなくちゃならないような時期になると、ちょっと上がりますが、今年度については、これまで80越えというのが数名います、実際には。これは校長のほうから指導、それから改善が図られるように働きかけるわけなんですが、ほとんど70%から80%、小学校については90%ぐらいまでが45時間以下ということです。ただ、個人差がありまして、もう本当にぎりぎりの人というか、月が二月続くとか、そんなこともありますので、やはり45時間をまずというふうなことを考えていく必要があるのかなと。そのためには部活動ももちろんなんですが、業務の改善をしていかないとやっぱりそこには到達しないので、今後、それが大きな課題というふうになります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 6番、石野時久議員。

○6番（石野時久君） ありがとうございます。

今回、この質問をさせていただくんで見てみたら、朝早く出て、休み時間もなく、昼飯食ったら、すぐ仕事みたいな激務なところがあって、それで結局、教員不足の原因でもあるわけで、忙し過ぎる。夢を持って教員になったんですけども、なってみたら、何だこれかはと。こんな長時間労働で激務なんかと。だったら違う企業行っちゃおうと、優秀な教員になられた方が、どんどん辞めていっちゃうなんてことも出ていました。やはり、働き方改革、少し詰めていただいて、ぜひあれですね、その過労死ライン、数名いると言っていましたけれども、そういうことはなくすように努力されていると思うんですけども、もっと進めていただいて、教員の方の負担を減らしていただきたいと思います。

すみません、時間がかかるんですけども、次に移らせていただきます。

今、激務の話はしたんで、次の東部小の鼓笛のことでお願いします。

P T Aの会議で説明があつたらしいんですけども、そのときに、今先ほど言ったような内容で、廃止にしたいということで説明があつたらしいんですけども、そのときに意見として、コロナ前は学習発表会等あったのが、コロナによってなくなって、そのまま復帰していない。また、それで鼓笛について東部小はもうやらないということであって、ほかの家族の方に見ていただけるようなことを企画できないかと。私思うのは、授業でやっていることに少し、先生に頑張っていただいて、合唱とか何かそういうことを考えていただければ、少しは、なくなることは仕方ないと思うんですけども、何かそういうことは考えられないでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 石野議員のご質問にお答えいたします。

鼓笛、要するにマーチングですね。これ、やはり村の特徴的な取組だったということもありますし、多くの保護者の方が大きな期待を持っている大きな行事であるということです。学校も、肩を持つわけではありませんが、簡単にこれをやめようというような、そういう話ではありません。石野議員おっしゃったように、形を変えて、西部小学校あたりはそんなふうなところで動き始めたというところですが、東部小学校の校長とも話をしたんですが、校長もやめるとは言いながらも、ここは何らかの形で、当然、発表会とか発信するそういうふうな活動というのはしていきたいということですので、その中身については、学校が十分検

討していただけるように、少し働きかけていきたいというふうに思います。

ちなみに、コロナが終わった後から、本当にいろいろ変わってしまったんですが、実は、この間、この鼓笛のことについて、僻地教育センターというのがあるんですが、そこに吾妻郡内の小中学校の校長が全部集まって、年に3回ほどそういった会議が行われるんですけれども、その中で鼓笛がやはり話題になりました。実は、そのセンターで郡内のその鼓笛についての学習会というのを、これまで何十年もやってきています。それを中止にすると、やめるというような話で、話が出ました。なぜかと言ったときに、まず、東吾妻町の小学校全てが、これ、廃止になっています。中之条町については、学校というより部活動扱いで行っています。今、やっているのが本村と長野原町と草津町と高山村と。意外と小さなところでやっているというのが現状であります。中身を見ますと、傭恋のように金管、打楽器、要するに、ほかの鍵盤ハーモニカとか、あるいはこういう縦笛とかというああいうものを使わないでやっているのが本村のみになります。あとは、鍵盤ハーモニカ。というのは、5、6年生だけではもうできなくなってきたというのが現状なんですね。そうなると、3、4年生までとかというふうになってきますので、まさか、トランペットを吹かせたりとか、そういうような話にはならないということなんです。それでも頑張って残そうという、そういうところは、もちろん、それぞれの学校がやっぱりきちんと自覚してほしいなというふうには思うんですが、いずれにしても、ちょっと今、ここ数年の後に、どうもこの鼓笛については、ちょっと形は変わっていくんだろうというふうには思いますが、先ほど言いましたように、残すべきものは、ぜひ残していくような、そんな姿勢で取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 6番、石野時久議員。

○6番（石野時久君） ありがとうございます。

金管を使っての鼓笛、マーチングをやっているのは傭恋だけだったということで、頑張っていただいたんだなということは思います。また、家族、私、家族の立場でいうと、やはりあれを見せていただくと、すごく感動があったんですけども、これも時代の流れでようがないんだなというふうに思います。ただ、学校で子供がどんなことをやっているかを検討していただいているということなんで、ぜひ、そういうことをやって、現実のものにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そして、次に移らせていただきますけれども、教科担任制ということで、中学校みたいな

格好になるんだと思うんですけども、小学校の場合は、1人の教員の方があらかた1人で教えているというのが昔からあったのが、今は、高学年の方は、何教科かについては得意な方が教えるみたいなことで、教科を受け持つというスタイルらしいんですけども、その辺のその低学年については、どんな教科をやるのかということと、メリットがあるのかどうか、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 石野議員のご質問にお答えいたします。

教科等においては、各学校の事情というか、事情というよりは教育目標や、あるいは、教育課題というのがあります。学年によって、その実態がありますので、教科はそれぞれの実態等を総合して決定するわけです。その裏には、今、言ったように、誰が教えるんだという話ですが、実は、要するに小学校の先生方も教科の専門を持っていて、算数、数学の先生がいれば、算数、数学をというふうになると思います。これまでやってきた、どちらかというと専科教員というような感じになります。それで、今年度行っているのが東部小学校においては、5、6年生において英語、理科、音楽をやっています。西部小学校においては理科、社会、音楽。ここでお気づきになったと思うんですが、何で理科なんだという話なんですが、基本的に理科というのは実験とかがありますので、やはりある程度の知識があったりとか、やっぱりその理科では実験を事前に行って確認をしておくというようなこともあります。そうなると、担任の先生が週に2時間、3時間あるものをやるというのがとても大変になりますので、最近では、再任用の先生がおります。そういう先生が数学とか、あるいは理科を持っているのが多いですから、その理科なんかについて専科教員みたいな形で、ある意味、教科担任制を取るという学校が多いかなというふうに思います。

教科担任制の利点というか、期待されるところなんですが、1人でやるよりはというような話になるんですけども、ある意味、専門性を持っていて、授業の質が上がります。そして、教科担任制をすると、5、6年生からよく言われる中1ギャップというのがありますけれども、中学校に行って、小学校とのその担任制と教科担任制の違いによって、なじまない子が出てくるというのがあるんですが、それを解消する一つの方法にはなっているということ。それから、教科を教えているんですけども、複数の目で子供たちを観察することができるということになりますので、そういう子供理解という意味では、教科担任制というのも一つのメリットかなというふうに思います。あとは、持ち時数がそのことによって減

りますので、ある意味、教師の負担軽減というところにもつながっているということになります。3、4年生にとってはということなんですが、3、4年生も実際には同じです。ということになります。3、4年生、1、2年生全部が教科担任制がいいかというとそうではないんですね。基本的に1、2年生なんかは担任と児童生徒、要するに子供たちがこの接触時間というのがすごく大切になりますので、そんなことを考えると、全てが教科担任制がいいとも限らないということをご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 6番、石野時久議員。

○6番（石野時久君） ありがとうございました。

教員の負担軽減にもつながるということで、いい取組なんだなというふうに思います。時間もなくなってきたので、先ほどの質問の最後で、父兄の連絡、これオクレンジャーでやっているということで、まだ、いまだにそういうことをやっていない学校もあるようですがれども、嬬恋村は進んでいるのかなと。多少なりとでも電話対応じゃなくて、そういうことで済めば、教員の負担も減るということでございます。

終わりになりますけれども、やっぱり働き方改革を多分、取り組んで、多分というか取り組んでいただいて、頑張っていただいているんですけども、ますます進めていただいて、ぜひ他町村よりも早くメリットを出していただいて、ぜひ嬬恋村で教員をやりたいななんていうような体制を取れるように、また、教員不足の解消にもつながると思います。残業時間少ない、子供とゆとりがあって遊べるとか、触れ合えるというような環境づくりを郡全体でなきや、多分、進められない面もあるんだと思うんですけども、ぜひそういうのを念頭に置いて、働き方改革を進めていただいて、子供たちのためになるよう頑張っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で6番、石野時久議員の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件について、会議規則第74条の規定に

よってお手元に配付しました申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） ご異議ありませんので、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） これにて、本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和7年第1回嬬恋村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 4時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 月 日

議 長 佐藤 鈴江

署名議員 伊東 正吾

署名議員 下谷 彰一

令
和
七
年

第
一
回
〔三
月〕
定例会

嬬
恋
村
議
會
會
議
錄